

平成23年第4回

香美市議会定例会会議録

平成23年12月 7日 開 会
平成23年12月20日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 3 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 1 2 月 7 日 水曜日

平成23年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年12月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月7日水曜日（会期第1日） 午前 9時05分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	小 松 美 公
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	中 井 潤
総務課長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	佐々木 寿 幸
管財課長	前 田 哲 雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税務課長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収納課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里

市長提出議案の題目

- 議案第 78号 平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 79号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 80号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 81号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 82号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 84号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 85号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 88号 香美市学校適正配置等審議会条例の制定について
- 議案第 89号 香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 91号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 92号 市道の路線の認定について
- 議案第 93号 市道の路線の変更について
- 議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 98号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 99号 葦生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 諮問第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 56号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 陳情第 1号 小学校バス通学費補助について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成23年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成23年12月7日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 27号 学校給食費滞納整理における和解について

報告第 28号 香美市新庁舎建設工事（建築本体工事）に係る請負契

約の一部を変更する契約の締結について

報告第 29号 香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 30号 香美市新庁舎建設工事（電気設備工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 31号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 32号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 33号 損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について

報告第 34号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 78号 平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第 79号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第 80号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第 81号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第 82号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第9 議案第 83号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

日程第10 議案第 84号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

日程第11 議案第 85号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第 86号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第 87号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第 88号 香美市学校適正配置等審議会条例の制定について

日程第15 議案第 89号 香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について

日程第16 議案第 90号 香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第17 議案第 91号 市有財産の無償貸付けについて

日程第18 議案第 92号 市道の路線の認定について

- 日程第19 議案第 9 3号 市道の路線の変更について
- 日程第20 議案第 9 4号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第 9 5号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第 9 6号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第 9 7号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第 9 8号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第 9 9号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 諮問第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 諮問第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 議案第 5 6号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第 5 7号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第 5 8号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第 5 9号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第 6 0号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第 6 1号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第 6 2号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第 6 3号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第 6 4号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第 6 5号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 陳情第 1号 小学校バス通学費補助について

会議録署名議員

15番、竹平豊久君、16番、島岡信彦君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時05分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成22年（後に「平成23年」と訂正あり）第4回香美市議会定例会を開会します。

これから日程に入りますが、その前に平成22年（後に「平成23年」と訂正あり）第4回香美市議会定例会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

最近まで温暖な日が続いておりましたが、ここに来て朝夕は寒さを感じるようになってまいりましたが、議員各位、執行部には年末を控え何かとご多忙な中を本議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

去る11月24日に第130回全国市議会議長会地方行政委員会を開催し、地方行政関連施策として地方分権改革の推進についてや地方議会の権能強化等9項目の要望書についてを決定をし、正副委員長と事務局で政府並びに国会へ要望行動を行ってまいりました。詳細につきましては、要望書の控え及び全国市議会旬報に掲載をされますのでごらんになっていただきたいと思えます。

さて、本日開会されました議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）を含む22件、諮問5件、専決処分事項の報告8件であります。また、9月議会定例会から継続審査となっていました平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など10件及び陳情1件については、各常任委員長より審査結果の報告を受け採決されることになっております。追加案件としては、議員提出の決議案2件、意見書案10件が予定をされております。市長の提出議案につきましては後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位においては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、一般質問につきましても質問の要旨を明確に質問され、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりまして私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて15番、竹平豊久君、16番、島岡信彦君の両君を指名いたします。両君はご了承をお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、12月2日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でござ

います。本日招集されました平成23年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る12月2日に開催しました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり、本日から12月20日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、本日議決を必要とする議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第91号の4件と諮問第3号から諮問第7号までの人事案件5件は、本日委員会付託を省略し本会議で採決まで行います。また、9月の第3回定例会において継続審査となっておりました議案第56号から議案第65号までの平成22年度一般会計並びに特別会計の決算議案10件と陳情第1号については、本日各常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期2日目、8日から会期6日目、12日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、13日から会期9日目の15日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目、16日は、議案質疑の後、各議案はそれぞれ常任委員会への付託となりますので、総務常任委員会は委員会室3、教育厚生常任委員会は委員会室2、産業建設常任委員会は委員会室1で審査をお願いいたします。

会期11日目から会期13日までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会としました。

会期14日目の最終日20日は、各常任委員会の付託議案の審査報告と採決を行い、追加議案がありますので、委員会の付託を省略して本会議で審議、採決します。協議の結果、追加案件として決議案2件、意見書案10件が会期中に文面等の調整を行い署名を整え最終日に提案される予定であります。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、8日の木曜日、午前10時までをお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

その他の協議事項に、結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月20日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月20日までの14日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

平成23年第3回議会定例会において決定をいたしました子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書ほか5件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、去る10月19日から21日までの間、長野県で実施した行政視察の委員会調査報告書の提出がありましたのでお手元に配付しておきました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項（後に「第1項」と訂正あり）の規定により報告第27号から報告第34号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がっております。

次に、平成22年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

10月25日、行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3点目、香美市都市公園、秦山公園の有料化等についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

1点目、住新の滞納整理の状況については、最初に、前回審査後に確定した平成22年度実績報告を受けました。現年収納率44.83%、過年度収納率4.68%、合計6.19%であります。平成22年度完済は8債権、平成23年に入り5件完済、残貸し付け件数は165件であります。平成23年度に入り2債権につき訴訟、2債権を担保競売申し立てを行う。個々のケースにおいては、抵当権実行に係る経過説明、競売後の残債が残る債務者の対応の困難さについて、また、競売配当額の報告がなされました。質疑では、訴訟に至った具体的理由、状況について、一連の流れにおける時効の判断基準が争点になっている点では連帯保証人と面談時の債務引き受けに至るまでの十分な話

し合いがなされていないことへの指摘があり。ほか和解どおりで完済のケースの内容では口座引き落とし変更にて完済を迎えたとのこと。

委員会の意見として、競売後の残債が残るケースにつき困難を来している状況から県補助金の利用状況もあわせ検討し、対応等の研究を行っていく点を確認いたしました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、現在平成22年度確定徴収率現年98.41%、滞納分17.14%、合計91.83%で平成21年度より若干の上昇、平成23年度9月末現在の収納率は前年並み、ただし、新滞納は47件増加、うち32件は1カ月滞納、督促状発送にてうっかり未納か見きわめていく。個別案件では、強制執行、退去後の滞納分支払い交渉案件について、分納誓約履行案件について報告あり。水道使用料についても強制執行された方の徴収状況、給水停止の可能性のある方等についての説明があり。

質疑では、滞納者増加を危惧する声があり。また、早目に滞納の芽を摘む点について意見がございました。

3点目、香美市都市公園、秦山公園の有料化等については、将来長期使用による施設の老朽化による遊具の修繕費、改築改造費あるいは新設費用が必要となります。したがって、好評である秦山公園を経済効果も期待できる施設、例えば入園料徴収や協力金制度、売店設置などを初めとする検討が必要との観点から今回議題といたしました。説明では、現在維持管理費としてスタジアム植栽管理を含め約600万円、子どもの広場の管理委託として愛護会に約280万円、宿直費用に209万6,400円、遊具修繕、消耗品含め全体維持管理費等で年間約1,300万円を要している。入園者は開園時からの調査では年間約13万人を超過している。公共の公園では入場料をいただいている施設は皆無とのこと。

質疑においては、入園者の現状についての確認を行い、平成19年、平成20年ではまちづくり交付金を使っていた関係から調査を行い、結果両年とも約13万人であった。その後は調査はしていないが多くのリピーターもあり、現状も10万人以上の利用はされていると考える。魅力として、ふわふわドームを初め大型遊具が人気であり、無料であることも魅力となっている。利用客は平日は市内、休日は市外の利用客、利用者が圧倒的に多い。当初地域と秦山公園促進委員会にて議論いただき無料となったが、今後財政運営も含め協力金、募金等の研究はしてみたいとの答弁があり。もし仮に有料化する場合、料金徴収を行うとした場合、入園管理ができる施設にするため3,000万円以上の費用を要する。売店設置については、安芸市の広域公園施設の視察も行ってきたが、指定管理者が1年後撤退した状況もあった。本市条例では公園での行為の制限がある。しかし、委員からは仮設の店舗設置等に言及する声があり。現在自動販売機の利益は年間約100万円であるとのこと、店舗設置についても前向きに検討を求める声が多く。本件についてはもう少し精査をする必要もあり、次回のテーマとすることといたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

次に、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、9月定例会以降の議会改革推進特別委員会の審議内容をご報告いたします。

9月定例会以降に10月、11月で計3回特別委員会を開会いたしまして、いずれも本市議会の最高規範となります議会基本条例の原案について審議をいたしましたので、現時点での原案を読み上げご報告とさせていただきます。ただし、原案の作成は現在進行中ですので、今後その内容が変更になったり、新たな条文が挿入されることがありますことを申し添えておきます。

それでは、少しお時間をいただきまして順次前文より読み上げさせていただきます。

（前文）

香美市議会は、二元代表制のもと、香美市民から直接選ばれた議員で構成され、同じく香美市民から直接選ばれた香美市長とともに、香美市の代表機関を構成する。

地方分権の時代にあって、地方自治体の自主性と自主的な決定と責任の範囲が拡大をした今日、議会は多人数による合議制の機関として、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法機能を強化、充実させるとともに、市民の意思を市政に的確に反映することによって、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

これらの使命を達成するために、地方自治法が定める規定の遵守はもとより、公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、市政への市民参加の推進、議員間の闊達な討議の展開、市長等執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研鑽や資質の向上等、必要な議会運営上の原則や体制整備等を定め、遵守、実践することにより、市民に信頼され、活力ある議会となることを目指し、この条例を制定するものであるでございます。

続きまして、本文に移ります。まず、第1章は、総則を定めております。

目的といたしまして、第1条、この条例は、地方分権の時代にふさわしい市民に身近な議会として、議会の活性化と充実に必要な議会運営及び議員に係る基本事項を定め、積極的な情報公開と市民参加を基本とした香美市の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とするでございます。

続いて、第2章には、議会及び議員の活動原則を定めております。

議会の活動原則といたしまして、まず、第2条、第1項、議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会、市

民参加を推進する議会を目指し活動するものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく合理的な議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる香美市議会会議規則、香美市議会委員会条例及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとするでございます。

続きまして、議員の活動原則としまして、第3条、議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを常に認識し、議員相互間の自由で闊達な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表として活動しなければならない。

3 議員は、特定の団体及び地域の代表に留まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

以上でございます。

続きまして、会派としまして、第4条、第1項、議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

3 会派及び会派代表者会議については、別に定める。

第3項につきましては、会派及び会派代表者会議要綱にて定めることとしております。

続きまして、第3章では、市民と議会の関係について定めております。

市民参加及び市民との連携といたしまして、まず、第5条、第1項、議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図るものとする
でございます。

ただ、第2項の会議の原則公開につきましては、個人情報に抵触する場合など等におきましては非公開となることもございます。

続きまして、議会報告会として、第6条、第1項、議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するために、市内各地域に直接出向き、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

議会報告会に関することは、議会報告会実施要綱にて定めることとしております。

続きまして、第4章には、議会と行政の関係を定めております。

議員と市長等執行機関の関係といたしまして、第7条、第1項、議会審議において、

議員と市長等執行機関は、常に緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にして行うこととする。

3 市長等執行機関は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て反問することができる。

第2項では一般質問について、第3項では既に導入しております執行機関の反問権について定めております。

次に、議会審議における論点情報の形成としまして、第8条、議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するために、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 関係のある法令、条例等でございます。

次に、予算及び決算における政策説明といたしまして、第9条、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとするでございます。

第8条及び第9条につきましては、議員が審議を深めやすいように、わかりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めております。現在提出をいただいております細部説明書がこれに当たるわけですが、担当課によりましては温度差がございまして、細部説明になっていない部分が見受けられるとの委員のご指摘、ご意見がございましたので、さらに執行部に申し入れることといたします。

続きまして、第10条は、地方自治法第96条第2項の議決事件でございますが、地方自治法第96条第2項には、地方公共団体に関する事件について、条例により議会の議決すべきものを定めることができるとうたわれております。そこで、市政全般にわたる重要な計画等につきましては、議会と市長等執行機関が市民に対する責任をともに担うとの観点から定めるものでございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

第10条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関が市民に対する責任を共有しながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

第1号、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画に関すること。

第2号、前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関するもので、行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除くもので、次に掲げるものといたします。

都市計画、上下水道等に関する計画、社会福祉、医療に関する計画、農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画、安全、交通、環境に関する計画、教育に関する計画、次世代育成、男女共同参画に関する計画、その他、議長が必要と認める計画。

第3号、市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの。

以上でございます。

ただし、本条文につきましては、執行部との協議、調整が必要でございますのでその旨ご了承をいただきたいと思っております。

続きまして、第5章には、自由討議の保障について定めております。

自由討議による議会の合意形成といたしまして、第11条、第1項、議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、議員相互間の自由討議を保障し、運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

以上でございます。

続きまして、第6章では、委員会の活動について定めております。委員会というのは、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を含めたものでございます。

委員会の適切な運営といたしまして、第12条、第1項、議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を生かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

第2項では委員長の職責、第3項では市民等からの要請に応じ、議会報告会に準じて委員が出向き説明することを定めております。

次に、第7章では、議会及び議会事務局の体制整備について定めております。

まず、議員研修の充実強化としまして、第13条、議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めることとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、必要に応じて広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

議会は、先進的な取り組みを本市の行政に生かすため、視察研修を年1回以上実施す

るものとするでございます。

続きまして、議会事務局の体制整備といたしまして、第14条、議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとするでございます。

ここでは、議会事務局職員の任命権者である議長は、議会事務局の体制を整え強化するよう努めることを定めております。

続きまして、議会図書室の設置、充実といたしまして、第15条、議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとするでございます。

続きまして、議会広報の充実といたしまして、第16条、議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報誌で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

6月議会から開始をされましたインターネット中継も広報手段の1つと位置づけているところでございます。

続きまして、まず、第8章は、議員の政治倫理、身分及び待遇について定めております。

議員の政治倫理といたしまして、第17条、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないでございます。

今後は、議員倫理条例の制定ということも検討課題であるわけでございます。

続きまして、議員定数といたしまして、第18条、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の政策課題並びに類似団体の議員定数等と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会または議員から提出するものとするでございます。

続きまして、議員報酬としまして、第19条、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用し、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出する

ものとするでございませう。

最後に、第9章には、本条例の最高規範性と見直し手続について定めております。

最高規範性といたしまして、第20条、この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならないでございませう。

続きまして、見直し手続としまして、第21条、議会は、一般選挙後及び、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合、本会議において、改正の理由及び、背景を詳しく説明しなければならない。

以上が、現時点での香美市議会基本条例の原案でございませう。

今後は、特別委員会の委員以外の議員各位の皆さんのご意見も含めてさらに検討を重ね原案をつくり上げていきたいと考えております。原案作成後は、市のホームページ並びに広報誌においてパブリックコメントの募集、さらに議会報告会を開催し、市民の皆さんのご意見も基本条例に反映をさせていく予定でございませう。

条例案の提案につきましては、スケジュールに沿っていけば来年3月定例会の予定でございませうけれども、余り性急になってはいけないと考えておりまして、場合によっては来年6月定例会への提案となることも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上、議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの議会改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第4、議案第78号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）から日程第30、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上27件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第78号から諮問第7号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございませう。本日平成23年第4回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中をご出席をいただきまことにありがとうございます。また、平素は皆様方には市民福祉の充実や市行政運営

に対しまして何かとご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいまから諸般の報告と議案の提案及び説明を申し上げます。

まず、各課関連の行政報告から申し上げます。

総務課から職員採用資格試験につきましては、10月16日に職員採用資格試験の一次試験を実施し、二次試験は12月10日、11日に予定をいたしております。

市民賞につきましては、11月3日に第6回市民賞表彰式典を行いました。今回の受賞者は、大柵診療所の黄永彦先生と紫苑流如月会の皆様であります。

4管財課から新庁舎落成につきましては、10月29日に新庁舎落成記念式典を行い、尾崎知事を初め多くの来賓の方々に新庁舎の落成を祝福いただきました。同時に、庁舎新築落成記念事業実行委員会により日曜市広場周辺におきましてふるさと祭りが開催され、屋台村、郷土芸能、祝いもち投げ、歌謡ショーなど、多くの市民の皆様や議員各位にもご参加をいただき、祭りが盛大に開催されましたことに心から感謝を申し上げます。

まちづくり推進課からエリアメールにつきましては、平成23年9月12日より気象庁が配信する緊急地震速報や、国や香美市が配信する災害、避難情報を回線混雑の影響を受けずに受信することができるNTTドコモエリアメールの利用が可能となりました。

レジ袋削減運動の宣言につきましては、平成23年11月1日、香美市、香南市、南国市の3市で環境にやさしい生活の実現と、水と緑に恵まれたふるさとの環境保全と創造に向け、市民や事業者などとともにレジ袋削減運動を行うことを宣言をいたしました。

姉妹都市交流につきましては、10月15、16日に開催されました第30回刃物まつりに姉妹都市である北海道積丹町並びに福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域特産物の販売やPRを通じて市民との交流を図りました。

健康介護支援課から災害時の医療救護活動及び医薬品などの供給に関する協定書の締結について、11月4日に社団法人高知県薬剤師会香長土支部と香美、香南、南国の3市並びに嶺北4町村との間で災害時の医療救護活動及び医薬品などの供給に関する協定書を締結いたしました。今後は、大規模災害時に協定市町村が設置する医療救護所など、地域の薬局から薬剤師の派遣や医薬品の提供を受けるための具体的な対応について協議を進めます。

福祉事務所から東日本大震災に対する義援金についてであります。香美市での東日本大震災に対する義援金の取り扱いは9月30日をもって終了し、総額1,160万3,135円を市からの義援金として日本赤十字社高知県支部へ送金いたしました。この間多くの浄財をお寄せいただきました個人あるいはまた各団体の皆様方に心から感謝を申し上げます。

福祉体育大会につきましては、10月10日、香美市香北体育センターにおきまして香美市福祉体育大会2011を開催し、高齢者や障害者及び福祉関係者など約230人が参加し、スポーツを通じて触れ合いを深めました。

建設課から土木関係でございますが、道路改良工事につきまして発注済みの7路線中、泰山公園杖坂線と須江野開北幹線の2路線が完成をいたしました。

がけ崩れ住家防災対策事業は、11件の工事を予定しており、5件が発注済みであり残り6件は県へ申請中であります。

災害復旧事業は、査定決定済み5件を11月に発注し、9月21日の台風15号により被災した道路、河川など2件につきましても11月末に査定決定を受けており、順次発注の準備を進めております。

上下水道課から公共下水道工事につきまして、あけぼの街道のJR線路下越し区間の雨水工事は完了し、側道部の汚水工事を施工中であります。また、伏原地区汚水工事は順調に進捗しており、平成24年4月1日に供用を開始いたします。

特定環境保全公共下水道事業につきまして、香美市やなせたかし記念館の詩とメルヘン絵本館付近の下水工事は完成し、下野尻地区の管渠布設も年内に完成予定であり、平成24年4月1日に供用を開始します。

農業集落排水事業につきましては、管渠布設工事は年度内にすべての施設が完成し、逆川クリーンセンターは平成24年4月1日の供用開始に向け今後は機器の調整に入ります。

簡易水道事業につきましては、影山配水池移設に伴う一連の工事は順調に進捗しており、年度内には新施設に移行する予定であります。現施設は移行後に撤去工事を発注する予定です。また、9月21日の台風15号により五王堂簡易水道の取水施設が被災し取水が不可能となっております。現在は配水池近くの谷から仮取水で対応していますが、今定例会に取水施設の復旧工事関連補正予算を提案いたしております。

災害時における復旧必需物資の調達などに関する協定の締結について、10月14日に大地震や風水害などにより大規模災害発生時における上下水道資機材の優先供給調達に関する協定書を扶桑建設工業株式会社と締結をいたしました。同社は、上下水道施設の設計施工と資機材販売なども行っている日本有数の総合水処理企業であり、東日本大震災におきましても上下水道資機材調達に関し迅速な対応が大きく評価されており、加えて当市でも上下水道資機材の納入実績と平成22年度には農業集落排水事業の逆川クリーンセンター本体工事の施工実績もあることから、災害時には迅速な物資調達が可能となりました。

生涯学習振興課から芸術祭、体育大会、スポーツフェスティバルにつきまして、第6回香美市芸術祭が社交ダンスを皮切りに俳句会、短歌会や合唱、演奏会などが行われております。来場者の方々は芸術の秋を満喫をされております。また、9月から11月にかけて第6回香美市体育大会が開催され、ソフトボールや卓球、弓道など8種目の競技に参加され、350名の方々が参加をされました。競技を通して親睦を深めるとともに心地よい汗を流しておりました。11月に開催されました第4回ファミリースポーツフェスティバルには、例年よりも多くの方々が参加されハンドサイクルやペタンク、

マウンド体験などを親子で楽しみました。

消防課から平成23年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきましては、昨年同期と比較しまして火災件数は5件、救急出動は98件の増、救助出動は2件の減となっております。以下、表に載せてございますので見ておいていただきたいと思っております。

消防団の活動につきましては、9月26日に消防団員の技術向上と連携を図るため物部川緑地公園で合同訓練を行い、各方面隊から出場した9分団が放水技術を競いました。また、10月16日には高知県消防操法大会が開催され、ポンプ自動車の部に片地分団、小型ポンプの部に岡ノ内分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露しました。

秋の全国火災予防運動につきましては、11月9日から15日まで秋の全国火災予防運動が展開をされました。運動初日の9日には、消防署前におきまして土佐山田幼稚園児によるマーチング演奏が行われ、園児たちとともに火災予防を呼びかけました。また、運動期間中、各消防団がそれぞれの管轄区域におきまして防火宣伝を実施をいたしました。

続きまして、今期定例会における議案の提案及び説明を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告についてです。

報告第27号は、学校給食費滞納整理における和解についてです。

報告第28号は、香美市新庁舎建設工事の建築本体工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてです。

報告第29号は、香美市新庁舎建設工事の機械設備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第30号は、香美市新庁舎建設工事の電気設備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第31号は、学校給食費滞納整理における訴えの提起です。

報告第32号は、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

報告第33号は、損害賠償請求事件に係る訴訟の和解についてです。

報告第34号は、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

次に、議案第78号は、平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額に5億1,736万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ159億4,175万円といたしました。

概要は、普通交付税の追加、臨時財政対策債の減額、土地開発基金の土地購入及び学校施設の耐震改修工事の追加のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

議案第79号は、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

議案第80号は、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついてであります。

議案第 8 1 号は、平成 2 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてです。

議案第 8 2 号は、平成 2 3 年度香美市国民健康保険特別会計の事業勘定の補正予算（第 2 号）についてです。

議案第 8 3 号は、平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計の保険事業勘定の補正予算（第 2 号）についてです。

議案第 8 4 号は、平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計の介護サービス事業勘定の補正予算（第 1 号）についてです。

議案第 8 5 号は、平成 2 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてです。

議案第 8 6 号は、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 8 7 号は、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 8 8 号は、香美市学校適正配置等審議会条例の制定についてです。

議案第 8 9 号は、香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定についてです。

議案第 9 0 号は、香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

議案第 9 1 号は、市有財産の無償貸付けについてであります。

議案第 9 2 号は、市道の路線の認定についてであります。

議案第 9 3 号は、市道の路線の変更についてであります。

議案第 9 4 号は、猪野々集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 9 5 号は、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 9 6 号は、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてです。

議案第 9 7 号は、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてです。

議案第 9 8 号は、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてです。

議案第 9 9 号は、菰生野コミュニティセンターの管理、指定管理者の指定についてです。

次に、諮問第 3 号から第 7 号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めます。

以上、平成 2 3 年度香美市一般会計補正予算など報告 8 件、議案 2 2 件、諮問 5 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

なお、議案第 7 8 号の平成 2 3 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、法整備に伴う条例改正施行日までの作業日程確保のために早期契約が必要であるた

め、また、議案第79号の簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、飲料水施設復旧工事の発注を早期に行い一日も早い施設復旧完了が必要であるため、また、議案第80号の公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、設計完了までに法令に基づく関係機関との協議に多大な時間を要するので早期に発注し委託業務の完了をするため、また、議案第91号の市有財産の無償貸付けにつきましては、小規模特別養護老人ホーム建設に係る入札の日程の都合のため、ただいま申し上げましたそれぞれの理由から開会初日に議決をいただきたく提案をいたしますので審議のほどをよろしく願いをいたします。

以上終わります。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから報告第27号から報告第34号までの専決処分事項の報告について質問を受けたいと思います。質問はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君）　2番。報告第34号につきまして少しお伺いをいたします。

これは水漏れということで、老朽化によるところのということでありましてけれども、これ、この団地内ですね他の部分のこの事件のあった後の対応というものはどのようになっていますでしょうか、お聞きをいたします。

それと、もう1点、これ定期的に、老朽化でありますので、定期的に点検ということにつきまして今まで行っておったのかどうか、この2点お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　物部支所地域振興課長、和田　隆君。

○物部支所地域振興課長（和田　隆君）　はい。報告第34号についてお答えをいたします。

この件が起こって本人から申し出があったのはこの2月の21日でありました。ほんで、すぐに現地を確認しその日のうちに修理はいたしました。

点検についてですけれども、定期的な点検といいますか周囲の状況とかは見には入りますけれども、なかなか漏水等については検針によってその水量が上がってきますので、そういうことで確認をしていくというところですよ。

以上です。

○議長（西村芳成君）　2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君）　関連であります。

となりますと、事後といいますか、これが起きてから後の対応ということに今後ずっとなっていくと、このように理解してよろしいでしょうか。定期的に検査がなければその漏水等あったときに、そのときに時点でもって対応するというのを今後も繰り返しといいますか行っていくと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君）　物部支所地域振興課長、和田　隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。お答えします。

漏水についてはなかなか目に見えるものではありませんので、どうしても検針に基づいて確定、それがはっきりするところになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。報告第32号についてお尋ねします。

今まで物部のほうではこの林道やその他でグレーチングのことはいろいろ出てきましたけど、これはあの黒土のほうの関係ということですが場所と、それからこの事件の中身、それからその後一体どういうふうなことであるかについてお尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。片岡議員のご質問にお答えをします。

報告第32号、グレーチングはね上がりの事故でございます。これについては、場所と、旧カガミ農園…。

○議長（西村芳成君） 場所は書いちゃうき構いません。

○建設課長（宮地和彦君） ああ、場所についてはこの番地先でございますが、谷山紡績があって開発をされたその北側の道路でございます。それと、このグレーチングにつきましてはもう年数が相当たっております。ただ、ちょうどですね農園側のほうの開発区域のほうにですね道路区域がちょっと広がったような形状になってまして、本来なら側溝の上へタイヤのブレーキとか制動があるべき場所ではございませんが、やはり多くそういう制動の場所になっております。したがって、受け皿のほうは、グレーチングの受けのほうはちょっと弱っておりますはね上げを起こしたという状況でございます。すぐ補修をしまして、今現在は全然振動もないような形には直っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎です。

報告の第29号なんですけれども、これ免震地下部分の結露対策ということですが、これ使ってて結露が随分ひどくなってきてということで、いうふうに理解していいんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員のご質問にお答えします。

この結露はですね今年の6月に梅雨の時期に起こりまして、で全館、その地下も結露したんですけれども、全館にわたってですね結露状態になったというようなことがございまして、その地下に空気を取り込んでその空気をまた上へ供給すると、こういう仕組みになってるもんですから湿気を、地下ピットの中で湿気が、大量に湿気ますと館全体がですね、庁舎内全体が湿気てくると。で、そのときには6月の時点では1時間の雨量

が30ミリを超す物すごく集中的に降った日がございまして、そのときにですねまだ工事中でございましたのでこの建物の地下ピットに大量の水が入ってその関係で地下ピットがですねすごく湿気たと。今は乾燥しておりますけれども、今後またそういうことが起こらないとも限らないということでですね、地下ピットの中に要所要所に平たく言えば扇風機、送風機をかまして空気がよどまないように、空気が常にこう対流しながらですね新鮮な空気を取り込みながらまた庁舎内に供給できるような、そういう体制にするためにこの設備を追加させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

報告第28号ですけれども、説明書によりますと中央東土木事務所の指導による仕様変更、近隣環境に配慮したことによる仕様変更ということが記載されてますけれども、具体的にどういった指導があったのか、どういった配慮をされたのかっていうことをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

この前の国道、失礼しました、県道につきましては、床版がですねコンクリートの床版でありました。で、かなり今まで使ってきた関係もありましてへたってるところもありまして、それから割れたりもしておりましたので、県のほうもですね新庁舎がせっかくできるので、その新庁舎のその敷地の区域内についてはですね新しく側溝をつけかえてくださると、今現在県の工事でつけかえていただけてますけれども、ただし、県道からこの庁舎に入る入り口の部分については香美市のほうで対応しなさいよということで、そういう関係で追加工事をさしていただいたということでございます。全体的には、結果としましてですねフラットな側溝ぶたになりましたので非常に歩行者にとりましては通行しやすい状況になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

報告の第34号を先ほど若干説明受けたんですが、2月21日に申し出があつてその後和解に至ってきたわけですが、その和解の具体的内容というには余りにもこう時間がかかり過ぎやないかというふうな気がしますが、何かトラブル的なものがあったのか、その点を再度確認します。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。お答えします。

いろいろ手続をとるのに平均的な水量というのを求めなければなりませんので、5月、7月、9月と検針の状況を見て認定水量とかを決めなければなりませんので、そういうことで時間がかかったということです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。関連ですが、平均的水量をとられて実際その和解は大体半々でしたかね、それとも市の持ち分、それともすべて市のほうが払ったのか、本人負担は要ったのか、その点を再度お願いします。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。お答えします。

平均使用量というのを先ほど言いましたけど、95立米というのが出ましたのでその分について、相手の方にはその分の水道料支払いをお願いして残りが賠償と、この場合8,505円という賠償金ということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 報告、報告第33号でお聞きをします。

これ一般質問でも取り上げられました火災の件ですが、どのような形の損害賠償を求められていたのか。

また、訴訟ではありますけれども和解をしたということですが、この和解事項の中にありますその「香美市消防本部においては、本件火災の原因や経緯について十分検討し」とありますが、このどういうふうな総括をしておられるのか、その2点についてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 大岸議員のご質問にお答え申し上げます。

損害賠償につきましては、これへ書いておりますとおり第74号、第75号ございまして、第74号につきましては高層物の損害賠償ということで金額にして1,220万5,004円、そして第75号につきましては同じく575万6,382円と、それぞれ火災の翌日の2月22日から支払い済みに至るまでの年5分の割合の部分です。ね加算をするという損害賠償の請求でございました。

それと、2点目の「本件火災の原因や経緯について十分検討し」というところにつきまして、そして総括ということでございまして、これまで何度も原告側のほうともですね裁判所を通じてですね協議をしてまいりまして、この香美市側のほうの説明がですね一定筋が通ったことであって、原告側からしたら請求に至らないというところをですね裁判所のほうで仲介をさせていただいて、それと地方公共団体、自治体でございまして、市民とこれ以上争うことはということでですね和解のほうを裁判所のほうが仲介し

ていただいたというふうに自分としては解釈しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） その訴訟をしたけれども和解に、こういうことでおわびをするということで、遺憾の意を表するというところで和解に至ったということなんですが、大変火災が多く発生をしておりますので同種のこういうことが起こらないようにするのは当然のことかと思うんですけども、そこでこういうふうに訴訟にまで至ったということはどういうふうにとらえて、それでこの火災のこういうふうな訴訟に至った原因とか経緯についてどのように総括をされているのか、消防署側ですねそれをちょっとお聞きをしたかったんです。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

この和解事項の中にはいろんなことを大きく含んでおるというふうに思っております。先ほど言われましたように、遺憾の意をあらわすということではですねおわびということではなくて、こちらからしたら大変残念でしたと、残念でございましたというところを残念であったというように一応とらえております。それと、今回の訴訟をされた、起こされたというところはですね、確かに火災によっていろんなものを焼失したというのは残念に思いますし、また、活動についてもですねごく一般の方が周りのところでですね見ていろんなことをおっしゃったというところでですね、こちらの消防機関のほうとのやはりその実際のところのそれ刻々といろんな変化がするところのとらえ方が違っておったということですね、原告側ですねいろんな見方、また誤解が大きくあったというふうに思っております、消防のほうとしてはもうすべてこの訴訟が起こるまで1年ちょっと、2年ぐらいですかねございました中でも何らこちらとしては火災直後の見分、いろんな書類をつくっておりますが、それから全くぶれがなく裁判のほうにも、裁判所のほうにも報告しておりますので、こちらとしては特に落ち度がなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたように、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第91号並びに諮問第3号から諮問第7号までの案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

委員会付託を省略することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから日程第4、議案第78号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）。

議案第78号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成23年度香美市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,736万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億4,175万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇慎夫

提案理由

今回の平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）は、普通交付税の交付額の決定に伴う追加と臨時財政対策債の減額、土地開発基金の土地購入、学校施設の耐震改修工事の追加等、また、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債に変更が生じたため補正予算を調整したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案を行うものです。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」、これ78-3ページから同9ページまでと、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、これは78-13ページから同15ページまで、次に、款・項・目・節の内訳、これ78-16ページから同39ページまでにつきましては、議案等細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、78-10ページ「第2表 繰越明許費」につきまして説明いたします。

10款、教育費、2項、小学校費で1事業、1億5,438万2,000円、3項、中学校費で2事業、8,500万4,000円、この3事業で2億3,938万6,000円といたしました。

続きまして、78-11ページ「第3表 債務負担行為補正」につきまして説明いたします。

今回の補正は、地域主権改革推進業務委託、それと第三次LGWAN用のルーター借上料、それから一般廃棄物処理業務委託に関するもの3件、そして香長小・片地小コンピュータリースの6件の債務負担行為を新たに追加し、一方、電算業務の運用維持管理支援につきましては廃止することといたしました。また、それぞれ増減に係る限度額については記載のとおりでございます。なお、これに係る調書につきましては、78-43ページにありますのでご参照いただければと思います。

次に、78-12ページ「第4表 地方債補正」につきましても細部説明にて概要をお示ししておるとおりです。3事業について変更、2事業について追加し、合計1億8,060万円を増額し、限度額を18億143万6,000円としました。

なお、土地開発基金による購入物件につきましては、予算書中事業費目ごとに計上しておりますことから一覧表に別掲資料として整理をし、細部説明書別紙1としてお示しをしておりますが、この件につきましては少し補足的に説明をさせていただきます。

本来土地開発基金で取得いたしました土地につきましては、当該基金財産を使用する前に引き渡しを受けて使用するものでありますけれども、取得当時一般会計の財政状況が非常に厳しく取引が十分進まなかったことから、既に供用開始されているにもかかわらず引き取りが完了していない一覧表の物件等をこのたび一般会計歳出で引き取り整理するものでございます。

次に、本年度の一般会計予算に係る市債の内訳資料につきましては、細部説明書に別紙2として資料にお示しをしておるとおりです。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本案の質疑は歳入一括、歳出一括して行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 債務負担行為の補正の件でございます。

78-11をお願いをいたします。追加分の一番下のほうでございますが、下の段で、香長小学校・片地小学校のコンピューターリースが5年間をかけての負担行為で上がっております。これの台数をわかりましたらお願いをいたします。あとですね、先のあの庁舎のコンピューターにつきましては、リース形式じゃなくって購入することによって従来の金額より半額ぐらいの落札金額があったと思います、だったと思うんですが、そういったことで民間企業を含めこちらの同じ行政でも庁舎のほうでは購入という形をとって非常に予定より安く上がっているという中で、こういった負担行為を起こしてリースでやるということについて検討、検証はなされたのかをよろしくをお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 利根議員さんの質問にお答えします。

このパソコンにつきましては、生徒用、教師用、生徒用、それからサーバーパソコンで44台です。それと、この中にはですねプリンター、複合機のプリンターも一緒に入っておりますのでこういう金額となっております。それと、リースと買い取りの比較でございますが、一応はしておりますけれどですね、これはずっとこの形態で2期目の更新でございましたので今回はこの形態を選びました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

78-19ページですけれども、県支出金の中の4、生活のしづらさなどに関する調査委託金がありますけれども、これ障害者自立支援法の今新しい障害者福祉法など、そういった制度を創設するという動きが出ておるわけですけれども、そういったことに関しての調査かと思っておりますけれども、この土佐山田町の南組っていうことで限定をされてるわけですけれども、この限定されてるこの調査どういう経緯でこういう状況になったのかっていうことと、それから、ちょっと、どこやったかな、前後しますけれども、その上の県支出金の8の教育費県補助金の中の文化財保護事業費補助金、いざなぎ流の保存会、国から補助が直接受けられるということになったということですのでけれども、この経過についてご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） はい。山崎議員のご質問にお答えします。

19ページのこの生活のしづらさなどに関する調査委託金ですけど、これは県からの委託になります。で、これも前回、前も定期的に何年かごとにしてる調査でして、それから南組っていう地域も県のほうからもうここを調査をしてくれっていうことで場所も限定で委託されているものであります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほか。

生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

その国から従来は今まで市町村を通しまして各団体に補助金が出ていたわけですが、国のいろいろ、今予算とかいろいろさび分けの関係がございまして、今はもうその実施団体に直接その補助金を交付するというようなことが出てきましたので、当初、従来はこちらを通して補助団体に補助金を交付していたわけですが、そういったことがございますので本年度はその団体が国に直接申請をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。21ページのちょっと臨時財政対策債についてマイナス4億473万8,000円ということで、若干確認の意味も込めてお尋ねします。

臨財債は交付税の代替財源として償還費用はすべて交付税措置されるという部分で大変有利なわけですが、実際は交付税額、普通交付税の額が決定されたということで今回マイナスということで減額したわけですが、実際その兼ね合いですわね、現実的にも交付税額が決定されたのでマイナスの4億円ということでいいんですが、実際のところ、ここ数年ですわね臨財債の活用状況も含めてね、現実的には将来的にすべて償還については交付税措置されるという部分であれば、上手に使える部分も含めて担当課としてはどういうふうな考え方を持ってるのかなあとという部分で、説明書きでは将来の公債費負担も考慮し減額したという事業の書き方ですが、そこの今後のこともありますのでトータルの考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

そこで説明も加えてございますように、やはり有利な起債でございしてもやっぱり借金は借金、その部分はどこに反映をされるかといいますと負担比率すなわち公債費率上げていくということになっていきますので、そこはできるだけ避けていきたいと。交付税も思惑いただいておりますので、そこら辺歳入全体をにらみながらですね将来のことも考えて今回の措置にさせていただいたと。ずっとこれまでも同じような質問を何回かいただきましたけども、借金についてはできるだけしない形で進んでいきたいと。このままいきますともうご承知のとおり合併効果が切れますとどうしてもその財政の分母そのものが小さくなっていくということからすると、将来の負担というものはどうしても小さくしておきたいという考え方が前提にあって、今回こういう臨財債については減額をさせていただいたという手法で予算を組みました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番です。19ページですが、先ほどの県の支出金の関連です。

まず、1つは、先ほどのその文化財の補助金ですけれども、これ結局直接になったということで両方ですね20万円、20万円減額されてるわけですが、そもそも40万円というものがあつたわけで、そこら辺に対する考え方をまず1つお聞きしたいのと、それとですね、その上の農林水産業費の県の補助金のその中山間地域の関連です。これ明利戸地区ですね集落営農がこう予定されててそれが中止されたということですが、その辺の経過についてお聞きを1つします。

そして、その下の16番目ですけれども、これここに書いてあるように9月にですねもう既に減額してたものが復活をしてるわけですが、金額で言うと9月補正（後に「当初」と訂正あり）の場合にはこの大体倍ぐらいの金額だったわけですが、その半額ぐらいで採択になったということですが、このところの経過についても説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

その市の20万円との絡みのご質問だったと思いますけれど、従来県と市で合わせて40万円を補助する形にありました。今年は40万円を国に団体が申請するようにしてるといふこととございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

県支出金の14の中山間集落営農等支援事業費補助金ですが、これは細部説明にも書いてありますとおり、明利戸地域の導入機械がですねコンバインと搬送機が県の採択にならなかったということで減額になっております。

それから、この16番の高性能機械ですが、溝渕林業さんが年度当初に要求をしておりました分が採択にならないということで減額をいたしておったはずでございます。で、機械が採択にならないために林道をつけると、集材用の林道をつけるということで計画変更が上がってきておりましたけども、全国的にですねお金が若干残ったということで手を挙げておった高知県に割り当てが来て、高知県でもその手を挙げておった香美市さんどうですかというお話が先に来ましたもので、事業主体であります溝渕林業さんに問い合わせをしたところ、ぜひやらしてもらいたいということでこれの復活を決めたものでございます。グラップルつきの、言うたら何ですかね、バックホーみたいな機械で木材をつかんでこう集材をするという機械でございます。1,280万円なんですけど、これ出は31ページにございまして、こちらのほうでは1,440万3,000円ということで計上させていただいております。9月に倍補正をしておったというのが、ちょっと

調べさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 済みません。当初でした。失礼しました。はい。

○議長（西村芳成君） ほかに。

ほかに質疑はないようですので、これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。5番、濱田です。36ページで伺います。

教育費の中の学校管理費、中学校費です。済みません。項、中学校費の中の学校管理費の中の13節に委託料とありますけれど中学校施設整備設計監理委託料、それと15節の工事請負費ですけれども、説明書を見ますと香北中学校の非構造部材耐震化工事ということになっております。これは耐震工事ということではほかの中学校もやってきてると思うんですが、この耐震ガラス等整備なんかについては香北中学校となっておりますが、その辺お伺いします。ほかのところはどうなんだろうかということ。それと、香北中学校のバリアフリーにかかわる改修工事ということの説明書にありますけれども、それはどこのバリアフリーのことを言われているのかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

香北中学校の件につきましては、細部説明書に書いておるとおりで国のですね、当初にこれは全体的な予算を要求しておりましたけどですね、その時点では保留になっておった分が追加になったということでこの分を施工するわけ。それからですね、バリアフリーにつきましては、今大宮小6年生におる方がですね障害がある方ということで、その入学以前にですね体育館その他の部分につきましてバリアフリー化をするという工事でございます。

○議長（西村芳成君） ガラスの答弁を。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） ほかの学校につきましてはですね、耐震工事に伴ってやっておる学校と、まだ今後計画にのせてやる学校というふうになって分かります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。1番、有元です。2点ほどお伺いをさせていただきます。

1点目ですが、まず、78-29、あつ29じゃない、28です。済みません。28の保育園費の中の臨時職員賃金補正額が557万2,000円となっている分ですが、この補正額、残りの期間を考えても軽く臨時職員を10名弱雇えるほどの金額になっております。こういったところを見ると、やはり正職員をふやさないと対応がちょっとし

かねる状況になってきているようなことが読み取れますが、この補正を行った際にそういった議論はなされたのかをお聞かせ願いたいのと、もう1点、78-37、学校給食費の中にあります需用費の修繕費、この100万円についての詳細な説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 保育園費のですね臨時職員の今後の追加予算でございますが、これにつきましては、現在11月から3月までの確定賃金不足ということで単純に差し引きで予算化をしております、570万円。これは年間トータル、昨年もそうですけど、こういう形のもんで要求させていただいて後のほうにのると。それからですね、これは年間雇用の臨時職員ではなくってパート、それから代替等々いろんな形の臨時の方がおいでるわけで、その分が主でございます。年間につきましては、当初予算で年間の予算で負担行為を起こいておりますのでそういうことです。

それからですね、その次の質問につきましては僕のほうで答えてえいがですか？

次のことにつきまして、保育士、正規任用少ないということにつきましてはですね、これは教育委員会部局としましてですね、当初平成23年6月の27日付で一応保育士の採用予定要望書というものを委員会押印をして要求はさせていただいております。それに伴って全体の中で、枠の中で保育士を採用していただくというような検討はなされておるといふふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

臨時職員の、保育園の臨時職員についてそういった議論といいますか協議がなされたかということですが、協議とまではまだ至っておりませんが、担当課のほうからですね現在の保育園のその実態と申しますか、園も統合されましたのでその園の実情とその職員の配置について適正な配置の計画というものを担当課のほうつくっております、それをお示しいただいて、非常に臨時職員が多いということでその解消を努めてほしいということで申し入れを受けております。そして、11月にでしたか行いました各課の人事ヒアリングを行っておりますので、その場でもその保育所ですね臨時職員の実態、非常にやりづらい面があるということについてはお話を伺っております。それについてまた今後どうするかというところの協議のところには至っておりませんが、それについては総務のほうで、私のほうでもう少しこちらのほうの考えを検討もして、そして協議もさせていただかなければならないし、そして今新規採用職員の試験もしておりますので、それによって若干名の雇用ができたときには当然そこに正職員充てることはできますけれども、何分すぐに解消ということは非常に難しいと考えております。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 有元議員の質問にお答えをさせていただきます。

学校給食センターの修繕費につきましては、当初予算で3センター合わせまして350万円組ませていただいておりますが、山田の壊れようが特にひどくございまして、現在ほとんど底をつきかけております。それで、いろいろまだそれに控えておるものがありまして、20万円ほど既に予算が必要なものが出てきております。それから、今議会、今先ほども給食センターから電話かかってきまして、米の炊飯器がちゃがまったということで米が炊けなくなったということでちょっと今慌てておりましたが何とか回せるような感じで手だてをいたしておりますところで、現在山田の食器等の洗浄機もちょっと応急処置で使っておる状態でそれが既に20万円ほどかかるようになっておりまして、現在100万円計上させていただいておりますが既にマイナスという形になっておりますので、そういう状況でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。

37ページの教育費の中の6目、報酬の部分です。説明書の中にも学芸員及び美術館長の引き継ぎのため報酬の追加ということで書かれています。非常に残念ですけど館長さんが3月で退職をされるということで、この学芸員をいつから雇い引き継ぎをするのか。それと、前館長のようにやっぱり幅の広くこういろんなことができる、そういうことも踏まえて学芸員さんを採用される、学芸員さんのその採用に当たっての委員会としての心づもりというか、そういうこともお聞かせください。

あっ、それと、もう1つ、済みません。あっ、ごめんなさい。それでいいです。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、学芸員さんを三月分という形で計上させてもらっております。この議会を通させていただきましたら早速ハローワークのほうへ募集をかけまして、予定としましては2月、3月を一般の学芸員さん、そしてもう1人の館長予定者の方を3月にということで通算三月分を計上させてもらっております。そこで引き継ぎ等も行うように、今の館長さんがかなり長い期間やられておりますので、企画展もかなり大規模な企画もしておりますので、その一月間を引き継ぎの部分、勉強の時間とさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。23ページをお願いいたします。15節、工事請負…。

○議長（西村芳成君） マイク。利根議員、マイク。

○4番（利根健二君） 済みません。間違いました。12節のほうで廃棄物処理手数料の件でございます。これ細部説明書によりますと消火器ということでございますが、これの手順というかですね、通常訓練に使うて全部使うた後を出すとかいう手法も考えられますがそのままの状態を出してるのか、何らかそういった利用もできるんじゃないかと思いますがどういった処理をお願いをしてるのかということと、そのページ、同じ23ページの一番下の、一番下の行になります辺地共聴ということでございますが、これテレビと思いますがこれで大体どれぐらい終了するのか。あと、先にちょっと新聞とかで報道がありました、辺地につきましてはランニングコストの面であきらめている自治体が出てきた、自治体というか部落が出てきたということも報道されておりますが、香美市においてですねそういった心配がある地区があるのかどうなのかもあわせてよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 利根議員のご質問にお答えします。

まず、廃棄物の処理手数料の関係でございますけれども、これは消防法の改正に伴いまして、設置後10年を経過するですね消火器については耐圧試験が義務づけられました。その関係で市が設置しております消火器の大半がですねその耐圧試験をせんといかんということになりまして、試験に要する経費というのは新規購入よりも高価であるということが判明したものですから、新たにですね備品購入費で消火器を必要分購入しまして、で、今までの分につきましてはですね専門の業者に委託をしまして安全なように廃棄いただくということでございます。ほんで、使えるのにとかいうことにはちょっと当たらないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。利根議員のご質問にお答えいたします。

企画費の中の辺地共聴施設の整備事業についてでございますけれども、当年度当初ではですね2件の地区を予定しておりましたけれども、本年度に入りまして新たに希望する地区が2地区出てきまして、今年度につきましては4地区を工事を完了する予定となっております。ここをやることによりまして、市内でのですね難視聴の地区っていうのはほぼ解消されるというふうには見込んでおりますけれども、中にですねちょっと数字的には把握できてませんが個人でですね衛星を拾っておる方もおいでると聞きますので、そういった方ですね対応というのが今後の課題にはなかってこようかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番。26ページと27ページでお聞きします。

総務費の1目、戸籍住民基本台帳費の中の委託料ですが、この簡体文字同定委託料という、この簡体文字同定というのはどういうものなのかということと、住民基本台帳等のそのシステムの変更によるものなのかどうかというのを1点お聞きします。

そして、27ページですが、繰出金、民生費、一番上の端にあります繰出金ですが、老人福祉費の中の、この後期高齢者医療特別会計への事務費の繰り出しですが、確認ですけれども地方交付税に措置をされている分でしょうか、それが繰り出し、そのまま繰り出しになっているのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、大岸議員のご質問にお答えをいたします。

78-26ページの総務費の戸籍住民基本台帳費のうちの13節、委託料の簡体文字同定委託料の説明でございますが、これはお見込みのとおりシステム移行に関してのいわゆる中国の簡体文字を新しいシステムのほうに移す作業です。この場合パッケージというもんもありますが非常にそれが高価なものなので、1文字1文字をこうつくって移すと、移行するという契約になっています。ほんで対象が64文字ということになっております。

それと、78-27ページの後期高齢者医療の特別会計への事務費の繰り出しでございますが、これは人件費に当たる部分でございますして、交付税の対象にはなっておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 30ページの農業振興費ですが、これ耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金と、そしてですね耕作放棄地解消推進事業費補助金と、こう再生利用とそれから解消というこう2つのこう事業があるわけですけれども、この違いについてちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えします。

平口に言えば国の事業と県の事業ということになります。ほんで、やること自体は雑草が生えて耕作できないところのいうたら除草ですね、除草、それから耕起なんかが入ったのが基本的に再生ということになります。それから、その解消事業というのがはそれに付随する、何ですかね、土壌改良とかいうものが含まれてきて解消推進事業ということになります。で、大きく言えば、国の事業と県の事業との違いということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

先ほど説明のときに、政策企画財政課長のほうから土地開発基金について補足いただいたわけですが、実際今まで基金で不動産として持っていたもんを平たく言ったら金のできたので現金化したと、現金を出したということになって、来年からまた基金が2億円積み重なるということになるろうかと思いますが、実際具体的にはその基金の目的もこの部分に限って書いてましたわね、基金一覧にも載ってましたので。ただ、今後その土地開発基金がお金として2億8,000万円ぐらい持ちますわね。ほんで、規定では取得の対象となる土地の範囲ということで書いてますけど、今後のこの基金の運用ですわね、実際第6条に第1項から第3項まで書かれてる中でどのような運用を考えているのか、この基金の、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の土地開発基金の運用等についてのお尋ねですけども、まず、金のできたから今回そういう手続をするという、趣旨がそこにまずあるということではございませんで、お金がなきゃ当然できもせんというのが裏返せばあるわけですが、今回はですね本来これまで処理をしておかなければならない部分があるということをおのこの際整理をしたいということのもですね、1つは、過去に土地開発基金の部分につきましては定期監査報告においても基金所有の部分については不動産として持ちゅうのはいかがなものかというご指摘もいただいたこともありまして、この観点に立ってもなるだけ早く処理をせないかんだらうということ。それから、将来にわたって考えてみましても、このまま置いといていつか楽に処理ができるという状況でもございませんから少々しんどくても今できる段階にあるときにきつても今やるべきだらうという判断に立って今回こういう処置を、整理をするということになったわけでございます。当然この基金につきましてはですね、当該事業年度にそれぞれ予算措置ができない、かつその先行しておくことがメリットがあるという土地については今後も先行取得をしていくということが想定をされますので、そのために基金として持っておきたいということしております。この基金そのものを整理するという考え方は現在持っておりません。基金の運用については、お金をどう扱うかということ、このあたりちょっと会計課とも相談しながらですね運用については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。

運用規程では、支払い手続では政策企画財政課長が取得した土地について登記が完了した後でなければ当該土地の取得代金の支払い手続してないとかいろいろ書かれてるが、ちょっと素人でわからない部分がありますので、実際市のほうがお金を出して土地開発

基金のもんになったということですけど、登記上その今のこのさまざまこの場所等ですわね何の変更も要らないのか、登記の手続で費用なんかが要らないのか、もう市のもんだからそのままいいのかという、ちょっとわからないのでそこら辺を具体的に聞きます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

同じもともとの財布の中で別途に基金として持ってあって、それでその先行取得で土地を先に持つておるということですから、市のもともとそういう意味ではもとへ返れば財産ですから、今回登記上どうのこうのという手続ではございません。もうそこまで整理がされて本来引き渡し要求があって私のほうから引き渡すという、その作業ができてなかった。すなわち規程で言いますと第12条以降ができてなかったということになりますので、特に市のお金が現実的に動くのかどうかということではございません。基金に不動産の部分をお金にかえて戻すということになります。で、その土地についてはそれぞれもう既に行政財産として供用に付しておりますのであるべき形の所管課にお渡しをするという、手続的なことであるというふうにご理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。5番、濱田です。35ページでお伺いします。

教育費の中の1節、報酬ですね、その香美市学校適正配置等審議会委員で9万円出てるわけですけども、この香美市学校適正配置等審議会とはどういうことを審議する会なのか。それと、この委員の構成をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

この審議会につきましてはですね、先に平成22年の11月にですね香美市小中学校適正規模検討委員会から提言書をいただいております。それに基づいてですね香美市内の小中学校がどういう配置がよろしいかということ審議していただく審議会でございます。この人数とそれから委員さん等の分につきましては、後で出てきます議案第88号、議案第88号の中にですね第3条、審議会の委員は10名以内で組織すると。委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱すると。小中学校PTA代表とかいろいろな方がおりますが、この方について委嘱するという予定しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第5、議案第79号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長(佐々木寿幸君) 議案第79号を提案させていただきます。

議案第79号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,382万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇慎夫

若干の補足説明を加えまして提案理由とさせていただきます。

まず、歳出、79-8ページになります。1、1、1、今回の補正につきましては、9月21日の台風15号により被災した五王堂簡易水道施設の中で取水施設の復旧工事が主なものでございまして、施設が流失したことによりまして新たな水源地を設けるものです。取水の予定地は、前施設に隣接する民有林内に位置することから、水源地及び水源涵養林といたしまして1筆2,380平方メートルの買収を伴うものです。

また、1、1、2で計上いたしておりました、神母ノ木地区で実施しておりました給水管の布設替工事につきましては、同地区が公共下水道の認可区域に追加されたことによりまして下水道事業の補償工事、これは国庫補助対象事業になりますけれども、こちらで再検討すべく一たん工事の中止をするものでございます。

また、1の2の1、楮佐古地区で実施しております大栃簡易水道事業拡張工事では枝線工事が必要となったため追加によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 12番。

説明受けましたが、その神母ノ木の関係ですわね、何年おくれるということによろし

いのか、確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。現在の計画では平成25年度ぐらいから工事を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第6、議案第80号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） 議案第80号を提案させていただきます。

議案第80号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,888万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇慎夫

補足説明を加えまして提案とさせていただきます。

まず、80-9ページ、歳入で1、1、1でございます。当初予算策定時に切図、台帳等から受益地を集積し受益者負担金の歳入予算を計上しておりますけれども、現地確認の結果、徴収猶予に係る農地等が多く含まれていたため280万円程度の歳入不足となりました。市街化調整区域での整備となったことが要因であり、今後は十分に精査をいたし予算を立てていきたいと考えております。また、平成22年度事業を繰り越したため38戸分、約5,600平方メートルの供用開始が平成24年度に繰り越したた

め、約260万円の受益者負担金が減額となりました。以上の結果、受益者負担金現年分といたしまして合計544万2,000円が減額となり、歳入不足につきましては一般会計繰入金及び下水道事業債から補うものでございます。

次に、80-10ページ、歳出のほうでございますけれども、1、2、1の15節、工事請負費の減額に、これにつきましては入札減によるものでございます。同額の分を13節、委託料のほうに計上しておりますが、これは神母ノ木地区を含みます談議所汚水幹線、いわゆる陸月電機とかあの高知スチロールの前の道路でございますけれども、そちらの最下流部に設置いたしますマンホールポンプの設計に伴う設計委託料でございます。これは、開発地域の西端にあります緑地がございますけれども、そちらのほうに制御装置等を含めましたものを設置するという形で、マンホールポンプによりまして商店街通りまでポンプアップをする施設でございます。また、開発区域内の緑地という形で利用するものでございますので、都市計画法、その他各法令に基づく協議に相当の日数を要するものということでございまして、本日の提案とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番です。

9ページのその受益者負担分のことなんですけれども、先ほど課長から説明ありましたように切図、台帳から最初はこう見ながら区域を設定していったというふうなことでちょっと減になりましたということでした。私も一応条例等を見ましたら、田とか畑、池、沼、山林、原野とその他のことについては、宅地として使用できる状態になると認められる日までは猶予するというふうなことが書かれてありました。先ほどマンホールポンプのことでもありましたけれども、今度その神母ノ木地区、当然市街化調整区域ですので、現地確認をしながらですね一軒一軒その確定をしていく方向で区域を確定されるというふうに認識していいのかどうかをお尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 眞幹議員での関連ですが、実際今説明受けたがですが、その9ページの部分で280万円の部分は繰り越してということで負担金、下水道負担金入ってこないということいいんですが、現実的に市街化調整区域の部分というのは予算の計上が間違ってたということじゃあないのか。それと条例、規則との整合性ですわね、規則ではここには別表第2には第10条関係の、市街化調整区域云々というがは書いてないわけですか、田んぼ、畑、池、沼、山林とかいうことは書いてるんですけ

ど、ちょっと整備、規則をせんといかんのやないかと思うんですが。あくまでもこれは徴収猶予というのは申請があつてするわけですね。ただ、現時点市街化調整区域は現状が田んぼであつたらその使用目的は限られますね、そう簡単に転用できないという部分がありますので。そこら辺のことをどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。まず、徴収猶予の基準でございますけれども、これは市街化区域、市街化調整区域を含めまして田及び畑等につきましては猶予をすると、これは当然ご本人からの申請に基づくものと。ただ、市街化区域につきましては、いわゆるそのいつでも建てられる状況、例えば駐車場のよう状況ですと当然賦課していくと、猶予基準には該当しないということなんですが、調整区域に入りますとそのような土地であっても一般の方は建てることできないという形になりますので、例えば二世帯住宅である、分家住宅であるとか、そういうふうな特殊な場合のみが建築ができるということになります。で、当然基準等につきましては、その地元の皆さんに説明する中でいわゆる市街化区域、市街化調整区域を分けてするのではなくて、その都度ケース・バイ・ケースで申請を受け付けていくと。ただ、調整区域につきましても、この部分は支払いますという方も当然おいでるわけでございますので、そのような方につきましては受け付けていきますと。例えば将来的に分家住宅を建てるつもりですのでその時点でじゃあ猶予を解除してくださいとかいうふうな形もございますので、条例等につきまして変更するつもりはございません。その都度都度の運用によりまして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。関連。

そうしましたら、今回の受益者負担分の544万2,000円から繰り越した分の280万円を引いた約225万円ぐらいですかね、この方々すべて徴収猶予の申請書が出てきているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。そのような形でうちのほうで見込まれるというふうな部分もございますので、そこで減額というふうな形でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、地方自治法第117条の規定によって21番、小松紀夫君の退場を求めます。

(21番、小松紀夫君 退場)

○議長(西村芳成君) これから日程第17、議案第91号、市有財産の無償貸付けについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長(几内一秀君) 議案第91号につきまして、補足説明を含めまして提案をさせていただきます。

市有財産の無償貸付けについて

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり市有財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇槇夫

この議案につきましては、社会福祉法人日ノ御子会が物部町堀田に建設をいたします地域密着型小規模特別養護老人ホームの用地として無償での貸し付けを行うためのものでございます。

まず、1点目、貸し付ける財産でございますが、香美市物部町山崎197番他22筆となっております。別紙一覧表を資料として添付をいたしております。この一覧表につきましては、現在実測をして合筆をしておる途中でございます。そのため、まだ実測面積が登記簿上に反映されておられませんので公募面積での提案とさせていただきます。参考に実測面積につきましては、7,902.8平方メートルとなっておりますのでよろしく願いいたします。なお、実測登記ができましたら実測面積での差しかえにしたいというふうに思っております。

それから、2点目は、貸し付けの相手方ですが、香美市物部町大栃字宮ノナロ89番1、社会福祉法人日ノ御子会、理事、矢吹誠志となっております。

それから、貸し付け期間につきましては、平成23年12月8日から平成53年11月30日までということで、財務規則第90条の第1号におきまして定められておりますが、普通財産の貸し付け期間ということで「堅固な建物又は工作物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 30年」、この期間を超えることができないとなっておりますので、30年をめどとして30年を設定いたしております。また、この小規模特養ホームにつきましては、入所の定員が29名ということで一般的に経営的に厳しい面があるとも言われておまして、物部町にとりましても念願の施設ができるわけでございますので、長期的にまた安定的に経営が継続をしていってもらえるように無償の貸し付けということでいたしております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

物部町にとっては念願の施設がやっと思えるということですが、4月にオープン予定というふう聞いておるわけですが、今後の予定、スケジュール、経過はどのようになっていますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） お答えいたします。

当初の予定では来年4月オープンを目指してということで進んでおりましたが、実際のところ法人の認可を受けるための図面の整備もちょっと県とのほうと行き違いもありまして、それにもちょっと時間かかりました。それから、実施設計に当たりまして木造の2階建ての耐火構造ということでそちらのほうの構造計算のほうも、採用しました構造計算といえますか業者さんのほうがやはり木造耐火のすぐれた業者さんでありまして、東日本の震災の影響もありましてその業者さんに発注が集中したこともありまして、すごく構造計算も若干おくれた関係もありまして、順次おくれてきておるのが現状でございます。

今後の予定としましては、法人の認可、あっ、済みません。建築確認のほうが先日おりましたということの連絡もありましたので、今後12月16日をめどに入札指名通知書のほうの送付をしたいということで進めておるところです。それをもちまして年明けに入札を行いましてその後着工という方向で進めていきたいと思っておりますが、工期も5カ月、6カ月やはり要しますのでやはり繰り越しということにはなっておりまして、来年の7月あたりがオープンの予定になるかなというところでございますが、業者さんといえますか法人のほうとその辺の具体的についてはちょっとまだよう話しておりませんが、入札までについてはそういう段取りでいくようでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ちょっと教えていただきたいんですけど、今実測中でまだ登記もしてないということなんですけれども、その登記する場合にですね、これたくさん24筆もあるわけでそれを合筆、幾つか一緒にするつもりなのか。そして、その登記のときにですねこの地目ですよね、このままではちょっとどうなのかという気も、私よくわからないんですけどもするわけですが、この辺のはどういうふうになるのかということと、そして、もう1点、30年をめどとしてその借地契約ですかね、をされているということで、これ継続していくもんだと思っておりますけれども、契約する場合はね、

例えば契約が切れる場合ですよね、そのときには原状復帰をちゃんとしていただくような契約になるのか、そこら辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。合筆につきましては、ただいま物部支所のほうでしていただいております。大字が大栃と山崎ということになっておりまして、大字の合筆はできませんので最低大栃、山崎ということで2筆にはなろうかと思っております。合筆につきましてはそういうことで進めておるところです。

それから、30年の継続につきましては、30年という期間を設定をさせていただきました。それで、途中何らかのことがあったという場合には原状復帰をという内容のことですが、やはりこれにつきましては契約書の中で盛り込んでいくような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっと答弁漏れがあったと思うんですけども、地目についてはどんな感じになるんですか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 済みません。地目については多分宅地になろうかと思っておりますが、ちょっと掌握しておりませんので、また支所のほうへ確認いたしたいと思っております（後に「宅地」と答弁あり）。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

21番、小松紀夫君の入場を認めます。

（21番、小松紀夫君 入場）

○議長（西村芳成君） これから日程第26、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町楠目157番1地

氏 名 前 田 隆 明

生年月日 昭和16年3月28日

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由につきましては、細部説明書をごらんください。また、お手元に参考資料を配しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

これから日程第27、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市物部町大栃1351番地

氏 名 岩 越 美 代

生年月日 昭和24年12月25日

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇槇夫

よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、地方自治法第117条の規定によって7番、爲近初男君の退場を求めます。

（7番、爲近初男君 退場）

○議長（西村芳成君） これから日程第28、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市物部町神池1947番地

氏 名 爲 近 初 男

生年月日 昭和28年7月18日

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇槇夫

よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、諮問第5号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

7番、爲近初男君の入場を認めます。

（7番、爲近初男君 入場）

○議長（西村芳成君） これから日程第29、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町加茂332番地4

氏 名 村 田 珠 美

生年月日 昭和32年8月25日

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇楨夫

よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、諮問第6号は、原案のとおり適任とすることに決定をいたしました。

ここで開会のときに、初め私が「平成23年」を「平成22年」を発言したようですので訂正をしておきます。「平成23年」と訂正をいたしておきますのでよろしくお願いいたします。

これから日程第30、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布758番地1

氏 名 福 島 勇 二

生年月日 昭和23年1月16日

平成23年12月7日提出、香美市長 門脇慎夫

よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、諮問第7号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

暫時昼食のため休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

まず、初めに、午前中の諸般の報告の中で私が「市長から地方自治法第180条第2項」と申しましたが、「第1項」でありましたので「第1項」に訂正をさせていただきます。

次に、健康介護支援課長、丸内一秀君から発言を求められておりますので許可します。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 午前中の山崎眞幹議員さんの堀田の土地の関係でございますが、合筆したときの地目ということでしたが、「宅地」ということとでございます。

○議長（西村芳成君） 次に、平成23年第3回議会定例会で継続審査に付してありました日程第31、議案第56号、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第41、陳情第1号、小学校通学費補助についてまで、以上…。

○議会事務局長（小松清貴君） バス。

○議長（西村芳成君） 小学校バス通学費補助についてまで、以上11件を一括議題とします。

これから総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育厚生常任委員会の各委員長の報

告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 総務常任委員会に付託された議案を審査した結果を報告いたします。

第3回定例会に継続審査となっております認定第1号、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定であります。既に連合審査会において質疑は終了しておりますので直ちに採決に入り、結果、全員賛成をもって認定するものと決定いたしました。

これで総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） 8番、千頭でございます。産業建設常任委員会が平成23年度第3回定例会において付託を受け継続審査となっております平成22年度会計の決算は、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号の4議案でございます。去る平成23年11月9日、委員6名出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第57号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主要な施策の成果説明書で、「自家発電設備の設置件数及びコストはどうか」の問いに対し、「自家発電装置は取水池が低い場合に配水池へ上げる分として軽油で稼働するディーゼルエンジンの自家発電装置を設置している。上水道の戸板島、簡易水道では山田島の水源地、下ノ村の談議所分区の水源地、今回の香長水源地であり、電気設備更新工事の3,437万円は自家発電装置配電設備も含め一式となっている。自家発電装置自体の単価は持ち合わせていない。香北、物部、土佐山田町の中山間部の水源地についてはほとんどが自然流下による水源である。地域によっては自家発電装置の必要などもあるが、現在のところ整備されていない状況であり、低地水源のくみ上げる分については予算の許す限りで自家発電装置の整備をしていきたい」と答弁。「事業収入の簡易水道に不納欠損が45万9,000円、212件あるが、そのうち死亡が1、所在不明15が出ているが中身はどうか」の問いに対して、「212件の中身は死亡1件、所在不明、行方不明が15件、その他196件で、1人が3回分、5回分として人数ではない。人数としては25名がその他、死亡1名、所在不明3名の合計29名である。その他196件の内訳としては、納税指導中に2年間の時効になったものが190件、裁判所により自己破産通知が6件で欠損とした」と答弁。「所在不明の基準はどのようなになっているか」の問いに対し、「所在不明者はアクロシティー、住民基本連動システムにより住民票異動をもとに所在不明者が、ああ、違う、のもとに追跡をしていく。市外に転出しても1回目の異動は追跡できるが、再度転居されるとわからなくなる。転出先の自治体に問い合わせても、個人情報であり教えてもらうことができない。市内に転居されて居住されているだろうと思われる方については、新しく水栓を開栓するため申請があった場合は滞納者リストの照合によりわかるが、新たな名前、住民票を移さ

なくても本人不在で申請されると把握ができない状況である」と答弁。「時効2年についての説明を」の問いに対し、「債権が発生してから2年間追跡していくが、支払いができない、給水停止、メーターの取り外し、分割支払い手続等すれども支払い不能になる。最終的には給水をしていないが債務のみが残る。給水停止をすればほとんどの方は支払いに応じてくれるが、今回の不納欠損分として45万9,161円となっている。率としては、調定に対して0.3%程度の不納欠損が発生する」と答弁。「成果説明書の総係費、委託費の課題として供給コストの節減、合理化を図ることが必要であるが、検針委託、集金委託の合理化ととらえてよいのか」の問いに対し、「今回平成22年度をもって土佐山田町に係る集金委託は終了。今後順次簡易水道区域についても引き落としもしくは納付書による支払い、払い込み方法に切りかえていく。集金は現金を扱うのでさまざまな問題も含まれており、可能な限り切りかえていきたい」とは答弁。「基準内繰入金と基準外繰入金の解釈についての説明を」との問いに対し、「地方公営企業は、財政法上、簡易水道事業も地方公営企業ととらえられており、総務省により基準内、基準外の繰出金については毎年度基準が示されている。基本的には変わらないが、平成22年度地方公営企業の繰出金については、一般会計が基本的な考え方として独立採算制としてそれに沿って行っているが、公営企業会計に繰り出しを行ったときもその一部について地方交付税と考慮して構わない中で繰出金を出してもよいと判断される。簡易水道事業については、建設改良に要する経費の一部については繰り出すことが可能である。建設改良費の10%は繰り出し基準内で、もしくは建設改良にかかわる企業債の元利償還金の2分の1については建設改良費経費の繰出金として認める。また、簡易水道未普及地域の解消の緊急事業については3分の2までよいと毎年度総務省から示されている。これに伴って香美市の特別会計に当てはめてここまでは基準内、これ以上は基準外になると線引きをしている」と答弁。「基準外は可能であるか」の問いに対し、「通常水道特別会計においては受益者負担が原則である。ある一定総務省で決められた基準としては1立方メートル当たり150円が設定されている。香美市では94円から95円であり、50円ぐらい安い。総務省としては可能な限り150円に近づけてくださいという指導も受けている。その中で基準内、基準外という線引きを引き、経営として赤字になる場合は一般会計から繰り入れをしてもらい経営を安定化する。低料金の場合は非常に厳しく指導される場合がある」と答弁。「美良布簡易水道のみ2項、165ページにあるが、仕分けについての説明を」の問いに対し、「通常の場合は1款、1項で簡易水道費の中で原水費及び浄水費、配水及び給水費という通常の維持管理、修繕等は1項で、2項は国庫補助金を採択する場合は特別に取り上げて1事業として、その中で需用費、委託料、工事請負費等がある」と答弁。

以上の質疑をもってほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを議題とし、審査を行いました。

「成果説明書の水洗化率69.5%とあるが、供用開始年度ごとの水洗化率はどうか」の問いに対し、「平成4年度、JRから南、国道から北、西は栄町、東は百石町のタカセの交差点付近で約92ヘクタールが87.80%、これは本年4月1日現在でございます。平成5年度、宝町5丁目から4丁目付近が56.4%、平成6年度、宝町3、2、1丁目が54.5%、平成10年度、あけぼの街道付近で80%超、地域によってばらつきがあるが、平成20年度末69.5%で順次ふえている状況」との答弁。「供用開始後何年以内に接続をしないといけないか」の問いに対し、「供用開始後3年以内にトイレ水洗化を接続しなければならない。下水道法第11条に規定されている」と答弁。「罰則規定はないのか」に対し、「罰則規定はない。当課としては供用開始後1年以内の方、3年以内の方、3年を超してる方の3種類に分けてそれぞれの文書を添えて、未接続者の方に全員年二、三回の水洗化の接続の要請を郵送でお願いをしている」と答弁。「180ページの15節、工事請負費の横堀川浚渫工事は当初よりふえ、管渠取付管維持管理費は半額になっているが説明を」の問いに対し、「管渠、取付費維持管理費は新たに分筆される宅地に取付管の設置、修繕またはアスファルトの沈下による修繕等であるとか含めて当初予算を計上しているが、平成22年度は全体の工事費が少なかった。新たな取付管工事も5件で少なかった。費用も307万8,600円の契約金額となっている。横堀川浚渫工事については、横堀川幹線及び枝線を3区分にしゅんせつしているが、しゅんせつする土量が多かったため」と答弁。「下水道にトイレのみ接続している世帯の下水料金はどのようになっているか」の問いに対し、「認定している。トイレは1つにつき何立方と認定ができる。水道料金イコール下水道料金ではなく、その部分のみ本人の申請により認定し料金を定めている」と答弁。「180ページの13節、委託料の不用額が大きい」の問いに対し、「13節、委託料については最低制限価格が設けられていないので、特にこのような水質検査委託料については非常に低額な入札がなされ、現実的には最終的に支払う金額が低く抑えられている傾向がある」と答弁。

以上をもってほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第58号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第59号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出の認定についてを議題とし、審査を行いました。

「トイレだけの接続も可能か」の問いに対し、「下水道法については特環地域についても同じで、トイレだけの水洗化も当然認められる」と答弁。「19節の負担金、補助金及び交付金の中で、簡易水道事業事務負担金が当初82万5,000円が23万6,000円と随分少ないが」の問いに対し、「下水道の料金については、水道会計に委託して水道のほうで一緒に集金をしている。特環下水は香北町で簡易水道事業会計に事務委託をし、負担金という形で使用料の負担をしている。計算の方法は、人役についてはある一定の負担を公共下水道事業会計に請求するのか、もしくは水道会計の中で1つの納

付書で2つの納付書の管理ができるので人件費はいいですよ。電算の使用料の事務手数料だけで負担だけでよい形の金額になる。今後は上下水道課となったので人的、人件的な負担はなしで事務的に必要な部分のみ計上していくと考えている」と答弁。「197ページの13節、委託料800万円が300万円になっているが入札減なのか」の問いに対し、「入札は最低制限価格がないので、大体設計金額の30%で落札されている状況である」と答弁。「主要な施策の45ページに、下水道維持管理費で汚泥の処理をしているが中身の説明を、これは換金しているのか」の問いに対し、「汚泥の処理は産業廃棄物になる。すべて持ち出しで処理をしていただくことが基本的である。コンポスト、肥料として利用する場合と、セメント製造時にセメント工場に炉の燃料の一部として使用するときの2種類がある。すべてこちらからの持ち出し分であり入はない」。「雑収入は汚泥に係るものか」の問いについて、「汚泥に係る収入ではない。内訳について7,284円はコピー代、排水設備申請書の用紙代、香北クリーンセンターの水道漏水の還付金である」と答弁。

以上の質疑を経てほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第59号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

「209ページの13節、委託料が少額であるが、供用開始されていないためなのか」の問いに対して、「そのとおりである」と答弁。「207ページの分担金の収入未済額があるが、本事業に参加予定者が参加しなくなったのか」の問いに対して、「農業集落排水事業の分担金については、供用開始3年間に前から徴収する形を行っている中で支払いがおくれている3名ほどの方で、支払いする意思はあるがもう少し待ってほしいためおくれているものである」と答弁。

以上の質疑を経てほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第60号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会が付託を受け、継続審査となっておりました経過と結果をご報告して終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 11番、依光美代子です。教育厚生常任委員会の報告をいたします。

第3回定例会で教育厚生常任委員会に付託されていた継続審査の案件は、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、陳情第1号の6件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

議案第61号、平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段もなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定し

ました。

議案第62号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、国保の基金状況についてですが、「決算状況の52ページでは、平成22年度末現在高は4億7,900万円ある。決算書の財産調書307ページでは、平成22年度末現在高は有価証券と現金を足すと5億4,900万円である。平成22年度末の金額が食い違っている。出納閉鎖が5月31日なので決算後3月末以後に繰り出したからと聞いていますが、事項別明細書235ページには基金繰入金として7,000万円が計上されている。決算の状況や決算書の事項別明細書には出納整理期間の取り崩し額7,000万円を記載しているのに財産調書には計上されていない。どうしてか」との問いに、「会計上の決算は3月末で締め、出納整理期間として2カ月間はある。その間に負担行為をしたものが決算として盛り込まれる。しかし、基金のあらわし方は3月31日現在の預金、有価証券の保有額を示したものである。出納整理期間中のものは反映されないので食い違いが出ている。基金の残高を決算と合わす自治体もあるが、香美市はこのように基金については3月末であらわしている」。次に、「307ページの基金の決算年度中の増減額2,243万2,280円は何を減額したのか」との問いに、「単に平成21年度末と平成22年度末の残高の増減の比較である」。次に、「この基金の有価証券と現金の減額ですが、特に有価証券の額はアモチゼーションの額と同じである。この減額は基金の繰り出し以外にどのようなものがあるのか」との問いに、「有価証券の減額は、アモチゼーション額の96万8,280円である」。次に、「アモチゼーション調整額とは何か」との問いに、「債権を額面価格の上回る価格で取得し、満期日まで保有した場合、満期日に額面価格の差額、差損が発生する。その差損を償還時に一度に計上せず、所有期間で均等に会計処理をすることをいう」。次に、「237ページの保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業運営基金等返還金は当初予算になくて今回調定額として発生している。この発生根拠について」との問いに、「この基金は平成15年度から国保連合会で基金として設置しておりましたが、今後事業運営に支障がないということで返還された金額である」。「これは市から拠出したものを返還されたということか」との問いに、「お見込みのとおりです」。次に、「239ページの退職者の高額医療費が一般と比べ955万9,000円増額となっている。その要因は何か」との問いに、「団塊の世代の方々が退職し入ってきたため医療費もふえたのである」。次に、「決算審査意見書の20ページの不納欠損処分事由のその他の事由の中に時効が含まれているという。その時効にどのような対応をしてきたのか」との問いに、「国保税の時効は5年である。その他の理由は相続放棄、服役中、自己破産、納税指導中に時間がかかり分納誓約に応じたがその後時効となるなどがあります」。

以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しました。

次に、議案第63号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、「決算審査意見書の21ページの介護保険の不納欠損処分事由のその他の件数が多いが、その理由について」との問いに、「その他は52件あり、訪問しても会えなくて催告書のみや訪問したくても居場所がわからず時間がかかり時効となる。また、差し押さえの財産がなく、納税指導をしても入金がなく時効となるなどがあります」。次に、「主要な施策52ページの平成22年度末の要介護認定者は1,792人でサービス受給率は72.6%で約1,300人はサービスを受けている。あとの要介護、要支援認定者の492人はサービスを受けていない状況がある。アンケート調査もしたと思うが、課としてどのように把握しているのか」との問いに、「アンケートにはサービスをどうして受けないかの項目はなく、すべては把握できていない。包括支援センターが訪問をしているので一部は把握できている」。次に、「要介護認定を受けた方は地域包括事業で救ってもらえる方々より、より介護の必要度が高いが、こういう方が把握できていないのは問題ではないか。少なくとも調査をするべきではないかと思うが、課長としてどう思われるか」との問いに、「決算の状況の58ページに保険の利用状況があります。要介護度の高い人は利用度が高く、要支援の方たちは利用が少ない状況です。課としては把握すべきであります。大人数ですので今後検討していきたいと思えます」。次に、「介護度は、介護保険の当初からいうと見直しのたびに介護の認定が低く抑えられている現実がある。介護を必要とする人を的確につかみ、なぜサービスを受けていないかの実態把握はこれからの来年度の計画に反映させるべきと思うが、どのように考えているのか」、「以前にも介護度の認定判定が厳しくなり介護度が下がっているとのことでしたが、担当よりそういうことはないと聞いております。サービスが受けられていない実態把握については、担当とどのようにするのか。また、どのような形になるのかを話し合ってみたい」とのことでした。次に、「不納欠損などが昨年と比べ今年は件数、金額ともに少なくなっている。滞納について原課としてどのように取り組んできたのか」との問いに、「滞納については収納課にはほとんどお願いしているが、原課としては現年度分の督促などの徴収には対応している」。

以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しました。

次に、議案第64号、平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、（後に「討論もなく」と追加あり）、採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しました。

続いて、議案第65号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、「決算審査意見書の23ページの不納欠損事由のその他の105件、額は4

0万1,000円である。どんな納付指導をしているのか」との問いに、「後期高齢者医療の時効は2年である。原課は現年だけに対応している。この数は催告書や督促を出した数である」。次に、「短期者証の数を聞く」との問いに、「136件である」との答弁でした。

以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっておりました陳情第1号、小学校バス通学費補助についてを議題としました。

この件につきましては、9月と11月の2回審査を行いました。簡単にですが9月の審査についても報告をさせていただきます。

9月には、関係部署のまちづくり推進課と教育委員会より市の対応についての説明を受けました。その対応については、市バスの無償化については、均衡を保つためには教育委員会の補助金交付要綱の見直しや予算措置が必要となることから慎重な検討が必要である。また、公共交通の見直しがあるのでその中で慎重に検討をしていくとのご説明がありました。

そして、質疑といたしましては、「横谷地区ではバス代が発生する児童は何人いるのか」、「2名である」。また「JRバス通学は何人いるのか」との問いに、「通学補助というのはバス代ではなく距離ですので、大宮小学校ではJRバス、平成21年、平成22年、平成23年ともに18名です。片地小学校では土電バス、平成21年7名、平成22年6名、平成23年8名いる」とのことでした。そして、「小学校校区の4キロの線引きの理由説明について」との問いに、「校区を決めるときには、学校の距離要綱がありその指針に基づいてしている。小学校の通学距離は4キロ以内が望ましい、中学校の距離は6キロ以内が望ましいという要件があり、必ずそうしなさいということではないがそれがもとになっております」というような質疑がありました。

審査に入りましたが、この陳情の趣旨に対しては理解できるが、単純なことではないからなお継続してということで、次に、11月4日に審査を行いました。

本陳情は、香美市における小学校バス通学費の無償化についてであり、参考資料として平成23年度における市内小学校4校、中学校2校の現制度の補助対象者数並びに対象外の数などを準備し、審査に入りました。これが全校にはなってませんが、ほかの学校ではバスを使ってる者がいないということで、小学校4校、中学校2校の資料をいただいて審査に入りました。

意見としましては、「陳情書提出者の横谷地区へ行き関係者との話や通学路を見ても、物部川北岸より山間地に入ると木も茂り、バスの通る広さはあるが路肩も危険であり落石注意の看板もところどころある。一部舗装のできていない区域もある。高学年であれば危険も察知できるかもしれないが、低学年が歩いて通学できる状況にはない。地元の方からは、4キロという区切りはあるが、横谷地区が3.6から3.8キロ内であ

ることも納得しているが、子どもたちに安全に通学できることを考えて検討をほしい」という声がありました。また、「香美市内のほかの中山間でもこのような状況があるのではないか。この地域は平成14年の学校の統廃合によりそこに学校がなくなり、町バスで大宮小学校へ通学してきたのである。そういうことも含め検討をしていただきたい」。また、「今回の資料は、人数の資料だけでなく市営バス利用の小学校を無料にした場合の予算がどのくらい要るのかの資料はないか」との意見がありましたが、前回人数を知りたいということでしたので予算の請求資料はしておりませんでした。そして、「補助対象外で市バスやJRバスで通学している小学生が10名、中学生が1名ということで、無償にしても金額的には無理な額ではないと思う。ただ、無償になったら1キロ以上の徒歩通学している児童のバス利用がどんとふえれば、一般の人が利用できなくなるおそれはある。そのことは少し考えるところですが、通学校区は小学校4キロ、中学校6キロという法律で適正な距離があり、それに当てはめている。しかし、地域によっては違うのではないか。急峻な地形では、子どもが歩いての通学は安全ではないと思われる。また、通学には街路灯も防犯灯もない。こういう状況であるのに、これを法律で定めていると当てはめるのは酷ではないか。比較対象は違うかもしれないが、職員の通勤補助については片道2キロ以上は運賃相当額の通勤手当があり、小学生は4キロ以上が対象というのはおかしくないか。この陳情を採択して執行部に提言したい」。また、「適正な学校規模の条件として校区を決めるのに小学校は4キロ、中学校は6キロが適正な通学距離ということである。今補助を出しているのは大宮小学校へ通学している、もともとは谷相小学校へ通っていて廃校になり大宮小学校に通学しなければならなくなった児童に対してである。その谷相小学校の校区内へ後から引っ越しをしてきたので、そのときは既に学校がなくなっているから補助の対象にならないというのは酷ではないか。4キロ以上で分けているが、そこから通う児童にとっては3.8キロも4キロも条件的に厳しい点は余り変わらないのではないか。また、本市はIターン、Uターンを受け入れ、滞留人口、定住人口をふやすようにしている。この地域は県外からの移住してくる人がふえている。定住人口策として考えるべきではないか。委員会として採択してもよいのではないか」という意見がありました。

また、反対意見としては、「先ほど意見があつたが、おおむね4キロだから3.6キロも3.8キロも一緒にしてよいのではないかというのはおかしい。地理的条件もそれぞれあるが、行政の公平、公正の観点から小学校の通学距離はおおむね4キロの枠に当てはめないと整合性を問われる。ここを許せば他の地区からも免除の申請が出てくる。前回の会での行政の答弁がもっともだと思う。今回は賛成できない。反対である」というような意見がございました。

以上で審査を終え、討論もなく、採決に入りました。採決の結果、賛否同数となり委員長採決により賛成多数となり原案のとおり採決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 常任委員長の報告を終わります。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） はい。教育厚生委員長さんにお聞きいたします。

陳情第1号でございますが、同数で委員長採決、委員長判断で採択ということでございますが、これにつきましてはJRで通学している子ども、特にJRでも通学している4キロ以上の子どもにつきましては全額出ておりますが、4キロ以内、吉野、橋川野、白川、市川の子どもにつきましては従来からずっと出ておりません。その辺の公正、公平、公正の何ができてないように思いますが、その辺は話し合いましたでしょうか。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） そういう意見は出ておりませんでした。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。15番、竹平です。教育厚生委員長の陳情案件について2点ほどお聞きをします。あつたかなかったかで結構でございます。先ほどの委員長の報告をお伺いしておりますとですね、端的に申しますとその採択をすべきというふうのご意見としては、いわゆるこの香美市のもろもろのこの交通体系にかかわる条例とか規程とかこれの弾力運用ということと、一方、採択に反対という方については、これはもう条例、それからその他もろもろの関係する規程はかちっと遵守すべきということから、先ほど報告がありましたように委員長の表決によって委員会ではこの件が採択されたということでございますが、そういった中でですね2点についてお聞きをいたします。

ご承知のとおり、本この陳情書はですね財政も含めました市営バス運行事業全体に波及することということや、運営が特に大事なことはこの整合性の面からも一地域の問題としてとらえるんでなくして、市内全体の地域交通対策について改善、そして見直しを図るべく、こうした陳情にもあるような善後策を講じて対処すべき事案であるというふうに認識をしておるものでございます。そうした協議組織として、市内の交通体系全般にわたってそのあり方を検討している香美市内地域交通対策検討委員会が設置され、協議、検討がなされているわけですが、したがってですね、先ほど委員長の報告の中にも第1回の会合のときにまちづくり推進課のほうからのヒアリングも受けたという報告もございましたが、そういったことでですね委員会の独自の判断もこれは結構でございますが、この場合はですねそうしたこの陳情のような改善策を見出すためにも市のこの検討委員会、これと協調してですねその検討内容も尊重して条件整備が行われるように審査に加えて、そうした両面からの審査が望まれると思っておりますが、そのところの報告がなかったようにお聞きしましたが、報告漏れかあるいはそのことは考慮せずにです

ね審査を行いまして結論に至ったのかということ、端的にあったかなかったで答えを願いたいと思います。

それから、2点目として、この陳情書にございます、後段のほうにございますが、教育基本法が定める義務教育の機会を保障するという点においても、小学校通学の際に市営バス利用の料金負担に格差があることは公平性に欠けるものと考えますという文言がございまして、これ非常に教育のほうについては重たい表現でございまして、これについてですね委員会での見解あるいは意見表明があったのかなかったのか、この2点についてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 依光です。最初のご質問については、そこまで深い審査はありませんでした。

あと義務教育のことでその通学費について格差があるということは、本来ここで言うべきではないですけど休憩中にそういう意見はありました。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

陳情以外の件もありませんか。

○議長（西村芳成君） それでは、質疑がないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論があるようでございまして、原案に反対の方の発言を許します。

反対ですか。

はい。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎眞幹でございます。私は、陳情第1号につきまして、この陳情を不採択にすべきであるという立場から討論を行いたいと思います。

この陳情、先ほどほぼ竹平議員からありましたけれども、多少というかほとんど重複しますけれども反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

この陳情につきましては、小学校バス通学費補助ということについてということで頭書きというものがありますけれども、陳情のその最後につきましては、香美市の小学校通学における市営バス利用を無償とさせていただきますよう陳情いたしますと、このように締めくくられております。私は小学校通学における市営バス利用を無償というような案件につきましては、施策全体のバランスの中で検討されるべきだと考えますし、そして9月から、9月の審査においても執行部からそのようなことが述べられております。そして、委員会の審査の状況につきましてもさまざまな意見がございました。そこでですね、やはり折しもこのことに、これらのことにつきまして地域交通全般にわたる検討が香美市地域交通対策検討委員会で始まったばかりであります。ですから、ここに考慮すべき重要な検討課題の1つとして届けまして、陳情書に書かれている内容等の経緯も

含めた検討を待つことが陳情書の思いにかなう最良のことであると考えます。この委員会での交通、地域交通対策全般にわたっての検討が終わる前にもし議会としてですね陳情者が採択というような通知を受け取って、このことがすぐに実現するものと考えていたらそうはならなかったとかいうような場合を考えますと、採択した議会の責任性や信頼性にもかかわると考えますし、委員会での表決も先ほど報告がありましたように採択とすべき者4、不採択とすべき者3と拮抗しておりました。

このようなことから、この陳情につきましては、香美市地域交通対策委員会での検討を待つべきとの意見をつけて不採択にすべきだと考えます。

○議長（西村芳成君） ほかに討論ございますか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。陳情第1号、小学校バス通学費補助について、賛成の立場で討論します。

9月議会より継続となっております本陳情書は、香北町の横谷地区の区長さんより提出されました。私たちは、陳情書を提出された地域に足を運び聞き取り調査を行いました。当該の保護者の方によると、道さえ安全ならば歩いて通わせたいのだけどということでしたので現地の状況も確認させていただきました。陳情書の内容のように、通学路は軽自動車の行き違い通行もできない区間が数百メートルあります。山側からは土砂の落下の危険、谷側にはガードレールはなく転落の危険もあるなど、子どもを徒歩通学させるには安全面で非常に問題があるということがわかりました。また、同じ地域でありながら谷相地区は市営バスを利用しても無料ですが、わずかの距離差で横谷は補助対象から外れており、市営バスを利用すると月に3,600円かかるということです。子どもが2人いればその倍で、保護者には相当な負担が強いられます。当該の保護者の方々が不公平感と負担感を持つのも無理のないことです。市が根拠としている義務教育諸学校の国庫負担等に関する法律施行令にある「適正な学校規模の条件」のところにある第4条の（第1項）第2号ですが、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校にあっては6キロメートル以内という条件ですが、陳情書にあるような危険箇所も含む地域には柔軟な対応が求められるのではないのでしょうか。保護者が安心して子どもを学校に送り出せるように、また、義務教育に係る経済的な負担の軽減という面からも本陳情書の趣旨は理解できるものです。

また、本市においては現在全面的な交通体系の見直しに入っています。中山間地の過疎化、高齢化は全国の地方で深刻化し、どの自治体も交通手段の確保や定住人口、滞留人口の増加策に頭を悩ませています。そうした中であって、香北町の谷相地域は県外から移住してこられる家族がふえつつあるまれな地域です。中山間地での暮らしを選び、山林や田畑を守りながら子育てもしていくという貴重な方々がふえれば地域の衰退を防ぐこともできます。香北町だけでなく、交通の便さえよければ住んでみたいと思う魅力的なところは本市の至るところに見られます。

以上のことから、私は本市のまちづくりの一環としても、香美市の小学校通学における市営バス利用を無償にという陳情書に賛成の意を表し討論とします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

ほかに討論はございませんか。

この案件以外の討論はございませんか。陳情以外に討論はございませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第56号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第57号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第57号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第58号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第59号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第60号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第61号、平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第62号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第63号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第64号、平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第64号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第65号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

これから陳情第1号、小学校バス通学費補助についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択と決定しました。

これで本日の予定はすべて終了しました。

次の会議は12月13日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

(午後 1時57分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日 火曜日

平成23年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年12月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成23年12月13日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 7番 爲 近 初 男
- ② 8番 千 頭 洋 一
- ③ 1番 有 元 和 哉
- ④ 6番 山 崎 晃 子
- ⑤ 14番 片 岡 守 春
- ⑥ 10番 比 与 森 光 俊
- ⑦ 4番 利 根 健 二

会議録署名議員

15番、竹平豊久君、16番、島岡信彦君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告に従いまして順次質問を許します。

7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） おはようございます。7番、爲近です。通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

まず、観光関連の振興について質問いたします。

この分野の充実、発展は、地域の活性化や雇用対策の面からも重要課題であると考えます。県も産業振興計画の正念場の年としています。

まず、食品加工の支援強化について質問をいたします。

奥ものべを楽しむ会の体験観光事業受け入れの中で、物部特産の土産物開発がどうしても必要ということで、地域の主要作物であるユズの皮を有効利用するための商品として一昨年よりしおゆずマーマレードの開発に取り組み、関係者の協力のもと施設等の整備も徐々に進めてきております。このたび平成23年度土佐のいい物・おいしい物発見コンクールにおいて269点の出品中ベスト10に入りました。そして、来年1月7日から9日間東京ドームで行われるふるさと祭り東京に県代表として出品、参加いたします。現在販売は13カ所で販売をしております、東京のアンテナショップでも販売をしております。今後の飛躍を期待をしております。加工品は認められるまでには5年ぐらいはかかると思います。継続した支援が必要と感じます。今後の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） おはようございます。爲近議員のご質問にお答えを申し上げます。

しおゆずマーマレードにつきましては、奥ものべを楽しむ会のじじばばあんぜん会が四、五年前に開発をいたしまして改良を重ねて現在に至っております。地道な努力の結果が実って喜ばしく思っております。じじばばあんぜん会からは、昨年の暮れごろから市に対しまして援助の打診が商工観光課にあっております。何分急なことでもありまして、昨年度の県の事業採択には至りませんでした。本年度は、香美市商工会の空き店舗活用の制度を利用しまして事務所備品等を整備をし、来年度はまた県の事業採択を目指して現在準備を進めているというふうに聞いております。事業採択になりました折には、支援ができますよう産業振興課としても予算要求をしまいたいというふうに考えておりますし、販売促進などのお手伝いにつきましては今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 支援体制をねしてくれゆうということですが、空き店舗なんかも新規に設置された助成金制度だと思いますが、新しくこの加工品に取り組むときには初期の投資が大変大きいものがあります。そのためには次々とね挑戦してもらいたいわけですが、半額の補助というのは少しね低いんではないか、まあ4分の3ぐらいにこう補助率を上げるというような検討もしてもらいたいと思いますし、そしてまた、特産品振興事業補助金制度も新しく創設していただきましたが、この制度も1回きりということではなく、毎年続けてですねもらえるような体制づくりが必要じゃないかと思いません。5年ぐらいかかると自分は言いましたが、やっぱり5年ではだめでやっぱり10年ぐらいの支援は必要ではないかと思えます。お考えをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

支援体制ということですが、今年の商工会の空き店舗につきましてはかなりの部分が補助になっているというふうに考えておりますし、来年度の採択を目指して申請をしようとしております県の事業につきましては、県が2分の1ということでありまして、残りの2分の1について市がお手伝いさせていただきたいというふうに考えて予算要求していこうというふうには考えております。それから、市単の部分の1年限りということですが、できましたら多くの方々にこの制度を利用していただきたいということで毎年かわり合っただけというふうに考えておまして、今のところ5年、10年というスパンでの制度としては考えていないというのが現在であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 香美市には観光に来られても手づくりの土産物がないということで、土産物をつくるのがね非常に要求されていると思えますので厚い支援というものを今後検討してもらいたいと思えます。

続きまして、新しい観光スポットの発掘について質問をいたします。

香北町の川の内川の中流域の河川敷には岩登りに適した大岩群が500メートルほど続き、県下のボルダリングの環境を整えているそうです。近畿方面よりの愛好家が多く訪れています。最近ロープを使わず地面にマットを敷いて岩を登るボルダリングの愛好家がふえているようです。高知市内にできたボルダリングジムは、子どもから大人までの幅広い層に支持され盛況だそうです。この川の内川を新しい観光資源として検討していく考えはないかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） ボルダリングの件につきましてお答えを申し上げます。

素手で岩を登りますボルダリングは、フリークライミングの練習の位置づけから始ま

ったというふうに聞いております。しかし、現在はフリークライミングの一形態になっておるようでございます。で、国内では多雨で深い溪谷内に多くのエリアが点在をしております。溪谷の場合、地域の水源となっております場所もありまして、利用に関してはごみの持ち帰り等の注意が必要となります。ご質問のエリアにつきましては、林道西又河野線の沿線の河原でありまして、駐車場所は待避所になっております。広い場所でも車四、五台しか置けないという状況で、大勢で行く場合には乗り合わせていくなど工夫をしておるようですが、大勢が詰めかけたときには通行の邪魔になっていることもあるようでございます。このエリアにつきましては、二〇〇二、三年ごろに高知市や香美市のボルダー仲間が県内のあちこちを調査をしまして、市内からの距離や岩の状況を見て適地と判断をし、ボルダリングエリアとして整備したようでございます。整備したとはいっても岩肌をブラシで磨いた程度で、加工などの手は入れてないということを知っております。観光資源として磨くよりも自然の状態を楽しんでいただきたいというふうに考えております。また、ボルダーはその競技を専門にする仲間が練習をしております。一般にはなじみがありません。まだまだマイナーな競技で、観光資源には少しなりにくいのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。
- 7番（爲近初男君） 2回目の質問をさせていただきます。

本市に住むボルダリングの愛好家に話を聞きますと、遠くから来る人が多いので泊まる場所の確保が大事ということです。ちょうどあの下流には日ノ御子公園の施設もありますのでそれもまた活用できるのではないかと思います。また、香美市内へボルダリングジムをつくったらどうかと、使われていない2階建ての店舗なんかを利用してつくったら、結構その高知市内ももう順番待ちが出るぐらい盛況だそうですね、十分採算も合うのではないかと。そしてまた、中学生、高校生、また大人、工科大生にもですね挑戦してもらいたいと。まあ健康づくり、そしてまたダイエットにもすごく効くそうですね、そういう面からも、またそして地域の活性化にもつながるんじゃないかと思いますので研究を進めてもらいたいと思います。

- 議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。
- 産業振興課長（中井 潤君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

ボルダー仲間、近畿のほうからもおいでるということを知っております。日ノ御子のキャンプ場にロッジがありますが、あそこは冬季は閉まっておるといことで宿泊所に困っておるとい話もお聞きいたします。ただ、そうかといってピースフルセレネまで行くかというところでもないというふうな状況のようでして、宿泊所に困った方々につきましては車の中で寝ておる方もおいでるというふうには聞いております。どうですかね、そのおいでる人数自体が冬季、このボルダリング自体は冬季がシーズンのようでございまして、日数も平日には余り来ずにですね休みの日においでるという方が多いよう

ですし、人数も多い日でも十数人というような格好で競技の練習をされておるといふうに聞いております。指定管理に出しておりますその日ノ御子のキャンプ場がですね、冬季のその宿泊施設として開放できるのかどうか、また研究をしてみたいというふうに思います。

それから、そのボルダリングの道場につきましては、全然想定をいたしておりませんでした。そんな室内でできるようなものになるのかどうか、むしろその河原の大きな石にとりついてですねこっちから上がったらその難度が低いだとか、こっち、こうなってる、オーバーハングになってるから非常に難度が高いだとかというようなことで、1つの岩についてもその登り方が幾つかあるというふうに解説書にも書いてありましたが、本山町にありますそのフリークライミング、何メートルもあるような壁に突起物をつくってこう上がっていくような施設もありますけども、どうですかね、まだ、きょう初めてそのお話をお聞きしましたんで、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 今後の振興に向けて研究をお願いしたいと思います。

続きまして、平家ゆかりの地のPRについて質問いたします。

本市には、平家伝説が色濃く残った場所が多くあります。1185年源平屋島の戦いの中、安徳帝は阿波国祖谷に逃れ、その後菰生にご在所を移しました。そして、御在所山から川の内を通り嶺北から越知町に至ったと言われております。安徳帝は越知町より再び菰生に還幸せられたが高板山で病を得て崩御され、御殯大明神として御陵が築かれたと伝えられております。その御陵は、安丸氏が代々祭祀をとり行っておりましたが、今は神池部落が春と秋の2回の大祭として火渡り行や採燈護摩供養を行っております。また、今月2日の高新に取り上げられました平家の岩屋は平清盛の孫、資盛ら百余人の郎党が隠れ住んだと言われております。来年の大河ドラマは「平清盛」ということで、平家落人伝説を観光資源として売り出すチャンスと考えますがどうでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 平家の落人伝説につきましてお答えを申し上げます。

12月9日の高知新聞21面のコラムに載ってましたように、物部町で平家落人伝説が残る山を訪ねるツアーというものが行われました。平家の岩屋などを訪ねるツアーでございますけども、参加者は感動を覚えて帰られたようでございます。これらの平家落人伝説は秘境にありまして、神秘性が感動を与えたものというふうに考えております。平家の岩屋は地元の方々が昭和40年代ごろまで社などを守っていたようですが、先日のツアーの写真で見ますと施設も傷んでいるように見えました。また、現場までは約1時間半かかり、道も急坂や崩落などがあって危険な場所もございます。道の手入れもほ

こらなどと同じように行き届かず、不案内な者が行きますと迷うようで、現地の状況に明るい者のガイドが必要でございます。香美市雇用創造協議会の実現事業で先日物部町で体験モニターツアーを行って、23人が全国から参加をし好評を博しております。この農業体験や竹食器づくりを住民と楽しむツアーなども組み合わせてコースにするのもおもしろいかと思います。いずれにしましても農業体験や案内のできるガイドの育成が必要と考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 2回目の質問をさせていただきます。

今は歴史ブームといいますか、女子大生なんかも歴女ということでね、高校生の女の子なんかもすごい歴史に詳しく、また興味を持つ人がふえております。この山間地のね神秘的な山里の歴史をぜひ知ってもらってこの山間部に足を運んでもらえれば、地域の活性化にも大いに役立つと思います。来年はねちょうど大河ドラマもやるということでチャンスと思いますので、そこを連携をしてやっていったらどうかと考えています。

以上です。

続きまして、防災について質問をいたします。

火災が発生したとき、消火活動のための水源確保が何より重要です。物部方面隊においては、物部町内の住宅周辺の水源調査を実施し地図に落とし車両に備えております。署に提供もしました。香北町、土佐山田町においての現状はどうでしょうか。また、的確な水源情報や地理を熟知し、いざというときロスのない行動が要求されますが、署員に対する対策はどうとっているのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 7番、爲近議員のご質問にお答えをいたします。

香北町、土佐山田町におきましては消防団、現在は方面隊ですが、からそのような消防水利の調査を実施して報告を受けたということはございませんが、消防水利につきましては、消火活動の基本であることから消火栓、防火水槽、またプールやため池などのほか水路や小河川、小さな河川ですが、など自然水利につきましてもすべて調査を行い使用の有無また関係者の協力を要することなど、水利に関する情報につきましては詳細にし署員に周知をしております。また、署員におきましては管内図を携行し、定期的に防火水槽や消火栓、そのほかの消防水利を巡回して点検を行うことによりまして水利の状況等を含めて認識を深めているところでございます。また、人事異動をした職員また本署から分署へかわったと、また新採の職員などにつきましては、休日を利用して巡回するなど消防水利の認識を深めていくように努力をするようにしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 2回目の質問をさせていただきます。

火災時の水源は非常に重要です。消防団と連携をしていただいて、その住宅周辺に限らず山林なんか林道伝いのね、小谷なんかの調査もできればまた検討をしてもらいたいと思います。今は山林火災用のバッグパックポンプというのがありますして、小谷を土のうやブルーシートでせきとめ、少量の水源さえあれば300メートルぐらいは頂上に向けて水を送ることもできます。そういう緊急のときに対応できるような、普段からのその地理も熟知していただいて、ロスのない消火ができるような体制づくりというのを一層進めてもらいたいと思います。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 先ほど申し上げましたように、消防水利につきましては特に香北、物部、山間地を抱えておりますので自然水利の調査も十分行いまして、団員また署員が十分認識し、そういった有事の際にですね万全の体制がとれるようにそういう体制づくりはしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。水利はそのこれからもまた渇水期にね入りますが、自然の池、またため池なんかはその水位がね上下しますし、再々のその点検とか地域に足を運んでいただいて新しい情報をつかむようお願いをしたいと思います。続きまして、消防救急無線のデジタル化への対応について質問をいたします。

消防救急無線のデジタル化は、平成28年5月末がアナログ波からデジタル波への移行の期限になっております。その移行のために本市においても基礎局の設置や無線機器の整備に多額の費用負担が予想されますが、現在の検討の現状を問います。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） はい。お答えを申し上げます。

ご質問のとおり現在の消防救急無線の使用期限は平成28年の5月の31日までということになっておりますことから、デジタル化への移行は平成27年度中に完了しなければならないというふうに考えております。このため、現在検討しております消防庁舎の改築に合わせまして進めていきたいというふうに思っておりますが、予定といたしましては平成24年、来年度に基本設計、平成25年度に実施設計を行いまして、平成26年度、平成27年度で整備をするという方向で現在は予定をしております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 2回目の質問をさせていただきます。

事業量は、どれくらいの事業額を想定をしておられるのかをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答えを申し上げます。

基本設計が、概算でございますが約800万円ぐらいです。と、実施設計費が700万円ぐらい、それと施工の分につきましては約6億円ぐらいを予定しております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 非常にね高額な負担割合になりますが、国からの十分な支援が今後ね得られる方向に向かえばその削減も可能ではあると思いますが、その費用対効果のバランスというもんも考えていただいて、どうしても必要な施設ではありますが、その将来を見据えた的確な判断も必要と思います。見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） これにつきましては、デジタル化ということで国からこういうふうな形で定められておりますが、特に補助事業というのはですね余り期待をしてといいますか、特にないのではないかというふうに思います。で、ほとんどが単独になるのかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 質問をすべて終わります。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） おはようございます。8番、市民クラブの千頭洋一でございます。議長の許可をいただきましたので、平成23年度第4回定例会において、通告書に従いまして一問一答方式で4点について質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1点目、児童・生徒の通学援助の見直しについての質問をいたします。この件につきましては、9月議会で陳情書が提出され継続審査となっており、教育厚生常任委員会では採択となっておりましたが、本定例会で初日に不採択といった事案にも関係があると思いますが、児童・生徒の通学費の見直しの所見についてお伺いをいたします。

香美市立小学校通学費補助金交付要綱、これは教育委員会告示第4号、第2条、補助の対象に通学距離が4キロメートル以上の者、いわゆる遠距離通学児童の保護者とし、第3条には、予算の範囲内において定期乗車券の全部または一部を補助するとあってございます。また、中学校も同様にございまして、中学生の場合は6キロといった形でございますが、4キロ、それから6キロ以上の児童・生徒に対しては全額補助がされている状況でございますが、その通学距離が4キロ未満の者に対しては全然その補助がないといったことでございますので、4キロメートル以上の児童、6キロメートル以上の生徒の無料ということを先ほど申しましたのですが、まず4キロ、逆に4キロ未満の通学児童及び6キロ未満のバス通学生徒の学校別利用者数の現状はどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。千頭議員さんのご質問にお答えいたします。

これは市バスとなっておりますけど、市バスにつきましては学校別、大宮小、市バス

が8名、それからですね中学校におきましては大栃中で市バス1名です。参考にJRバスを利用しておる方は大宮小で2名です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 先ほどお伺いしましたとおり大宮小学校で8名、それから大栃中学校で1名といった形でございますが、また、JRを使ってる方がお二人といったことでございます。この香美市営バス事業に係る施設設置及び管理に関する条例第28号では、その使用料の規定がありまして、定期旅客使用料が規定されております。例えばこの補助対象外の方を一例としてみますと、通常3キロ定期をよく購入されてるようですが、例えば谷相線の横谷宮ノ前から小学校前まで利用すれば距離は3.4キロといった形でございますが、片道の運賃は大人ですと300円でございます。子どもさん、小学生は児童ですからそれが半額になるわけですけれども、それ計算してみますと3カ月で1万260円ということで1カ月当たり約3,420円といった形でございます。同じバス料金300円でありながら、例えば4キロ以上になるとそれが全く全額補助、それが4キロ未満の場合はそういったように月額3,000円ちょっと超した経費がかかるといったことに対しましての見解でございますが、この件につきましては、香美市立小学校通学費補助金交付要綱の第4条及び第5条で無料になっているといったことに対しまして、第5条、条例第28条の第5条では使用料の減免という規定もありますが、この児童・生徒バス、市営バス利用の児童・生徒に対する減免の考えはないかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 教育委員会としましてはですね、今の通学援助の規定以外の減免措置は考えておりません。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） まあ想定された答弁であります。確かに、ただ単に4キロ以上4キロ以下というその条例ではもちろんそうなりますが、地域の状況を勘案してみますと町の中の4キロと山間部の山道の険しいところの同じ4キロ、これとっても全く条例では同じといったことでございますが、私も毎朝子どものあいさつ運動で立っておりますが、猪野々のほうからでは中型バスで市バスで子どもさんが来てますが、大体7名から8名乗っててほとんど乗車率は非常に低いわけでございますし、谷相方面からのマイクロバスでも大体6名、白川のほうからでは1名の程度でほとんどがらがらの状況であると。たまにそのバスには大人も乗っておりますけれどもお一人か2人という程度でありまして、バスをそういったふうに運行するならばぜひ子どもたちを若干でも減免していただくなり、無料となったら一番いいがですけどそうもなかなかいかないと思っておりますけれども、何とかそのような配慮ができないかと。

また、ご承知のように香美市に住居、居住する75歳以上の方は無料になっておると

いう状況でございますが、利用が少ない状況でございます。この件に対してのお考えはどうかと、ちょっとお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 私ども教育委員会としましてはですね、通学援助、そういった部分につきましては検討いろんな部分はできますけれど、市営バスですね減免、その部分につきましては私ども管轄じゃないんですのでそこなところははっきりとはご回答できませんが、基本的に先ほど申し上げましたようにですね通学援助につきましては4キロ、それから6キロ、これについてはまだそういった検討もまだしておりませんので先ほどのお答えとなります。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 検討をあれだという状況でございますが、現状をよく調べていただければ本当にわかると思いますが、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に、物部町大柵小・中学校に通学する児童・生徒及び地域住民の交通手段を確保するために香美市通学バスがありますが、この通学バスの利用者数とか使用料についてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 通学バスという形でご質問でございますが、これ市バスかスクールバス？

○8番（千頭洋一君） スクールバス。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） スクールバスでいいですね。それにつきましては大柵小学校で1名、大柵中で1名です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 先ほどご答弁いただきましたように通学バス、いわゆるスクールバスでございますが、大柵小学校で1名、中学生で1名といった状況でございます。このバスには一般の地域の住民も運賃を支払い乗れることができるといった形でございます。ほんで、これちょっとあの条例ちょっと見てみますと、定期代は乗車距離が4キロメートル以上10キロ未満の場合には小学生につきましては月額800円、中学生は2,000円と。10キロ以上は小学生が1,000円、中学生が2,000円となっておりますが、例えば4キロ以上の場合の市バスですとこれは全額無料となっておりますが、その対する整合性と申しますか、それはどうなっているか。また、4キロ未満の利用者に対しては今後どのようになるか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 現状のそのスクールバス、そのままの考えでおりますけど。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） バスが市バスと現実には市が運営している通学バス、いわゆる

スクールバスで、先ほど申しましたように市バスですと4キロ以上の場合には全額補助、ただし、名前が通学バスとなると800円なり2,000円といった形になっておりますが、もし、今現在4キロ未満の方がおいでないから全然条例にも何も要綱にもうたっていないということでございますでしょうか、この同じ香美市でありながら通学バスですと800円なり2,000円なりの負担がかかるといった形でございますし、ここなあたりを何とか見直しをしていただければということでございます。

次に、先ほど答弁ございました遠距離通学者がJRバスでは2名ということをお願いいたしましたんですが、この方々の補助等はどのような状況になっているかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

今年度におきまして、香美市立小・中学校通学費補助金によりまして、小学校4キロ以上、中学6キロ以上につきましては19名に係る通学費におきまして定期乗車券を全額補助しております。19名の内訳としましては、片地小学校8名、これは土佐電鉄を利用しております。それから大宮小学校5名、JRバス利用、それから香北中6名、JRバスです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） このようにいろいろ距離に応じてその補助が違う。これはもちろんその条例によって決められておりますので条例を犯してまで統一せえということは申しませんが、できるならば小学・中学生に対しましては、なるべく通学する児童・生徒の保護者の負担軽減と義務教育を円滑に運ぶためにも通学バスをお願いしたい、そのような考えを持っております。将来におきましてそのバスも香美市地域公共交通会議等では協議されることと思っておりますが、この逆に通学バスの拡充する考えはないかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

香美市、今現在の香美市通学バスというものにつきましては、大柝小・中学校におきまして通学する児童生徒及び地域住民交通手段の確保をするためにですね、大柝・神池線で運行しておるという状況でございます。この件につきましては、児童・生徒の交通手段、それらの確保のためにですね通学路の拡充で必要があるかどうかにつきましては、現在地域交通対策検討委員会というものの中にも1つの議題としてのっておりますので、その中で全体を含めた検討にはなろうかとは考えております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 先ほどからちょっと申してますように、市バスの利用客も非常に少ない状況があるといった中でいろいろ検討されてると思っておりますが、できることな

らばその通学バスの拡充をひとつよろしくお願いいたします。

通学バスの件、児童・生徒の通学補助の見直しは以上で終わりました、次に、光ファイバーの情報網の整備進捗についてお伺いいたします。

情報格差解消の手段としての光ファイバー網の導入は急務であります、市内では繁藤地区を除く土佐山田町内はすべて整備されているという形で、あと残っているのが繁藤地区と香北、物部はまだ未整備地区であると。この件につきましては、昨年6月議会また今年の6月議会でも同僚議員が質問したところでございますが、この今年の6月議会の答弁といたしましては、NTTからは香美市全体を一事業者で行うことは無理であるけれども、エリアを絞って経費を削減することにより導入が可能であるとの答弁でありまして、まず、繁藤地区と美良布地区までの導入すべく具体的な資料提供を待って検討といった形でございますが、繁藤地区と美良布までのその後の導入検討の進捗状況はどんなものかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 千頭洋一議員の光ファイバー網整備の進捗はということで答弁させていただきます。

光ファイバー網の整備につきましては、現在引き続き事業者との話し合いを進めているような状況でございます。美良布地区と繁藤地区への延伸につきましては事業者での延伸が可能である。しかし、大栃地区については加入者の3割の確保が必要ということで昨年事業者側から説明があったことによりまして、少しでもエリアを広げることが次のステップにつながるということの視点で、まずは美良布と繁藤地区への延伸をするべくその旨を6月議会で答弁をさせていただいた次第でございます。

しかしながら、それ以降ですね事業者と話し合いを持ちましたけれども、その中の説明はですね昨年とはですね一変をいたしまして、美良布、繁藤地区への延伸につきましても電話加入者の3割の各加入が条件であると。しかも、かつ公設民営方式か市からの補助金による民設民営方式での整備という説明があり、今大栃地区も含めまして総事業費5億2,600円の概算費用が示されました。提示内容が昨年と違うことから何かの間違いではないかというふうに思いまして問い直しましたけれども、昨年の回答は担当者、NTT側の担当者のミスであり、事業者独自での延伸は考えていないということの回答で、残念ながらそれ以上の進展には至っていないのが現状でございます。

仮に事業者からの提案がありました公設民営方式で事業を進めた場合は、国の補助3分の1と残りに過疎債を充当することによりまして市の実質負担は1億5,000万円程度になるかというふうに思いますが、もう1つの要件である加入者の3割、これが確保されなかった場合、どのような負担が市に生じてくるのかということが現時点ではNTT側のほうも明確な説明ができない状況でございます、現在はそれにつきましての回答を待っておるような状況でございます。この問題が解決しない限りはですね本市の財政的な影響もあると思しますので、現時点では業者からの回答を待ってですね、そ

の後結果により事業を進めるかどうかということですのでですね検討させていただきたいと思
います。できれば年度内、そして遅くとも来年度早々にはですね何らかの形で結論を出
したいと思っておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 具体的にご説明いただきましてどうもありがとうございます。うわさではいろいろ聞いておりましたんですが、担当者のちょっと考え違いといっ
たこともあったようでございますが、先ほど課長さんの答弁でもありましたように加入
者の3割を確保するということが、これ急務ではなかろうかということもあります。た
だ、繁藤地区それから美良布地区におきましても、皆インターネットとかパソコンなん
かを利用してる方は何とか光網を整備してくれという要望は非常に強いようでございま
す。安芸郡の東洋町は2012年度末までに光ケーブル網を関連事業約14億8,00
0万円で町内全域に整備するといったことでもございましたんですが、工科大のあるこの
本市も他の市町村よりも本来ならば情報化は先端に行くべきではなかったかなというふ
うに思いますが、今後ともこの光ファイバー網の整備については一層のご検討をよろし
くお願いいたします。

次に、火災警報器の設置状況についてお伺いいたします。

平成21年の8月に住宅用の火災警報器が香美市より全世帯に配布されました。消防
法及び香美市火災予防条例によると、平成23年5月末までにすべての住宅に警報器の
設置が義務づけられております。空気が乾燥し火災が発生しやすい状況下であり、一人
一人が火の取り扱いには注意し、火災予防には十分注意しなければなりません。そのた
めにも火災警報器が全戸配布といった形で、約2,000万円以上の経費を投入して市
内全域に配布されました。取り付けをしてない世帯も何か多々あるようでございま
すのでぜひ設置をし、火災警報器の設置をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答えを申し上げます。

香美市の設置率につきましては、直近のアンケート調査では約85%となっております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 直近の設置率が85%という答弁をいただきましたんですが、
これ見て思うたより伸びてるかな、いや、まっとまだまだかなとちょっと迷うところ
でございますが、10月の20日付の高知新聞の報道によりますと、高岡郡の津野町で火
災警報器が急速に広がった事例が紹介されておりました。昨年の12月時点では設置率
が全国平均63.6%というのを大きく下回る28.2%であったものが、今年の9月末
には設置率が97.5%というふうに達した。この平成23年度6月時点での設置率は
全国平均71.7%、高知県では58.6%といった形でございまして、香美市の場合は
85%といったような形である程度伸びてるかなと思っておりますが、この設置啓蒙するにも

かかわらずその罰則規定もなく伸び悩んでいる状況であります。このあと15%に対しまして私ちょっと考えてみますと、独居老人とか高齢者住宅、こういった方々の設置がちょっと弱いんじゃないかなといった形でございますが、こういった方々に対する設置率向上に向けての方策はお持ちでしょうか、お伺いたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 設置率ですが、香美市の場合も先にご報告をさせていただきましたように、昨年12月時点では74%でございましたところ、直近の本年10月にとったアンケートでは85%ということで着実に設置率は伸びてきております。昨年の12月にとったときにも未設置の方にどういった意向なのかを確認したときですね、87%、90%近い方がもう認識はされておると。ただ、まだ若干5月まで期間があると。それと、もう1つは、すぐに必要、必要といいますか、必要を感じてないとかいうのが若干ございました。それから、やはり期間も一定過ぎましたので徐々に設置率は上がってきておりますので、確実につけていただいておりますのではないかとこのように考えております。

今後は設置率に向け、向上に向けてのとしましてはやはり広報を定期的にですね、広報またホームページ、そして各種の消防が行っております研修とか講習、自治防の訓練とか、機会あるごとにやはり設置をしていただいておりますのかお聞きし、未設置の方々には速やかに設置するようにですね進めていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ぜひ、また設置につきましてご指導のほどをよろしくお願いたします。

最後に、その設置率が85%となっておる状況の中でこの質問してもどうかえいかちよっとあれですが、独居老人とか高齢者住宅、高齢者宅の設置についての手助け、こういったものをすればさらに設置率は上がるんじゃないかなと思っておりますが、取り付け場所が天井とかそれから階段の上とか、上向きに取りつける必要がありますので高齢者等は大変苦勞されてると思っておりますが、こういった独居老人とか高齢者宅の手助け等についてのお考えはないか質問させていただきます。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答えいたします。

独居の方、高齢者の独居の方とかにつきましては、これも先にお答えをいたしました、あっ、ご報告しておりますが、市内全域に配布するときに既につけておられる方などからですね辞退をされた方が相当おありまして、その方の余った分についてですね高齢者の独居の方には複数、2個ですね配布をさせて、これ社協のご協力をいただきまして配布をさせていただきました。その時点でも自治会長さん、また社協の方、それから消防団の団員さんの方々にですねご配慮いただく、ひとつお願いをするということでのお願いをさせていただきました。また、行政連絡会におきましても自治会長さんにもご配

慮をお願いするという、それから、引き続き消防団員さんにも管轄のですねご近所の高齢者の方々がつけておられるのか、また、つけておらなければですね勧めていただいたり、設置についてですねご協力いただくようお願いを、気配りをしていただくようお願いをしております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。ひとつご指導のほどをよろしくお願いいたします。

次に、最後の質問になりますが、香美市の幸せ度とその対策はということでございます。

11月、ブータン王国のワンチュク国王とベマ王妃が来日され熱烈な歓迎を受けました。12月の9日の高知新聞の社説に興味ある記事が掲載されておりました。このブータン王国は国内総生産GDPは世界最貧国でありながら、国民総幸福度GNH、Gross National Happiness、これは国民の90%以上が幸せと答えておるようでございます。量から質への転換が求められている今日、今までは高度成長経済を経て世界屈指の経済大国となった日本ですが、自殺者の高どまりとか、格差も広がっております。経済力は必ずしも幸福度には直結をしていないと。政府が初めて行った国民幸福度についての意識調査で、幸せと感じる人の割合が30歳台では61%をピークに年齢とともに低下をしております、70歳台では44%にとどまっております。急速な少子高齢化で年金や医療体制、子育ての不安が強まっております。かつてのような家族、地域社会のきずなも失われつつ、高齢になるほどその幸せの実感ができないという深刻な日本の状況が浮き彫りになったとございました。

また、法政大学大学院の政策創造研究科の坂本光司教授の幸福度指数研究会が、47都道府県ごとに生活・家族部門、これは出生率とか未婚率とか転入率等9指標、労働・企業部門、離婚率とか労働時間、完全失業率等10指標、安全・安心部門では刑法犯認知数、公害苦情件数とか老人福祉費等12の指標、医療・健康部門では医療費、病床数、自殺死亡者数等9指標の4部門40の社会経済統計から幸せ度を調べた結果、高知新聞によりますと高知県は46位と、下から2番目という新聞報道がございました。

この件についてちょっとお伺いさせていただきますが、なお、この経済力や生産力によるこれは指数ではなくて、幸せ度は住む人の努力で変えられると思うと。これはランクづけが目的ではなく、幸福度を高める地域づくりの方策を示したかったということでございますが、ここでこの47都道府県のうち46位、47位は何か大阪のようでございますが、46位の高知県におきまして、この本市の幸せ度の順位はどのようにとらえておりますか、わかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭議員のご質問にお答えをします。

香美市の幸せ度がどれくらいの位置にいるのかというふうなご質問でございました。幸せというものを概念的にどういうふうにとらえるのかということ、いろいろあるのか

と思います。ただ、この先ほどお示しをされました法政大学の教授がとられましたこの統計での高知県の位置を示されてお話があったわけですが、私の思いといたしましうか思いも含まれておるとは思いますが、本県の中で本市が県内の中で順位がどれくらいであるのかということ自体、このような指標といたしましうか統計をこうまとめて、取りまとめてしたことがございませんので、事実何位におるのかということ自体はつかめていませんが、ただ、こうして責任ある市政を預かっている者として思っている中では、せめて中ほどよりは上にいたいかなというふうな思いがございます。ただ、細部にわたっているいろいろ検討をする中では、さまざまな不安な部分もあるというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 私も市長が申されましたように35市町村の中でできりゃあ中以上におりたいなという観念は持っております。何とかそのようになっていければと思います。この対策はどのように考えておるかという質問を出しましたんですけど、これはなかなか先ほどの順位をどうとらえるかと一緒になってしまいますと思いますのでこれはもう省略しますが、香美市の基本理念であります「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」と、ためにも香美市民総幸福度、これをGNHになぞらえてGKHと、G r o s s K a m i H a p p i n e s s、G r o s s K a m i H a p p i n e s sと名づけて、市民の幸福度を高めるためにも将来像をより明確にしていってほしいと念じまして私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、会派市民クラブの有元和哉です。

平成23年もあとわずかとなりました。まず、初めに、本年3月に発生しました東日本大震災で被災されました皆様のお見舞いを申し上げますとともに、早急な復興と皆様の幸せな時が訪れますことをお祈り申し上げます。また、日本の象徴であられる天皇陛下がご病気より回復され、国事行為に復帰されましたことをお喜び申し上げます。

さて、執行部、行政職員の皆様におかれましては、日ごろより香美市市民の幸せのため職務に励んでおられますことを市民の代弁者、議員として深くお礼を申し上げます。また、市民の諸事情により滞納問題や苦情、相談に真摯に対応していただく中で、本年もさまざまな苦悩もあったかと思っております。重ねておわびと感謝を申し上げます。行政職員の皆様がしっかりと職務に務めていただいたおかげで、本年も大きな混乱もなく無事に1年を終えようとしております。

さて、前にも申しましたとおり、私の議員としての考えは市民のやりであり、行政の盾であるということは今日まで変わることなく議員活動を務めさせていただいております。その中で思いましたのが議員の価値でございます。特にこの一般質問の場において、

市長、副市長、教育長、さらには執行部の管理職の方々、そして我々、西村芳成議長を初めとする議員がこの場に会している際、私が発言する時間中に、正確な数字ではありませんが単純計算で1時間に約30万円、1分にして5,000円の経費が発生しております。この経費は市民の税金でございます。そのほかの費用も考慮すればいかほどになるかは定かではありませんが、この刻一刻と進む時間の中で最低でもそれ以上の価値ある発言をしなければならないように感じております。執行部の皆様も私ども議員も金銭価値でとられ仕事をしたいけない立場ですが、最低限の価値を知っておくことも必要と思い、本質問の場をおかりし、このことをお伝えさせていただきました。本日も価値ある時間が築けるよう切に願うとともに、その前提として市民の皆様、未来の香美市のためになる時間となればと思い、私の議員としての姿勢を示し、今回の質問を総括方式にて行います。

今回の質問は大きく3点であります。

まず、1問目、固定資産税税率の見直しは可能かという点について質問をいたします。

固定資産税は均一に税率が定められ徴収されておりますが、その固定資産の用途や状況に応じ税率を変更することはできないものかということが本質問の要点であります。順次私の考えをお伝えするために質問をいたします。

まず、1点目、現在の固定資産税納税者の現状についてお伺いをいたします。

現在市内居住者で固定資産税納税者数と納税額及び市外居住者で固定資産税納税者及び納税額。また、市内外居住者の各所有する固定資産で空き家となっているもののそれぞれの納税者数及び納税額等、固定資産税納税者の細やかな属性について本市としてどの程度把握しているのか、まず最初にご質問いたします。

次に、2点目、細やかな属性分けを行い、状況に応じて税率を変化させることはできないかについて所見を伺います。

市外に居住し、空き家を放置または未活用の状態のものについては、現在の本市の人口減少や町の衰退の状況から考慮すれば、事あるごとに空き家の増加や空き店舗の増加が課題として挙げられておる昨今、市勢に大きなマイナス要因を発生させていることは言うまでもありません。この香美市の振興にマイナスの要因となるものと、反して、香美市に住み生活をされておられる方がプラスの要因であることは、当たり前でありながら声を大にして言うことがなかったのは盲点でありました。また、本市には都市計画による用途地域がございます。この都市計画の実現こそが香美市の発展につながるものとして存在しているわけですが、用途地域に応じた土地利用をされている方は香美市への貢献度は高く、固定資産税の税率を下げてよいのではないかと考えます。逆に、本市外に居住し空き家、空き地化としている方には申し上げにくいことですが、マイナスの要因であるため、多少なり税率を上げるのがいいのではないかと考えます。

そこで、納税者の属性、土地利用の属性などの状況によって責任に応じ税率を変動させることはできないかお尋ねします。

次に、きめ細やかな固定資産税の課税が本市の人口増と振興策に影響があると思うが、その所見についてお伺いをします。

先ほど申しました質問からいけば、本市に居住する者は固定資産税が据え置きか、もしくは減額となります。本市以外に住む者は、固定資産税が据え置きか増額となることとなります。これにより市外居住者で市内に空き家を有する者の税率を上げ、本市に住民票のある居住者がいれば据え置きとするということにすれば、空き家の利用を個人単位で推進するよう努めてもらうことができると考えます。特に東日本大震災を受け、沿岸部から本市への移転希望者はますますふえると考え、その受け入れ場所の確保にもつながると考えます。また、これにより大学生等の住民票の登録が物件契約時に義務づけられれば、災害時などに迅速な安否確認などにもつながっていくものと考えます。さらに、都市計画、市街化区域内の商店などについては、商店経営者の固定資産税の減額、市外居住で空き店舗所有者には増額を行うことで商店街の振興策にもつながっていくかと考えますが所見をお伺いいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。

公民館活動の中にNPO組織等の育成を図る中間支援組織の設立はできないかについて伺います。

公民館活動では、日ごろ多くの市民団体やボランティアのかかわりが必要であり、また、NPO組織の育成は民間と行政の境目のサービスを担う立場の存在を育てていくことにもつながり、市民活力の向上により地域の満足度なども向上するものと考えています。しかしながら、NPO組織は各団体の維持、継続にはさまざまな事務処理や法的専門力を必要とし、その組織のモチベーションを著しく下げてしまうことがあり、継続が困難となる団体が多いことも事実です。そこで、NPO組織等の育成を図る中間支援組織、高知市であれば高知市市民活動サポートセンターのようなものを設置し、協働のまちづくりの推進の根幹を築くことはできないか所見をお伺いいたします。

次に、3つ目の質問でございますが、現在香美市観光協会の完全民間への移行が検討されていると聞きますが、その検討の状況について以下の点を伺います。

まず、現在までの検討内容の状況と今後の流れについてどうなっているのかお答えください。

次に、本市としての観光に対する考え方でございます。本市の観光の推進に対し、この観光という分野が本当に香美市を救う救世主と考えているのか。世界を相手に観光を展開するほどの覚悟はあるのか。または、ただ、現在の香美市の観光を生き残らせるだけの守りの姿勢なのか。現在の本市としての観光に対する重要度をどのようにとらえているのか、その考えについてお答えください。

次に、観光協会の今後のありようについて所見を伺います。

観光の推進には巨額の資金が必要となり、さらに民間観光業に精通する者の専門能力が必要となることは言うまでもありません。観光に対する知識も資格もない素人では、

昨今の観光での戦いに生き残ることは困難でしょう。先日議員視察を行った阿智村の昼神温泉観光局の年間予算は8,000万円から1億円程度と伺いました。観光地が点在する本市においては、観光に対する予算はそれ以上を考えなければならないのではないかと思います。また、昼神温泉観光局のスタッフのような観光の専門能力を有する人材が必要と改めて感じました。

ある程度思い切った判断がなければ観光の振興は困難と考えるが、そのためにも商工観光班またはその一部である観光振興係を指定管理として観光協会に任せ、ある程度自由に資金を使えるようにするなどの考えはないか。指定管理といえば施設の管理に使う言葉であります。観光協会がどこかに場所を置くことは間違いなく、その場所が公有財産であればひと業務も含めた指定管理にし、より民間の技術、アイデアが発揮できるかと思えますし、またそこに職員を派遣することによって人材の育成にもつながるかと思えます。観光について、観光協会のあり方の今後のビジョンについて所見をお答えください。

以上、1回目の質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩します。
（午前10時20分 休憩）
（午前10時35分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
税務課長、阿部政敏君。

- 税務課長（阿部政敏君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

1番の固定資産税率見直しは可能かということの（1）番であります。平成22年度、現年の市内居住の固定資産税納税義務者数は1万830人でありまして、市外居住の納税義務者数は3,498人となっております。また、同様の市内居住者の課税総額は約7億1,800万円、市外居住者は4億5,600万円で総額は約11億7,400万円となっております。市内外の課税対象者におけます家屋について空き家となっているものの把握は困難でありできておりません。なお、市内で家屋、普通税務課で家屋と称しているものにつきましては居宅、店舗、工場、事務所、倉庫、車庫などがあります、の課税対象者は1万355人、市外で2,646人となっております。

続きまして、（2）番と（3）番についてお答えいたします。

固定資産税の税率につきましては、地方税法第351条で標準税率1.4%が示されており、基本的には市町村の財政事情に応じて税率を定めております。この場合も固定資産税の全体について1つの税率を定めるものであり、土地、家屋、償却資産の別にそれぞれ異なった税率を定める趣旨ではなく、固定資産税として3種類の課税客体を1つの税目にとらえております。地方税法第6条第2項の規定により、公益上その他の事由

によって必要がある場合に不均一課税をする以外は、負担の均衡上固定資産全体について一定の割合により負担を求めることを原則としておるところでございます。不均一課税につきましては、公益上その他の事由を考慮して課税免除するほどの事由はないが若干の特例措置を講ずる必要があると判断した場合に、それに応じて行うことができることになっております。不均一課税をする場合の税率は、実質的に課税免除と同様な結果となるような税率を定めることはできないものと解されておりました、また、ある一部の者に対して通常の税率よりも高い税率をもって課税措置することもできないと地方税法上解されておりますので、不均一課税をして対応をしていくというのはちょっとできないではないかとそのように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 有元議員の公民館活動に中間支援組織を設置してまちづくりの推進の根幹を築くことができないかのご質問にお答えいたします。

公民館活動につきましては、現在さまざまな事業を展開しているわけでございますが、その事業を実施する上におきましては公民館長また主事（会）にお集まりいただきまして、そういった会合におきまして年間の事業を検討して実施しているところでございます。そういった会合の場におきましては、現在のところ中間支援組織の設置についての話というものは今のところ持たれたことがございません。で、特に必要性はないかとは思っている状況でございますけれど、今後そういった場におきまして検討をして協議もしてみたいということで答弁とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 有元議員の観光に対しましてお答えを申し上げます。

1番目の観光協会の今後の流れということでございます。昨年6月の観光協会の総会で観光協会の自立が協議をされまして、自立に向けて検討委員会が設置されることとなりました。それ以後3回の協議を経まして準備室の開設に至っております。現在、寄附行為、事業計画、収支計画を作成中でありまして、案ができ次第、理事会、臨時総会を経まして来年4月には設立を目指しておるという状況でございます。

それから、2番目の観光の振興に関しまして、以前は観光は民間のものであるという考えが一般的でございましたけども、最近では観光こそ地域における地域おこし、経済効果をもたらす産業と位置づけられるようになってきました。市の振興策は産業、教育、福祉などすべてにわたって必要で、その1つが観光であるというふうに考えております。本市にとって観光推進も不可欠なものと考えております。地域振興の一環として観光産業を支援してまいりたいと考えております。

それから、3番目の救世主となり得るかということなんですが、それから指定管理に出すことはできないかということなんですが、商工観光班、観光振興係をすべて指定管理に出すということはできません。民間に任すことのできる、民間に任すべき業務は観

光協会などに任せ、行政としてしなければならない観光振興の政策や計画、事業実施計画の策定、あるいは県や他市町村との協議、調整、国、県への補助申請など、市の行政としての業務は商工観光班としてやっていかなければならないというふうに考えております。

現在観光協会の事務は市職員が持っておりまして、観光に関しますすべての事柄にタッチしております。事業計画の策定やいんふおめーしょんの管理、特産品の開発、販売促進、県外での物産展参加など、雇用創造協議会の実現部門と協力をして繁忙をきわめております。これらの多種の業務の中で行政がすべき業務を除きまして観光協会などに任すことができれば、公のかたい考えでなく民の知恵が活かされるものと期待をしております。観光協会の自立運営には多くの費用がかかります。将来に向かって安定した経営をするためには、安定した収入が必要でございます。市の業務を任すのですから市の補助金も必要でしょうし、みずから収入を得ることも必要と考えております。その1つがいんふおめーしょン等の指定管理の受託であり、あるいはまた特産品、旅行商品等の開発、宣伝、販売促進、それから通信販売サイトの運営による収入確保であるというふうに考えております。行政の行うべき業務と民間ができる業務を区分して意思の疎通を図りながら、最初は小さくとも将来は香美市の観光を担う組織になれるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問を行います。

まず、固定資産税の税率についての質問、ご答弁をいただきました。見ましたところ、その納税額を見れば、市外の方の税金を倍にすると香美市の納税者の税金は半額になるような計算になりますが、ご答弁を聞いておりましたら、ちょっとなかなか説明が詳しくすぎたのではっきりともう一度お答え願いたいと思います。できるかできないかでお答え願いたいのが、税率の変更はできるのかできないのかをできる、できない、どちらかでお答えください。

次に、公民館の活動でのその中間支援組織を導入することについてですが、公民館の館長と主事（会）によって年間の活動について話し合いが行われている。そこにおいて今後また検討をするということがご答弁の内容だったかと思っております。私自身が思っておりますのは、その公民館活動の中でそのボランティアを要するに補助をする、要するに中間支援をするということはなかなか困難であると思っております。それで、その公民館というその活動の範囲内では行えない業務になるかと思っております。そこで、その公民館という施設の中に中間支援組織という新たな部門を設けるということが重要かと思ひ、この質問を作成させていただきました。そこで、できましたら、その公民館活動とはまた別にその公民館の中に新たな組織、市民活動を支援するそういった組織がつかれないものか、ご答弁をお願いいたします。

次に、観光についてですが、現在その民間と行政が一体化してしまっている状態の観光協会になっており、すべての観光に携わるその仕事が現在香美市の市役所内で行われている状態になっています。それが非常にその権力が集中してるようにも見えますが、これを二分したときにそのお互いの情報共有を図っていくということが重要になるというふうにおっしゃっていましたが、実際この両者がうまく協力体制で行っていくというのはなかなか困難をきわめてくるかと思えます。特に必要な事業を必要なときに必要なだけ行いたいというふうに民間が発想をし、市から補助金をいただきたいと言うと、市側がそれをまた県や国、そういったところから助成金を取ってくる作業に移ると2段階になってしまいます。現在は欲しいと思えば即自分たちで補助金を取りに行くということができてる状態なので、その2段階になってしまうということをしてできれば回避する。要するに、しかもそこに素早い、そして斬新な民間のアイデアを導入するという事でこの係であり、また班を指定管理の一部に加えてしまうということまで質問をさせていただきました。そういった点で、この分離した際にそういった2段階になり問題が生じないというような、その安心できる、確定できる説明をいただきたいと思えます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

香美市は固定資産税は標準税率の1.4%を採用しております。その場合に、税率を変えて課税すると、一部の方に税率を変えて課税をするというのは通常、用語では不均一課税というふうに申しております。不均一課税をする場合には1.4%、標準税率、香美市の採用している1.4%を低くですね1.3%にするとか、そのような形で採用する場合は可能だと思いますが、その1.4%を超えて1.5%にするとか、そのようにして一部の方に対して課税するというのは地方税法上できないという逐条解説がありますので、今回有元議員の提案されましたこの提案の不均一課税の方法についてはできないと、そのように思います。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 有元議員さんのご質問にお答えいたします。

そういった組織ができないかと、設置できないかというご意見でございますが、ご質問でございますが、公民館の施設の中に置くということになればその事務室の広さとかいうことも出てまいります。また、外の外郭というかそういった組織になってくると公民館だけでなく香美市全体の話になってくるかと思えますので、そのあたりの研究が必要になってくるかと将来思われるところでございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 有元議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

観光協会が独自ですべてできないかというお話でございます。国、県の補助金につきましては市を通らずにそのまま申請ができるというものもございしますが、市が補助をし

なければならないというひもつきのものもございますので、部分的に直接取り引きのできるものと市を通らなければならないものがあるというふうには考えます。それから、観光協会が独自に予算の策定から決算まで全部すべてできるかというのと、全く市が関係ないということにはならないというふうに思います。それは、市からも当然補助金が出るでしょうし、委託管理に出すわけですので、受託者はその報告義務もございまして管理、監督を受けるということにはなるとも思いますので、市が全く管理をせずに観光協会がすべてできるということにはならないというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。3回目の質問を行います。

まず、固定資産税の税率について上げることはできない、不均一課税になってしまうという答弁をいただきまして、それで考えましたが、現在香美市に住んでおられる方の固定資産税を下げることは可能でございます。1.4から1.3もしくはそれよりまだ低く変えることは可能であるというふうにお答えをいただきました。そうしたときに、この固定資産税の税率を一気に全部下げってしまうことをした上で、それで、この市外に住む方で固定資産税を納税されている方に新たな税金という形で責任を果たしていただくことができるのではないかとこのように先ほど思いました。実際現在の香美市においては空き店舗、空き家等が増加しており、そしてまた老朽化住宅がそのまま放置されております。それを行政で取り締まる条例というのは現在存在しないということで、さまざまな問題がこれから起こってくるかと思っております。そういった点についても議会から提案をしていかなければなりません、だからこそ、この時代だからこそ、現在市外におられる方が市内の持つておられる固定資産に対して責任を持っていただく。そのためにもこの税金というのを考えていただきたいと思っております。だからこそ、もう一度質問をいたします。固定資産税の税率を下げる、そしてそれに応じこの固定資産を納めておられる市外の方に対しての新たな課税を行うことは可能かどうかお答えください。

そして、それから、公民館におけるNPO組織の支援についてですが、また研究をしていただきたいと思っております。また私も経験がございまして、協力できる機会があれば協力したいと思っております。これについては追加の質問はございません。

そして、最後、観光についてのご答弁いただきました。事業はその香美市がかかわっておりまして、その香美市とその観光協会との間でその観光協会が独自に何でもできないというのは重々承知しております。そして、現在は観光協会を香美市の職員が行っているということでその2段階のところ意外とあっさり通っている状態になります。そう考えたときに、やはりこのかけ橋となる人材が必要になるかと思っております。観光協会の中に今後市役所から職員を派遣する、そういった考えはあるのかどうか、そういう検討はされてるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

以上ですべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 有元議員の3回目のご質問にお答えいたします。

固定資産税は、一応家屋、土地、償却資産全体を含めて一定の税率を決めて、全体に対して課税をするということになっております。それで、県外に、全体の税率を下げるということについては条例の改正も要るし、それと標準税率を今採用しておりますが、それにつきまして一般財源の確保ということの重要な部分も占めております。それで、県外におる方についての空き家等になってる方等についての税率を上げてという部分については、その固定資産税を確実にそれぞれ所有者の方が十分管理をしていただくということについては意味があるかもしれませんが、ちょっとそこなところでは公平性に欠ける部分もあるんじゃないだろうかと思われ、そんなに考えて、そういう税率を変えての課税というのは持ち合わせておりません。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） はい。有元議員の3回目のご質問にお答えいたします。

観光協会に市の職員を派遣しないかと、かけ橋となる人材をとということなんですが、今の現在の観光事業の推進につきましては市の職員とそれから雇用創造協議会の実現部門とがタッグを組みまして順調にといいますか、進展が見られるという状況で進んでおります。このような関係が築けるのであれば、観光協会に市の職員を派遣しなくてもできるんじゃないかというふうには考えますが、将来的にずっと派遣がないかということにつきましては派遣があり得ると、検討の課題には入っていくんであるというふうには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 有元議員から固定資産税等についてのご提案がございました。

先ほど課長からも申し述べたとおりでございますが、もしその中に政策的な部分があるとしたしましても、私の考えとしましては現在の固定資産税のこの標準税率を守っていきたく、私の代ではそうさせていただくというつもりでございますのでよろしく。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切に、その思いを真つすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、福祉教育・ボランティア学習に関して、介護・福祉に関しての2項目について一問一答でお伺いいたします。

初めに、大栃中学校の取り組みから、福祉教育・ボランティア学習に関してお伺い

たします。

旧物部村の人口が1万2,000人を超えたころを知っている方々の話によれば、当時は地域のあちこちから子どもたちのにぎやかな声が聞こえ、商店街は買い物客で多くの人たちが行き交い、活気とにぎわいがあったと聞きました。私が小学生のころでも、旧物部村内には小・中学校合わせて二十数校ぐらいあったと記憶しています。各地域に小中学校がある中でも大栃中学校には300人余りの生徒がいたのではないのでしょうか。しかし、林業の衰退などとともに仕事を求めて村を離れる人たちが多くなりました。村の人口は年々減少し少子高齢化が深刻な状況になり、今や大栃中学校の生徒数は41名に激減しています。私は毎年母校の運動会や卒業式などに参加していますが、生徒が少なくなった母校の姿を見てやりきれない思いで心が痛みます。そして、昨年は大栃高校も50年の歴史に幕をおろし廃校となってしまいました。時の流れとはいえ残念な限りです。現在は子どもが一人もいないという地域も多くなり、ここしばらく子どもの姿を見たことがないとの声をお聞きすることもふえました。

このような現状と意思をもとに質問させていただきます。去る10月、旧物部村の出身で画家として活躍されております小原義也先生が卒業記念の壁画の指導においでくださいました。そのときに校長先生や担任の先生からこれまでの取り組みの一部をお聞きすることができました。小規模校でありながらも生徒や教職員が一緒になって取り組んでいる福祉教育・ボランティア学習に感銘を受けました。そして、これからの香美市のまちづくりには必要不可欠な取り組みであると感じました。この取り組みについて3点お伺いいたします。

まず、大栃中学校の福祉教育の取り組みについてお伺いいたします。

よく人に、大栃中学校の生徒は純朴で素直な子どもが多いと言われることがありました。そんなとき、私は卒業生の一人としてうれしいような恥ずかしいような感覚でお話をお聞きした記憶があります。しかし、現在は子どもたちの状況が少しずつ変化があるようです。アンケート調査の結果などによりますと、少子化の影響で子どもが少なくなり人とかかわる機会が少なくなった影響からか、自分のよさや存在感を感じ取りにくい状況になっているとのことでした。このことから自尊感情を高めることが必要であるとのことでした。このことから取り組みを始めたと聞きました。これまでも地域での体験学習などを行っていましたが、平成19年度からは福祉教育・ボランティア学習として本格的に取り組みを開始し、体験学習を通して人間関係づくりの必要性や大切さを学習してきたとのことでした。この大栃中学校の福祉教育・ボランティア学習の取り組みについてどのような内容か詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

物部地域は学校支援をしてくださる地域の方々がたくさんおいでまして、従来から地域とのかかわりの中で教育を進めてきました。大栃中学校は、現在どの学校でもこうい

う教育を進めたいと思う理想的な学校になっています。何よりもすぐれているのは、生徒みずからが主体的に考えて動いていることです。実は平成19年、地域の独居高齢者に出した運動会の案内状がたくさんあて先不明で返ってきました。学校のほうに尋ねてみますと亡くなったり福祉施設や家族のいる市内のほうに転居したりというふうなことがあったそうですけれども、このことに疑問を抱いた生徒会執行部が地域の高齢者の生活や物部の地域に関心を高めたことから福祉に関する学習への取り組みが始まったということです。今年も地域が一番盛り上がる湖水祭に、中学生として何か協力や参加ができないかと生徒全員で出店し、枝豆や焼き鳥などおつまみを販売をしました。売り上げは4万円。生徒たちは利益は地域に返したいと、予算不足など諸事情で内容や参加が少なくなっていたものべ生きがい教室の支援を考えました。婦人会の協力でユズクッキー、ユズ蒸しパン、ユズマーマレードをつくってお土産にしましたし、散らしずしを食べながら高齢者との交流の時間も持ちました。当初は人口の少なくなった地域を助けに行くというイメージで参加していた中学生でしたが、一連の交流が終わるころには、助けに行ったつもりが助けられたのは自分たちだったという感想に変わりました。地域の人々が喜ぶ姿を見たり、中学生歓迎のためにいろいろな準備をしてくれる元気な姿に、逆に自分たちが励まされるように感じたそうです。大栃中学校では、このほかにも防災訓練を地域の人と一緒にやるなどたくさんの交流活動をしています。地域全体で人と人とのかわりが深まることは、かつてのように社会全体で子どもを育てていくということや、子どもを中心に周りの大人同士がかかわりを持ちながら良好な人間関係を構築できるといったことにもつながっているようです。生徒には自尊感情や地域に対する愛着心が育ってきています。今後の取り組みに大いに期待をしているところです。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） たくさんの取り組みがある中で、その一部だったかと思えますけれどもお話をお聞きすることができました。その中で、平成20年でしたか、大方町のほうの砂浜美術館のほうに研修っていかね行ったときに、そこでそのボランティアの方たちとかかわることで大変インパクトがあったということで、その中にはお金がない、ものがないきんできないうことではなくって、もう何もなくても自然にあるもので人の心を充実させることができるんだっていうことを学んだというようなお話もお聞きしました。本当にこの体験学習がその子どもたちの心の成長に大変役に立つものだというふうに思っておりますけれども、その2番目の質問ですが、その取り組みの成果や課題についてお伺いをしたいと思います。

で、現場の先生からは、大変大栃中学校は大変楽しい、環境的にも自然に恵まれている。地域の歴史や文化などを受け継ぐことで生きている自覚を感じてほしいっていう声もお聞きしております。学校現場は大変だったと思いますが、先生方が生徒たちと一緒に取り組み地域とつながることでさまざまな成果が得られたのではないかと思います。取り組みの成果のご報告をいただきますとともに、今後の課題などがありましたらお聞

かせをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

もう1つ少し事例をお話をさせてください。大栃中学校は、福祉教育・ボランティア学習を進めながら、本年度は森林環境教育にも取り組んでいます。かつて林業の栄えた時代には生徒も山に対する関心が高かったと思われませんが、現在は地域の山に登ったこともない生徒も存在しているため全員でさおりガ原に登りました。シカから木を守るためのラス巻き体験を通してシカ食害等についてもしっかりと理解できましたし、昔から適度な人間のかかわりによって環境が維持され、豊かな自然から人間が恩恵を受けてきたこともわかりました。生徒と教職員がともに学び気づき合うことで、生徒、教職員、地域のかかわりを一層深くしたようです。

こうしたさまざまな取り組みは、外部の人たちに協力してもらって行うため準備や調整などの時間や苦労も多いと思われませんが、先生や生徒の感想からは取り組みを通して得られる一体感、充実感、達成感等は時間的な負担感にまさるといえることがうかがえます。今後もこのような取り組みを進めながら、自分や自分の周りの人の存在を感じたり、親や祖父母の世代、さらに祖先の姿を想像できたり、地域の歴史、文化などへの関心を高め、地域を愛する心をはぐくんでほしいと考えます。取り組みが日常の学校生活の中でさらに発展し、生徒一人一人の夢の実現やみんなで地域をつくるという姿勢につなげていってほしいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） この取り組みは先ほどお聞きをしたところですが、課題として平成19年度から平成20年度はね何か文部科学省のほうの補助金で行われてたようですが、今森と緑の会とかっていうことでそこから補助金をいただいたりってことをお聞きしたんですが、やはりこの活動、その三嶺に行くにしてもやはり車が必要であったりしますので、この取り組みをもっと充実させていく、あるいは継続させていくためにもやはりそういった活動費なんかの心配もするわけですが、そうした点ではひょっと何かこう課題、今課題は余りないようにお聞きしたんですが、ひょっとそういったところもどうなっているのかなというふうに思いましたのでご答弁をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

初めに、その大方町の砂浜美術館のことをお話をされましたけれども、子どもたちの教育のこの方向性が大きく転換したのはどうもそこにあるようです。その黒潮町のNPOの方と出会ったことによって、いろんな工夫でいろんな活動が発展していくのだと生徒も先生たちも強く思ったようで、それで地域を見直してみると自分たちにできることが山のようにあるというふうなことになってきたということです。それで、予算と

かその活動費については、教育委員会としてはこういう地域とかかわる活動は大いに応援をしたいというふうに思っています。ところが、その学校のほうも子どもたちも何とか自分たちのところでできないかと。例えば地域を支援するのにもあの4万円の収益があったらそれを逆活用するとかいうふうなことを考えていくので、多分予算的にたくさんあって、はい、どうぞと言ってもですね、子どもたちは多分自分たちで切り開いていくというふうなことをしていきそうです。それで、今大栃中学校が活用しているのは、最初は県の福祉協議会のほうからの援助もいただいていた。今年は森と緑の会のほうから助成金をいただいているというふうな、ほかにも県のほうの森林局ですか、森林環境税を逆に森林の活動に役立てようというふうなことで山の学習の支援の事業などもありますので、いろいろなことを活用はしながら子どもたちのさまざまな取り組みが発展していくようにしていきたいというふうに思っています。委員会としては、こういう活動を各学校にできるだけ応援をしていきたいという基本姿勢は持っています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、次の3番目の質問に移ります。

いろいろなお話をお聞きしたところですが、これはやはり香美市全体に広げていく必要があるのではないかとということでお聞きをいたします。

地域あるいは人と人とのつながりが希薄になってきている今日、地域での支え合いや見守りなど、地域での取り組みが重要となってきました。地域福祉の担い手の一翼である民生委員さんなどからは、点になっている人間関係を線につなげることから始めないと地域で支え合うことはできないという声もお聞きしています。大栃中学校の福祉教育・ボランティア学習の取り組みは、こうした地域での課題克服のため、また次世代を担う子どもたちにとって大変有意義な取り組みではないかと感じます。このような取り組みを香美市全体に広げていただけないものかと思っています。大栃中学校は生徒数が少ないということでこうした取り組みが実践できたのかもしれませんが、大規模校であっても工夫次第でこのような取り組みは可能ではないかと思えます。福祉教育・ボランティア学習を香美市全体の取り組みとすることへの見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。ご質問にお答えをいたします。

本来中学生は純粋で、だれかの役に立ったり人から認めてもらうことに対して素直に喜びを感じます。しかし、近年中学生が活躍する出番が少なくなり、このような喜びに出会う場面が少なくなってきました。中学生時代は思春期の真っただ中で悩みも多い年ごろである上に学習内容も高度になり、また部活などで体を鍛えたりといった場面など、苦しいことに立ち向かいながら自分を向上させていく、そういう時期です。そうした苦しい場面を乗り越えていくためには、安心できる集団、仲間づくりが大切になるとともに、何らかの形で自分の存在感や役立ち感を感じられる活動や場面が大いに必要です。学校でそれをしないといけないというふうに思っています。大栃中学校で行ってい

る一つ一つの活動については、どの学校でも取り組むことができます。規模が大きければ大きいほど、その活動は多岐にわたってたくさんできるというふうに思います。地域には、中学生と地域の人が互いに協力したり一緒になって活動したりできることはたくさんあります。で、相互のかかわり、役立ち感によって地域や学校への帰属意識も一層高まるのではないかとというふうに考えます。一番大柘中学校の実践でほかの学校に広げたいのは、生徒がみずから考え取り組む、そういう柔軟なかかわりを大切にしてあげていることです。ぜひどの学校でも生徒に主体的なかかわりをさせてあげてほしいと思います。学校で使える時間は生活科とか総合的な学習の時間とか、時間は確保ができます。5年先には私たちと同じ社会人となり、同じ地域をともに支えていく立場になる大切な未来の人材を地域全体で育てていく意識を高めたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ぜひこのことに取り組んでいただきたいんですけども、ひょっとその具体的にですね来年度からこういうことの取り組みをしていくとかっていうふうな何か具体策がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

私が教育長に着任をさせていただきまして、一番大きく学校にお願いをしているのはこのことです。今学力とか体力とか生徒指導上の問題とか不足しているところを取り組みましょうというふうな、県内全体へのこの県の教育委員会からの指導の大きな流れがあります。で、そのことは各学校が取り組む一番大事なことでいつでもしないといけないうことなんですけれども、そこに終始するというふうなことではなくて、学力を向上させるというふうなことについても、すそ野のこの地域の本当に大切な人とのつながりとか地域の本当によさを子どもたちが学びながら、本当にこの地域に住んでよかった、ここで学ぼう、そういう気持ちで学習を進めていくというふうなことにしてほしいと思っています。で、校長会や先生方の集まりの中で一番言ってるのは、その学校の地域の人とかかかわりとか素材を生かして特色ある学校をつくり上げてくださいというふうにお伝えをしています。各学校はそれぞれの今までの流れをもとにしながら、こうできることを一つ一つ積み重ねていってくれています。現状で言えば、この体験的なこういう福祉とかいうふうなところに限って言いますと、各学校で地域とかかわれるものを幾つか取り組んでいますし、山の活動については今年山の学習のその支援事業でたくさんの学校が山へ行ったりとか活動をしてきています。来年度もこの形をさらに発展させていきたいというふうなことはずっと話をしていますので、各学校が計画の中に入れてきてくれていると思います。予算的にもその場所へ行く交通費がなかったりとか、それからボランティアさんたちの支援もいただかないといけませんので、そこな辺の整備をしたりとかいうふうなことで、委員会としては側面からの支援ができるように一緒に話しながら課題について一つ一つ解決をしながら進めているところです。香美市全体でこ

の大柘中学校の今の実践のような、こういう力強い地域とともになるような動きはたくさんつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 質問の冒頭に、この取り組みはこれからの香美市のまちづくりに必要不可欠な取り組みであるっていうことを申し上げました。教育長のお話を伺って、さらにその思いを強くしたわけです。というのは、やはりこの教育が後々のこの香美市のまちづくりにつながっていくというふうに思っておりますし、それが香美市の福祉教育全体、福祉教育っていつでもその福祉っていったら広く言えば幸せ、ねえ、みんなの幸せっていうことですので、この香美市のみんなが幸せになれるようなその土台、基礎づくりをまたお願い、学校のほうで取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、どうか今後も引き続き精力的に取り組まれて、さらなる充実と拡大を目指していただきたいと本当に心から思っております。

以上で大柘中学校の取り組みから、福祉教育・ボランティア学習に関しての質問を終わります。

次に、介護・福祉についてお伺いいたします。

今年6月、国会で介護保険法改定が成立したことを受け、来年度から介護保険の制度改定が始まります。また、3年ごとに改定される介護報酬と2年ごとに改定される診療報酬が来年度は同時改定される年度になっており、介護サービスの提供体制のあり方が医療とも連動しながら変わっていく予定となっています。そのような中、第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が来年度からスタートしますが、この計画では医療と介護の連携強化を図り、切れ目のないサービスの提供で在宅生活を支援する体制を整備するという方向性が示されるのではないのでしょうか。

それでは、初めに、この高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてお伺いいたします。

まず、第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてですが、第4期計画は平成26年度末の超高齢社会のあるべき姿を目指した中間段階の位置づけとされており、今年度で終了します。介護予防や地域支援事業、介護保険サービスなど、中間評価の検証をどのようにされたのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 山崎晃子議員の1点目の質問にお答えいたします。

第4期計画の中間評価ということでございますが、第4期計画では新規導入をされました地域支援事業によりまして、転倒防止や閉じこもりの防止、また認知症理解や交流などを目的としまして介護予防事業に取り組んできました。また、介護サービスの基盤となります小規模特養の整備もこのたび徐々に進んでおります。また、地域での健康づくり活動の推進、また支え合いの体制づくりなど、老人クラブの活動などの生きがいつ

くりにも努めてきております。一定の成果は上がってきておるといふふうに思っておりますが、高齢化は徐々に進んでおりますし、その高齢化に伴いましてやはり介護給付費の増加というもんも加わってきております。事業者によります適正なサービスの提供というものとまたその人材の確保、そしてサービス基盤の充実にも努めてきてはおりますが、やはり人材の確保等に苦勞しておる面もございます。この辺につきましては継続的な課題となっておると思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 一定の成果が上がってきているということでお聞きをしたところですけども、その介護予防に関してですけども、このことに対して要介護状態がどれぐらい回避をできてきたのかっていうこと、ちょっとその要介護状態にならないように介護給付費が伸びて、高齢化で伸びていってあるということもありますけども、その要介護状態にならないように介護予防、これが大事なことになってくるかと思うんですけども、そうした介護予防に関しては要介護状態の回避がどういう程度なのかっていうこと。それから、その人材の確保に苦勞されてあるということでも言われたかと思っておりますけども、これに関してももう少し具体的にご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。まず、1点目のあの介護予防の関係でございますが、地域密着型サービスのほうで、介護予防地域支援事業のほうで特定高齢者の通所事業というのをやっております。今これ平成22年度の資料になりますが、はつらつ教室ということで虚弱な高齢者の方をはつらつ教室にお誘いして介護予防に努めていくという事業でございますが、そちらのほうで平成22年度につきましては参加者数合計34人の実人員でございました。それで、修了者が21名ございまして、その方に、そのほかの方につきましては途中でよう来なくなったとかいうことになったかとは思いますが、21名の修了者の中で15名が改善をしたという状況もございます。どうしても悪化に進んだ方もおいでますが、21名の中15名が改善して介護にすぐ陥らずに一定回復ができたというふうな面もございます。

それから、人材の確保のほうにつきましては、やはり香美市内このところお伺いしますとヘルパーさんというのが若干不足してきておるようでございます。やはりヘルパーさんといいますと、やはり在宅を支えていきます大きな力となっておりますので、こちらのほうの確保にも努めていかななくてはならないということで、現在物部のほうでもヘルパー2級養成講座、今週末で終了しますがそちらのほう10名受講していただいております。そちらのほうの今後の活躍にも期待したいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今お話をお聞きしたところですけども、そしたら、その地域支援事業の特定高齢者ですけども、34名ということでしたけども、これ大変少ない人数だというふうに私は思っているんですけども、この特定高齢者に対するそのお誘

いなんかも含めてこれは課題ということになるかと思えますけれども、それからヘルパーさんが少ないということで今物部のほうで講座をしておりますけれども、そうした方々が仕事についていただくということになりますけれども、なかなかその介護職員の給与が低かったりってということなんかも入ってくると思うので、何とかでもそういう方たちに助けていただきながらっていうふうなことになるとは思いますが、このそうした課題を今度その第5期計画においてはどのようなふうにか具体的に反映させていくお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。第5期計画への反映ということでございますが、2点目の質問に移ったかとも思われますが、このような現状もでございます。また、高齢者自身の問題も、問題といいますかアンケートをとりました結果としまして状況もでございますので、引き続き介護人材等につきましては、またヘルパー養成講座も予定もしていきたいとは思っておりますし、今後やはり予防のほうに中心といいますか、介護予防健康教育というものを今後も引き続いて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

その第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてですけれども、この第5期策定に向けて6月にアンケート調査を実施したとお聞きしています。日常生活圏域ごとに地域の課題や高齢者のニーズ等を的確に把握しそれを踏まえた計画を策定する必要がありますが、集計結果からどのような分析をしているのかお聞かせいただきたいと思えます。あわせて、第5期策定の進捗状況についてもお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。アンケート調査につきましては、85.6%の回収率で7,759人の方から返送いただいております。未返却の方が約1,300人おいでますが、そのうちの500人の方につきましてはこれまで包括支援センター等で相談、また訪問等をしてある程度把握をしている方でございます。現在残りの800人の方のうち約80歳以上の180名の方に訪問もさせていただきました。その中で特に困っているという方はおりませんでした。若干かかわりを持っていく方が9名おるという状況でございます。

そのアンケートの中におきましては、主な質問になりますが、やはり世帯構成におきましては高齢者の単独世帯が18.6%ということでこれは国勢調査によりましても順次増加傾向にあります。それから、保険料負担ですが、80%以上の方がふえるのは困る。また、もしくは現状程度でよいとの回答を得ております。それから、地域包括支援センターの認知度ですが、これは前回調査よりはアップはしておりますが、現在のところ40.7%となっております。それから、運動機能の低下につきましては、80歳を

過ぎれば高くなりますが、特に85歳以上で運動機能の低下が高くなりますとやはり介護の必要性も高くなっていくという状況だと思われまます。それから、介護が現在必要となった原因でございますが、衰弱という方が一番多かったですが、やはりそれを除きまますと脳卒中、骨折、転倒また認知症の順となっております。それから、治療中、後遺症のある病気ということでは高血圧の方が45%ということが多くなっております。

やはりこのような介護の事由、また治療中というような病状を見まますとやはり生活習慣病というものがやはり中心を占めておるんじゃないかというふうに思っております、やはり先ほど申しましたように5期計画におきましても健診、また健康教育、介護予防に引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。また、介護保険料のほうもできるだけ上昇を抑えながら在宅を基本としたサービスの基盤の整備に取り組んでいかなければというふうに思っております。

それから、進捗状況ですが、本年7月1日に策定委員及び幹事会委員の方を委嘱いたしました。そして、28日に第1回目の策定委員会を開催いたしまして、その後国からのワークシート等の配布がおくれたこともありまして若干作業がおくれておりますが、11月8日に2回目の策定委員会を開催いたしました。今後來年1月に策定委員会を予定しておりますが、その場で計画の内容等について示していく予定となっております。以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そのアンケートのことですけれども、大分アンケートのほう返却をされてきているということですのでけれども、ここにその日常生活圏域っていうことで、この後あれですけど地域包括ケアシステムっていうものが導入されてくるに当たってその日常生活圏域でそのサービスをっていう考え方が入ってきておるわけですのでけれども、この香美市の場合は今どういうことで考えていこうとしているのかについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 地域包括システムケアに関連もなるかと思いますが、現在のところやはり地域包括支援センター本庁に1カ所でございます。そこを中心としまして香北支所または物部支所のほうへ相談窓口として2名体制で出ておりますが、やはり今後におきましても日常生活圏域というわけではございませんが、地域包括支援センターを中心とした形で物部支所、香北支所の窓口も置きながら今後もこの形で継続をしていきたいというふうに思っております（後に追加答弁あり）。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、日常生活圏域っていうのは一つと、香美市の中で一つということ考えていくということというふうに受け取りました。

そして、次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムについて伺います。

2025年には団塊の世代が75歳以上になり、高齢化がピークになることから地域包括ケアが構想されました。地域包括ケアの実現に向けて、来年度は24時間巡回訪問看護・介護が導入される予定です。地域包括ケアの趣旨は理解できるのですが、物部町のような山間地域での実施には非常に困難なものがあると考えます。現在でも物部町の方々は、サービスも選択できず必要なサービスも利用できない現状であり、さらに高い介護保険料を支払った上に訪問介護では利用料に15%の加算があるなど大きな負担を課されているのが実態です。物部町に住んでおられる方々にとって、介護保険制度は大変厳しい制度になっていると言わざるを得ない状況です。このような状況下で、現実問題として24時間巡回訪問看護・介護は本当に実践できるとお考えでしょうか。24時間ということになりますと、深夜の暗い山道であっても女性看護師やヘルパーが訪問することになりますが、そのことに対し大きな不安があります。また、冬場には朝晩路面が凍結するなどの事情もあり危険も伴います。現在でも訪問看護ステーションは物部の地域には入れていない現状で、さらにこのようリスクを承知の上で参入する事業者があらわれるのか、非常に疑問に感じるところです。このような現状についての認識と医療と介護の連携強化など、地域包括ケアシステムの確立について担当課長の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。先ほどの2点、済みません。5期の計画に関連しまして先ほど日常生活圏域のお話で、自分のほうが地域包括支援センターを本庁を中心として香北、物部の窓口でという、この体制には変わりはありませんがやはり、やはりといいますか今策定委員会のほうで日常圏域の設定につきましては2つに分けていくのか、今までどおりでいくのかというふうなこともちょっと検討もしていただいておりますのでつけ加えさせていただきます。

それから、先ほどのご質問のほうになります。24時間巡回型の訪問サービスの実施のことについてになりますが、このサービスを含みます地域包括ケアシステムというものの自体やはり30分で駆けつけられる圏域を想定してのものとなっております。やはり24時間の複数回のサービスの提供という在宅生活の支援となっております。やはりおっしゃられますように中山間地域におきましては移動時間等の課題も大きいですし、おっしゃられますように山道、また冬場の凍結というのもございます。これらにつきましてはもう環境面ですのでどうしようもない状況はありますが、事業所も努力をしてくれて訪問看護につきましても入っておるところもあるということも聞いております。物理的に困難な面がありますので、参入についてはなかなか厳しいのではないかという認識は持っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 中山間地域ではこういった24時間巡回訪問看護・介護はなかなか実施は難しいということでお聞きをしたところですが、これ2025年に

向けてその地域包括ケアシステムを確立をしていくということを国のほうが出してるわけですがけれども、そしたらその中山間地域においてはこうした24時間対応っていうことができないとなるとこうした地域包括ケアというのはなかなか難しいということになるかと思えますけれども、そしたらどういうふうな対応をしていくのか。ちょっとまだこれからということになるかと思えますけれども、何かこうお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。地域包括ケアシステムの構築ということになるかと思えますが、先ほど申しましたように24時間体制の訪問というものがなかなか厳しい状況に将来的にも続いていくということはもう避けられない状況だと思っております。これまでの訪問介護にやはり訪問看護、重度の方たちにも対応できるというふうなことで看護も医療も含めて対応をしていくという制度になっておるところですが、やはりここにつきましては医療との連携がやはり一番大きくなってきますので、アンケートにもありましたが、やはりお医者さんには高齢者の方も約8割の方がかかっております。やはりかかりつけ医というもんも持っておりますので、今後支援センターとのつながり、医療とのつながり、支援センターと医療とのつながりを深めながら今後また対応策等についても相談をしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。これからということになるかと思えますけれども、先ほど課長も言われたように医療と、結構高齢者の方病気でね病院にかかれてる方もおいでますし、医療は切っても切り離せないということになってくるかと思えます。それと、療養病床なんかは廃止になりますとまたそうした方々が在宅へ、この間ずっと在宅重視ということになってきておりますので、そのためにこの地域包括ケアシステムができたわけです、その在宅を支援するっていうことで。そうした中でその医療との連携が必要だっていうことで出てきてますので、山間地でもそうした在宅生活ができていけるようなシステムっていうものも必要だとは思いますが、またこれからも十分連携を、医療と連携をしながらそうした在宅支援という形で考えていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

地域包括支援センターについてお伺いいたします。

地域包括支援センターは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関です。主な業務は地域の高齢者の実態把握や虐待防止、早期発見や権利擁護などの総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的、継続的ケアマネジメントなどです。これらの包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定、保健、福祉、医療の向上などさまざまな課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことにあります。そのため、原則

として65歳以上の3,000人から6,000人ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3人の専門職を配置することになっています。本市では市役所の中に事務所があり、香北町、物部町ではそれぞれの支所に出向して業務を行っています。介護予防ケアマネジメントが本来の総合相談業務や権利擁護などの業務を圧迫しているのではないかと心配する声も聞かれる中、今回の法改正では地域包括ケアのかなめとして地域包括支援センターの役割の強化が挙げられています。本市の地域包括支援センターの今後の役割と展望についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。地域包括支援センターについてですが、現在包括支援センターにつきましては4名の職員と9名の嘱託職員で運営しております。本庁を拠点としまして、それぞれ香北、物部に2名ずつの窓口職員ということで対応しております。言われています地域包括ケアシステムにつきましては、やはり地域包括支援センターが中心とならなくてはならないというふうに思っております。地域のさまざまな資源を把握、またそれらを連携させていく中心となって役割を担っていかなくてはならないと思っております。そのためにいろんな資源を把握しますとともに、いろんな情報を仕入れますとともに、そしてそれを提供していくマネジメント機能を強めていかなくてはならないというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今現在4名で9名の嘱託職員ということですがけれども、実際その地域包括ケアシステムの中で、ここには載せてないですけども総合事業、その地域支援事業のね、ほうに要支援の軽度の方がそこに移るといような案も出されてるわけですがけれども、そうしたこう本当に地域包括支援センターの業務っていうのが非常に大切な業務、かなめということになってこようかと思うんですけども、その今現在出向して物部、香北のほうに行ってるということですが、これそうした地域包括のかなめということになるのであれば、やはりその出向ということではなくってその身近に、すぐその身近に相談窓口があるという体制をとっていくべきだというふうに私は思います。高知市などは旧在宅介護支援センターをそのままランチ方式で残してたりするんですけども、やはりそういった方法もこの香美市の場合には地域性がかなり違うんですね、山田と物部っていったらもうかなりの違いがありますので、そうしたランチで置いていって24時間対応できる窓口ということが必要ではないかと思うんですけども、もう少しこの地域包括支援センター先ほどかなめと言いましたけれども、そうした地域に身近な相談窓口、そしてこの香美市全域をその包括していくところの大事な役目があるわけですので、もう少しここに重点を置いて、介護予防にも重点を置いて取り組むということですがけれども、その体制のあり方とかいうことも見直していくべきではないかと思っておりますけれども、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。支所等においても出向という形でなくてということでございますが、出向ということじゃあございませんがやはり毎日、嘱託さんですので月16日の勤務とはなりますが、2名の方が朝支所のほうへ行きましてまた夕方帰ってくるという体制をとっております。2名ですので16日勤務でも1名の方は行っておるとい状況がありますので、身近なところで昼間につきましては相談体制はとれておるんじゃないかというふうには思っております。なお、24時間体制の相談体制ということでございますが、こちらのほうにつきましてはまだ具体的な、具体的といひますか、かつちりした体制ではないですが、そういう相談等本庁等に電話等でありましたら、やはり連絡先を告げておりますので連絡をいただいてそちらで対応するということにはいたしております。具体的に今までそういう状況があったというのは余り聞いてはいないですが、やはり大事なことです。そういう体制については継続をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 昼食のため休憩とします。
（午前 11時56分 休憩）
（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。引き続き、質問をさせていただきます。

地域包括支援センターの件で説明、あっ、質問をさせていただいてたんですけども、この地域包括支援センターはですね国が示しています地域包括ケアのかなめっていうことで非常に大きな役割をしていくということになるかと思ひますけれども、前段のアンケート調査では包括は40.7%しかまだ認知度が低いというお話もお聞きしました。それから、民生委員さんからお話をお聞きしたときにもその地域包括が地域になかなか入っていない現状とか、それから住民からも不安な声などもお聞きをしておるわけですが、やはりここに体制の強化を図っていかなければならないんじゃないかと思ひます。ですので、その毎日2名体制で1名のときもあるということですが、やはりそこに窓口を据えてこの地域包括ケアのシステムを考えていかなければいけない部署にあると思ひますけれども、そうしたことも含めてましてですねその今後の包括支援センターの展望について、もう少し課長の明快な答弁を求めたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。地域包括支援センターの展望ということでございますが、現在支所におきましては2名体制ということで配置をいたしております。地域へ入っていないというわけではございません。相談がありましたら相談を受けまして行ってありますし、調査等にも入っておりますので、実際地域のほうへ伺っていっ

て相談体制等はとっておる、とっております。今後におきましてもやはりそういう体制は大事でございますので、なお、余り入ってないと言われるようでもいきませんので、なお心がけて地域のほうにも出かけていくような形をとっていきたいと。やはり相談を受けていくことが中心とはなろうかと思いますが、やはりそういう受けやすい体制というもんをつくっていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら体制としてはこのままでということに受け取れたんですけれども、やはり私はもう少し地域とのつながりを持つ、あるいはその物部で言えば社会福祉協議会との連携とかっていうことも入ってこようかと思えますし、これ大事なことです、やはりそのもう少しブランチ形式をとっていただきたいと思えますし、それから、日常生活圏域っていう考え方も出てきてますので、そこで1つっていうことではなくって香北に1カ所、物部町に1カ所っていうふうな形で、30分で駆けつけるっていうのもありますけど、そうしたこう小さい、日常生活圏域の中でそのサービスが利用できて安全、安心して在宅で生活ができる、そうしたことを考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、少しちょっと課長のほうはそういったことをどういうふうにとらえて、この香美市のその介護、福祉をどういうふうにしていくのかっていうちょっとそのビジョンていうのが何かこうわかりにくいところなんですけれども、そうしたことをどういうふうに考えていこうとしているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。包括支援センターに限りませんが、やはり相談体制というもんが一番第一にかかわってくるのではないかと思います。その中でそれに対応した連携のとり方、また協力のし合い方というものも出てこようかと思えます。その辺につきましてはさまざまな検討会等もありますんで話をしていっておりますが、やはりその相談を受ける体制につきましても香北、物部にそれぞれのブランチ形式でということでございますが、やはり予算的なもの、人員的なものもございまして、これにつきましてはある程度限度があろうかというふうにも思っております。そんな中でやはりきめ細かな相談を受ける体制というのを各関係機関が連携した形でとっていくことによってある程度補えていくのではないかというふうに思っておりますので、なお相談を受ける体制について今後検討といいますか、受けやすい体制、相談しやすい体制というのをつくっていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今課長のほうから答弁がありましたけれども、ちょっとどういうふうにしていきたいのかっていうところ、その全体的なものはちょっと今何かこう見えにくいところが感じたわけなんですけれども、地域包括支援センターが今後のこの介護、福祉に関してのかなめであるということをお聞きして一度考えていただいて、だれもが住んで

よかった、安心して住める、どこに住んでいてもサービスが利用できるっていうふうな体制をとっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

高齢者住宅についてお伺いいたします。

地域のつながりが希薄化する中で、高齢者の独居や夫婦のみの世帯は年々増加傾向にあり、認知症の高齢者も今後急速に増加すると推計されています。介護が必要となりますと、住みなれた自宅で生活を続けたいという思いがあっても現実的には難しい状況があります。また、急峻な山間地ではサービス提供事業者の参入がなく、必要な介護サービスも利用できないということもあります。そのような現状の中、4月に高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律が可決されました。これにより、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け有料賃貸住宅の各制度を廃止し、サービスつき高齢者向け賃貸住宅制度が創設されました。サービスつき高齢者向け賃貸住宅とは、特別養護老人ホームなどの介護施設のかわりにマンションなどの集合住宅に安否確認や食事提供、家事援助のサービスをつけるもので、そのほかの医療、介護は外部の事業所から提供するというものです。この法改正によってサービスつき高齢者住宅の整備が推進されることとなりますが、このことをどのように受けとめておられるのでしょうか。また、市営住宅などに入居している方の高齢化も進んでいると思われませんが、今後の対策について所見をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。この法律の改正の背景には、先ほど議員さんも申されましたが、やはり高齢者の単身世帯または夫婦世帯の増加と、急激な増加というものがあります。また、要介護度の低い高齢者の方が特養ホームへの申込者になっておると、こちらのほうを在宅支援でいこうというような背景もあろうかと思えます。これはサービスのついた高齢者向け住宅ということで面積基準、それからバリアフリーにするとかいろんな諸条件はありますが、そういう形で在宅サービス等兼ね備えた形で支援していこうというものとなっていると思います。公営住宅のほうのお話も出ましたが、やはり公営住宅に入られています方も香美市の高齢化同様やはり高齢化してきておるものとは思いますが。ただし、この高齢者向け住宅の登録制度につきましては、高齢者を入居させて生活支援サービスを行うということになっておりまして、これはこういうサービスをする事業者を対象としての登録制度となっております。今後におきましては、民間事業者の整備について期待をしたいというふうに思います。なお、公営住宅につきましてはやはり高齢化等に対応した形、在宅サービスの提供はもちろんです。住宅改修等になればこれは許可のほうが必要ですが、そういう制度また相談体制等には民生委員さん等の相談体制で、これまでどおりの体制で対応していくということになるかと思えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） この高齢者住宅のサービスつき高齢者住宅ですけれども、これから整備が進められていくってことでここを中心に、これすべて地域包括ケアシステムにつながってくるんですけれども、地域包括ケアの中で高齢者住宅っていうことですぐに駆けつけてサービスが提供できてっていうものになってきますけれども、これは今後どうなるのか、香美市のほうでもそういった住宅を民間業者の方がね進めるのかっていうところも出てこようかと思えますけれども、あと、そのもう1つは、その空き家とかねそういったところを利用して、そういった空き家をちょっと高齢者が住みやすいように改修してそこで住むというふうなことも今後出てくる、出てくるのではないかと思います、どちらにしろこの住宅の問題は大変大事な問題ですので、また注視しながらということになろうかと思えます。

次の質問に移ります。

介護保険料についてお伺いたします。

厚生労働省は、現在全国平均で月4,160円となっている65歳以上の第1号保険料が第5期には平均月5,000円を超えると試算しています。介護給付費の増加分を高齢者の保険料負担に転嫁するのはもはや限界点に達しているのではないのでしょうか。高い介護保険料を支払いながら、介護サービスを利用するときには1割の利用料負担が必要になります。通所サービスなどでは食費の実費が別にかかるなど、さらに負担が大きくなります。低所得の方々が必要なサービスを受けたくても受けられないという事態は非常に深刻な問題です。今回の法改定では、財政安定化基金の取り崩しが可能となりました。介護保険事業運営基金などの基金も取り崩し保険料引き下げに充てるべきと考えますが、3年ごとの見直しによる第5期の介護保険料の見通しはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。第5期の保険料ということでございますが、第5期の保険料算定につきましては県の基金並びに市の基金もありますが、そちらのほうもある程度取り崩しを可能、可能といいますか取り崩した設定で保険料を設定をしていきたいと思っておりますが、来年1月のほうの策定委員会のほう、策定委員会のほうで示していきたいというふうに思っておりますのでここでの提案は、提案といいますか案はちょっと提案を控えさせていただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ここでは具体的に答弁することができないということですが、5,000円は超えるというふうなことのないように取り崩しをしていくということになろうかと思えますけれども、これ一時的な、ねえ、その基金を取り崩すっていうのは一時的なことになろうかと思えますので、やはりその保険として安定させていくっていうことにはやっぱり国費をね投入していくっていうことが大事になってこようかと思えますけれども、こういうことに関して国費の負担割合を引き上げるということを強く国

に求めていくべきではないかと思えますけれども見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。確かに基金の取り崩しにつきましては、あるものを崩すだけになりますので一時的なもんとなろうかと思えます。その分介護保険制度として成り立っていくためにやはり継続的な支援というもんが必要でございますので、国費の負担割合を上げるというふうな、保険料を上げなければどっかは上がっていくようにもなりますのでその辺は今後の動向も見たいとは思いますが、機会がありましたら負担を、国費の負担を上げていくようなことも求めていきたいというふうには思っています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ぜひ国のほうに国費を引き上げるように強く求めていただきたいと思えます。また、介護保険料どうなるのか、ちょっと幾らぐらいになるのかっていうのがわからないですけれども、やはり払いやすいようなその区分ですね、現在今9段階になってるかと思えますけれども、そうしたこう介護保険料の支払いのしやすい区分ということもあわせてそれも検討していただきたいと思えますが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。保険料につきましては、確かに9段階かに分かれておると思えます。ほとんどの方が年金からの天引きといいますか引き落としになっておりまして、そちらのほうでの徴収が多いわけでございますが、払いやすい体制というのがどんな形をとるのかちょっとあれでございますが、普通徴収につきましてはこれまでどおりの3期、4期ですかそちら、4期やない2カ月に1回ですか、そちらのほうの徴収形態を続けていくことになろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。

最後の質問ですけれども、あったかふれあいセンターについてです。

このことについては6月議会でも取り上げさせていただきましたが、その際制度のはざまを埋める生活支援など意義ある取り組みとして事業継続の必要性があるとお聞きしています。あったかふれあいセンター事業は国のふるさと雇用再生特別交付金で賄ってきましたが、その補助金は本年度で終了する予定になっています。県は地域の支え合いの拠点として積極的に推進してきましたが事業継続に当たって運営費をどうするか、来年度以降の対応が決まっていませんでした。新聞報道によりますと国の財源措置が終わる来年度以降も事業継続に向け、現在は全額国費で賄っている運営費を県と市町村が半額ずつ負担する仕組みとし、機能拡充も図るとする対応方針を固めたとのこと。県は市町村側に事業継続や機能拡充を呼びかける考えと報道されていますが、これに対し、本市の来年度の対応はどのようにするお考えなのかお聞かせ願います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。担当課としましても事業の継続というものを希望しておりますので、平成24年度につきましても予算要求をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡守春でございます。よろしく申し上げます。

通告に従いまして質問をします。総括方式で申し上げます。

土佐山田町楠目地区には、長年にわたり牧野植物園の専門家が入り調査、研究が進められています。今までに同地区からは152種類の植物が分布していることが判明しています。この中には他地区にない大変珍しい貴重な植物が含まれているのです。例えばユウスゲ、ワレモコウ、ナンテンハギ、バクチノキ、ツリガネニンジン、カワラナデシコ、ワビスケ、ミシマサイコ、モチツツジ、バイカイカリソウ、ミツバツツジ、オケラ等々であり、この中には絶滅危惧種に指定されているものも幾つかあります。地域の方々はこれらの貴重な資源を末永く保護するという立場で努力をされているところですが、行政としての認識はどういうものかお伺いをします。

2点目として、ここには全国的にも貴重な自然生えのバイカイカリソウが分布しているところですが、現地を見るのに今のままの状態では放置すれば絶滅のおそれがあると専門家も危惧されています。専門家の指導を仰ぎ絶滅させないための方策を行政として検討すべきではないか、対応を伺います。

新庁舎の駐車場についてお尋ねをします。

10月末に新庁舎の落成式があり、11月から駐車場が供用開始となりました。整備され利用しやすい駐車場になっています。ところが、駐車場は無料なのに駐車場係を2名も配置して、来庁者の方々に自分の出向いた窓口で証明のスタンプを押してもらって退庁時に駐車場係に手渡す、こういうシステムのようなものです。病院などでは駐車カードに利用した窓口でスタンプを押してもらえば駐車料が無料になるシステムはありますが、本市のやり方は市民から見れば大変違和感があります。行政としてどんな目的でこのようなシステムをとっているのか。また、来庁者への詳しい説明はなされているのか、お尋ねをします。また、続けて、いつまでこういうことを続けていくのか、配置の期間についてお尋ねをします。

1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 片岡議員の希少な植物の保存につきましてお答えをいたします。

まず、1番目の市の認識はということでございますが、高知県の貴重な植物につきましては、高知県環境共生課の話によりますと、県立牧野植物園に10キロメッシュの単位での貴重植物の分布を調査した資料があるということでございますけれども、乱獲や盗難を防ぐために具体的な場所は公表をしていないということでございます。また、市町村にも同様な理由で情報提供はされておられません。楠目地区につきましても先月楠目土地改良区から多くの貴重植物があるとの説明を受けまして初めて知り得たような状況でございます。この地区につきましては国道195号線のバイパス工事が予定されておりまして、国道を管轄します中央東土木事務所の独自調査でも多くの貴重な植物が分布していることが確認をされております。この調査結果につきましては県環境共生課には情報が提供されておりますが、前段の理由によりまして本市には情報が提供されていないというのが実情でございます。県の話の中では、こういった小さなエリアの中にこのように多くの貴重な植物が見つかる例は少ないということでございました。

次に、専門家の指導を仰ぎ絶滅させないための方策を検討すべきではないかということでございますけれども、この地域には多くの貴重な植物がございまして、こういった植物の保護につきましては希少動植物を所掌事務としております高知県環境共生課にも話をおつなぎいたしまして方策について協議していただくというふうに思っております。自然の多い香美市全域には想定できないほど多くのこういったエリアが存在すると思われまます。希少植物の保護はそのすべてを市で担うことは非常に困難と思われまますので、できればこういった楠目地区のように地域や団体等で見守っていただければと考えております。ちなみにこういった活動に対しましては、県補助としまして高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金があり、任意団体等には最高50万円までが100%補助されます。また、本市の香美市地域づくり振興助成事業費助成金につきましても、貴重動植物の保護を目的したような事業につきましては最高50万円まで100%の補助が可能でございます。県、市の補助金ともに選考委員会の審査を経ての決定となりますが、ご活用していただければと思いますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 片岡議員の駐車場係の、新庁舎駐車場につきましてもご質問にお答えします。

駐車場の案内係はお客様に駐車場のご利用の仕方をご案内するために配置しております。新駐車場は広いものですから、敷地内に降った雨のすべてがそのまま周辺のですね側溝に流れ込んでしまうと影響が大きいと考えまして、駐車スペースはですね降った雨の一部が地面にしみ入るように緑化ブロック駐車場を採用しております。で、周辺への排水の影響の低減をさすですね工夫をしてる関係で駐車スペースは舗装をしまして、単純に、よくあるように単純に舗装して白線引きの部分が少ないものですから、お客様がですねなれるまでは駐車スペース部分がわかりにくいかもしれないということもございまして駐車場案内係を配置しました。まず、1点目です。

それと、2点目では、自動車だけではなくって、お客様は自転車とかバイク等で来られる方も多くおられます。県道側のアプローチにはお客様用の駐輪場を用意しておりますけれども、気づかずにですね玄関前に駐車されますとほかのお客様の通行の障害となりますので、そういうことも含めてですね駐車場はこちらにございますというご案内をさせていただきゆうということでございます。それとまた、新庁舎の駐車場はですね市役所に来られるお客様のための駐車場でありますので、市役所にですねご用のない方の駐車はご遠慮していただくこともご案内させていただいております。そういう大きく分けて3つのですね大きな役割を持ちながら案内係を置いていると、こういうことでございます。

駐車券を配りゆうというお話でしたけれども、その際にですねご利用される方にはご用を済ませた課等で判をもらってきてくださいと、別にお金とりゆうわけじゃないですけれどもどこへ行ったのかですねちょっと判をもらってきてくださいという形で駐車券をお渡ししゆうと、こういうことでございます。駐車券はですねどこへ行ったかがわかりますので全部をなかなかよう集計し切れてはないんですけれども、11月の1カ月分だけ簡単に集計をしましたところですね駐車券をお配りした台数がですね2,317台ございました。11月の開庁はですね休みの日も多かったもんですから20日間しかございませんでしたので、1日平均116台のご利用があったということでございます。で、どこそこの課で判をもらってるかという、そこまではですねなかなか課ごとの集計はようまだしてないんですけれどもフロアごとの集計はしまして、で、どこの課へ行ってるかわかるもんですからフロアごとの集計をしましたところですね62%の方が1階フロアのお客様でした。で、2階フロアは13%、3階フロアは12%、4階フロアは10%、5階は議場、議会関係があるんですけれどもここは2%、それと北庁舎のほうにですね、北庁舎前に駐車場もあるんですけれどもちょっと狭いとかわかりづらいということもございました。それからまた、本庁に来られてから北庁舎へ行くというお客様もおられるということもあるんだと思うんですけれども、北庁舎へ来られたお客様が駐車されるのも1%ありました。で、駐車券のご利用に協力いただけなかった方も中にはございます。で、それからまた駐車券をもらっていつはくれたんですけれども、つついその業務をされてですね判をつくのを忘れたという方もおられまして、ほんで実際にはですね正確な数字ではございませんけれども、2,317枚は駐車券を回収してますけれどももうちょっとあって2,500台ぐらいは11月中にご利用があったんじゃないかと。それからまた、今月はまだ十分に集計してないんですけれども、日誌等を見ますとですね急激に駐車券がふえております。180から190、毎日来られるお客さんがおると。やっぱり12月になると来られるお客さんもふえていて、こういう傾向がこの駐車券によってわかるということでございます。そしてまたですね、この駐車券を見まして1階フロアのお客さんが62%ということは、今のその課の配置等もですね、お客様のすべてではございませんけれどもお車で来られるお客様の中で62%の方が1

階フロアで用事を済まされるということは、今の課の配置がですね適正であるのではないかというようなこともですねこの集計結果からわかるのではないかと、このように分析しております。

それから、駐車場係の配置期間でございますけれども、駐車場案内係の配置はですね年内いっぱいになってます。あともう何週間かでおしまいでございます。で、それから、最初なれる間だけというようなことですね、そういう配慮もあって2カ月間配置していたところでございます。それから、なお最初のころはですね緑化ブロックの駐車場になれなくて、そのブロックの上に車をとめていただいたらいいんですけどもブロックとブロックをまたがるようにとめていただくようなお客様もおられて、そういう方もおってですねご案内もさせてもらって、違います、こっちのほうへこう駐車くださいとかいうような形でご案内もさせていただいた事例も多かったんですけども、このごろではですねお客様もなれていただきまして、駐車スペースをですね間違うお客様はもうほとんどなくなったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番。2回目の質問をします。

この希少動植物についてですけど、これは基本的にはその動植物が発見された場合よね、そこの行政としては保護、育成に責任を持つべきではないかというように思うわけです。というのも、この今は指摘しているところでこういう珍しい植物が出てきたと。私も現地をもうその専門家の方とも行って見せてもらったんですけど、なかなか専門家がおらなかったら一般の人ではこの草がそれほど意義あるものかというようなことはわからないような小っちゃな植物でございます。現状としてはよね、今課長も申したように県のほうにももうこのことは専門家のほうから連絡が行っているようでございます。どうしても民地にそういうものが分布しているということでよね、地元の方も手を広げたいけれどもその地権者との折衝、そういうことについてはぜひともその行政が対応してもらわないとよねやりにくいということで、そういうことに前を切っていってもらおうということでは行政はその役割を果たしていくべきではないだろうかというように思います。何はともかくどういうことをせにやあいにかんかいうことはそら素人考えじゃなくして、どうしてもその立木が覆い茂っている中での繁殖は難しいので、やっぱりこの民間の人の意思を、民間の人の土地のその了解を得て、太陽の光がやはり差し込むような環境をつくらなければならないと。だから、道路からの山側をやっぱり3メートルほどよねどうせ長さはどうせ僕らの見たところでは20メートルほどあるんじゃないかと思うけどよね、そういうその覆い茂っている立木、雑木をやっぱり撤去するということから事を始めなければならないというて、そういうときに役場（市役所）の方がよね行政としてどういうふうに対応していくかということで、担い手はおるからそういうところに手を差し伸べてもらいたいということでしたが、その点はどのように対応するのかお伺い

します。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 2回目のご質問にお答えいたします。

ここの地区のですね希少植物の保護に関しましては、昨日開会しました高知県議会の一般質問でもですね取り上げられているというふうにも聞いております。これを受けて県としての方向性も示されると思いますので注視したいというふうに思っております。そして、県から何らかのアクションがあればですね一緒に連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。また、地域がですね保全活動に取り組んでいただけるといことであればですね、行政としてですねできるご支援はですね、できるだけ支援はしていきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番。もう課長ご承知かと思えますけれども、マイヅルテンナンショウという植物は四万十市の入田というところで一部分の地域に非常に繁殖しているということでここを保護地域としてね指定をして、その地域の皆さん方がそのマイヅルテンナンショウの会というものをボランティアがつくり上げて、それで年間高校生やその地域の方々も含めて雑草を取りのけるというような活動もなされているわけです。ほんで、この場合でもそのそういう前を切ったことが進んでいければよね、またボランティアでそういう雑草の取りのけとかそういうことなんかもできていく可能性は僕は多分にあると思うんです。そういうことも含めてこの四万十市の入田の保護地域の今までのいきさつも検討されて、前向きに検討してもらうように対応してもらいたいです。もう一度その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。マイヅルテンナンショウですかね、これにつきましては県指定の野生動植物の指定を受けておるといことで11種類が指定を受けておりますけれども、植物に関しては4種類が指定を受けておりましたその中の1つということでございます。そういった形でですね地域の活動の中でですね取り組んでいくってことは大変すばらしいことやと思いますし、また、行政としてもですね望むべきところではないかというふうに思います。また、これにつきましては地域の取り組み等も研究しましてですね、県とも相談しながらですね研究していきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、体育施設について2点お伺いいたします。それぞれ本年3月議会、6月議会に引き続きの質問でございます。よろしく申し上げます。

土佐山田武道館改修の必要性は、6月議会でも述べましたように床板の老朽化は著しいものがございます。テープを張り応急処置はされていますが、武道館は体育館と違い素足で競技を行います。スポーツ少年団や体育会だけでなく中学校の授業やクラブ活動にも使用することから、床板の改修は急務であると思っています。食堂の設備や2階和室の改修も必要かとは思いますが、土佐山田武道館としてその名に恥じない道場であってほしいとの思いからの質問でございます。武道館の床、壁、天井などの破損された現状を見たときどのような認識をお持ちか、まず、現状に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

土佐山田武道館についての改修に向けてのご質問でございますが、この武道館は昭和55年に建設されておりますので既に30年以上が経過している状況でございます。そのため議員の質問にございましたように壁、天井に穴があいてる箇所が数多く見られる状況です。また、床材のほうもかなり劣化が見られていますので、大変危ない危険な状況の場所もございます。そういった認識は私どもも考えておりますので、改修に向けて検討をしていきたいと、このように考えております（後に追加答弁あり）。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 改修に向けて取り組んでいきたいということですが、具体的にもしその課長としてどういうふうな今後対応をされるのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

そういった危険な状況もございますので、来年度の当初に向けて予算の要求をしていきたいと、このように考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 来年に向けて予算要求をされるということで一つ、一段階安心でございます。ぜひですねあの床だけでも先ほども申しましたように、外観とかその壁、天井は後でもえいと思います。ただ、床だけは、先ほど述べましたように授業でも使うわけですので危険箇所はあると私は思いますので、ぜひ今述べられた答弁の方向でお願いします。

次に、大宮小学校グラウンドの夜間照明用の投光器に使用します電源の設置についてお伺いいたします。

香美市スポーツ少年団香北陸上クラブでは、毎週水曜日午後6時30分から大宮小学校グラウンドを利用しまして、15人の小学生児童が走り幅跳びの練習をしています。大宮小学校新築落成時には、走り幅跳びに使用します砂場は現在太陽光パネルが設置された場所にごさいました。香北陸上クラブが夜間練習をすることから砂場近くの西門、グラウンドへの通用門ですが、その内側に夜間照明用の投光器のための電源差込口が設置されました。しかし、昨年太陽光パネルが砂場のあった場所に設置されましたことか

ら砂場は30メートルほど南に移動、そのため陸上クラブでは練習開始前から延長コードを延ばし照明の準備をしなくてはなりません。

以上のことから、大宮小学校グラウンドの砂場付近への夜間照明の設置と投光器用電源の設置を求めるところでございます。一度通告してから見ていただきたいと思いますけど、通告したのが水曜日ですか、木曜日ですか、その後もうあしたの夜間まで練習がないもので、この答弁までの間にはひょっと見られてないと思いますけど、その設置についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

その前に、あの1番のあの武道館のところでちょっと答弁漏れもございましたので補足的に発言をさせていただきます。

武道館本年度に耐震診断を行っておりますのでその結果に基づいて、耐震診断の補強をするというような診断が出てくると思いますので、それに基づいて改修の部分も含めて予算要求をしていきたいと、このように考えております。

それから、大宮小学校のグラウンドの関係でございますが、砂場が変わったということによりまして、スポーツ少年団陸上クラブの練習におきましては大変ご不自由をおかけしているところでございます。私も大宮小学校のほうへは、グラウンドのほうは行ってきているいろいろ現状は把握しているわけでございますが、それでかなり北にあったものから南のほうへ砂場が移動してるということでケーブルを引く、引いて校舎のほうのほうからケーブルを引きまして電源を引っ張ってくる方法と、南に電柱がありますのでそこからそういった電源を取り込むか、そのあたりを今検討しているところでございます。照明につきましては周囲の方の同意も要るかとも思いますので、そこがクリアできればある程度、照明設備というまではいかなくても街灯的な明るさぐらいは取り付けが可能かと考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 一度その現場も見てきたということで、それは夜間、夜間見てきたのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

勤務中に見らしてもらいましたので、夜間の練習には直接現場を見ておりません。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。先ほど南にある防犯灯の電柱も利用してというお話もありました。現在その先ほど言いました西門のその通用口の内側にある電源差込口からですね業者の方にきちっとしたコードを、西にありますネットにはポールが四、五本、もっとあるかな、ずっとありますのであのポールを利用してコードを引っ張ってどこかに差込口をつけるだけで十分やと思うがです。ぜひですねその方向で、ほんで、昼

間見られたということですが、これは小学生児童15名が本当に薄暗いところで頑張っ
て練習をしているわけですので、一度よろしかったら水曜日6時半か、6時から6時半
ごろ課長も次長も教育長も一度どういう場所で練習してるか見ていただきたいと思いま
すけど、見る、一度視察に行くというおつもりはあるか、一言お聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現場の確認というのは必要かと思しますので、
ぜひ現場は見らしてもらいたいと思います。その上で一番最善に、また安上がりでいけ
る方法を検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次に、教育関係についての質問に移ります。

初めに、鏡野中学校区内の小学校の保護者の声を代弁させていただきます。

鏡野中からは山田高校にとってもらえない。住所を移し野市中へ進学させようか。鏡
野に進学したら進学塾に通わせないと高校に行けない。これは複数の保護者から直接言
われた言葉でございます。ごく最近であります。聞きますと、こうした会話は6年生の
保護者の間でまこと真実であるかのように話されているとのことでございます。これら
の要因は、昨年でしたか高知市内における女子生徒の事件、そして過日の洗剤混合やバ
イク窃盗といった新聞報道によるものであることは十分認識できるところでございます。
小学校保護者の切実な声は、鏡野中学校の取り組みや教職員の対応、そして今後の対策
などの説明を教育委員会から聞きたいというものであります。当然のことだと思います。
私はこうした声の真意を、安心して我が子を鏡野中学校に進学させたい、少しでも不安
を解消したい、そのように受け取りました。入学まで残された期間は少なくなっていま
す。入学手続となればその期間はさらに短くなります。中学校入学を控えた小学校の6
年生の保護者に対し、教育委員会として至急対応しなければならない喫緊の課題ではな
いかと思いますが、この件についての今後の対応をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員のご質問にお答えをいたします。

鏡野中学校の状況がまだ落ちついていないということにつきましては、教育長として
本当に申しわけなく深くおわびを申し上げます。来年度の新入生を迎えるに当たりまし
ては、入学当初の不安感をできるだけ少なくする目的で、11月11日に鏡野中学校区
の小学校6年生同士の連携を深める仲間づくりの活動を青少年センターのほうで行いま
した。児童のアンケートからは、中学校入学後のスムーズな人間関係の形成につながっ
ていくという手ごたえを感じているところです。小学生の保護者からの先ほどのご心配
する声というのも委員会のほうもお聞きをしたりしていますので、教育委員会としては
先ほど言ったこの活動の内容や児童のアンケート、そして1日入学の様子などについて
広報香美の1月号でまずはお知らせをしようというふうなことで今準備をしているとこ

ろです。内容についてはぜひ多くの方に読んでいただきたいというふうに思っています。

ご質問のその保護者への説明につきましては、現在小中校長会で連携のあり方についてずっと協議を続けているところです。で、その協議の中でどうしたら一番いいのかということを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。今連携のあり方を学校とも協議されているということですが、保護者が今望んでるのはそういう連携もして、そして学校、教職員こういう対応してますので安心して中学校へというところを聞きたいのがその保護者の僕は声やったというふうに受けとめております。その点では、やはりそういう今教育長の説明のあったようなことを、初めにも述べましたようにその不安を解消するというか、本当に塾とかそれからスポーツ少年のサッカーの練習とか野球の練習とか、学校の違った保護者が集まってその保護者同士で今言ったような話をしていると。ほんで、実際私が聞いたその保護者の方も6年生の保護者ですが、野市から嫁いで山田に来られてると、ほんで実家は野市にあるから野市に住所を移そうか今考えてますというのが現実ながです。それを早急にやはりその対応を、今中学校と小学校の校長先生が対応を考えている、そういうことも含めてですね早急にその保護者にやっぱり説明する。今後あと残されて1月、2月ぐらいですけど必要やないかというところで質問をさせていただきましたので、その辺答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ご質問にお答えをいたします。

小中連携についての校長会の話の中では、もろもろの課題とともにどうしたら子どもたちが安心して行けるかなというふうなことも話をしておりますので、その中でどんな形で保護者にお伝えをしたら一番いいのかというふうなことについては考えていきたいというふうに思います。教育委員会が説明をするというふうなことで、積極的にするというふうなことは一つはいい方法だと思いますけれども、鏡野中学校の先生方がこのようにしようとしているというふうな、そういう直接的な話というのがまずはとても大事なかなというふうなことも思いますので、いろいろなやり方はあると思いますけど、各小学校で何かそういう説明会を開く、開いてそこに私たちや中学校から行くという方法もありますでしょうし、教育委員会が説明をするというときにはそこに鏡野中も小学校も一緒にというふうなことの形とかがあっていうふうな方法もありますでしょうから、まあ一番はですね安心して来てくださってこう胸張って言いたいんですけど、それが私の本当に申しわけないところで、そのあたりを今こういう状況です、こういう取り組みをしています、で、家庭とこういう協力でもってやっていきたいというふうなことのその説明会であり、保護者の方との懇談会というふうな形になるのかなあというふうなことを思ったりしますので、はい、そのあたりも含めて協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。教育長として苦渋の決断をするときが来るかもしれませんが、この保護者の期待、期待、それから子どもを鏡野に安心して入学させる。その辺を早急にですね検討していただいて前向きに取り組んでほしいと思います。

次に、教育関係の2点目です。教職員の希望降格者とメンタルヘルスについてお尋ねいたします。

去る11月8日の高知新聞に、文科省の昨年度調査として、全国の公立小中学校で校長や教頭、主幹教諭が一般教員などに自主的に降格する希望降格制度を2010年度に利用したのは211人だったとの報道がございました。報道では、高水準で半数近くは健康問題を理由に挙げ、教頭や主幹教諭が大半で、文科省は中間管理職的な立場で多忙な上に責任も重く耐えられないという人は少なくない、今後も同様の傾向が続くのではないかとしています。希望降格者の過半数以上が東京、大阪、神奈川など大都市に集中していますが、香美市では昨年、一昨年、希望降格者はあったのでしょうか、実態をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

昨年、一昨年とも本市には希望降格者はいませんでした。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。なければひと安心です。この質問をしたのもやっぱり中学校のこともありますし、どうかなあとという思いから質問させていただきました。

これと関連しますが、次に、先ほどの質問とも関連します、その教職員へのメンタルヘルス対策についてお伺いいたします。

昨年の文科省調査の発表になりますが、精神疾患が原因で休職した公立学校の教員数は平成21年度の数字で5,458名と過去最高の人数となっています。そして、5,458人の休職者数の63.3%、3,455人が精神疾患による休職となっております。これらの要因は、公務の多忙化によるストレス、保護者や地域住民からの要望の多様化に伴う対応の困難さ、複雑化する生徒指導への対応の負担増、職場の人間関係の希薄化などが指摘されています。これらの問題は教職員個人による解決では難しく、学校管理職、さらには行政による支援も必要ではないかと思っております。先月、鏡野中学校1年生の保護者から相談を受けました。その話の内容から、中学校の先生方は本当に必死で頑張っておられることはよく理解できます。しかし、とにかくミスのないように、ミスのないように異常に神経質になっているのではないかということを感じました。教職員の健康状態を非常に心配するところがございます。教職員のメンタルヘルス問題は個人の健康管理上の問題にとどまらず、児童・生徒の学習や人格形成にも多大な影響を及ぼすと思われます。さらに、保護者や地域の学校教育に対する信頼にもかかわりかねない、きわめて深刻な課題ではないでしょうか。

以上のことから香美市の教職員のメンタルヘルス対策はどのようになっているのか、万全な体制がとられているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ご質問にお答えをいたします。

まず、メンタルヘルス対策での基本的な方法につきましてお話をします。教職員全員に対しましては年間二、三回行っております人事評価にかかる個人面談があります。校長、教頭のほうが全教職員に面談をしていくというふうなところで聞き取りをしていくこと、そして校長、教頭に対しては教育長による個人面談を行いますので、そういう場で状況とか詳しいことをお聞きをしているというのがまず一つです。それから、特に配慮を要する教職員に対しましては、このほかにその一般の教職員に対しましても教育長みずからが行ったり、それから県の教育委員会の小中学校課管理主事に来てもらって一緒に個別の面談を行ったりします。で、必要な場合はカウンセラーの方につないだり、そして専門医の受診を勧めたりというふうなことで行っていきます。それが基本的なものですけれども、ずっと学校の様子を見ていて非常に心配な状況になったり、心配な先生につきましては、もうその都度教育委員会のほうがその状況に応じてすぐ学校のほうへ行ったり、来ていただいたりして状況把握をしながら、最終的には専門医へつなぐとか、日常管理職の先生に声がけをしながら気持ちを高めるようお願いをしたりというふうな対応でいっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。先日楠目小学校の道徳教育見せていただきました。そのときは4年生を見せていただいたがですけど、そのときのあの担任の先生とその生徒間のやりとりですか、それを見たときにこの本当にその先生の健康、心身ともに健康な先生が子どもに接すると、大人同士でしたら気の置ける、えい何、気兼ねのないえい仲、そういう道徳教育のこの子どもと先生のかかわりを見たような気がしました。ほれで、先ほど対策については説明がありましたけど、答弁できれば現在中学校で教育長が心配されるような現状はあるのかないのか、構わない範囲でお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

私が思うのには心配される状況があります。で、るる話をしたりとか、学校で校長先生方に見ていただいたりとかしています。で、ご本人も病院にかかったりとかいうふうなことはあったりはします。で、まあまあそう、そういうことです、はい。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。深く追究、聞かないほうがえいと思いますので、次に移りたいと思います。

続きまして、防災対策についてお尋ねいたします。

東日本大震災以降、各自治体では想定外を想定した見直しが進められていますが、そうした昨今の現状の中で、避難所運営体験のために開発された図上型防災訓練HUGが注目を集めています。このHUGは、静岡県内の自主防災組織の避難生活計画書の作成率が5年前の平成18年18.5%と低調であったことから、静岡県西部危機管理局が一昨年効果的に避難所運営を学べる方法として開発されたものです。HUGの基本的な流れは、季節や天候などの条件を想定した上で避難所に見立てた学校の体育館や教室の平面を用意し、次に、避難者の性別や年齢などの情報が書かれた避難者カードを避難者の状況に応じた平面図上の適切な場所に配置してっていきます。そうした状況の中で、救援物資が届くなどの事態にも対応していくゲームとなっています。静岡県賀茂危機管理局の垣内局長は、「HUGに正解がありません。避難所を運営する際の優先順位や避難者配置ポイント学ぶことが目的です」と語っておられます。体験した人からは、だれでも避難所を運営する可能性がある。そのためにも多くの方がHUGを体験するべきだと思う。また、避難所を運営する立場を経験すれば、自分が避難者になったときの心構えもできるなどの感想が寄せられています。

以上のことからHUGに対する見解をお尋ねいたします。今田課長にはせんだってその実物、自分も年内には入手が難しいかと思いましたが見ていただきましたけど、HUGに対する見解をまず初めにお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

この図上避難訓練につきましてですが、このHUGという言葉ははっきり正直申しまして私存じておりませんでした。勉強不足で申しわけないというふうに思っております。夏ごろだったというふうに思うんですけども、奈半利町で学校関係者の方が避難所の体験ゲームにより防災学習を行ったとの新聞記事を目にした記憶がございますが、これがまさしくHUGじゃなかったかなというふうに今思っておるところでございます。

今回の質問を受けまして少し調べてもみましたけれども、訓練に使うカードには避難所で生じるさまざまなケースが示されておりまして、ケースごとにどのような対応をしたらいいのか疑似体験をすることにより避難所開設時における運営方法を学べるといった点ではですね、通常防災、地域防災計画の中でですね避難所運営マニュアルとかそういったものもつくる必要性が求められておりますけれども、こういったマニュアルを使った学習よりはですね、このHUGを使った学習を行うことによりましてですねより実践に近いような研修ができるというふうに感じましたので、非常に効果が高いのではないかとこのように現在思っているところでございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。東京消防庁では、こうした図上型防災訓練を市町村単位での積極的な活用を呼びかけています。東京経済大学の吉井教授は、従来の災害対応マニュアルはいわば教科書で、図上型防災訓練はまさにその応用力を鍛えるものだ。

災害発生すると避難所には自治体職員が派遣される。円滑なコミュニケーションを図るためにも職員と地域住民と一緒にHUGを体験することが必要だと今後の防災対策における重要性を強調されています。先ほど課長からは、価値あるものでないかという答弁がありましたけど、今後香美市でもこういったHUGなどを使った自主防災組織連絡協議会や、また小学校それぞれの避難所単位での活用を望みますけど、今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今後の活用についてということでございます。比与森議員からのほうからも説明がありましたけれども、この避難所体験ゲームにつきましては静岡県のほうで開発されたものでございます。訓練を進めるためにはですねある程度のやっぱり専門知識も必要になってこようかと思えます。こういった体験、HUGのですね指導者の確保とかができればですね、本市の自主防災組織の連絡協議会などでですね体験学習といえましょうか研修でしょうかね、研修することによりましてですね地域での自主的な訓練方法としてですね普及していくのではないかというふうにも思っております。また、こういった指導者が確保ができるかどうかはですね、県のほうにもまた聞いてみたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。その使用方法とかですけど、その静岡県の公式ホームページにですね、パソコンに、まだ見られてないかもしれませんがよくあるご質問というのがあります。その中に今課長の言われましたようなことで、スタッフの数はどれくらい必要でしょうかとか、スタッフはどのような役割を果たせばよいのでしょうか。その答え、Aのアンサーが、司会者は体験会に入る前にゲームの仕方、ゲームをする前の条件設定などを説明。また、各グループに1名カードの読み手を配置。読み手はできるだけ経験者とし、カードを読み上げプレイヤーに助言する。あと、避難者の配置についてどのような指導をしたらよいかということも本当に、やれば簡単にできるような内容のQ&Aが入ってますので、一度これをまたパソコン開いていただきたいというふうに思います。

それと、何か徳島では教育長が各学校で小学生にもやらせたいということでコピーを、独自のコピーをつくってちょっと問題になったことがあったらしいですので、それはないようによろしく願いしまして次の質問に移ります。

次に、土砂災害防止の取り組みについてお尋ねいたします。

市町村は、都道府県が土砂災害防止法に基づき土砂災害の危険場所を警戒区域に指定した後、ハザードマップを作成し公表する義務があります。本年3月末現在国土交通省の調査では、全国の市町村で約6割がハザードマップを公表していないとの調査結果が明らかになりました。平成13年施行の土砂災害防止法では、土砂災害のおそれがある場所を都道府県が警戒区域に指定すると、市町村には避難場所などを住民に周知するた

めのハザードマップ配布が義務づけられています。県内では、田野町や芸西村などわずかな町村を除きほとんどの市町村が土砂災害警戒区域の指定を受けています。香美市も当然指定を受けていますし、香美市地域防災計画では危険箇所も示されているわけですが、ハザードマップは作成されているのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。どさ、済みません、舌がもつれて。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域につきましては、高知県が現在県下で指定に必要な基礎調査を行っております。本市の警戒区域の指定につきましては、本年9月30日の高知県告示で繁藤地区で7カ所が初めて指定をされたところでございます。今回指定された箇所につきましては、本年度見直し作業を進めております地域防災計画の資料編に反映すべく作業を進めております。ハザードマップの作成にはまだ取りかかっておりませんが、平成21年4月に全戸配布しました防災マップ、土砂災害版、これを改定するときにはですね区域の指定を反映させたいというふうに思っております。土砂災害（警戒）区域のハザードマップにつきましては区域の指定と並行して作成し、指定区域ごとに作成したハザードマップを用いて住民への周知を図ることが望ましいと思っておりますが、今回指定された箇所につきましては、まずは香美市広報やホームページで早急に住民への周知を図りたいと思っております。大変作業がおくれてまして申しわけありませんが、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。ハザードマップはまだということです。早急にということですので、特に土佐山田町は繁藤災害という本当に痛ましい体験をした町ですので、こういう点については二度と起こさない対策をお願いしたいというふうに思います。ハザードマップできてないということであれですけど、自分の手元で9月30日現在34市町村の中で30町村が受けてます。受けてないのが越知、芸西、田野、三原、それ以外受けてまして、ハザードマップが作成されているのが、これいの町1町だけです。悲観することはないと思いますのでよろしくお尋ねいたします。

早急に取にかかるということですので、次の質問に…。

それでは、本年の9月の台風15号では林道岡ノ内別府線で土石流による災害が発生したわけですが、人命にかかわる事故ではなかったことは幸いございました。この場所は香美市のその地域防災計画見ましたけど、どこも人家の入っているところはそういうふうに指定されているように見受けられました。この場所はそういう警戒区域には入っていなかったのでしょうかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君） 比与森光俊議員のご質問にお答えいたします。

去る9月21日の午前0時ごろ、台風15号の豪雨により物部町別役の中部森林管理署国有地内の東谷川上流部が崩壊し土石流が発生したことにより、林道岡ノ内別府線の

路側崩壊、土砂堆積、市道別役線の路側崩壊、アメゴ養殖池小屋の倒壊、小屋前の護岸の流出、アメゴの流出、また飲料水供給施設の水道タンク、パイプ等の流出の被害があり、3戸が断水し孤立世帯が2戸発生するという大きな災害が発生しました。この災害において地元住民は警戒の必要性を十分知っていたのかということですが、近くに住む方にお聞きしたところ、今までにも谷上流部の国有林を伐採したときには流木が土石流と一緒に流れしてきたことはあったが、これほどの被害が出た土石流災害は初めてとのことでした。このため、地元の方はこうした災害の発生が起ることを予測していなかったようでございまして、警戒につきましても谷川から約100メートルぐらい離れているので住宅は心配ないと考えていたようでございます。また、警戒区域につきましてもこの地区につきましてもは入ってなかったということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。警戒区域には入ってなかったということで、先ほどもちらっと触れましたその香美市地域防災計画のその危険箇所の一覧表に人家戸数という欄があって、その人家戸数のところはずっとこの住所があったですけど、恐らくこの倉庫とかいうのはそういう危険対象の表記というか、そういうものに防災計画の中で示されるのでしょうか、その点をお聞きいたしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。恐らくちょっとまだあれですが、倉庫まではですね恐らく示すことは難しいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。今回土砂災害のあった箇所は初めにも言いました人家はなかったわけですが、これほどの災害を地元の方も十分認識することはなかったというような答弁でございました。今後もやっぱりこういう箇所も含めて検査または指導は必要ではないかと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 比与森議員、これ質問の趣旨が、質問には載ってないが。

○10番（比与森光俊君） そうでしたか。

○議長（西村芳成君） ③じゃお？

○10番（比与森光俊君） 対応、対応。ないかね。ほんなら、おきましょう。

○議長（西村芳成君） 対応は違う。次の空き家のこれは対応。

○10番（比与森光俊君） はい。それじゃあ、次の質問に移りたいと思います。

次に、空き家、空き地等の適正管理についてお尋ねいたします。

市内には数多くの空き家、空き地が見受けられます。私ども西本町1丁目でも、ひとり暮らしの高齢者が亡くなれば空き家になった家屋が数軒ございます。子どもさんが親族の、あっ、子どもさんや親族の方が近くに居住していましたら庭の手入れなどもできるわけですが、放置されたままの家屋も点在しています。空き家の庭の雑草がこれから

の時期枯れてきますと、火災の心配もしなくてはなりません。空き家に隣接する住民が、冬場の空気が乾燥する時期を迎えますとたばこのポイ捨てなども警戒し、火災防止の観点から自費で業者を雇い空き家の庭の雑草を手入れしたという事例もございます。行政は個人の土地には入らないとの高いハードルがあるため、やむを得ない住民の対応でございます。お隣の香南市では、空き地等の適正管理については平成21年3月、そして空き家等の適正管理については平成23年6月にそれぞれ条例を定め、その適正管理に努めています。だれの目にも良好な生活環境が著しく阻害されると判断される空き家、空き地に対しては、行政が手を差し伸べるべきではないかと考えます。今後の対応についてお尋ねいたします。条例の必要性についても一緒にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

空き家、空き地の管理の問題につきましては、本市だけでなく多くの自治体で問題となっております。本市では、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の中です、「土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない」とされておりまして、現在はこの条例に基づきまして近隣の住民の方から相談があった場合には、所有者の方に清潔保持に努めてもらうよう文書や訪問により指導を行っておるところでございます。本年度に入ってから数件の相談が住民から寄せられましてそれぞれ対応しておりますが、中には本人と会うことがなかなか困難で十数回の訪問でやっと面会することができたような例もございます。しかしながら、直接話をするによりまして所有者の方にはご理解をいただけたらと思っておりますし、それが改善にもつながってくるのではないかとこのふうにも思っております。

また、近隣の方が業者を雇って改善をした場合ですね、所有者の方の同意が得られておれば、その経費というのはですね本来ならばその土地、家屋の所有者のほうに払うべきものと考えますけれども、所有者の同意がない場合につきましてはですね、トラブルの原因にもなりかねることもあると思っておりますので一度ご相談いただけたらというふうにも思っております。

それから、条例の制定についてということでございますが、先ほどお話もありましたように空き地の適正管理に関する条例につきましては、隣接する香南市が既に制定をしております。本市におきましては、現在のところ相談件数自体も少ないために条例の制定までは予定はしておりませんが、今後相談件数がふえ、今の対応では困難となった場合につきましては条例の制定も必要になってくるのではないかとこのふうにも思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。市のほうに相談をとということですが、この後の質問ともちょっと関連してくる分もあるわけですが、この2番の質問、2番目に質問したその相続放棄により固定資産税が請求できない空き家、これについては午前中の有元議員への答弁で、税務課長のほうから空き家については困難という答弁がありましたので恐らくこの質問に対しても困難というふうに受け取りました。ほんで、もし何かあれば答えていただいたら結構ですけど、この分は飛ばさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 比与森議員。

○10番（比与森光俊君） はい。

○議長（西村芳成君） 飛ばさせていただくいうて、答弁いうて求めたら困りますので。

○10番（比与森光俊君） いや、ほんなら…。

○議長（西村芳成君） ええ。答弁要りゃあ要るということで。

○10番（比与森光俊君） 違ってれば答弁をお願いします。先ほどの答弁とも関連します空き家に対する今後ということで、先ほど自分が言いましたその隣の家の雑草を自費で業者を雇い手入れしたお宅は、隣が固定資産税等相続放棄によってもうそういう対象外の家屋でございます。ほんで、2軒のお家でもう今まで2回ほど自費でやられたわけですけど、それはそのそこだけに限らずですね本当にその生活環境が守られていない家屋についてはやはり何らかのその行政から、ほんで香南市の場合でしたらそれぞれ地主に対して雑草を刈るとかそういう、条例で強制的にできるようになってます。ただ、香南市でも今自分が言いましたその空き家に対する、その持ち主のわからない分については、ちょっと調べましたけど条例ないわけです。やはりここが今後課題になるのかとは思いますが。ほんで、県外におられてもう家族もない、そういった家屋が庭の雑草が枯れてきますと本当に火災の心配がされるわけですので、その辺空き家に対する対応、また市民が今後市役所に対してどういうお願い、要望ができるのか、あればご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） ちょっと待って、ちょっと。ちょっと休憩します。

（午後 2時30分 休憩）

（午後 2時31分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 済みません。自分の中で①、②、③が後先になりました。

1番目のきちっと整理をして次に移りたいと思いますので、行政、条例に対する考え方はまた今後検討ということがありましたけど、空き家、空き地に対して行政が今後、その先ほど言いました手をどのように差し伸べるか対応をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 比与森議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど空き地及び空き家の管理のことでのご質問の中で条例の件がございました。香南市等については条例を定めておるがということでございますが、香美市のほうにおきましても火災予防条例の第24条のほうに「空地及び空き家の管理」ということで、空き地また空き家についてですね火災予防上必要な措置を講じなければならないというような定めをしております。これまでもこれを行使をしたこともございますので、それにつきましても前の防災対策課、現在のまちづくり推進課、そこと消防のほうと連携をとって所有者なり、また関係者の方々に指導をしていくという形をとっておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） それでは、次の質問、2番の相続放棄により固定資産税が請求できていない空き家があるとすれば、香美市内どれだけあるのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 比与森議員の②番目のご質問にお答えいたします。

現在税務課で把握しております家屋について相続放棄がされた被相続人は1人となっております。この家屋はすべて木造建築でありまして、居宅が2棟、それから便所1棟、物置1棟となっておりますが、課税標準額が免税点が20万円未満でありますので非課税となっております。また、土地につきましても課税標準額が免税点30万円未満でありますので非課税の状況になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。こうした相続放棄されたもう手入れの行き届くことのできないその民間では、放置されたままの空き家、空き地に対する対応は、これ先ほど最後にちらっと触れました、今後市民がそういう家屋に対して心配な場合、どのような範囲で行政にお願いできるのか、いま一度ご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 比与森君、ちょっといかんでよ、こら、質問にはそのことないでよ。

○10番（比与森光俊君） 空き家に対する今後の対応です。

○議長（西村芳成君） いや、ほんなら3番へ移ったわけ？

○10番（比与森光俊君） 3番。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） うん。そら、はい。

まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。3番目の相続放棄により固定資産税が請求できない空き家に対する今後の対応ということでございます。このようなケースの

場合は非常に困難であるというふうに思います。所有者がいないのであれば指導はもちろんできませんし、しかし、そのまま放置するとなれば地域の環境に悪影響を及ぼすということも明白だと思います。仮にそういった相続放棄等がなされた物件について、債権者がいるようであれば債権者に依頼できるのか、それとも所有者が不明ということで公費により対応するのか。公費で対応するとなりますとやはり公共的な要因もやっぱり必要になってこようかと思しますので、現時点ではちょっと明確なお答えはできません。今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

なお、空き家につきましては、来年度から市内の空き家調査を実施したいというふうに考えております。将来的には調査により貸し付けが可能なものにつきましては市のホームページ等で紹介し、Iターン等を希望する方が場所と建物をホームページ上で確認できるようにしてですね移住を促進できる仕組みをつくっていきたいというふうにも思っております。こういった取り組みによりまして、現在は地域のお荷物である空き家が有効活用されるようになればですね、少しでも管理ができない空き家等は減らせるのではないかというふうにも考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） はい。比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根健二です。13人の質問を3日間でやる中で、7番目の私がきょう回ってくるとは予定をしてませんでしたのでちょっとあたふたといたしますがよろしく願いをいたします。

まず、通告の1点目というか市民への情報提供という項目でお尋ねをいたします。

最初に、本年度中にリニューアルされる予定のホームページの進捗状況、大体完成予定でございますが、それをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

ホームページにつきましては、本年度リニューアルの予定でございましたが、大幅に変更いたしまして平成25年3月の完成を目指したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、2番の項目に移ります。平成25年の3月までということはいろいろとオーダーを出せれる期間も間に合うんじゃないかということも

ありますが、まず2番へ、リニューアルにあわせて内容の変更、更新、追加の頻度を上げる策も考えるべきと思うが見解を問うという項目へ移らさせていただきます。

この簡単に頻度を上げるっていてもいろんな要素が絡んでくると思います。まずですね、更新のしやすさ、使い勝手、更新する側ですね、行政の方の更新のしやすさ、それとそれを更新しようとする姿勢、更新をしていかなければいけないと、市民のためにいろんな情報をぜひ出していきたいという姿勢、そしてそれを全体的なホームページの管理をどうしていくかという、その3つが私はすごく大きな要素として大事なことやと思います。その3つについて順次質問をいたします。

まず、更新のしやすさの件ですが、ホームページのリニューアル時にそのホームページの制作者と打ち合わせる中でそういった各課の担当の方が現状でいえば更新するというございですが、その更新のしやすさについて今以上に簡単になればと私は思っておりますが、それについての申し入れですね制作に当たってそれができているかというのがまず1点をお聞きします。

それと、更新しようという姿勢についての要件でございですが、昨年同様の質問をしたときは改善、そのときよりはですね香美市のホームページを見る中で改善されている部署もございします。見やすくなってるというか、今まで全然アップされてなかったところがアップされてきたりとかそういうこともございしますが、まだまだ現状では市民に向かつてはもちろん外向けのインフォメーション、特に中井課長がお答え、午前中の答弁でありましたように観光産業にとってですね、観光産業そのものは従来は民間のものやっただけもうちょっと大きいスケールで地域戦略として担うていかんといかん。それには行政もうちょっとこう入っていくということなんかも踏まえましてところ、ちょっとやっぱり脆弱じゃないかと。そういった意味もございしますので、現状の更新方法という各課対応を継続するとすればですね各課の前向きな一層の対応が求められてくるものでございしますが、その今回のリニューアルはその精神的なという意識に訴えていくよい機会になるのではないかと思います、それについての職員に対する、何といひますかあれは検討されているのか、手法というか、そういったことを。

それとですね、その3番目の要項、要件という要素でございですが、全体的な管理をどうするかのことにつきまして、これも昨年の質問時には専門の人員配置は不可能ということでございしましたが、この人員配置ができない場合、この事項はどこかがこのマネジャー的な役割を兼務していかなければならないと思いますが、それをどこが受け持つていくのかを再度お聞きをいたしましてこの2番目の質問の1回目といたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、今回そのリニューアルがおくれましたちょっと原因から触れさせていただきます。本年度新庁舎の移転とそして3市共同のシステムの構築作業等の関係で、総務課内でワーキンググループの立ち上げが5月末と遅くなりました。それとですね、今回の

リニューアルはホームページ掲載情報の移行を今後各課、担当課で行ってもらう予定をしております。そうしますと、データ移行の時期が来年1月に稼働予定の3市共同その利用システムの操作研修やデータ移行の検証作業の時期や年度末の繁忙期に重なることから職員の負担が余りにも大きいと判断いたしまして、リニューアルを1年先送りすることにいたしましたのでございます。実は今度のリニューアルをするに至ってはですね現在は、現在の状況としてはワーキンググループ内で基本検討を重ねております。その基本検討の内容といたしまして主なものですが、まずホームページの現状把握、そして問題点や課題の洗い出しや改善策の対応策、そして期待、効果とか目標設定、そしてサイト方針案の策定、そして提供情報、機能の決定、CMS機能の情報収集、設計方法、アクセシビリティ案の策定、ホームページ構築業者の選定というのをですね今年度の作業項目として現在その基本検討を重ねております。

今までそのホームページといいますのがやはり情報がなかなか更新されない状態であったということには、やはり専任の担当職員がいなかったということも1つ原因として挙げられるのではないかと考えております。これホームページをかなり適正に上手に運用するとすればですね、かなりのその仕事量がございまして片手間にはなかなかできないというふうに考えているところです。

それで、その今年ですねワーキンググループの協議の中でやはりその現在のホームページについて、それは以前から議員からも指摘をいただいておりますように検証が必要ではないかということになりまして、現在課ごとに今掲載されてる情報の検証作業とリニューアルに向けての検討作業を並行して行っている状態が平成23年度の状態です。検証結果はですね各課に報告をしておりますして、各課においては情報の更新、訂正、追加等を行い内容の充実に努めているところです。それでページをごらんになったときに、若干ですけれども前よりは内容が充実をしているのではないかとというふうに思っております。

そして、今後のことですけれども、その更新のしやすさということなんですけれども、今度導入を考えておりますCMSは今がバージョン1ですのでそれからバージョン4と、非常にだれもが簡単に作成、更新ができるということを目的としたソフトウェアでございましてそれを導入して、職員がだれでも自分のアップしたい情報をつくることのできるということを目的として、だれ、この人でなくてはできない特化したような状態ではなくって、全員がそういう普通の職員のスキルであれば十分できるもので導入したいというふうに考えております。ただ、その導入に当たってはですねやはりそのホームページのリニューアルのうちの方針というのが非常に大事になってきておりますので、そういったものを今の基本検討の中で3月末までにそれを決定していきたいというふうに思っております。決定した後、4月から実際の作業に移りたいというふうに考えておりますし、運用管理につきましても、その運用管理体制というものも含めて今一応ワーキンググループの体制というのも決めておりますので、それが一応4月からはプロジェク

トチームに、課内ではありますけれども人数的には7名、一応私が責任者という形で入っておりますけれども実際にその作業をする者はですね四、五名、四、五名の職員でその中の1名の職員をリーダー格といたしまして、その専任ではないですけれども相当ホームページのほうに重きを置いた業務配置を今のところしております。それで、今準備段階に入っているということですので、それと、ですから、更新についても全部その今年のその方針の中でそこまですべて決定をして、新しいホームページについてはそういう常に情報更新をしていってですね、そして市民からの、情報を閲覧する側からの視点に立ったホームページの制作を一番考えていきたいと思っておりますので、今もう早速に職員の間からはいろんなアイデアが出ておりまして、それを業者のほうともまとめて、そしてセキュリティのほうともいろんなこともありますので、プロジェクトの管理支援をうちの契約しておるITコーディネーターのほうともその支援を受けながらワーキンググループによって順次検討を重ねている、そういうところですので、おっしゃったことも全部盛り込んで方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、次の項目へ移ります。

3番目の項目でございます。土佐山田町時代から私の念願でありましてたびたび当時から一般質問で取り上げさせていただきました補助金情報の市民への広報なのですが、昨年平成23年度版でございますが、個人や地域組織等が活用できる香美市の補助金の冊子というような形で実を結んだことにつきましては非常に私自身は喜んでおりますが、ぜひこれを平成24年度以降も継続していくべきだと思いますが、その計画はあるのかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 利根議員の市民への情報提供の質問、③の香美市の補助金の冊子についてというお尋ねについてお答えをいたします。

香美市の補助金のガイドブックといいますか手引きにつきましては、今後も引き続き作成をしていく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） よろしくお伺いをいたします。その継続の件でございますが、その計画の中にですね配布方法等の検証もされているのか。後でそのホームページに掲載してよってというのは次の質問でありますので、それ以外のその紙ベースでの冊子についての配布方法をお聞きをいたします。これはですね自治会長が持っているやつはよく見ますが、ほとんどの自治会におきましてそのまま自治会長が持ち帰りましてですね関係書類の中に埋まって、そのまま町内会とかいろんな人の目にとまる回数がすごく少ないんじゃないかということも思いますので、プラスアルファの配布方法が何か計画がありましたらよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（瀨田賢二君） 2回目のご質問ですけれども、配布の方法ですけれどもなかなかこの皆さんに配る手段というのは、手から手へというのは自治会長しかないというのが基本ございます。あとは市役所に置いたりとかいう中で手に取っていただくということになりますけれども、今のいただいたご意見の中にありますように自治会長が持ったなりということがあるかも知れませんが、これは自治会の中でこの情報をどう取り扱うかということについてはお考えいただきたい部分がございますが、1つは促す形といたしましては、自治会内ですとね一たんその皆さんに回覧をしていただくようなことも1つの方法かというふうには思いますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） もちろん自治会内での回覧の方法等あると思いますが、この冊子につきましてはですね自治会対象外のその項目も非常に個人で受けれるとかそういうのも載ってますので、むやみやたらにこう部数をふやすということもあれながですけども、その役場（市役所）プラスもうちょっと銀行とかいろんな大きいところに対してですね冊子を幾つか、カラーでちゃんと製本するまでは言いませんですけどもあればいいと思いますが、そういった感じのところプラスできる要素というか、予算も含めてですがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、瀨田賢二君。

○政策企画財政課長（瀨田賢二君） お答えいたします。

特に予算を伴わなければならないことかといえば、そういうことでもなかろうかと、要は紙があれば印刷をすることが可能なわけですのでふやす方法はさほど難しいというふうには考えておりませんが、じゃあそれをどういうふうにするかという市民に渡していくかということについては、なかなか自治会に入っていない人にまでこれを回すというのは、現段階では公共施設に置いてある分だとかいうところからどうしても手にしていただくしかないということなんで、そこは大きくその形を変えてですね手渡しの仕方が変わるというのは今はそういうその手段というかツールを持ってないというのが実情でございます。ただ、印刷物については増刷することは可能ですので、ほかにその、先ほどは公共施設以外のところのお話も出ましたが、協力していただくところがあればそういったところへも置くことは可能だろうというふうに思いますが、またご指導いただきたいと思っております。よろしくお伺いをいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次の項目へ移ります。

4番です。以前実は瀨田課長には、その前のホームページ等の質問というかいろいろ兼ねてですねその補助金の情報なんかもあわせて聞いたときにですね、飯能市の、実はもうお忘れかもしれんけど飯能市の資料をお渡しをいたしました。これはですねその飯

能市のホームページ見ますと補助金の情報が、今言った形、ホームページのトップページにですね飯能市が市民に対してご提供できるというか飯能市が直接の分やったと思うがですけども、本当にトップページからぼんっと行ったら、香美市に置きかえれば香美市がこんな補助金が皆さんに対してありますよっというような広報がすごく見やすいところにあります。ほんで、今さっきの質問でしましたように自治会、紙ベースではどうしてもやっぱり住民というか市民の目につく機会がやっぱり少ない、少ないとももちろん言いませんけど、プラスアルファしてですねそのインターネット上であればいつもトップページにあっていつも見れると。奥へしまい込まれないメディアでの露出というか広報を考えたらどうかということですが、新しいそのホームページにおきましてですねそういった情報をぜひトップページに張りつけていただきたいと思いますけれどもそれはできますでしょうか、よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおりリニューアルするホームページにつきましては、閲覧者が必要とする情報をいかにわかりやすく効率的に提供するか、閲覧者側の視点に立ってサイト設計等をする予定ですので、どのような情報をリンクさせていくかということも十分に検討をしていきたいと考えております。そして、もちろんそのトップページにつきましてもデザインから職員がかかわっていきますので、もう現時点ではいろんな自治体のページを見させていただいて、それぞれの担当者がワーキンググループの中で非常に勉強をしておりますので、いろんな手法があるということが今わかっております。その中で香美市にとって一番最良の方法をとっていききたいと思いますし、その中で有効なリンクをさせていくというようなことももちろん当然の手法として考えていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） ぜひ、飯能市です、見てみてください。冊子ベースでは、飯能市がつくっている情報よりももっともっとすばらしい内容の充実した冊子が香美市のほうできておりますので、ぜひそれがぼんっとう頭から行くようになれば非常にえいと思っておりますので、またごらんになってぜひ検討をしてみてください。

続きまして、防犯灯のほうの件に移ってまいります。

1問目、認定防犯灯の確認、調査というか台帳作成ながですけども、その進捗状況をお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 利根議員の防犯灯につきましてお答えいたします。

防犯灯の確認、調査の進捗状況でございますが、防犯灯の維持管理をしている自治会等は117地区で防犯灯の数は1,657灯でございます。11月末で調査が終わって

いる自治会等は109地区で率にして93.1%が完了、また、灯数で見ると1,589灯で同じく率にすると95.9%ということになります。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、防犯灯の②のほうの質問に移ってまいります。

切りかえの手順、流れを問う。また、これが各自治会に十分理解されていない。早目にお知らせする必要があるのではないかという通告でございます。まず、手順の中でちょっと混乱している部分を3つ具体的にお伺いをしましてからその次の質問というか、続きます。

まずですね、各自治会でいただいた書類には修理のという言葉の問題ですけども修理とか変更とかありまして、まずはっきりわからない、わかりにくいというところがあります。手順としてですね、故障していない防犯灯もこれでは廃棄してLED化をしていくのか。それか故障、球切れした分から順次していくのかをまず1つ。

それとですね、もし変更、修理交換でなくて現状のついている分も変更も可能である場合ですね、そのLEDへの変更は各自治会に割り振った灯数のみと要綱というかあれには、Q&Aにはありますが、どれをやっていくのか。それは自治会でその決定をしいのかということもちょっとわかりづらいのでそれもお尋ねをいたします。

それとですね、各町内会に送られてきた防犯灯台帳というか台帳になったやつが確認用に送られてきておりますが、それ送られてきたやつに載ってる分が要綱上の認定防犯灯と理解していいのか。要綱と比べてみるとどうも要綱によるとそれ、認定防犯灯というかに載っててもちょっと違うのかなと、台帳とイコールではないようにも思うがですけどもその確認が多分自治会長、受け取った側にとってはすごくまちまちに受け取ってる状況がありますのでそれもおわらせてお願ひをいたします。

あとですね、その場合送られてきたあの台帳がですね防犯灯台帳とまたちょっと規格外のもんがあります。その要綱から外れたもんももちろんその中に送られてきた台帳にあります。それが規格に対応するように変更する場合ですね工事費とかその後の電気料の補助は受けられるのかも一緒にお願ひをいたします。これは何で、なぜ聞くかといいますとですね、要綱によるとですね灯部、灯体は補助対象でありましてポール等、それつけてる分ですね、ポール等は対象となっておりません。木製等で老朽化したポールも町歩いてますと数多く見受けられます。これをきっかけに改修すると思われませんが、これは各自治会の中でですねそれぞれまた予算化をしてくる必要があると、補助の対象じゃない関係で。

だから、そのさっきの質問の1項目目、2項目目については、特に早目に各自治会にお知らせをしてあげたほうが親切ではないかということでございます。

以上ちょっと小分けになっておりますが、2番の質問をよろしくお願ひをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まずですね、各自治会でいただいた書

類には修理とか変更とかがあってはつきりわからないということで、故障してない防犯灯も廃棄してLED化していくのか、故障、球切れ分から順次していくのかという質問でございましたが、LEDへの切りかえと修繕への補助につきましては平成24年度から補助を行う予定ということでございまして、今回電気料の補助を行うに当たりまして事前にお知らせするために説明や要綱の、これまだ案の段階でございまして案をお配りしましたが、わかりにくい部分があったことはおわびしたいと思います。予算が3月議会で成立しますけれども、その後手順や手法などをもっと詳しく説明した文書をですね確定しました要綱に添えてですねまた送付したいというふうに思っております。来年度の予算につきましては、LEDの切りかえの部分と一般修繕にかかる予算とを別枠にして予算要求をしていきたいというふうに考えてございまして、LEDへの切りかえにつきましては事前に自治会からの灯数の希望をとりですね、予算の範囲内で割り振ることを予定をしております。したがって、故障していない防犯灯のLED照明への切りかえも対象としていく予定でございまして。

そしてですね、もし変更も可能である場合、LEDへの変更は各自治会に割り振った灯数のみとあるがそれをどうするのか、自治会で決定してよいのかという質問でございまして、基本的に自治会に任せることとなるかと思っております。しかしながら、ワット数の大きい防犯灯や老朽化した防犯灯から順次取りかえていただくようお願いしていきたいというふうに思っております。

それと、送られてきた防犯灯に載っている部分は認定防犯灯と理解してよいのかという質問でございまして、そのとおりでございまして。要綱では認定防犯灯としての基準を示しておりますけれども、これにつきましては平成23年4月1日以降に設置される防犯灯を認定するための基準でございまして。現在の認定作業は、平成23年3月31日時点で自治会等が維持管理している防犯灯につきましては、基準に適合していなくても認定作業を行っております。また、平成23年3月31日時点で何らかの理由によりまして自治会等が管理していない防犯灯につきましても、それ以前に設置されたもので公共性が認められるものにつきましては、今後自治会が管理することを前提としまして補助対象としているところでございまして。

それと、自治会に事前にお知らせをということでございましてけれども、事前にお知らせすることが可能であれば非常にいいのですが、予算が確定していない段階で見込みも含めまして事前にお知らせすることはちょっと難しいと思っておりますので、予算確定後に希望をとり割り振ることとなります。ご理解をいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、3番目の項目へ移ります。

本年12月1日より定額電灯、公衆街路灯Aの料金区分が変更となりました。これに沿ってですね要綱も変えていく必要が出てくるのではないかと思いますがいかがですか

というような質問でございます。要綱、もちろん案ということをごいただきましたのでひょっとしたら自分の勘違いの部分もあるかもしれませんが、案ということをご知らずに作成をいたしましたので、もし違うようであればまたそれをご指摘をいただきたいと思っております。

まず、その前段として、先ほどの説明でほぼはっきりわかりました、はっきりでもなくわかりましたが、電気料金補助のほうの項目でございますね、第2条から第4条までの流れとですね第5条の整合性がちょっとわかりにくかったので一応質問の項目に入れらせていただいております。また、これも確認でひょっとお構いなかったら答弁をお願いをいたしたいと思っておりますが、どういうことかといいますと、認定防犯灯の規定を20ワット6万時間ということが云々とその第2条から第4条まであってそれについて確認を、防犯灯として認めていくということがありまして、その後のその第5条のほうでは40ワット基準な話が出てくると。ほんで、40ワット超えた分について40ワット分までの補助をするというのが、何かその要綱の整合性がちょっとそのわかりづらかったので、多分今の答弁で出たような出んような、またちょっと確認をお願いをいたします。

それとですね、まあいうたらほとんどのメーカーでもう今10ワット以下の対応商品がラインナップされております、今度、今回のあの変更ですね、四国電力もやっというか料金区分が変わった関係で。もちろんその10ワット以下でございますが、今までの蛍光灯の20ワット管、いうたら40ワット契約ですね、従来の数多く香美市に存在しております防犯灯と同じ規格というか、基本的にそれにかわる商品として開発されたものが10ワット以下できております、ほとんどのメーカーで。それがあわせて、いうたら料金がすごく安くなると、そっちのほうに。そういったやつがこう目の前にできた段階でございますね、今までの要綱をですね変更した上でその直管蛍光灯を使っている場所につきましては10ワット以下を指導していったらどうかと、それは香美市の財政的にも非常に有利になるんじゃないかと思っておりますので、提案がてらの質問をいたしました。

それとですね、場所によっては台帳をつくる中でご存じと思いますがボール球ですね、蛍光灯型やなくてボール球型の防犯灯のほうに向いてる場所がございます、商店街の街路灯もそうなのですが。それはですね、また現在の要綱ではちょっと対応し切れないところがあるんじゃないかと思っておりますので、指摘がてらの質問といたします。これは要綱を追加した上で20ワット契約を指導するべきではないかというご提案、質問でございますが、ボール球型とか電球型のLEDっていうのは実はですね6万時間の規格のものは現在ございません。現在の要綱をそのまま適用しますと補助の対象にならないと、防犯灯としては認められないということになっております。で、無理やり灯体を蛍光灯型のLEDにかえるよりもですね商店街とか現在の、工事費も電球をかえるだけと、あと電力会社への変更だけで非常に安いです、コストが、ボール球にかえたほうが。ほんで、その電気代もですねその先ほどの話で40ワット認められるとなればですね放置するよりも20ワット型のLEDにかえて、条例を変えてですねランニングコストが安い

しえいんじゃないかということでございます。

ほんで、それです。今回のその料金区分の変更等、それに沿って要綱を変更することによりましてLED化をするときのランニングコストの優位性がすごく現在の蛍光灯に比べて増してまいりました。早く切りかえれば切りかえるほど財政的にも有利でございますし、もちろん地球環境とか含めましてエコであるということでございます。最終的にですね行政で機器を全部LED化するのであればですね、財政のほう等の絡みもあるとは思いますが、目標灯数を前倒ししていけばよいと思いますが、それについての見解をよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まずですね、要綱の中の第2条から第4条までの流れと第5条の整合性ということでございますが、第2条で認定防犯灯の基準として20ワットと6万時間としておりますが、第5条で電気料金として40ワットを上限と定めております。これにつきましては、平成23年3月31日以前に設置され認定した防犯灯には40ワットを超える防犯灯も多く含まれていることから、LED灯に切りかえるまでの間は自治会の負担を減らすために40ワットの電気料を上限として定めているものでございます。

そして、次に、ほとんどのメーカーで10ワット以下の対応商品が早くもラインナップされておるので、要綱を変えた上で10ワット以下を指導するべきではないかというご質問でございますが、基本的には10ワット以下のLED灯への切りかえを勧めていきたいとは考えておりますが、10ワットでは照度が不足する場所も出てくるのが想定されますので、要綱の変更はしばらく様子を見た上で検討をしていきたいというふうに思っております。

そして、ボール型の蛍光灯を使うことにより効率化が図れるのではないかとということでございますが、確かにLEDボール型への球の切りかえにより対応できる防犯灯につきましては器具を取りかえるよりは経済的であるというふうに思います。ボール型に6万時間を超える商品がないということは認識不足でございました。調査してですね要綱の変更等必要な処置をとりたいというふうに思います。

そして、次に、LED化することによりランニングコスト、LED化することによりですね財政的にも有利ではないかということでも早く前倒しをとということでもございますが、確かに前倒しで交換することにより財政的なメリットはあると思います。しかしながら、LEDの早期の切りかえにつきましては、現在の灯数で単純に計算した場合でも5,000万円ほどの経費が必要となってきます。今後LED灯の普及に伴いまして器具そのものの価格も安くなってくることも予想されますので、香美市の財政的な負担も考慮をいたしましてLEDの耐用年数である6万時間、これは約10年ぐらいになると思うんですけれども、これをめどにですね交換していくような形でですね予算要求をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いをいたします。

はい。以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 質問の4番に移ってまいります。

一般街路灯から補助対象になる防犯灯への切りかえが終わってないところがあると私自身は認識しております。これ二、三カ所から実は自分も相談を受けて、その都度切りかえるようにという話もさせていただいております。その中でです、やってるところややってないところが多分あると思います。それは自治会長とか担当者の理解力がすごくまちまちで、要綱がよくつかめてないということもございます。

そこでですね、商店街の街路灯にまず限った質問となりますが、駅前通りの南北道路、県道沿いも含めてですねいまだに防犯灯として登録ができてないエリアはどこかをお伺いいたします。それは100ワット契約のまま放置されているとか、もしくはできた経緯の中で町内会じゃなくって別の団体所有になったまままだ放置されているところがあるかと思っておりますので、そういったところがあればよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今回の調査につきましては、自治会が管理している防犯灯につきまして自治会から同意書を提出してもらいまして調査を行い認定することとしております。個人が設置しているものや事業所等が設置しているもの等も含めた市内全域の防犯灯について調査を行ったわけではありませんので、調査の対象となっていない街路灯もあろうかと思っておりますが、全体的な把握はできておりません。調査が終了した自治会には台帳を送付しておりますので、今後自治会として管理していく街路灯があれば申し出ていただきまして台帳に追加していきたいというふうに思っております。

なお、商店街につきましては、手元で作成した図面を見てもとですね、登録できてないと思われる箇所につきましては東本町、旭町2丁目自治会管内や東町上一自治会の管内が漏れているようです。この2つの自治会には説明に伺いたいというふうに思っております。また、お気づきの箇所があれば、自治会長と連絡をとり今後どうしていくのか確認したいと思っておりますのでどうかよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 何か5番の質問もあわせた答弁をいただいたような気もしますが、ちょっと確認のためにまた5番も引き続き質問をさせていただきます。

自分というか、も含めてその担当者が心配してたのはですねそれぞれの防犯灯の要綱によりますと、電気料補助金交付要綱によると平成23年3月31日、修繕費補助金交付要綱によると平成24年3月31日までに認定されたとあります。ほんで、その場合、先の質問でも出ておりますが、この期日にももちろん間に合っていない防犯灯が数多くございます。その要綱だけを見て皆さん判断をしてる各自治会長がおりまして、その方が言うには、そのQ&A集によります新規設置に補助はありませんと、既存の防犯灯をLE

Dにかえるときだけですと。ほんで既存で認められてないんじゃないかと、それに間に合っていないのは、ということは無理じゃないかということであきらめている、その実は商店街の担当者というか自治会長も含めてですねおるがですけども、先ほどの答弁のとおり申し出ていただきたいということで、こういったところは基本的には認められる方向にあるのかないかをよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

平成23年3月31日時点で自治会等が管理していない街灯もあると思いますが、これにつきましては何らかの理由によりやむを得ず個人の管理となっているものもあろうかと思えます。今回認定するに当たりまして、先ほども申しましたが、平成23年3月31日を基準日としてそれ以前に設置されていたものにつきましては、今後は自治会が管理することを条件に防犯灯として認定していくこととして運用をしていきたいというふうに思っております。しかしながら、どうしても漏れている街灯も出てこようかと思えますので、こういった街灯につきましては申請漏れとしまして追加認定せざるを得ないと思っております。なお、防犯灯の修繕費補助金交付要綱、この中でですね平成24年3月31日までに認定となっておりますけれども、今後平成24年3月31日以降でもですねこういった防犯灯が出てくる可能性もあろうかと思えます。この修繕費補助金交付要綱についてはまだ案の段階でございますので、要綱の内容をいま一度精査していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 以上ですべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） はい。利根健二君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時42分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 水曜日

平成23年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年12月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	小 松 美 公
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	中 井 潤
総務課長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	佐々木 寿 幸
管財課長	前 田 哲 雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税務課長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収納課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松清貴 議会事務局書記 山本絵里

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成23年12月14日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 3番 山崎真幹
- ② 17番 石川彰宏
- ③ 12番 山崎龍太郎
- ④ 5番 濱田百合子
- ⑤ 9番 織田秀幸

会議録署名議員

15番、竹平豊久君、16番、島岡信彦君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告に従いまして順次質問を許します。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 皆さん、おはようございます。はい。3番、山崎でございます。議長の許可を得ましたので、順次質問を行いたいと思います。

本日の質問につきましては、前半は少し高知県の情報インフラの1つであると思っておりますけれども、この高知新聞を少し引用しまして丁寧な説明に努めるということで、説明がちょっと長いですから答弁は短くということでもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、もう皆さん既にご存じのようにですね、日本漢字能力検定協会が発表いたしました毎年の世相をあらわす今年の漢字につきましては、49万6,997票の応募の中でもう6万1,453票を集めました「絆」ということになりました。これにつきましては、東日本大震災や台風12号など相次ぎました災害で再認識された家族や仲間、地域とのつながりの大切さやサッカー女子ワールドカップで優勝したなでしこジャパンのチームワークのよさ、また、全国の児童養護施設にランドセルなどが贈られた善意の広がり、いわゆるタイガーマスク現象ですけれども、などを理由に挙げた人が多かったというふうにお聞きをしました。

そこで、今年の漢字を選んだ理由の1つにも挙げられました3.11東日本大震災は、被災地に大きなつめ跡を残したのみならず、福島原発事故による放射能汚染まで引き起こしまして、あらゆる場面で日本人の生き方そのものに大きな影響、警鐘を鳴らしております。高知県にとってもゆかりが深く、平成23年度の香美市の地域雇用創造協議会が推進事業として6月11日に高知工科大学で行われました観光インストラクター講座がございます。こういうチラシでしたけれども、これは龍河洞の80周年の記念イベントの一端としても位置づけられておりまして、そのときに来ていただいております、講師としてお越しいただきまして「龍河洞から日本列島を見る」という講演をしていただきました国際高等研究所所長の尾池和夫先生は、高知新聞社の主催で10月9日にRKCホールで行われました木の家耐震改修大勉強会 in 高知というイベントの中で、「地震を知って地震に備える」という講演で、「南海地震は2038年と計算されている。今すぐではないが、20年、30年後には確実に起こると予測される」と述べられる一方で、その後ですね、高知新聞の10月、これは16日の「視点」という記事ですけれども、その上でですねこのように申されております。

「この会で、高知の人たちは幸せだと思った。理由を以下に列挙したい。まず、開会

の挨拶である。野田総理のメッセージ、高知新聞社長、尾崎知事をはじめ数人の挨拶が実に的確であった。知事は、南海トラフに予測されている巨大地震を最新の知見で表現し、しかも会の最後まで参加されたのである。次に会の主題の「木の家」である。台風や地震などの自然現象が起こる日本列島では、他所から持ってきた木ではなく、土地で育った木で家を建てると、その強震動や大風に強い家ができる。土地の自然に耐えて育った木が強いのは容易に理解できることである。樹齢50年の杉の木が台風のたびに倒れて被害を拡大し、斜面がすべて川を埋める。同じ深さに根を張っている木は滑りやすく、そのような林を利用することが喫緊の課題である。高知県は地元の多くの杉を活かして地震に強い県になることができる。高知県には前回の南海地震をよく覚えている人たちがいて、そのときのことを話してくれる。次にやってくる南海地震は昭和の地震より、はるかに大きな規模になる可能性があり、場合によってはマグニチュード9.0に達するかもしれないということが、最近の海洋研究開発機構、これJAMSTECというんでしょうか、「の研究から判明している。それに備えるため、経験を学ぶだけではなく、科学の成果を活かすことが減災のための切り札になる。古老の言い伝えだけでなく、その上に科学を加えて、高知の人たちは勉強を続けることができるのである。JAMSTECでは、南海トラフ近くの海底で「ちきゅう」が深層までボーリングして、持ち帰ったコアを世界の研究者のために高知コア研究所に保管し、世界の科学者がやって来て研究する。また、JAMSTECは、海底に大規模な観測ネットワークを設置して、リアルタイムでそのデータを解析する。そして、きっと次の南海地震の時には、地震に至るまでの時々刻々の地球の情報を、高知県民に送り届けることになる。さらに、高知県には室戸ジオパークがある。海溝軸の近くにあつて南海地震で隆起する現場が、今年世界ジオパークネットワークの仲間になった。これを活用し、変動する日本列島の大地の仕組みを学んで、震災の軽減に役立ててほしいと私は願っている。これほど完備した巨大地震を迎える体制は、世界で唯一、初めてであり、高知県ほど幸せな土地はないと言えるのである。それを活かすかどうかは高知県民が学習して、その情報を活かす知恵を持つかどうかにかかっている」と、このように述べておられます。

そして、それを受けるかのようにですね、高知県では10月28日から予定をしておりました高知広域都市計画区域マスタープランの見直し素案の縦覧、住民説明会を中止しました。これは皆さんもね新聞でこういう大きな、これへ載ってまして皆ご存じだと思いますけれども、これと一緒にですねそのわきでですね、その理由についてこのように述べております。

「県は27日、高知、南国、香美の3市と吾川郡いの町の2万9,779ヘクタールを対象とする高知広域都市計画区域マスタープランについて、28日から予定していた見直し素案の縦覧、住民説明会を急ぎよ中止した。東日本大震災を踏まえ、3年程度をかけて南海地震対策の視点を盛り込んだ土地利用方法などを再検討するという。同プランは、20年後を想定したまちづくりの方向性を示す理念で、2004年に策定。人口

の減少傾向が強まったため、今年3月に有識者らによる策定委員会が「集約型の都市構造」の促進などの見直し素案をまとめ、高知市を除く3市町が説明会などの日程を広報していた。しかし、27日の副知事協議で「20年後を見据えた場合、南海地震被害を想定した計画を強く打ち出す必要性がある」との指摘があり、急きょ見直し内容を再検討することが決まったという」と、このような記事が載っております。

そして、一方ですね高知市なんですけれども、高知市もこれも同じく高知新聞の記事ですが、これは11月5日です。「高知市新行革大綱策定へ」ということでこのように言っています。

「高知市は4日、新たな行政改革大綱の策定に向け、南海地震対策を念頭に置いた危機管理態勢の強化などを前面に打ち出した基本方針を市行政改革推進委員会に示した。本年度から10カ年を期間とする新総合計画に合わせた態勢づくりが目的。来年5月の策定を目指す。現在の行革大綱が策定された2002年以降、市町村合併で市域が拡大したほか人口減少・高齢化が進行。また、東日本大震災を踏まえて南海地震・津波対策の加速や強化が求められるなど、市を取り巻く情勢の変化に対応できる市政運営態勢を目指す。基本方針では、取り組みの基軸として「組織力の強化」「連携・協働の充実」など5項目を設定。南海地震対策の抜本見直しに全庁が横断的に取り組み、定住自立圏を形成する近隣3市や県を想定した自治体間連携を進める考えを示した」。

このようにですね、それぞれ南海地震、南海・東南海地震に備えることのできる幸せの実現に向けて新たな取り組みが始まっております。

そして、一方ですね、このことを踏まえまして、今回はこの定住自立圏構想ということなんですけれども、この香美市ですね定住対策構想です。なんですけれども、これはですね頭書きを見ますと、「今日の人口減少と人口構成を想定しないでデザインされた20世紀型の政策を基本にしたままでは、これからの行政は成り立たず、新しい想定による手法で政策形成を構築することが求められている。その想定と手法を手法の前提条件として次の4点が必要であるということが学者や実践者（自治体）からも提唱されている」として、今住んでいる者を含めてこれからの定住を促すために必要な、また魅力的なですね要件、これは定住のためのニーズというようにこう書き込まれてますけれども、として、「（1）職（仕事・雇用）、（2）住（住環境）、（3）交流（遊興・娯楽、ふれあい云々）、（4）利便性（教育、医療・福祉、交通、通信）」と挙げてですね、「そこで、この発想を認識しつつ、香美市の地域特性を加味しながら定住対策の枠組みと支援制度を財政運営との均衡を図りながら、順次実施する必要があると考える」というふうにはそのときには説明を受けたわけなんですけれども、この香美市の定住対策構想（案）なんですけれども、初期の想定のほかにはですね確実にこの起こるというふうに予測される南海・東南海地震に備えることのできる、いわゆるその高知県の幸せ、その実現に向けた新しい想定、（5）とでも言いましょうかね、地震に備えるということを加味しながらやはり構築、構想されなくてははいけないと考えております。

そこでお尋ねをするわけですが、最初は新しいその想定となる地震、先ほど私が申しました地震に備えるということについて、香美市の地域特性として関連が深いと思われる（２）住（住環境）に関連してでございますけれども、去る１２月３日の高知新聞紙上で県内市町村の基準宅地評価額についての記事がございました。これは１２月の３日ですね。「県内平均１８．８％下落、香美市除きマイナス」と驚くような記事が出ておりました。

ちょっと読んでみますとですね、「県は２日、２０１２年度からの固定資産税算定基準となる県内各市町村の基準宅地評価額を公表した。基準日（２０１１年１月１日）の価額は前回２００８年に比べ、香美市を除く全地点でマイナス。平均下落率は１８．８％で前回の１６．７％から拡大した。下落率が最大だったのは安芸市の３５．５％、最小は香美市で０．０％。国道１９５号あけぼの街道の整備で利用価値が高まると見込まれ、価格が据え置かれた。最高額は高知市本町１丁目の１平方メートル当たり２１万４，９００円で、前回より２０．３％下がった。下落の原因について県市町村振興課は「人口減少や過疎化、景気の低迷など社会的な影響が背景にある」としている。基準宅地は、市町村で最も地価が高いとされる宅地。県は原則３年に一度、国の路線価などを適用して評価額を見直す」。ちなみにその０．０％と評価されたこの香美市で最も地価が高いとされたところはですね土佐山田町百石町２丁目香美市消防本部付近と、あの辺が０．０％ということとなっております。

ということですが、この県市町村振興課によるこの「人口減少や過疎化、景気の低迷など社会的な影響が背景にある」というコメントについては、県内宅地の絶対評価が下がったという理由にはなるとは思いますけれども、香美市の宅地の相対価格が上がった、いわゆる偏差値が上がってしまったという理由がですね、ここにあるように「国道１９５号あけぼの街道の整備で利用価値が高まったと見込まれ、価格が据え置かれた」というのは妙に大いにそう苦しいように私には聞こえるわけで、それ以外にもどうか、その３．１１以降の影響がこのことについて大いにあるのではないかとというように考えるわけですが、まず、これについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の香美市定住対策構想（案）をめぐってのご質問のうちですね、①の基準宅地評価額に関して３．１１との関連についての見解をという点についてですが、まず、その算定の基準日が３．１１以前の１月１日であるという点では、影響は及んでおるものではないというふうに考えております。あえて言えばですね、その県全域がその下落の中にあって唯一その横ばいということにつきましては、今日的な社会経済あるいは地域事情を背景にしながらも、需要、供給のバランスにおいて本市のポテンシャルがですね一定の評価を受けているということではないかと考察されているところですが、価格という観点から見れば、その新聞にも書かれておりますように６万３，０００円の評価額は適正と考えるかどうかは別物だと

いうふうには考えております。この香美市、この町のさまざまな条件を考えますれば、ずっとこうそこに評価額が示されておりますけども、その隣接市との評価額差との比較というものについて、市民感覚として見たらですね、要はその率ではなくって価格差、金額というものがどうなのかなというところの受けとめ方、意識がそっちに向いていくんじゃないかというふうには考えるところですけども、もとよりこの評価額そのものは実勢売買価格と直結しているということではありませんけれども、一つの町の格付の比較指標であるというふうには見られるだろう、そういった意識が働くんじゃないかというふうには考えております。山崎眞幹議員のおっしゃる、この町の持つその安全性を強調されたい部分だろうと思いますけども、ここな数字についてはですね簡潔に申し上げれば、この段階では織り込まれたものではないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 1月1日というね基準日をもって、確かなその軸足を持つての説明だったと思いますけれども、発表された時期がね12月の2日、まあ1年、ほぼ1年を先にされてその間に本当にその日本全体のあり方を大きく変えるような震災とそして原発事故ということがあった中で、やはりそういうことが私自身はあったのではないかなというふうに思っております。そこは見解の違いなんでね、それは違うというふうに言われるかもしれませんが、これ偏差値がぐっと上がるということはますますねこれ定住が難しいぞというふうな逆に言うとね、感じにもなります。それは別に前段ですから、そのことは頭の中に入れておいていただければもうそれでいいというふうに思っております。

続きまして、次の質問に移りますけれども、そういう中で先ほども言いましたように、県はですねこの地震に対してははっきりと先ほど説明しましたような理由からですね、高知広域都市計画マスタープランの再検討に当たっているわけですね。再検討するんだけど、それを発表してから余り日がないんで、県の担当者からですね関係自治体の担当者に対して何かメッセージがあったのかどうか。この時点でもしですね既に何かのメッセージのようなものがあればですね、どのようなことがあったかをちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

少し質問につきましては、広域マスタープランの見直しについての事前メッセージ、その受けとめをしておりましたので、まずはその公文書の前の事前メッセージとしましてはマスタープランの見直しについて策定後の状況変化、この状況変化に対応し、より具体的な都市の将来像を示す必要がある。そのため、区域マスタープランの見直し作業を行うことの趣旨説明でありました。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。より具体的なということについてですよね、この県がその縦覧に当たって、中止に当たって新聞紙上に発表しておりますですねことでは、点については後段の質問にもこれちょっとかかってきますけれども、まあそこでやりましょうか。はい。じゃあ、とりあえずこの質問はここまでにします。

ということは、そのメッセージがあったということで、それについてそしたらわかりました、そのときにはよろしくというか相談というか、どういう形になるかわかりませんが、それでも応答はしたということでもいいですか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） ええ、はい。その状況変化に対してのメッセージ、そこにはですねこの修正案の策定のための事務局の構成、そして高知広域区域市町の事務局編制、また策定委員会の構成依頼でありまして、再検討の内容については既存の区域マスタープランを検証する中で先の内容のとおり見直しをしたいということで、その事務の遂行を行いました。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。わかりました。

それでは、4番目、次の質問に移りますけれども、そういうことも踏まえてですね、もう重々というか十二分に私も腹に入れてますし、当然担当の方はそれ以上だと思えますけれども、いわゆる都市計画というのはですね上位計画ね、これが常に優先するわけで、ここが変わらなければ何も変わりませんので、そういうメッセージがあって、それに対してこれからいろんな動きがあるということですから、その以前にもですね本市では広域都市計画の見直しについてはいわゆる人口流出防止であるとか定住促進の観点からさまざまな意見がありました。せっかくそういう機会があって、その震災後の、今課長が言われたのは集約型の都市構造の見直しのようなことも含めてというふうに私は受け取りますけれども、意見の中でそれを、意見を踏まえたですね、今までの香美市内でさまざまな人が都市計画について意見を述べられた意見なども踏まえてある意味創造的で積極的な対応をね香美市からするような場面だと思いますけれども、どのような対応をですね今の時点で予定をされているのかをお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） まず、見直しのほう、策定は委員会で行うものと、事務局としての役割としては本市を含めたその意見調整ですね、事務局については県庁市内の検討チームに集約をされながら、策定委員会においてその今後のまちづくりの中で人口減少下においても永続的な都市運営が可能である。また、効率性と利便性の都市機能が両立し魅力がある、そして住民の安全、安心を確保し、だれもが暮らしやすいまちづくり、この3点の課題を注視した対応で作業が進められたとっております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そのような形で進めていただいでですね、今の話だと

委員会で行うということで、その中に私の趣旨としてはですね、この香美市として何か積極的にもうちょっとこういうこともどうでしょうかという言い方ちょっと違うかもしれませんが、というようなことを考えておられるのかというふうな説明、あっ、質問ですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。個別の市行政としての意見、これについてはいろんな基礎データとか調査資料に基づきましてその意見の交換をされるわけです。そのことが香美市に合致してるかと、その合致してるかのデータについてはですね香美市の意見も今の香美市に、香美市における土佐山田マスタープランと整合性があるかという視点を意見の中心だったと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3年ぐらいをねめどにということで、確かそういう話だったと思いますので、まだね時間はあると思いますのでこの議論はそっちのほうにちょっと譲っていききたいなあ、経過を見たいなあという気もします。

5番目ですけれども、今までの議論と当然関連するわけですが、先ほど新聞記事を読ませていただいたとおりですね3.11をきっかけに県としては今までの広域が集約型の都市構造、人口が減ってきたと、ね、それを何かいわゆるコンパクトシティみたいな感じでやろうとしてたその素案をですね見直す、そういう見直しの素案を見直すというふうなことから、これをですね普通に素直に読んでいけばいわゆるそのリスクマネジメント、危機管理の面から、観点から分散型の都市構造を積極的に取り入れた見直しを進めるというふうに私には読めるんですが、これに関してはですね、私だけではなくって高知工科大学の地域連携機構室長の永野正展先生が、これも高知新聞の記事ですけれども、3月27日の「「最大地震」を聞く」という記事の中で、「「街を縮小」戦略を」ということでですね少し述べられています。これは高知市の行革にも関係するんですけれども、先ほど言いました新行革大綱にも関連するんですけれども、ちょっと引用させていただきますと、いろいろあるんですが、「高知市は南海地震や風水害を考えれば、本来30万人以上が住める街ではない」「高知市なら将来的に多くて人口10万人規模の都市に収めるべきではないか。その規模なら、食料もエネルギーも外に頼らずに何とかできる。津波でも浸水しにくい、高台や高知城より西のエリアに住宅、街を移していくべきだ」「撤退・縮小のシナリオは、長期的な視点で戦略を立て、首長が相当の英断で命懸けでやらないとできない。企業はそれをやらないとつぶれるから、やっている。津波で被災することが分かっている場所に街ができ、その防災対策に莫大な公金を投入しても、何の役にも立たない場合があることを今回の震災は示した。巨大な津波が防波堤を越え、破壊した」。こういうことであるその縮小、いわゆる分散型については述べられております。

これらのことから考えてみましてもですね、考えてというかそういう方、意見を述べ

られる方もおられるというふうなことから、3.11以降高知広域都市計画にあり
ますねその香美市の新たな使命というものは、やはりここに先ほど定住対策構想のその
後として地震に備えるということをおっしゃっていただいたんですが、確実に起こると予測
される南海・東南海地震に備えることのできるその高知県の幸せが実現するようにです
ね、高知広域圏の中心的機能の幾らかの部分を担当することができるような環境整備をも
念頭にこれを成案しですよね、香美市定住対策構想というのを成案しながら推進を進めて
いくと、始めるということだと私は考えるわけです。もちろん相手があることでね、
都市計画というのは上位計画があつてのことですからいろいろですけども、スタート
の切り方とか切れ方はあるとは考えますけれども、やはり住民の信託を受けて地域の
福祉を担う者としてはですね3.11に学ばなければこれは後世に大いに悔いを残す結
果となって、その役割、責務を果たせないとは私は考えます。見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 今までの委員会の議論の経過にも触れますが、香美市の
位置、そしてその地理的な条件、これは広域圏においても機能の視点は人口減少、高齢
化の加速、都市の空き地の増加、このような基礎調査資料、そして中心市街地の都市機
能の喪失、地域コミュニティの維持困難、公共交通の機能低下などの都市構造の分析
資料によりまして見直し案の議論、協議が進められてきました。共通の課題としまして
は、安全、安心で暮らせるコンパクトなまちづくりが共通認識で議論されたと考えてい
ます。しかし、東日本大震災を受けて、南海地震に対するまちづくりに関して県民の関
心が高いことから、県、広域圏としても地震に対応するための施策を優先して行うこと
から区域マスの手続を延期した。必要な調査、国の津波や防災指針に関する施策をも
とに素案検証し、見直した上で手続を再開するという事としております。その動向も考
慮しながら環境整備に伴う基盤整備が本市都市計画にも必要と思っております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そういうふうに言われるのは当然というか、それはそう思う
んですけども、あくまでもねそれをやる時にその、どう言えばいいんでしょうね、
そういうことが念頭にあるのとないのとでね、ただその流れに乗っかっていくのか、そ
れとも一つのその意思というか、を持ちながらそれに対応していくということでは、何
かがその向こうできらっと光ったときとかきっかけが見えたときにそれに対してすぐ対
応できるというようなその身軽さというのかな、そういうのが違ってくる、対応の仕方
が違ってくると思うんで、ぜひ担当課としてはですねそのことも心の中にかというか思い
の中にちょっととめておいていただいて、高知のいわゆる高知県民のある意味幸せのた
めに香美市が何ができるかということをお尋ねもしていただきたいというふうに思い
ます。

じゃあ続きまして、次にですね、これは利便性、どちらかと言うと教育、医療、福祉、
交通、通信に関連することですけども、これに関連して2つお尋ねをしたいと思いま

す。

まず、香美市すこやか子育てプラン実施計画についてです。この香美市すこやか子育てプラン実施計画いうて、ちょっと何枚もない10ページぐらいのねものですけれども、なかなかこれ経過がありましてですね、これについては平成6年12月に設けられました、ちょっと通告書で僕間違えまして「第1期土佐山田町保育所改革検討委員会」と書いてしまいましたけど、これ違いましたね、調べてましたら「土佐山田町保育所改革懇談会」でありました。これが平成6年から9年でしたが、お手伝いをしてまとめました土佐山田町保育所運営改革計画、土佐山田町の今後の保育所運営、その方向とあり方についてということがスタートでした。その後、混合保育の導入でありますとか幾つかの保育サービスの改善が行われて、その中で多様化する児童福祉の現況を踏まえ、今後の保育所のあり方を検討し提言するためと平成16年の5月に設置されました土佐山田町保育所改革検討委員会が平成17年3月に提出した土佐山田町の保育所運営の今後のあり方と方向性についてという提言を受けて、平成17年7月に設置された土佐山田町保育所改革推進委員会と。これなかなか面倒ですけども、そういうふうにですね足かけ13年にわたる協議、検討を経た後にですね、保育所を子育て支援の中核施設と位置づけ、夢と希望にあふれる若者が定住し、安心と喜びを持って子育てに当たることができるように、平成18年2月に策定された土佐山田町すこやか子育てプラン実施計画が平成18年3月1日の合併によりまして香美市に引き継がれたもので、本年度が最終年度となっています。夢と希望にあふれる若者が定住し、安心と喜びを持って子育てに当たることができる環境整備というものは、もちろん若者の、若者はもちろんのことでですねやっぱり子育て世代全般の定住促進に欠かせない要件だと考えています。

そこで、以下についてお尋ねをしたいと思います。

まず、その実施計画の施策ですよね、このすこやか子育てプラン実施計画っていうのは3ページのもんですけれども、この保育サービスの充実については一部を除いてほぼ計画に沿った推進がされています。本当に僕もうれしく思っています。そこで、約束はほぼ果たされているというふうに考えていますけれども、最初の約束以上にですね園庭開放なんかは予定よりも多くの園でも行われてますし、その面ではすごく評価をするわけですけども、一部達成されていないのがゼロ歳児保育ですよね、ゼロ歳児保育を全市的にやるということですねこの計画には載ってまして、それがですね片地保育所と新改保育所で達成をされていないですね。そして、あとその11時間保育についてもですね同じように片地保育所と新改保育所では、これが時間がですね7時50分から5時半までということですね11時間保育にはなっていないわけですよ。最初のこのプランによると7時半から6時半までということになっておりました。これについては来年度のいわゆる保育園児募集の中でもですねやはり従来どおりということで、片地、新改、いわゆるその広い山田町域にあって端と端の保育所、これは残しながら中を再編しましょうという話の中で、でも、その中で余りバランスが悪くならないように保育の

その質、質というかねそれを保証しましょうというふうなことがあったわけですが、地元の子どもはできるだけ地元に近い、親御さんに近いところでということもありますし、やはり現状の定員とですね今これ12月1日現在の資料もいただきましたけれども、見るとやっぱり片地、新改はですねちょっとそういうところでハンディがあるのかなというふうな気がします。特に新改についてはプランの中ですねその見込みが定員70だったところが今45になってますよね。そんなことも含めて、どれをこれをとすることは、それを専門的にねこれから検討する場で検討をしていったらいいとは思いますが、この現状について、もうちょっと残ってるねこのことについて早急な僕は実施、約束どおりの実施が望まれるというふうに考えますけれども、まず、このことについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。山崎議員さんにつきましては、長きにわたりましてですね保育所運営にご尽力いただきましてまことに感謝いたします。

ご質問でございます0歳児と11時間保育の、ついでの見解でございますが、ご指摘のとおりですねプランの策定の際におきましては、各保育所におきまして最低限のサービスとしましてですね11時間保育と0歳児保育を掲げておりました。このプランに沿ってですね実施に向けて努力はしてまいりましたというところですが、現在ご指摘にございます片地と新改、それから双葉につきましては平成23年度におきましても実施の見送りという結果になっております。この要因としまして何があるかという、基本的にはプランに沿った保育士の確保、これは正規問わずですね臨時保育士を充てて運営を賄おうとただ努力してまいりましたところですが、どうしてもその分には確保できないというのが今の現実でございます。基本的に他のサービスにつきましても正規保育士が4割、5割を切ってる状態が今の現実でございますので、その分につきましては教育委員会としましては保育士の採用に係る要望というようなものを正式に提出させていただきまして、今後も計画的に採用していただきたいというふうな努力を続けております。今後、この3保育園につきましてもですねできるだけ早い時期に臨時保育士とか、こういった部分を確保しながらですね実現させていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。担当課がそのように思っているということで安心をしました。

次、2番目ですけれども、これ実施計画の策定に当たってですね本当にこのことが一番大切であるということでこの事業推進に関する取り組みですよね、これはですねプラン、これ大綱に当たる部分ですけれども、プランの中ですね5ページ目の保育サービス充実に当たっての基本的な考え方ということがそこに反映をされておまして、これ

何、その基本的な考え方は何かというと、ニーズの多いサービスから実施をしましょうと、そして子どもと保護者の視点に立ったサービスを心がけましょう、そして社会経済情勢等の変化により見直しが必要となった場合には随時対応を検討しますと、このところが落とし込まれた部分でして、実際中身には情報の共有に基づく住民との協働ということで、その1、広報、ホームページ等での情報提供、2、住民参加による事業推進、そしてニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直し。その中で、1としてニーズ調査の実施、2として保育園運営委員会を設置し見直しを図ると。そして、もう1点、経費の見直しや節減の努力、その中で、適正な職員配置、光熱水費等の需要の削減というふうなことが載せられています。一応これは平成23年度終了予定のプランでございますので、最終年度に当たって、もう本当に最終年度になりましたけれども、それぞれについての見解をですね簡単でいいですからお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） この子育てプランの実施計画はですね、その事業推進の取り組みという部分につきましては、この情報の共有に基づく住民との協働、ニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直し、それから経費の見直しと節減と、こういった部分については担当課としまして十二分に努力してまいっております。ただ、先ほども申しましたところができない部分もあったし、それに伴う経費も増とした部分もあります。そういった部分はいろんな部分で、観点から見直しをまた掲げたいと。それから、後のほうで出てくると思うんですが園庭開放、その他の部分につきまして、今すぐできるものにつきましてはニーズにすぐこたえるという体制で臨んでおりますのでよろしく。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そういうことで、これもやられてるということなんで安心をしました。

それでは、次に移りたいと思います。

3番目ですけれども、この先ほど言いましたけれども、このですね保育サービスの充実に当たっての基本的な考え方、これがやっぱり一番その会の中でも重要な部分として議論もされました。それでですね、これは先ほど言いましたように事業推進に関する取り組みというものに落とし込まれたわけですがけれども、この中でもですねいわゆるPDCAという部分に多分当たると思いますけれども、ニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しの1番目のニーズ調査の実施と保育所運営委員会を設置して見直しを図ることがですね、やっぱり中でも一番重要ではないかこの部分を考えます。先ほどやられているということだったんですけれども、なお別に確認の意味というかあれじゃないですけれども、年度ごとにですねやった、やらなかったでいいです、全部やったらやったでいいですから、そのところをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

ニーズ調査の実施につきましては、平成18年度におきまして香美市保護者アンケート、それから平成20年度におきましては保育等のニーズ調査、それから今年ですが平成23年度、先ほど香美市保育に関する保護者アンケートの実施をしております。その中で、また保育園運営委員会につきましては平成18年、それから平成23年度としましてこの年明けの1月に開催する予定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。やってたということで、これも、これ平成23年度アンケートはね、平成23年度以降のことです、ことにかかわると思います。

次の質問と関連しますので次の質問に移りますけれども、本当にですねこのプランについてはですね、先ほど経過述べさせていただいたとおりです。もう今、そうですね、その中でも一番3番目のですね保育所改革推進委員会の中ではですね執行部が提案してきたことについて、10名委員さんがいたんですけれども、その中にはもう本当に1回目懇談会からずっとご一緒させていただいてた方もいらっしゃったりですね、そういう意味でそれぞれの人がどういう人なのかということがわかってるということもあったんでしょうか、本当に忌憚のないですね意見、見解を出し合いながら、そのことが執行部にもですねある意味最大限尊重されつつですね成案ができましたと私は思っています。私の、そういう意味では私の短いキャリアですけれども、中でも本当に最初でですね唯一のある意味官民が協働で策定され実施されている、本当にみんなで築くの名にふさわしい大事なプラン実施計画であるというふうにも考えています。

保育園での子育ては、本当に子どもにとっても親にとっても行政に最初にかかわるとても大切なその場面の1つでして、ここで信頼関係が築かれるか否かでその後のですねいわゆる行政に対する好感度でありますとか、まちづくりを初め行政との協働が求められるさまざまな場面での参画意欲を左右すると、このようにも考えています。実際自分自身も、これも前にも言ったことあるとは思いますがけれども、香美市というか土佐山田町のいわゆる行政について割と好感度を持ったのは今政策企画財政課長がですね町民係でですねいた昭和63年ですけれども、私がこれ古い話で、こっちへ東京から帰ってきたときにですねちょっとわからんことがあって聞きに行ったときにですね本当に懇切丁寧にですね説明いただいて、ああよかったと、そんなに敷居高くなかったなというふうな思いがありました。そんなことです。そして、課長とはね1回目の多分懇談会からずっとご一緒したような経過感もあります。保育については随分苦勞もされてたようなこともお見受けもします。

それはいいですけれども、いわゆるそのそういうわけで、現状でですね本当に数少ない協働の場であると私は考えています。夢と希望にあふれる若者が定住して、そして安心と喜びを持って子育てに当たることができるようという、いわゆる子育て世代全般の

定住促進に欠かせないこの目標をやはり持ち続けるためにもですね第2次香美市すこやか子育てプラン実施計画の策定が必要だと考えますが、その予定についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

このプラン、第2次のプランにつきましては、国のほうでは既にもう子ども・子育て新システムというふうな保育所、幼稚園を統合したような形のものにつきまして移行を目指してはおります。それに向けて新計画を今後は策定するという必要があってこようと思います。この件につきましては来年1月、さっきも申し上げましたように保育園運営委員会で今後のプラン、方向性について検討をしていきたいと。1次プランにおきましては保育所の内容をどうするかと、それから建物をどうするかというふうなもんが入ってきておりましたけど、子ども現在ではですね2次におきましてはそれを受け入れる体制づくり、これはどういったもんが必要なのかというところまで一步踏み込んだもので計画していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 政策企画財政課長はですね同じようにいつか一緒に保育で汗も流しましたので、きっとその意向に添うような結果が出ることを私も期待をしております。

はい。それではですね、次に、もう1つ利便性に関係することなんですけれども、これは私は昭和27年生まれでございます。そして、ここにおられるですねほとんどの皆さんもですねほとんどプラスマイナス15歳ぐらいかなと。ということはですね、本当に不便という言い方で皆さんがどんなそのイメージを持たれるかによりますけれども、多少の不便についてはですね、まあまあまあ、そんなもんじゃないのかとかですね、別にとか、そんなこと当たり前でしょうっていうふうなレベルで片づけられる。余り不便ではないというふうに思いがちだと思います、私たちは。ところがですね、いわゆるその便利なもの、現在の中、現状のそのいろんな便利なものにですね囲まれて暮らしている人たちにとっては、ええ、それ、えっ、うそとかね、ええ、そんなん信じられんとかいうことではですね、香美市の中でもですね、きのうも少し議論になったように思いますけれども光ファイバーの件ですとか、関連としてはちょっと防災無線の件にも関連するかとは思いますが、いわゆる中でも、香美市の中で例えばですね土佐山田町の中山間部、きのうの議論では繁藤というふうな話が出てましたけども、そして香北町、物部町のようですねある意味どんなにすばらしいその自然環境が周りであっても情報端末、情報端末ですね、今そのパソコンだけじゃなくってスマートフォンであるとかパッド類であるとかいろんな情報端末がありますけれども、そこがですねスムーズに使えないということではですね、その便利なものに囲まれて暮らしている人たちにとってはその欲しい

情報や必要な情報が手に入らない。そして友人や知人とのコミュニケーションも十分に図れない。双方初めですね住んでいる場所でインターネットビジネスができないというふうなことなどからですね、そんなことを考えると、やっぱり便利な暮らしをしたい。いわゆるそれは経費削減という意味でも使われますけども、コンパクトにいろんなものを考えていくというふうなことの流れの中で、もうそれが使えないならそこから流出していく住民があったとしても、そこにですね新たな定住者はとても見込めないというふうに私は考えます。

ですから、この情報インフラの整備につきましては、ここにいるですね、この議場にいる私たちにとってはですね議場というか香美市に、まあここで議場ですよ、とっては香美市の定住対策構想の中でも余り優先度が低いのではないかともしかしたら思ってる方がいるかもしれませんけれどもですね、香美市にまだいない人、住んでいない人にとってはですね、そういう情報インフラが日本の中でないことは想定外ですね。あって当たり前で常識であって、市内のどこに住んでいても最新の情報端末が自在に使える情報インフラの整備というものは、まだここに、香美市にはないけれどもいろんなその条件ですね、先ほど前段での議論にもありましたその条件の中でですねここに住みたいという先住的な潜在の定住者、住みたい人たちのですねその定住という実現に向けてのですねその整備が、優先度がやっぱりここに私たちの思ってる以上にきわめて高いというふうに私は考えます。そしてその声も聞きます。そういうものがあつたら実はそこに行きたいけれども、ないから行けないということです。そのことについてですね見解をまずお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

情報インフラにつきましては、香美市定住対策構想の中でも、冒頭に山崎議員からもお話がありましたように定住のためのニーズとしていうことで取り上げているところでございます。本市における情報インフラの整備につきましては、特に光ファイバー網につきましては工科大周辺までの延伸は早かったものの、山間部への延伸がおくれているというふうな状況でございまして、早急な整備がやはり課題というふうに思っております。特に先ほど申されましたように都市部から移住を希望される方、こういったすぐれた環境の中でですね暮らしておる方がですねおいでた場合はですね、このネット環境の悪さがですね地域の魅力をですね、せつかくの地域の魅力を半減する原因となることも心配されますし、また、そういった地域に住んでおられる方がですねそういった情報、通信網の不備によりまして地域から離れていくということも考えられます。こういったことから香美市では、定住対策を進めていく上では重要度は非常に高いのではないかとこのように考えております。

なお、今回示されました定住対策構想（案）の中でですね具体的に取り上げられている事業につきましては、本市で定住対策を進める上では本当に一部だというふうに思っ

ております。これをベースにですねそれぞれの担当課が定住対策に向け施策を打つことによりまして本市の魅力がまし、それが定住につながってくるのではないかと私自身考えております。情報化を担当しておりますまちづくり推進課としましても、情報インフラの整備は特に重要な課題であると思っておりますので、早期の延伸に向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 都市部からの移住というね、こともおっしゃられました。都市部というのは高知であつたり県外のねどっかであつたりすることがあると思っておりますので、そのことは大変重要だと思えます。なかなかね、きのうは光のことについてね随分わかったようなわからんような、ハードル多分高いがですけども、ことがありました。でもね、本当に情報端末というのは日々進歩してまして、どんな端末がねできるかも、いわゆるそのWi-Fiも含めてですね防災ね無線なんかも含め、その総合的に工夫をしてできることで、そして、最初に議論しましたようにやはり私自身は中心的な、高知のその中心的な機能をですね大学の機能も含めて香美市がかなりの部分を担う覚悟で、心の中でですよ、準備をするべきであるというふうな気持ちでおります。ぜひですね今のそのものをもう一步いろんなそのものをこう絡めながらというか推進を、頭のその優先度高いところにですね置いていただきたいと思うんですけれども、そうするとおっしゃいましたけども、再度確認の意味でお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。私自身もそのように考えておりますので、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。はい。それでは、この利便性の部分については終了しまして、第1番目のところですけども、この香美市の定住対策構想をめぐってということについては終わりにしたいと思います。

そして、2番目です。香美市は宝の山というところについて少しお聞かせを願いたいと思います。

この観光に関連するところになるわけですけども、これについてはもうずっとここですね、本年度の議会中随分私もいろいろと意見も含めて、提案も含めてさせていただきました。その中で、やはりそれらを生かすことが香美市ににぎわいをもたらして税収増にもこうつながると、そして楽しいというふうな話を言ってきたわけですけども、特産品という言葉が果たしてそれが似合うかどうかはちょっと疑問なところがありますが、1つの切り口として忘れてならないものに、特産品としてですね忘れてならないものに漫画があるというふうに私は考えています。香美市ゆかりのですね漫画家をネット上でちょっとこう拾い上げただけでもですね、やなせたかし先生を初めですね青柳裕介

さん、はらたいら、くさかり樹さん、正木秀尚さん、はくしょみのるさん、宮本チュウさん、和気一作さん、大石倉人さん、おかもとあつしさんとたくさんあるわけですね。だから、これらを全体として生かしていくこともですねこの地域のいわゆる好感度アップにもつながりますし、先ほど終了しましたけれども、香美市定住対策構想案で言ったらですね3番目の「遊興・娯楽、ふれあい」という部分に関連してると思いますし、最終的には1番のそのことによって「職（仕事・雇用）」にもつながるといふふうにも考えております。

そこで、以下についてお尋ねをしたいわけですがけれども、去る10月29日、ここにいらっしゃる方は皆さんほとんど参加された方がたくさんいらっしゃると思いますけれども、くさかり樹先生の受賞を香美市民で祝う会ね、これはですねとても盛会でして、お祝いをしたいという気持ちのこもったとても楽しい祝賀会でした。そして、お祝いに駆けつけられたこう顔ぶれをこう見てましてね、漫画というものの持つその人脈といいますか、このときはくさかり樹先生を中心としたこう、そして作品を中心としたその人脈のようだったんですけれども、そのすそ野の広さを見たときにですね、もう香美市長から議長、漫画家協会、社協、民生・児童委員、教育長、そして商工会、この方々が発起人となってやっているわけですからたくさんの人がですね、連ねる人がいらしゃったわけですがけれども、それをこう見たときにですねこの祝賀会だけでこのことを終わらせてしまうというか、いうことはですね余りにもったいないというふうには感じられました。やはりだれかが、だれかが何かを始めたときという言い方はちょっとわかりにくいかもしれませんが、まあわかりにくいかもしれませんがちょっとこう幅があるんでそういう言い方をしますけれども、潜在的な応援団、これを応援するぞというものが必ずいるに違いないというふうには考えました。そして、それ「ヘルプマン！」という作品がですね漫画家協会大賞というものをいただいたこと、そしてその受賞の会でたくさんの人が集まってお祝いをしたことをきっかけにしてね、漫画は香美市の特産品であるということのスタートがひょっとしたら切れないだろうかというふうにも考えました。

そこで、最初のだれかになり、だれかがだれになるかと、だれかになりませんかという、だれかになりませんかというお誘いなんですけれども、第40回日本漫画家大賞、ああ、漫画家協会大賞を受賞したくさかり樹先生の「ヘルプマン！」、これをですね図書館、どこかわからないです、適当な場所がわからないんですけれども、図書館等でコーナーを設けて見られるようにまずしてみたらどうかと。そのだれかをちょっと香美市手を挙げてみんろうかというお誘いなんですけれども見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の図書館へ漫画のコーナーをできないかというご質問でございますが、現在香美市立図書館におきましてはロビーのほうにですね新聞や雑誌、漫画本を置いてござい

ます。そこにくさか里樹先生のコーナーを設置するスペースはあると思われます。ただ、図書館協議会のほうで今後その設置につきましては、各委員さんとお話を持ちまして設置するかどうかは協議していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。さすがは香美市ですね。そういう場所があるということはこらあやっぱりすばらしいなあと思いますんで、あとは図書館協議会？の場ということです。そこで、ちょっと前のほうを見たね取り組みをまずスタートをしていただければほかの方々が勢いづく可能性もありますので、それに関連して、じゃあ1番目から移りまして2番目の質問に行きたいと思えますけれども、本当にねその香美市の漫画の文化っていうのはこれ、私自身は余り漫画は得意じゃないんですけれども、得意じゃないもんがちょっと関心を持って見てみただけでもね結構すごいですよね。えっ、何で香美市にこんなに漫画のあれがあるんやろうというぐらいすごいです。例えばやなせたかしね、青柳裕介、はらたいら、これは3つの大きな源流になると思うんですけれども、あとそれらにちょっと分類されないものもたくさんありまして、それぞれに例えば一番この地域で多分その人材というか、を排出したという言い方はちょっと適切じゃないかもしれないですけども、それは青柳さんですよ。たくさん、くさかさんにしてもアシスタントという形でスタートしてますし、和気一作さんですかねこの方も今南国にいらっしゃるらしいんですけれども、この方なんかアシスタントで今何か「女帝」とかいうのすごいですブレイクしてるという、漫画、僕は余り興味、興味がないと言うとあれですけど読まないんで実際読んでないんですけれども、そんなこともあってですね、それならですねそういういろんなつながり、いわゆる今年の流行語大賞で言うときずな、こういうものもストーリーにしながらですね、ストーリー、このきずなのストーリーもなかなか興味深いですよ、ですからそんな家で言ったら家系図、漫画で言ったら漫系図みたいなようなものも整理しつつですね、その漫画についてはここにちょっと青柳さん、青柳さんじゃない、やなせさんがね「オイドル絵っせい」の中で漫画美術館について、これ漫画美術館っていうのは美術館ですからちょっと違うわけですけども、ついでにはね、例えばミュージアムの前には広い広場が欲しいですとか、そこは入場無料で絶えずいろんな催し物をしている、漫画関係のモールがあって、そこは権利金を取って出展させる。美術館に入らなくても広場で十分に楽しめるものである。建物はせいぜい3階建て、館長室や事務関係、会議室等は3階、1階、2階が展示室になり特に1階が重要である。これほどにね、はならなくてもですね、やっぱりそういういろんな香美市にある特産品の漫画に関連するものを少しずつその整理しながら、それほど遠くない将来にその香美市ゆかりの漫画家のそれぞれの作品についてはねもちろんのこと、関連グッズ、ここ例えば純平めしなんか書いてますけれども八千代定食とかね、いうような食べられるような感じの漫画の館みたいなものができたら、それはそれでまた本当に楽しくて好感度がアップして交流人口もふえて定住人口もふえるんじゃないかという

ふうに、その夢は果てしなく羽ばたくわけですけれども、そういうふうなことになればいいなというふうに思っていますが、そのような展開ですよ、について例えば必要なことがあればですよ応援しますよというふうなメッセージとか何か見解を、そういう展開がある場合についての見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

美術館という位置づけで生涯学習振興課としてお答えをいたしたいと思います。

現在今のところですね、議員の質問にございましたような館を建てるというような考えは今のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。書き方がね、質問の仕方がそういう仕方やったというふうにあれですけれども、漫画美術館ということじゃなく、さっきも口頭で説明させていただきましたように美術館もちょっとこうハードル高すぎるんでね、こういうことじゃなくともうちょっとその漫画についていろんな動きが起こってきたときにですよ、香美市として生涯担当課としてね、それに今んところ関連するであろうという担当課として知恵もいただいたり、いろんなそのサポートもいただけるという用意はあるのかなのかと。その前段のことで置き場所があるということだったんで、多分ねできることがたくさんあると思いますんで、その件について再度、美術館ということではなくって、先ほど私が口頭で説明させていただいたような件についてですねどうなのかということ再度。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現在香北のほうにですね、アンパンマンロードのほうに図書館の香北分館がアンパンマン図書として2階にやなせたかし先生のアンパンマン関係のコーナーがございます。そういったことで、そのアンパンマンロードを中心に商店街の活性化図るということもあろうかと、できるかとも一つは考えます。スペース的なもんもございますので、そこも考えてみないといけません。また、アンパンマンミュージアムの前には、先ほど議員の質問の中にごございましたように広場もございます。それと美良布直販所がございますので、またピースフルセレネ、そういったところへそういったメニューを工夫して出す方策があればそういったやり方もできるんじゃないかと思われれます。それからですね、美術館としましては今年もやなせたかし記念、やなせたかし先生の企画展を夏休みの間に7月から8月にかけてそういったこともやっております。今後そういった、先ほど言いました、質問にありますような館というのはなかなかすぐ建ててどうこうというのはなかなか大変だと思いますので、今後の展開としましては香美市ゆかりのその漫画に関する作品の企画展をですね、香美市にゆかりするそういった先生方の企画展を計画してい

くとかそういった方法もあるかと思しますので、当面そういった質問にございましたような館を設置するのはなかなか大変ではないかという思いでございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そうですよね、館はとてもそれは急な話でね、そんなことはなかなか遠い遠いところではないかというふうに私も思ってます。でもねえ、ピースフルセレネという言葉が出ましたが、それアンパンマン関連でね山の学校の定食とか言ってちょうど1年ぐらい前にそんな提案もさせていただきましたけれども、なおそういうところでね出せるようであるならば、またその場でぜひ検討もしていただきたい部分もあるし、意見も述べさせてもらいたい部分もあります。前向きに取り組んでいただくと、いただけるというふうにとらえましたので、これをもって本日の私の質問はすべて終了させていただきます。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 17番、石川彰宏です。議長さんの許可をいただきましたので、総括方式で一般質問をさせていただきます。2問について一般質問をさせていただきます。

1点目でございますが、廃屋の撤去についてでございます。

美良布の前田医院よりの前の国道より、天気の良い日に北北東の山の稜線を見ていただけると白いような建物が見えます。これが林道谷相線の松尾峠にある超短波無線中継所跡で、冬季にこの場所に向かって行って殉職した有沢一郎氏の名前をとって有沢無線中継所とも言われております。現在は鉄塔部分が撤去された廃屋のみが残っておりますが、これは日本電信電話公社、現のNTTの建物であると思っておりますが、この梶ヶ森にこの中継所ができる昭和52年まで使用されておりましたが、閉鎖された時点におきましてはフェンスで囲われかぎもかかっていたと思われませんが、歳月とともに傷み外壁は落ち鉄製の階段はさび、いつ落下してもおかしくない状態であります。林道ができるまでは、梶ヶ森から縦走してくる登山者か、ここは大変ゴトゴトと言いましてツツジが有名なところでもありましてツツジを見る、見に、見学に来る人だけしかなかったわけでございますが、林道が豊永まで開通してから今現在はちょうど豊永のほうが通行どめになっておりますが、そういう関係もありバイクで来る人、また興味のある人が、多くの人が訪れておりますが、物珍しさにこの家屋の廃屋になった室内に入ったり屋上に上がったたりいたしております。これは大変危険でございます。もし事故が起きたら大変でございますので、今のうちに解体、撤去を申し入れることができないかというのが1点目

の質問でございます。

続きまして、2点目でございますが、林業の振興計画についてでございます。

戦後荒廃された山でございますが、政府の山林復興という名のもとに昭和43年ごろまでは造林が進んでまいりました。特に旧土佐山田町の片地地区は、全国的にも名前の知れた山林苗木の大生産地でもありました。そういう関係もありまして、物部川流域は他地区よりも数年早く人工林が形成されてまいりましたが、昭和48年を境に材価は下がり始め山から人がいなくなり瀕死の状態でもありましたが、平成18年の3町村合併によりまして、平成19年度から平成24年度までの林業の振興計画は作業道の開設、団地化による間伐の推進、高性能林業機械の導入、後継者の確保、木質バイオマスの研究等に取り組み成果も上がってきておりますが、平成24年度以降の計画はどのようなになっているかお聞きいたしたいと思っております。

特に大豊町が県とともに誘致いたしました、岡山県真庭市にある大手集成材メーカー銘建工業が2013年度中に進出してくることになっております。この工場での年間原木使用量は当初は5万立方でございますが、5万立方製材をするということでございます。数年後は最大で10万立方を目指しているということでございますが、本県の昨年の木材の生産量は約40万立方であります。さらに銘建工業が来ることによりまして、銘建の規格に合った原木を構えるとするとまだ20万立方必要となってきます。全体で約60万立方の原木が必要になってくるわけでございます。これはとても今の状況の間伐だけでは賄い切れません。皆伐も必要になってくるわけでございます。主に杉材を使用するということですので、杉材の多い、そして大豊町に近く蓄積の多い本市も皆伐が進むと考えられます。ちなみに本市の私有林の植栽面積は1万3,497ヘクタールで、蓄積は約800万立方でございます。これは大豊町と同じくらいの材積があります。それから、物部川流域の45年生から50年生までの年平均成長量はヘクター当たり11.5立方育っております。ヒノキは1万1,430ヘクタールで約400万立方でございます。杉、ヒノキ両方で1,200万立方の蓄積があります。この豊富な資源を継続的に維持していくためには再造林も必要になってきますが、現在の山林所有者は高齢化し、森林の管理、経営の将来への不安、また近年シカの食害などさまざまな問題が出てきております。どのようにとらえて振興計画を作成するか、お伺いするものです。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） N T Tに対して林道谷相線松尾峠にあります無線中継所跡の解体、撤去の申し入れができないかということでございますが、廃屋の所有者につきましては現在清水産業株式会社の所有物となっております。問い合わせの結果、利用及び解体、撤去の計画はないとのことでしたが、林道から廃屋の上がり口付近に注意喚起の立て看板を設置してくださるとの返事をいただいております。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 石川議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のように今年度までの計画では作業道の開設、団地化による間伐の推進、高性能林業機械の導入などで成果が上がっております。平成24年度以降も作業道などの路網整備、高性能林業機械の導入による生産性の向上及び生産コストの低減による森林組合や林業事業者等への経営基盤の強化、森林施業の集約化の推進等によります林業の活性化や雇用の創出を図っていきたいと考えております。

大豊町へ集成材メーカーの銘建工業が2013年度中に進出する計画で、将来的には高知県の現在の原木取扱量の4分の1に当たる10万立方を消費するという計画のようであります。原木の供給地となり皆伐された場合、その後の適切な更新を確保するため人工林であった場所には2年以内に更新を完了するよう香美市森林整備計画で定めておりますので、再造林をしていただかなくてはなりません。しかし、現状では立木を販売して得られる収入が再造林と下刈りの段階でなくなるような試算もありまして、山に投資する意欲が出なくなって放棄する再造林放棄地が他県では問題になっております。香美市としましては、法令を遵守するため、国、県の保育施業の有利な補助金を活用して植栽していただきますよう、森林組合等にも森林所有者にも声がけをしていくなど協力をお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 最初に、その廃屋になった建物でございますが、私の勉強不足で申しわけございません。現在国有地でNTTのものと思っておりましたが清水産業さんのものだそうでございますが、早速言っていただきましてやってくれるそうでご苦労でございます。

それから、山林復興じゃない、振興計画でございますが、先ほど再造林は2年以内にしないといけないということでございますが、これは条例でその保安林についてはないでしょうか、ちょっとその辺がわかりぬくいですが。それから、やはりこの振興計画をつくる、その今までのとおり路網の整備、それから林業高性能機械等いろいろございますが、やはりこれ計画、本当に今銘建工業さん、嶺北、大豊町に来る前、大豊町と熊本県と2件をやっておりましたが最終的には熊本のほうに先に行きましたが、ここには、九州には佐賀に中国木材さん、熊本に銘建工業さん、それぞれ原木の集成材メーカーがおります。そして、今銘建さんが10万立方に近く原木を製材をしているということでございます。それで、熊本の山林も皆伐してはげ山ができているということでございます。やはりはげ山になったら持続性のできない山林になってきます。それで、やはり山主が最後には木を植えていてよかったと思うような振興計画を立てていただきたい。また、その前にやはりその立てるにつきましては、物部川流域活性化センター、中央東林業事務所、香美森林組合、物部森林組合交えた、また森林プランナー、いろいろのここはここを切って伐採したらこのようなものを植えるとか、そして水辺近くには植えないとか、今までのような再造林では、昔は岩場まで土のないところには土を持って

いて植林をしておりましたが、やはり環境に優しいような森づくりをしていただきたいと思うわけですが、その辺についてはどうしてお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 石川議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

2年以内の植林というのは保安林ではないかというご質問でございます。

保安林は伐採をすることすら許可が要るといふようなところでございます。この2年以内の造林というのがは山を守るために必要なことでありまして、どこもそのように香美市では指定をしております。

それから、森林プランナーというお話でございます。

はげ山が出ないように、自然に優しい植林をとということでございます。森林プランナーといえますのが、森林施業プランナーといまして、小規模森林の所有者の森林を取りまとめて森林施業の方針や施業の事業等提案書を作成して、所有者に提示をしまして実施に関する合意をもらって面的な整備を取りまとめるという方のごようございまして、今年から切り捨て間伐に補助がなくなっております。で、面的な整備によりまして効率的なその搬出間伐を進めるために5ヘクタール以上、ヘクタール当たり10立方メートル以上の木材を搬出しなければ補助対象にならないといふようなことでありまして、小規模林業者にとりましては補助が受けられないような状況ができております。その解消のためにこの森林施業プランナーさんなんか活躍をしなければならぬ状況になっておりまして、森林組合さん等で動いていただいて、面的な間伐によりまして搬出ができるように進めていきたいといふふうに考えております。平成22年度までにその森林施業プランナーという研修会が開催されておりまして、現在香美森林組合には7名、それから物部森林組合には2名おりましたけども1名退職されまして、合計8名の方が香美市に森林施業プランナーとして在籍をいたしております。この方々の協力もいただきまして、はげ山にならないような自然に優しい植林といえますか山づくりを目指していきたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 3回目でございますが、香北森林組合に7名、あつ、香美森林組合に7名、物部森林組合に2名のうち1名退職、やめているところで8名の森林プランナーがいるということですが、これちょっと市長にもお聞きしたいですが、そのうちは、香美市は85%以上が森林でございます。この林政課の中に専属のもうずっとやっていってくれるようなプランナーの育成ということはお考えではないでしょうか。最後にそれをお聞きいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 石川議員の3回目のご質問でございますが、突然の内容のご指名でございますが何ら検討をしておりますが、なおそのことを詳細にお伺いをしな

がら勉強していきたいと思います。

○議長（西村芳成君） やるかえ。産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 石川議員のご質問に、市長の答弁を補足させていただきます。

この森林施業プランナーの育成につきましては国、県の補助金がございます、今年度も国、県が予算の要求をしている段階というように聞いております。で、この補助金につきましては市を通らずにそのまま森林事業体に行くようですので、詳細まだ手元にわかっておりませんが、予算要求をしている段階というふうに聞いております。なお、平成23年度の方だと思っておりますが、森林・林業人材育成対策費としまして国で6億1,300万円と、あっ、違います、61億3,000万円というものが予算要求あるいは私の手元にあるんですが、これで平成27年度末までに森林施業プランナー2,100人の認定、それから平成25年度末までに森林作業道作設オペレーター1,500人の育成とかいうような計画で予算要求、予算査定がされておるようでございますので、このような事業を取り入れます森林・林業事業体につきましては、市としましてもご支援を申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 石川彰宏君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、租税債権管理機構についてお尋ねしてまいります。

滞納になった地方税の徴収や処分を推進する地方税回収機構が、2001年茨城県で設立したのを皮切りに全国各地で展開されています。当初の設立は法律、条例に基づかない任意組織であり、そのもと徴収や差し押さえなどの公権力の行使が可能である文書を通じ、納税者に誤解を与えてきたところでもあります。そのような経過も経て今日的には一部事務組合や広域連合といった法人組織の形態をとり、地方自治法第284条第2項、第3項を根拠法とし、徴収や滞納処分を実行する形がとられるようになってまいりました。そこには当然議会の議決を経て機構の規約の成立が必要となっております。本市においても平成24年度から南国、香南、香美で一部事務組合の設置の方向ということで議員協議会でも一定の説明も受けたところでもあります。そこでの説明も踏まえつつ質問を行ってまいります。

1点目に、全国各地での民主団体やオンブズマンの活動や機構との交渉から見えてくる実態をお示しし、お尋ねしてまいります。

山梨県との交渉では、人権を無視した滞納処分の問題で指摘し、行き過ぎた処分を認め、今後納税緩和措置を使いながらバランスよく行うと言いつつも、徴収猶予の申請書すら置いていない自治体が多い実態がございました。また、ある課長が、滞納処分の執

行停止になるのは身ぐるみはいだ後と発言した問題、滞納整理額や差し押さえ件数に目標を設定、模範徴収吏員を表彰するなど、数値目標にこだわる姿勢が追求されています。長野県では、弁護士等も参加する税金オンブズマンが会見を開き、地方税の徴収共同化は滞納者の実情などを客観的に分析することなく、徴収率をただ上げるために差し押さえなど強硬な手段を強め、中小企業を倒産に追い込んだり人権侵害を起こすおそれが強いと設置に反対理由を述べ、各自治体にも共同化に参加しないことも求めたことが報道されております。滋賀県では、県地方税滞納整理機構に新たに職員を配置し、合同捜索チームをつくり、捜索、公売、滞納整理技術の向上を行う過程で、給料差し押さえで追いつめられた納税者が焼身自殺をしてやると抗議するなど、生存権無視の徴収が行われている実態が追求されております。人権無視、生存権を脅かす個別事例では、市と相談しながら毎月分納をしてきたにもかかわらず、市は滞納分を3回で納めないと機構に送ると通知、一方的に機構に移管され、一括納付がなければ差し押さえるとの通知が来るという事例もございました。自治体との月5万円の分納計画も機構の判断で月40万円払えと責められた例、生活保護受給者の滞納分を移管した例、体調を崩し滞納された年金収入の方に全額払わないと差し押さえる、自分たちは何でもできると暴言を言い、あげくトイレトーパーなどの生活日用品まで差し押さえた例、まだまだたくさんありますが最近の事例を示しました。

前もって課長には資料も渡しておりますので、このようなことが全国各地で起こっていることに関して、お構いなければご意見をお聞かせいただきたいし、設置に向けての会合にて機構としてできること、できないこと、やってはならないことなど検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 山崎議員の租税債権管理機構についてのご質問にお答えします。

設置に向けての検討においては、具体的な内容までの協議はされておられません。設置以降の機構での事務処理については、法の範囲内の業務となると考えております。これまで県内で設置されている高幡や幡多の機構で行ってきたような滞納整理事務と同様の事務処理が行われていくと考えております。

先ほど山崎議員が県外で行っている徴収共同化事務あるいは機構などの事例を紹介されましたが、県外ではいろいろな形態があったり、やり方も違います。その地方に合ったやり方をやっているのではないかというようには思いますが、法を犯してまで滞納整理事務を行うということは今回設置する機構においては考えられませんし、法の範囲内で行うものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。1点、その地方に合ったやり方ということです

が、先ほど法の範囲内ということでも課長も言われましたが、生活保護受給分の滞納分を移管した例とか、こんなことはあってはならないことですわね、実際は。だから、現実的にその部分の専門家が、やはり市にしても移管された機構にしても現実的にそれが行われる。納税者サイド、滞納者サイドは知らない、税についての知識とみずからの権利等についての知識がないということでもトイレットペーパーまで差し押さえすると、そういうふうな事例が、これはその地方に合ったやり方じゃあなくて違法であります、実際は。差し押さえ禁止財産の部分から言ったら違法であります。これから目指す本市の部分ではその法の範囲内で業務を行っていくということですが、現実的に高幡、幡多のことも言われましたが、その部分でも逸脱した事例についても生存権、人権無視、そういう部分で逸脱した事例も私どもの調査ではあると考えております。

それはさておきまして、以前総務大臣も生存権を脅かす徴税はあってはならないと答弁しております。私は、本市において収納管理課、収納課として事務を行ってきた中で、どうして今さらとせんだっての議員協議会でも申させていただきました。それでも機構の設置を行うということであるのなら、全国の教訓に学ぶという姿勢は、ただ徴収実績が上がったという部分だけでなく、納税者サイドにも与えられた権利の部分、人権や生存権を否定しない立場は重要と考えますが、現時点でそういう内容等の協議はないということではありますが、今後そういうことについて情報共有を行うお考えあるのか、再度答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 各参加する市と機構とは密接に連携をとりながら高幡でも幡多でもやっていると聞いておりますので、また、機構が行っている事務については、派遣職員もそれぞれの市から派遣職員が出ていきますので、研修もできるというようには考えておりますので、また、自治体が行っている一部事務組合ですので、法を犯してまであの滞納整理をするということは考えられませんし、香美市でも法の範囲内で行ってはおりますので問題ないというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。法の範囲内で行うということの確認はとれました。生きる権利、働く権利を取り上げたあげく、単独においてでも機構においてでもですが、強権的な徴収等で自殺者を生んでる全国的な例もあります。増加の傾向であります。そういうふうにならないというふうなことについては、私は一定の危惧はあります。それは、納税者と滞納者との接触という部分、そして、先ほども言ったように納税者に与えられた権利の部分の周知等にもいくと思います。そこについてお考えをお示しいただきたいと思いますが、自殺者等増加しているということ踏まえて、実際本市ではもちろん法の範囲内でやってるということは私も承知しておりますが、今後機構に移管してもそういう同じ方法でやるからそういう懸念はないということを確認いただきたいと思いますが。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 納税者とその折衝をする中でいろいろな状況があると思いますので、それについては相談というか折衝をしながら考えていかないかんことではないかというようには思います。結果的にその自殺をされたということであったとしても、その滞納をして徴収されたことが原因になるのかどうかということなんかも問題ではないかというようには思いますけども、その相談を受ける中で徴収については検討を、滞納整理については検討をしていかないかんというようには思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。2点目に移ります。

土佐山田町から香美市へ、過去の取り組みの反省から専門家にも入ってもらい、住宅新築資金等貸付金、市営住宅使用料、学校給食費滞納問題等を取り組んできたわけで、議会としても特別委員会の中で審査も行いつつ一定の進展も見てきたところであります。また、個々の債権、不動産等の調査もできており、高額な税の滞納についても手を打ってきた結果で現在に至っております。手をつけられない部分は、不動産にしても他に抵当権設定等がなされており、現実換価できないのが実態ではないでしょうか。移管後の搜索等で隠し財産などが出てくるとは考えにくい状況もあります。私は、収納課における今後も地道な調査、搜索、そして何よりも滞納者、納税者の所得向上を図り納税意欲を向上させ滞納減少を求めることが大切と考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 山崎議員が言われるように、これまで香美市となって滞納者に対して財産調査を行い、差し押さえ、換価を実施してきました。しかし、滞納繰越の調定額は年々増加の一途をたどっております。滞納整理を毎年行っているにもかかわらず、滞納繰越額は縮小されておられません。逆に増加しています。滞納額に滞納整理額が追いついていない状況になっております。限られた人員の中で収納課としても精いっぱいやっておりますが、滞納整理は進んだ状況とはなっておりません。滞納額を縮減するためには、今まで以上に収納課の職員が必要です。しかし、人員増が見込めないことから機構を設置し、高額、長期滞納など困難な案件を機構に移管して処理してもらい、その他の案件を収納課が行うという分担した業務を行うことで香美市として滞納額の縮減を図っていこうとしております。市職員が機構に1名派遣することになるわけですが、機構では滞納整理専門のチームによって処理されていきますので、この派遣の1名が市の中で1名分として滞納整理事務を行うよりは、機構の中で専門的な助言を受けながら同じような案件を協力し合って事務処理を行うことで効率よく事務処理ができ、より多くの案件が処理され、香美市全体として今までより滞納額が縮減されるというように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。以前、行革の特別委員会の審査の中で、今後高

額な滞納者に対してどうしていくのかということのレベルへもう推移していく段階やということも話しされました。実際現実には課長の話でわかっておりますけど、収納課には滞納整理を行う権利が与えられております。実際のところ、その人たちの預貯金調査等も含めてやられてきた中でそろそろ結論を出していく時期やないかなというふうに私は思っておりました。ある部分、高額な方でも滞納処分の執行停止をかけるとかささまざまな納税緩和措置、そういう部分でどういうふうな検討を加えていくかの時期で降っていったような今回の機構の設置です。だから、今までの仕事の検証、そして特別委員会での審査等を見たときには、まだまだできることはあったけどやってなかったという認識でいいのか、その点について再度お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 先ほどお答えをさせていただいたとおり滞納整理は毎年行っているわけですがけれども、滞納整理額に、滞納額に滞納整理額が追いついていないという状況でして、これを早急に縮減するというのであれば人員増が必要になってきます。人員増が見込めんということですので、もっと効率のいいやり方ということで今回の機構設置という話がありましたので、その方向で進んでおります。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。人員増等については後で触れます。そして、どうしても額の部分で滞繰の部分ね、滞繰繰越の部分が減らないという部分ですが、それは取り組みの方向、いうたら差し押さえをやって数字が上がった。実際ね法的処分して、法的措置をして数字が上がった。その時点ではそれまでやってた訪宅等やめた。さまざまな1つ1つの部分の検証がなされてるかどうかは私は疑問が残るところでありますけれども、次に、角度を変えてちょっと伺ってまいります。

3点目であります。

議員協議会で説明を受けたところではありますが、高幡、幡多の機構のように早い時期から立ち上げた組織と違い、本市の一定のことを行ってきたレベルでは、徴収増は移管予定件数からいっても試算が甘いというふうに考えます。まず、最初に、徴収増の試算について再度示していただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） これまで県内で設置されております機構に案件を移管している市町村の実績からすると1.5倍くらいとなっておりますので、香美市の滞繰繰越額の収納額は、平成20年度から平成22年度までの年間収納額については約4,000万円ですので、そういった実績の1.5倍ということで6,000万円くらいの滞繰繰越額の決算額となることを期待しております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。期待ということで申されました。現在の滞繰繰越分の1.5倍、約2,000万円増収ということで、片や初年度の経費は1件につき1

5万円です。100件移管の予定ということをお伺いしておりますから、1,500万円。滞納は減少させたが手元には残らない、そうはならないでしょうか。若干残るかもしれませんが、期待どおりいってね500万円残るかもしれませんが、実際それが自主財源の確保と言えるのかどうかについて見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 最後の何かあの関係ともご質問とも関係しちゅうがですが、1,000万円、1,500万円ぐらいの負担を丸々出すということではなくて派遣職員を出しますので、その職員の給料分もその中には入っておりますので丸々ではありません。また、早期の滞納額の縮減ということで早目の税の負担の公平ということが図られるのではないかとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。課長、税負担の公平ということをおっしゃいましたが、もちろん滞納がないことが一番であります。しかし、諸事情にて滞納に至った場合は14.6%の高い延滞金が課せられています。本税にあわせて支払うわけがあります。そこで、公平性がよいにつけあしきにつけ、支払い続けている以上は保たれていると私は考えますが、全く払わない滞納と困難な中払い続ける滞納はおのずと異なってくると思っておりますが、その点の見解を少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 払っている人、納期までに払った方と滞納になって延滞金を払って納税が済んでいくという方とは延滞金によって公平が保たれていくのではないかとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。話を少しもとへ戻しますが、その設置の目的に書かれてるのは年々増加する市税の滞納額を早急に縮減し税の負担の公平性と自主財源の確保を図るという部分で、私は今その自主財源の部分を指摘させてもらったわけですが、確保が図れるのかと。だから、実際2,000万円という数字が出、今後半のほうでもピークで6,000万円ぐらいでしたわね、数字的に。それが今香美市で4,000万円が6,000万円に上がるという部分で、今までやってきた実績からいって、後入りの部分で始めるわけですのでそう簡単な部分じゃないと。ましてや法を遵守してやるわけですので、納税者サイドもやはりみずからの権利を主張する部分があつて納税緩和措置等を使える方法を模索するのであれば、そんな簡単に数字が上がるとは私は考えておりません。

しかし、その先ほど課長の説明の中で、やはりその自主財源が確保できるという観点、それから職員派遣の部分については実際のところは県のほうからお金が出るような形になるんですかね、そういうふうな格好になって、香美市から一たん出すけれども実際戻ってくるような格好になって、人材育成が伴うみたいな話を聞いたかとも思いますけれど

ども、これからもずっと初年度1,500万円、次年度以降も1,000万円ぐらいの経費を使う価値があるのかと、機構に参加するということが。その点について再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） この設置期間については5年間の予定ですので、延長するかどうかについては5年目に検討されるというように考えております。そして、派遣職員は機構で実務能力を養い高度な専門ノウハウを研修して収納課に帰ってきて、その後の滞納整理の実務に収納課において生かせるものと考えておりますので、また、負担金を出してそれだけの見返りがないのであれば、その時点でまた検討をせないかんというようにはなってくると思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。4点目に移ります。

機構への移管は、高額、長期滞納、困難案件が想定されておりますが、本市において資力がありつつ払わない悪質な滞納者の現状はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 滞納者とは分納誓約を結んでおりますが、分納誓約については月々支払っていく能力があることを前提にご本人が誓約しているというように考えますが、不履行者が多く存在します。このような分納誓約をしているにもかかわらず支払ってくれていない方々を悪質な滞納者と見ておりまして、約800件近い方々が存在をしております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。確認ですが、資力があるが払わないと。その方々は、分納誓約を結んで払わないということはすべて資力があるということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 月々払っていけるということでご本人が分納誓約をしていると思っておりますので、資力があるかどうかについてはそこまではわかりません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。実際さまざまな部分で調査もかけてきてますわね、その方は調査かかってないかもしれませんけど、だから訪宅なんかやめるからその実際のところその人の事情がわからないと、本人の言うてることでこれぐらい払えるろうということで分納誓約を結ぶということになります、それは本人が誓約と申しましたけど、実際具体的にいったら、これを払わんと国保証がいただけないと、まあ短期でもね。そういうときに、ほいたら5,000円分納ほんとはしたいがやけど、課との話の中で1万円ばあ払えるでしょうというて1万円やったものの結局は払えなくなってまた中断すると。そういう事例を私も見聞きもしてきてますけれども、私は課長の判断

の中で分納がとまる人が、やまる人がすべて悪質、それが800件あるというその部分は従来の悪質滞納者のレベルとはちょっと考えを異にしますが、その点、再度確認します。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） いろんな状況で誓約をされると思いますので、この移管する案件については、またその時点で判断をするということになるかと思いますが。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。一言で言えば、無理な分納になってないかという部分がこの間の話の中、また現実的にいろいろ対応している中での感覚であることを申し添えておきますが、5点目に行きます。

全国の事例でも示しましたが、分納履行中であっても機構へ移管され分納額をつり上げられ、生活に事業に窮している例はたくさんございます。本市においても当初は高額滞納案件が対象でしょうが、年度を重ねると滞納額の多少のみならず移管の検討で、少し分納におくれが生じていた、そのことや収納課の恣意的判断にて機構への移管もあり得るのではないのでしょうか。分納誓約履行中は移管はないのか。また、分納が中断している場合、何を基準にして移管対象とするのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 原則として、分納誓約者については履行されていないものの中から案件を移管することとなるというようには考えておりますが、今の時点でじゃあどの人が移管されるのかということまでは検討をしておりませんので、来年恐らく議会で、3月議会で議決を受けて、県の許可をもらって、それ以降に検討されるようになるというようには思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。京都府のある町では、総世帯6,700に対し3,000件を超える機構移管通知を送ったということでありまして。約半分を機構に移管したと、そういう町がございます。すさまじいことが行われると私は思っておりますが、このことで自治体の信頼は得られるのかなというて、よその町のことですがすごく心配も危惧もするところでありまして、現時点では高額な滞納者に対しての移管を視野に入れてるということでありまして、何年か続けていく、5年間ということでありましてけれども、実際その基準のところもこれからのことであるということの話を伺いました。

一つ基本は、やはりその分納等に支障を生じたときにですね担当へ出てきて相談をかけたとかいう方々ですね、ちょっと事業が思わしくないとか、逆に言うたら健康状態が思わしくないで分納額を下げただけでないのか、いっとき猶予してもらえないのか、そういう方々の場合はですねどういうふうな方向性になりますか。その方もやはり相談かけておいてもやはりそういう対象になり得るのか。明確でないという部分は先

ほどおっしゃりましたけど、課長の腹づもりというか頭の中にあるお考えを示していただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） なかなか細かいところまではちょっとお答えすることができんですが、分納誓約で時々その履行してなくて分納は続けているという方については、その金額のその多い少ないにもよると思います。ほんで、なかなか実際にどんな案件を移管するのかというところまでは検討が及んでないですので、これらも3市で共同で設置するわけですので、そこそこは3市で話を、協議をしていかないかんのじゃないかというようには思いますし、高幡や幡多の実態というか実績といいますか、そういったことの話も聞きながら移管案件を決めていきたいというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これから議会でも議決をいただくという方向性の中でまだ、詳細についてもまだ決まってないということが明らかになったわけですが、少し確認しておきたいと思いますが、移管された案件については、今の計画では南国のほうに事務所等が設置になるかもしれないという話聞きましたけど、基本的に年度当初に移管しておいて年度末に引き上げてくるということになるかとも思いますけれども、その間はその方はずっとそのもし南国なら南国まで訪ねていかねばならないのか、本市の収納課で対応することは不可能なのか、その点確認します。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 移管した100件ということはまだ決まってないですけども、100件移管するのであれば、もしその100件については機構がすべて附帯の整理はしていくということになります。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これも全国の例ですが、今までは粘り強く市のほうに、町のほうに出てきていた人が移管されたことで遠くの町まで行かねばならなくなって、だれがこんなことを決めたらあというふうなこともお示しした新聞にも載っていたことは課長もご承知のことと思います。

6点目に移ります。

本市の場合、懸案であった住宅新築資金等貸付金滞納問題解決に向けて、実情によって債権回収の優先順位が異なっている方々もおられると思います。その方々の税等を含めた支払額はもちろん担当課もつかんでいることでしょう。しかるに、現時点でその租税債権が移管された場合は、支払いのパイは限られている中で新たな支払原資は生まれません。税法上税金は何よりも優位性を持っているわけで、住新を頑張って支払っている、その方々の税部分を移管する、そのようなことが起こらないような配慮は可能なのか。また、租税債権が優先されたとき、私債権の現実の支払いの減額等の調整はできるのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 私債権の返済者と租税との重複滞納者については、移管するかしないかの精査をする必要があると考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。7点目であります。

滞納額減少は本市の課題であることはそのとおりでありますし、否定もいたしません。しかし、私は課税客体である納税者が減ってしまえば何をしているかと考えるところで、払いたくても払えない現状に寄り添う部分があれば、基本的に人は困難とその打開に向けての方策を相談してくるはずで、課長は、差し押さえ等を行うことで平成20年度滞納繰越額の徴収率は上がったと申しました。それは事実としても、納税者に納税の義務とそれを履行できないときのペナルティー等についての教育はできてるでしょうか。あわせて、納税者サイドの権利の部分等の周知なくして税金が納めるものという意識は生まれてこないと考えます。分納誓約を結んでも中断してしまう、その背景には滞納者の税についての理解と納得がないからであります。また一方、事業においても形態は千差万別であります。私は、今日の不況で事業者がいかなる資金繰り等を行い、頑張っているか、生き残りをかけているかは担当課としてもなかなかわからない世界ではないでしょうか。あわせて言えば、訪宅をやめ、差し押さえ、呼び出し中心となり、滞納者の生活実態が見えなくなっていると感じます。そのような視点からも、有無を言わず滞納処分に係る機構の設置は思いとどまるべきと考えます。また、上記の意味からも収納課としての移管対象者の精査が可能なか不安がございます。見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 滞納者でなくても困難を抱えながら事業を行っている方がほとんどだと思います。余剰金があってその中から税を払っている方はほとんどおらんと思います。何とかやりくりをして税金を支払っている方がほとんどだということに考えております。しかし、税が滞納となったら、滞納処理が始まれば財産調査をしなければなりません。長期滞納となって高額滞納者となっていくと差し押さえ、換価という滞納処理をしていかなければなりません。これは機構だから実施するというのではなくて、香美市収納課も行っております。事業所には何とかやりくりをして支払っていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。8点目に移ります。

できましたら市長にもお答えいただきたい部分もありますので、今までの課長とのやりとりを踏まえましてよろしく申し上げます。

過日の説明では、定員管理目標も設定されており職員減の方向性の中人員増加は望めないし、移管の方向が適切の旨の話もございました。ある部分市の責任で招いた滞納問題を他力本願で解決の方向を探る。そのことが行政の主体性の部分からいっても納得い

くものではありません。全国的な事例からいっても、機構は一たん設置されれば依存度が増し、自治体もぜひ続けてほしいとの要望につながります。現実、機構が役割を終了したり、解散したということは聞いたことがございません。初年度1,500万円、次年度以降も1,000万円の負担を要し、滞納減少が経費以上に図られたとしても、自己完結型でそのお金を職員雇用等に使い滞納整理を図っていくことが本市の将来展望からも大切と考えますが、見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 最初のところの質問でお答えもさせていただいたんですが、機構設置については一応5年間の予定で進んでおります。延長するかどうかについては5年目の議会で検討をされるというように考えております。

そして、派遣職員についてですが、派遣職員は機構で実務能力を養って高度な専門ノウハウを研修して、収納課に帰ってきて収納課で生かせるというように考えております。ほんで、新規職員の雇用そのものについては異論を唱えるものではありませんが、機構への負担金と比較てんびんということについてはできないというようには考えます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 山崎議員の債権管理機構についてのご質問、るる課長が順次お答えをさせていただきました。山崎議員のご質問の中にたくさんの全国的な事例も踏まえてのご質問であったわけでありますが、私はその質問をお聞きをいたしておりました、ここで若干反問権を行使させていただいて山崎議員にお聞きをしたいというふうに思います。構いませんか。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午前11時41分 休憩）

（午前11時41分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

市長より反問権の行使の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 議長の許可を得ましたのでお伺いをさせていただきます。

これまで山崎議員は全国のこうした類似の、類似とは言いませんけど地域地域に特性もあると思いますが、こうした機構の中での懸念されている部分についてご指摘がございました。先ほど来からの課長の答弁の中で、今回この機構を設置するに当たっては、現在の香美市の滞納の状況、そして今日まで収納管理課が取り組んできた状況の中においてこのような状況があるということも答弁をさせていただきました。そうした範囲内の中で、あくまで課長も申し上げましたように法の範囲内の中でこうした、また同時に税の負担の公平性を保つために1つの機構としての動きとしてこの機構を立ち上げていくという考えのもとにあるわけでありますが、しかしながら、山崎議員には今までのところなかなかそこがご理解をされてない部分の質問であったというふうに理解をしてよ

(午前 11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。質問を続けます。

続きまして、市有財産の売却、管理等についてお尋ねしてまいります。

以前行財政改革推進特別委員会で普通財産の売却等について、かなり前ではありますが話を伺った経過がございます。遊休地の活用については、売却、賃貸等積極的に行っていく旨の話がなされておりましたが、平成20年度売り払い実績約5,300万円、平成21年度も約5,200万円、兩年とも国分川に係る部分での県との売買が主であり、個人関係では多くの実績が残せてない結果でありました。

最初にお尋ねしたいのは、本市普通財産は増加の傾向にある中、当面の売却計画についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員のご質問にお答えします。

ご質問の趣旨は市有財産ということでございますけれども、普通財産と理解しましてお答えをさせていただきます。

現在売却を準備しております物件は1件ございます。これは旧宝町共同利用農機具倉庫の用地をですね、今年度中に売却すべく準備をしているということでございます。10月末に不動産鑑定評価書をもらいましたので、今はですね順次売却に向けて具体的な作業を進めていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。わずか1件という、わずかと言ったら失礼に当たるかもしれませんが、現実的にほかそういう当面幾つか進めていかねばならない物件もあろうかとも思いますけれども、現在のところは不動産鑑定評価書まで行き着いているのが1件ということですが、そこにはほかが上がってこないということは準備ができてないのか、それとも売れない要因があるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 普通財産につきましては、基本的には多くの普通財産を持つべきではないというふうに考えております。そのために議員さんもおっしゃられるように、その大きなですね売却計画とかいうものを立てながら順次それを処分していくと。その行政目的に利用する用途のないような物件につきましては計画的に処分するというのが本来の姿であろうと思われましてけれども、そこまでですね現在は至っていないということでございまして、今年につきましてはですね1件のみの売却で済むと。

それから、過去にもその計画的に売却そのしたことは余りなくってですね、売ってほしいとかいうこう要望が出てきた中で売却をしてるといようなのが現状でございます。
以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。少し主体性が足りないのではないかというふうに思いますが、やはり先ほども申したとおり積極的に売買、賃貸等を行っていくというふうな報告を受けて、その旨で動いてるとい部分でこちらは思っていたわけですけども、現実的に売却計画も示すこともできないし、現実言われたときの要望に従って動いてるとい部分であります、もう1点聞きますけど、あのインターネットの公有財産売却システムの利用等も目指していたと思えますけども、その利用状況及び実績はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） インターネットで土地売却というところは、現時点自分は認識をしておりません。そういうことはなかったのではないかというふうに確認します。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。行革の資料を若干使わせてもらいますが、平成22年度はインターネット公有財産売却システムを利用する。インターネットのオークション形式により多数の方が閲覧可能となり落札される可能性が高くなるということでありましたけども、認識されていないということであるんやったらいかなものかとも思いますが、今後の方向性の1つに入るのか確認します。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。従前そのようなですね売却計画を立てるとい回答弁をしてるのかもしれませんが、現時点ではですねそういう作業をした形跡はございません。ほんで、今後ですねその今そのご質問がありますように普通財産を計画的に売却するといその計画をその立てるといことがですねなかなか難しい、今の状況ではなかなか難しい状況がありましてなかなかよう立ててないというのが現状でございます。今後ですねインターネットも使うとか、それからまた不動産の業者さんも専門の業者さんもおられますんで、そういう方々にもご協力いただくとか、例えばその繁藤の分譲地につきましては、そういう不動産の取扱業者の方にですねご協力いただいて販売のお手伝いをしていただきゆうという事例もございますので、そういうことも含めてですね総合的にちょっと、その全然進んでないわけですけども検討をしていかななくてはならないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。この件についてはまた特別委員会等で深めるこ

ともなろうと思いますが、1つだけやはり懸念があるのは、課長言われたように多くの普通財産を持つべきではないと、行政目的が終わったね、その部分についてその方向性であるのであるなら、やはりかなりできてないという部分ではちょっとまずいんじゃないかと私思いますので、それは答弁は結構ですけども今後の課題であるというふうなことで、今もう1点だけ関連して聞きたいのはそのスピード感ですわね、それが非常に足りないようにも思っていますが、その大前提の部分が足りないということも指摘さしてもらった後ですけれども、普通によく民間のことを例えさせてもらいますけれども、やはりこういう売却等については一定スピード感を持って行って、そしていかん場合は次考えて、再度のまた売却等の手続きに入るとかということが求められると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。スピード感が足りないというご指摘に関しましては、そのとおりであらうと思われまます。ただ、私人の持っている普通物件と違いまして、その地方自治体が所有する普通財産につきましては、幾ら普通財産とはいいましても公共の所有物でございますので、自治法上でもですね適正な価格なくしてこれをその譲渡することはいけませんよということが自治法にもうたわれてるもんですから、やはりその売るとなるとですね鑑定を打つなり、そしてまた鑑定を打たないのであれば自己ですすねその適正な価格というものを、どの方に見られても適正と思われるような価格をですすねその計算できるものがなければなかなか売ることができないと、こういうことでもございますので、その右から左へ、要らないから右から左へというわけにはですすねなかなかできない、その自治体側のその事務処理の手続きの難しさというものもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。おっしゃることはわからんでもない部分もありますが、実際売れないという部分とできてないという部分とさまざまありますけれども、その適正な価格ということと言われたときに一度売却したい言うて、したいということで入札等にかけるとしましても売れなかったときに再度はなかなかできにくいと、そこには価格の壁もあらうかと思いますが、香美市普通財産のうち不動産の売払いに関する規程のこの第5条の価額の評価方法の部分ですわね、どこの市でもその不動産鑑定士の鑑定評価によるものとするというが基本ですが、普通の場合は売れないときには価格を下げて再度チャレンジしたりしますわね、そういうことは考えられないのか、全く。その点について、売れないということはやっぱり市場性がないということですのでね、だから、市場性を求めるには価格設定を何らかの条例、規程変更でできないものなのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 先ほども少し説明させていただきましたが、私人ではご

ございませんので、地方公共団体というその組織でございますので、市が持っている普通財産というのは市民の方の財産であると、こういうふうに認識しなさいということでございます。そのために、その私人であればどうしても売りたいければ半値でもいいよという形で売ることも可能なのかもしれませんが、一応そうではなくってですね市有財産につきましては適正、市民の財産ですから適正な価格で、処分する場合には適正な価格で譲渡しなさいとこうたわれているものですから、なかなかその売れないからといって値を下げるとかいうことは難しいのではないかと思います。

ただ、普通財産ではなくってある程度行政目的を持った普通財産もございます。例えば繁藤の分譲地とかありますけれども、ああいうところはそれなりにですね行政目的を持って価格を抑えるということについてはですね、それは可能などは思いますけれども、ごく一般的な普通財産につきましては議員さんのおっしゃられるような形で売買することは難しいのではないかとこのように考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。逆の観点から言うと、その市民の財産である、財産であるものを遊ばしてるといふふうにはとれないでしょうか。私はそれがもし市民に買い取りしていただけたら固定資産税の増収につながるというふうに思います。そういう部分で早く手を打つべきではないかというふうに申したんですが、この部分は課長の考えとは相入れんみたいですが、何か検討できるがやったら私は検討することも必要と思いますが、その点については今の先ほどの答弁以上のことはございませんか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。普通財産の処分の仕方につきましては、一応自治法上にうたわれていることは遵守しないといけないとは思いますが、ほんで、ただしですね、もっとその融通のきくような方法があるのかとか、それからまた、ある一定ですね権限を、議会の議決を得んといきませんので議会の議決を得てですね、ある一定のこの範囲内やったらこういう判断をしても構わないよとかいうようなことがあるのかもしれないので、その辺のことにつきましては、具体についてはですね今後とも研究を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。2点目に移ります。

もちろん昨今の状況から売却価値の大きな土地等でもない限り競争入札も難しいし、時間も要してる点も一定理解できないわけではありません。

そこで、遊休地の市民への賃貸や無償貸し付けについて伺いますが、旧町村時代から種々の事情による市民への貸し付けのほか、実際今まで遊休地を賃貸しているのは建設会社等へ工事期における一時的な貸し付けがほとんどではないでしょうか。当面市として売却予定が立たない、また、利用計画も困難性があるものについては個人、団体、自治会等に積極的に無償等によって貸し付けを行い、管理も行ってもらおう有効利用を図っ

てもらわなければならないと考えますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。その件につきましては、具体的にですね申請がございましたら当該地の状態とか、それから申請者による使用目的、それから使用方法等々をですね調査、検討いたしまして、貸し付けの可否を決定いたしたいというふうに考えます。なお、貸し付ける際にはですね適正な対価をいただくこととなります。無償でお貸しするという形にするためにはですね、またこれも議会の議決を得る必要があるということでございます。

それからまた、市有の普通財産で賃貸の契約を結んだとしてもですね、その後その公用とか公共用の用に供するために必要を生じた場合には契約期間中であっても契約を解除することができます法律も自治法もございます。ここがですね私人対私人の貸借とは違ってきてまして、公共を用するために必要となったら幾ら契約しちよってもその取り戻して公共用に使うことができると、こういうような法的な保障もされているわけでございますので、その点もご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。解除の方向なんかについてはもちろんわかりますし、そういう部分でトラブルもあったような例も伺ったこともあります。実際問題その公共の福祉、その自治会で有効利用してもらおうとかいう部分に対しても必ず有償じゃないといきませんか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。先ほどもご説明しましたように自治会等でその公共の用に供するというところでございますので、そのそういう申請をいただきまして、議会にもお諮りをしてですねご理解をいただいた時点でお貸しすることは可能であるというふうに考えます。単独で無償で、担当課で単独でですねお貸しすることにはならないというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。少しこの遊休地の管理に対してですけど、市として特に普通財産のことを今は言ってますので、どんだけの投資をしてるのか言いますと、草刈り等に対しての人役とかお金とかですね、委託して草刈ってもらおうとかいう場合はどのような負担が生じているのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。今手元に資料ございませんけれども、思いつく限りではですね繁藤の分譲地は地元をお願いして草刈り等をお願いしていることはございますが、それ以外のところで余りちょっと記憶にないものですから、ほとんどですね普通財産は委託とか草刈りとかいうような形をですねほとんどできてないというのが実情

であるというふうに認識しております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ほったらかしはようないんじゃないでしょうか。ほったらかしって失礼ですけど、実際市民がですね何かのときに迷惑かけてる、道路にいろいろ障害物が出たりしたときにはやっぱり市としては指導している立場で、普通財産は実際手が入れられてないというのはいかがなもんかと思います。やはりそれは、そら台帳管理の部分もあるかもしれませんが、やはり担当課として何らかの投資をして、市民に迷惑かかっているかかかってないかも判断できてないかもしれませんが、投資をすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。おっしゃるとおりでございます。で、普通財産を、ですから多く持てば持つほどですね維持管理費も要りますし、また、こういう懸念も起こってきます。例えば不法に占拠されててもですねそれがちょっとわかりづらいとかいうこともございます。ですから、行政目的を終えた普通財産というものはですね極力持たないようにするというのが行政の1つの基本的なスタンスであろうというふうに思われます。

それから、もう1つ、先ほどの質問とも絡んできますけれども、全然投資をしてないかと言いますと、その普通財産の中で山林も普通財産になってます。ほんで、平成22年度の決算書ではですね普通財産の土地が988万7,764平方メートルございますけれども、このうちですね山林が9,000、あっ、930、あっ、失礼しました、9,340万2,308平方メートル、95%が、普通財産の95%が山林でございます。で、山林に関してはですね、その適正など言えるかどうかわかりませんが一定の投資はしております。除間伐をするとかですね山の手入れは森林組合等に委託をしまして一定の投資はしておりますけれども、その宅地とか、それからその他の雑種地に関しましてはなかなかですね議員さんのご指摘のとおりですねうまく管理し切れていないという現状でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。やはりぜひできてないのであれば管理の部分でもする方向性、そして持つべきではないというものであるんやったら計画も立てて売っていくと。そこにはどういう方法論があるかということを検討をいただきたいし、それも早急に行う必要があると考えます。その点について課長の意志というか意欲というか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員のご指摘はごもっともであるというふうに理解しております。売却につきましては、また担当課としまして検討をさらにですね、今までようしてませんですけども、もっと具体的に動いていきたいというふうには考えま

す。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） はい。山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従って質問をいたします。
一問一答でよろしく願いいたします。

まず、健康増進計画について質問いたします。

私が通告している1の中の⑧に書いてる字が、内容が少し間違ってますので初めに訂正をお願いいたします。⑧に、地域の人材の活用をしているかというところの下の※印に「健康づくり推進委員」と書いておりますけれども、「健康づくり推進員」と訂正をお願いいたします。そして、「食生活改善委員」と書いております。これも「食生活改善推進員」と訂正をお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

健康増進計画について、医学の進歩や経済、社会生活の向上などにより平均寿命は延びてきました。しかし、生活環境の変化などによりがんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病がふえ、その結果、壮年期の死亡や寝たきり、認知症などの要介護状態になる人も増加し、医療費の増大を招き、家族の精神的、経済的負担も少子高齢化が進むにつれますますます大きくなっていくと予想されています。

本市では、国が平成14年に健康増進法を成立したのを受けて、平成21年度から5カ年計画で香美市健康増進計画を策定しております。健康づくりの視点は、個人の健康づくりに加えて家族や地域、行政や関係機関などが個人を支えること、そして住民の健康づくりを支援をする環境づくりが大切であるというヘルスプロモーションの考え方が活用されています。生涯にわたり心身の健康づくりを進めるためには、乳幼児から高齢者までの各ライフステージに合わせた支援が必要になってきます。健診の方法も従来の成人健診から生活習慣病、メタボリックシンドロームの重症化を防ぐための健診となり、平成20年度より特定健診と特定保健指導が開始されました。

以上のことを踏まえて質問をいたします。

まず、特定健診でのアンケート調査の集計結果で生活習慣病についての市の認識を伺います。また、特定保健指導をどのようにしているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 濱田議員の健康増進計画についての1点目についてお答えいたします。

アンケート調査の結果からですが、生活習慣病、メタボリックシンドロームの認知度につきましては約8割の方々を知っておるということで、大分普及してきておるんでは

ないかとうかがえます。なお、特定健診の認知度につきましては約6割ということで、現状では認知状況は十分とは言えないというところとなっておりますので、これ以上の積極的な周知が必要かというふうに考えられます。なお、特定保健指導につきましては、けんこう香美ングセミナーと銘打ちまして実施しておりますが、メタボリックシンドロームの方やその予備軍の方々の中で血圧などの症状がある方、その方たちが治療していないという状況にある方につきましては電話や訪問、あっ、治療してない方につきましては、運動や食事のことなどにつきましてその方の生活状況に合わせましてアドバイスをしております。これにつきましては、保健師並びに管理栄養士と一緒に考えながら実践できるような方法をアドバイスしておるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その特定保健指導が必要なケースに6割いるというご答弁をいただきました。で、個別に保健師さん、栄養士さんとかがアドバイスをしているということでございますが、これは直接訪問してアドバイスをしているのでしょうか、それともまた電話で必ず口頭で相手に伝えているのでしょうか、その辺を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。先ほど6割と申しましたのは、アンケート調査の結果の特定健診の認知度のことでございます。それで、けんこう香美ングセミナーのほうの特定保健指導のほうの実施状況ですが、これにつきましてはお電話だと思っておりますが、そちらのほうで参加を促しております。それによりまして参加をしていただき、おいでいただいたときにそういう打ち合わせをしながら今後の生活状況の、生活のやっていき方とか栄養のとり方といいますか、栄養指導等をしながらメタボリックの解消に向けて継続して支援していくという形になっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。平成20年度から特定健診の受診率は少しずつは伸びてきているように思います。で、伸びの大きい、これは新聞紙上でも報道されてご存じかと思いますが、伸びの大きい上位5町村はすべて直接の声かけを実施したと、そして地域づくりの団体と連携した市町村も伸び率は高くなっている。県は、対象者の戸別訪問などに対する市町村への補助を平成22年度に新設をして、それを利用された市町村は20市町村あるということでした。で、本市は平成22年度は利用してないと認識しておりますが、間違っていたらまたお願いします。

本年度は対象者のメニューを、対象メニューを追加するということが補助制度を見直しているようです、県が。で、本市は特定健診の委託料、昨年が2,161万円でしたけれども、今年の平成23年度の予算の委託を見ますと2,811万円の予算が計上されています。それを見ると、この県の補助制度を利用しているように思われますが、どのように利用されたのかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、濱田議員の特定健診の今年の実施のメニューについてお答えをさせていただきます。

まずですね、受診券を昨年度までは郵送で送付をしておりましたけれども、本年度はですね委託をしまして、その方々、それから地元の健康づくり婦人会の皆さん等々と一緒にですね受診券を配布しております。また、不在宅の家庭に関しましてはですね、また後で当課の保健師が訪問して受診勧奨をしております。今年度はですね、さらに未受診の方につきましては電話で受診勧奨を行っていきたいというふうに思っております。それから、委託の県の補助制度ですけれども平成22年度も採用をしておりますけれども、昨年度は電話受診勧奨ということだとどまっております、本年度につきましてはさらに一歩進んだ形での取り組みとなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その委託をして健康づくり婦人会と一緒にでしょうか、2人か3人体制で訪問をされたということだと思うんですけども、その訪問した地域ですね、全世帯ではないと思うので、山田が中心じゃないかなと思います。そうでは、大体どれぐらいの世帯、どの地域を訪問して受診勧奨をされたのか、わかればお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、ちょっと手元に資料がないので正確な数字ではないかもしれませんが、対象世帯が約4,000やったと思います。ただ、主に一緒に行った地域というのは山田地区、それから香北地区でも一緒になって受診勧奨を行っております。正確にどこの、香北地区のどこそこ地域とかということについてはですねちょっと手元に資料ありませんので申しわけありませんが、一定の場所にはですねお伺いしまして効果を上げているというふうに聞いております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 実際受診勧奨をして、また不在のときにはまた再度訪問して勧奨したということですが、その特定健診が大体この11月20日で、あっ、特定健診の病院に個人的に行く場合はまだ続いてますけれども集団のほうは終わってると思うんですけども、今の状況での効果をどのように見られますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。数字的なものについてはですね、まだ上がってきておりません。といいますのも、今までは郵送しておったということで早い時期に受診券が手元に届いておりましたけれども、手渡しするという取り組みの関係からか今年は一月ぐらいおくれております。それと、数字が上がってくるのがですね若干一月おくれぐらいな形となっております。現状で言いますとですね、前年度ぐらいの受診率が

上がっておるといふうに聞いております。そのおくれた部分で一緒ということですので、多少上がっているといふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

今年も第5回の健康まつりが10月23日の日曜日に、今回は香北の保健センターのほうで行われたと思いますが、これ5年、第5回なので5年目だと思います。その間、参加者をふやす工夫とか検討をされてきたのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。健康まつりにつきましては、ポスターのほうをA3判、チラシ兼ポスターになります。そちらのほうを量販店のほうに張らせていただきました。また、小・中学校のほうには広報に掲載した内容でチラシをつくりまして配布をしております。また、健康まつりのスタッフが地域で配布、これまあ多くありませんが地域での配布なども行っております。また、土佐山田町と物部町につきましては、開催する2日前、二、三日前に宣伝カーでの広報とか、あと香北町におきましては防災行政無線のほうでお知らせをしております。今年度につきましては、そのポスター兼チラシも少し小さいのではないかなというようなこともありまして、4倍ぐらいのA1判に拡大したものを張らせていただいたり、小・中学校のほうのチラシのほうもただ文字だけでなく絵を入れてより目につくような形で気になる内容として配布もしてきました。

それから、あと昨年まで下水道展のほうで小学生の作品も展示していただいておりますが、そちらのほうでも子どもさんの作品ですので親御さんと一緒に来ていただくといふうなこともねらいとしてしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その参加者をふやす工夫の中にですね5回、今回5回目だということなので、ほかの市町村でも健康まつりなんかをやっていると思います。環境と一緒に兼ね合わせて環境まつり、健康まつりといふうにしてるところもございしますが、ほかのところ行かれたりとか、またそのメニューですね、健康まつりのメニューどんなものをほかはしてるんだらうといふうなことで参考にされましたでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。自分に限って言いますと、やはり気になりますので今年香南とかのポスターの内容も見たりはしました。なお、まだ、しかし、その打合せ等でそういう打ち合わせをしたことはまずないと思いますので、今後またそういう方向も参考にしていきたいといふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） チラシを、チラシ、ポスターを見ましたけれども、臨床検査技師の方をお願いをして肺年齢とか普段めったにできないような内容もずっとありますけども、というか医師会とか、そして看護協会、それから歯科医師会ですね、やっぱりそういう方たちにもぜひ協力をいただいて健康チェックの必要性だとか、あっ、去年はなかったけどああ今年こんなメニューもあるんだというようなことで、さまざまな角度から健康についてのかかわりができるような取り組みをしていったらどうかと思いました。それと、ミニ講演会のようなものを一緒にセットするとか、内容を取り入れたらこう人の集まりも、また小さい子から高齢者までかかわりやすいようなメニューを取り入れるというような工夫をしていくようにされたらどうかと思いますが、その辺のお考えはありますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。今年につきましては、昨年試行的にしました肺年齢のほうの検査を取り入れて、目新しいもんも入れながらやっております。このような検査につきましては、やはり時間的制限、1人にかかる時間等もありましてなかなか多くの人数の方に受けていただくという状況ができないもんもありますので、その辺は可能な範囲でまたしていきたいと思いますが、それから、あといろんな歯科医師会等、歯科医師会につきましては今年度確かおいでてくれておったと思いますが、できる限り、場所の都合がつかます限り可能な範囲で検討もしていきたいと思いますが、やはり場所等も限られておりますので、どうしてもそういう対象というのが限られてくるのはちょっと仕方ないところかなというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今年の健康まつりの中で地球温暖化に対してのポスター、それから説明の方も二、三人いたと思うんですが、今年は大震災もありまして、原発依存ではなくて自然エネルギーを見直すというようなことも言われてる中で、この地球温暖化の取り組みの一環としてですね再生可能エネルギー、小水力とか太陽光発電とか、その辺の状況、啓蒙のこともあって掲示をするようなコーナーもあったらどうかなと思いましたが、ひょっとその辺のこう提案とかは出てこなかったがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。環境面のほうにつきましても、第1回のほうから参加をしていただいております。その中で、省エネに関しましてはハイブリッドカーの展示とかも行いまして、また、あと電気量の各家庭の一昨年との比較とかいうふうなものも今年行っております。内容につきましては、今回の震災を受けまして再生エネルギーとかいうふうなことについては今回考えておりませんでした、例年の省エネ対策的な、啓発的なことでやっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

がん検診の受診状況をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。がん検診の受診状況ですが、現時点で今年度のがん検診につきましては終了していますのは胸部のレントゲンだけです。まだ、あとにつきましては一昨日ほぼ終了しましたが、まだ未受診の検診も残っております。それで、一昨日終了時点でちょっとまだ集計出ておりませんので、がん検診だけで申しますと今年度56.1%ということになっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） がんの死亡率がやっぱり今はトップになっております、全国的にも高知県でも上位に上がっております。やはり早期発見、早期診断、治療が大切だと思いますが、市民の、私も含めてですね市民の皆さん、やっぱりもう早期発見、早期診断、治療ということがみんな十分知ってると思うんですが、やはり何かきっかけがないとか日が合わないとか仕事が忙しい、いろんなこう理由があろうかと思えます。ほんで、普段やっぱり痛みがあるとかいうものではないので、痛みがあったら病院に行きますけれども、痛みがないうちはずるずると引っ張って定期検診なかなか受けに行きづらいといいますか、行かなければならないけど行けないみたいな状況に陥ってるんじゃないかと思えますが、これに対しての受診勧奨の方法をどんなふうにされてますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 受診勧奨ということになります。これにつきましては5番、6番目もいろいろ関係はしてくるんじゃないかというふうには思っております。受診勧奨について今年度につきましては、まず、次の答えにもなりますが、がんの検診の希望調査というものにつきましては、年度前の3月に一度対象者の方にお送りいたしまして希望をとっております。で、これまで1回で終わってございましたが、今年度につきましては再度未返送者に対しまして7月に送らせていただきまして、その中で1,500通余りも返送いただいたということもございます。そういうことで意識の醸成も図っていこうということで頑張っておるところでございます。

それから、あと検診日につきましても未受診の日を設定するなどして少しでも受けられる機会をふやしていこうと、これは総合保健協会との調整もなかなか難しいですけども、できるだけふやしていこうということで調整もしたりもしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、4番目に移ります。

平成19年度からの医療費の推移を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。平成19年度からの医療費の推移という

ことで、平成10年度、あっ、平成19年度につきましては国民健康保険とこちら平成19年度までは老人保健になります、それを合わせたものとなります。85億、約ですが85億8,400万円となっております。それから、平成20年度からは国民健康保険と後期高齢者医療になります、この合算が90億7,400万円、それから平成21年度が91億8,100万円、平成22年度が93億900万円ということになっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。今数字を伺いましたけれども、医療費のほうは上がってきております。少子高齢化に伴ってそれとともに退職者もふえてるし退職の被保険者、そして平成20年度からの後期高齢者医療が始まって後期高齢者医療費もふえてる。そして、医療の進歩によって多分高額療養費などもふえてきているように思いますが、その辺の中身の変化についてはどう考えてますでしょうかお伺いします。これが1人当たりの医療費の抑制っていいですか、健診をして受診勧奨もして、それで少しでも医療費の抑制につながる方向に行けばいいわけですけども、その辺の今の状況の中での考えられることをわかる範囲で答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。済みません。医療費の中身の分析というものを資料並びにちょっと持ち合わせておりませんので思うところを言わせていただきますと、やはり健康につきましてはやはり自分自身やはり健康を守っていくということも大切でございますので、そちらへの意識の醸成、そして早期治療というものに心がけていただきますとともに、やはりこちらのほうにつきましても健診への参加の呼びかけ等をさらに強めていかななくてはならないというふうに思います。医療費等の今後の分析をした中で、それに対応する健康づくりというもんもしていかななくてはならないというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 医療費が毎年ふえていってるわけですけども、ぜひ中身も分析をしてどの部分に医療費がかかっているか、それに対してどういうふうな受診勧奨をしていかなければならないか。がん検診についても早期発見、早期治療が大事なので、その辺も検討してやっていってほしいと思っております。

⑤ですけども、市民の健康への関心度について伺います。

健康まつりもずっと5年間やってきておりますし、それから、健診の方法も少しずつですが電話、そして今年は訪問とかを一緒にしてますし、それによって市民のほうも、ああ健康に気をつけないかんがやということが自分自身の問題としてクローズアップされることが望ましいわけですので、その辺の健康への関心度についてどのように思われますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。健康への関心につきましては、やはりある程度特定健診並びにがん検診等の受診率へ反映されるものではないかというふうに思います。健診につきましては昼間という条件が多いですのでやはり都合のできる方もおいでとは思いますが、やはり自分の健康は自分で守っていくということで、普段気にかけてる方は受診をしてくれておるというふうに思っております。悪くなってからでは遅いので、やはり自分自身が苦勞するということにもなりますので、やはり自分で守っていただくことを前提にやはり健診に来ていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 6番のほうに移りますが、働き盛り世代、現役世代になりますけれども、40歳代、50歳代の死亡率が高知県の場合は全国平均よりも1割以上高くなっています。特に男性の死因ですけれども、女性と比べてがん、心疾患、脳血管疾患、いわゆる生活習慣病が半分以上になっている現状です。そういう中で、やはり普段働いてますと昼間のその受診の時間になかなか行けなくて結局受診の機会を逃してしまうということにもなります。特に自営業の方なんかにとってはその傾向があるんじゃないかと思えますけれども、なかなか時間を決めていくということが難しい。そういう状況の中で、土曜日とかちょっとウィークデー以外に日を決めるというやり方もあるように思えますけれども、働き盛りの世代への働きかけを今どのようにしているのか。今後どんなふうにしていく、方向を考えられてる部分があればお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。働き盛りの方へということでございますが、健診に関しましては、例年11月の日曜日に特定健診と各種のがん検診をセットしました日を1日設けて実施しております。それからまた、来年1月にも日曜日に、これも毎年行っておりますがプラザ八王子で実施をして、あっ、実施をする予定となっております。この1月の健診のほうを本年度につきましては、これ平日になります。香北、物部のほうにも分散をしまして胃と大腸がんの検診を予定しております。受診しやすい体制をとって受診率の向上に努めておるところです。なお、予定していましたが都合が悪ければ別の日にも設定をできますので、またご連絡もいただけたらというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、7番に移りたいと思います。

香美市の病気の分類を見ますと、1位が統合失調症になっています。治療期間が長期に至るということで家族を含めての支援が必要だと思いますが、自殺のほうもですね全国的にもう3万台がずっと続いている状況の中で、うつ病などの精神疾患を持つ方も大変多くなっているような現状です。で、本市においては、その方たちへの支援はどの

ようにしているのか伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。現在のところ相談があったときの体制ということになりますが、民生委員さんや周囲の方々から相談がありましたらやはり保健師に直接相談という場合もありますし、地区担当保健師が電話並びに訪問等を行いまして話を聞いたり専門医への受診を勧めたりということで対応しております。今現在中央東福祉保健所の障害担当の職員と一緒に相談をしていただきまして、自殺予防についての検討もしておるところでございまして、その中で来年度につきましてはパンフレットのほうを作成して啓発をしていこうかというふうな方向で検討しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 中央東保健所の方と一緒に相談、支援をするということでございますが、そういう方々に日ごろからですねよくそういう方々の話を聞くという立場、傾聴の姿勢を持ってそういう方に接することが非常に大事だと思います。メンタルヘルスに関する学習会ですとか、それから傾聴ボランティア講座を受講するとかいうような企画もしてですね、その民生委員、児童委員さんとかそれから社協の職員、市の職員の方も含めてそういう講座、学習会にこう受講していくというような機会をつくるのも今後必要ではないかと思いますが、その辺を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。地域にやはり理解していただくというのが一番大切でございますので、なお、機会をとらえて学習会も検討していきたいと思っております。なお、前回の議会でしたか、認知症のサポーターの講座というのを職員のほうへということもございましたので、まだ総務課のほうにはよう行っておりませんが、今後また職員研修でも取り上げていただくようにまたお願いもしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 8番のほうに移ります。

本市には地域に健康づくり推進員が72名、それから食生活改善推進員が今181名、健康づくり婦人会が今78名いるとお聞きしています。実際このような地域のすばらしい方たち、役職を持った方たちがたくさんいますが、この方たちと普段やっばりどのように連携をとって、健康づくりの一役を担っている方たちと連携をどのようにとって活用されているのか、状況を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。健康づくり婦人会につきましては土佐山田地区のほうで、また健康づくり推進員につきましては香北、物部地区で活動していただいております。また、食改さんにつきましては各地区で組織されておりました活動し

ていただいております。これらの組織の方々には、健康まつりでのスタッフとしての活動はもちろんですが、また健診のPR、これ市が回ります広報車での広報にも生の声で放送していただいたりしていただいております。また、実際に健診会場におきましても受付などの協力もお願いしてお手伝いをいただいております。

それから、健康増進計画の内容につきましてもこの組織の研修会を通じて勉強していただきまして、地域で広めてもらうようその内容のチラシの配布とか、地域の集まりのときなどに話もしていただいております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 食生活改善推進員に対しては学校教育の現場、また地域の公民館などでも健康づくりのためのヘルシー料理、減塩料理等を含めた活動をしていると思いますけれども、その効果をどのようにとらえてらっしゃいますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。おっしゃられますように、地域のほうでそれぞれの推進員さんに活動もいただいております。なお、なおといいますか、それにつきまして具体的になかなか効果が見えにくい面はございます。それでも地域で健康食の伝達等を行っていただいておりますが、今後活動報告も上げていただいているとは思いますが、なお、その報告等も点検しながら、また今後検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 地域の公民館で食生活改善推進員の方が習ってきた料理をですね地域の方々にこう伝えているわけですが、ただ、その料理をつくってその場でおいしい料理をいただくというだけでなく、やはり一歩進めてですね、そのときにやはり健診の重要性だとか、減塩が大事だよとか、そのときに血圧をはかってみるとかいうような、こう健康づくりにこう直接こう食生活改善推進員さんのつくった料理が体にいいということのこうインパクト、そしてそのときに今年はこんな健診がどこそこにある、ありますっていうようなお知らせも兼ねてパンフレットを食生活改善推進員さんから地域の人たちにお渡しするとかいうような、そういうこう場にもできるんじゃないかなと思います。またご検討していただきたいと思います。

今年はジェイエムシーという企業にですね特定健診の通知を健康づくり婦人会の方とこう2人体制でお渡ししてきたとお伺いしました。私の香北の家にもですねその、ちょうど私が不在だったもので通知書が入っております、それでお伺いしましたけども留守でしたのでよろしくお願ひしますというメモを挟んでポストに入ってたわけですが、近くの方、ほかの民生委員さんからはですね、私たちが地域にいるのになぜジェイエムシーに頼むのかっていうような声を3人の民生委員さんの方からお聞きしまして、この辺のことについては市のほうも検討されてこういう経過にはなつたとは思いますが、やはり地域の中には民生委員さんもいます、そして健康づくり推進員さん

もいますし、食生活改善推進員、健康づくりをしようと思って地域から推薦されたり、また自分でやってみようと思われた方もこういう委員さんになっておりますが、そういう人たちが積極的に地域に出て受診勧奨を2人ぐらいの体制でするといようなことになったほうが良いという意見の方もいらっしゃいます。実際その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。なぜ企業に頼んだかというところでございますが、受診用ですねパンフレットでありますとか、それからいろいろな連絡、それからその特定健診に関する知識であるとか、一定の研修も必要でございます。そういった部分の総合的な部分から企業にお願いをしたと。ただ、議員ご指摘のようにですね、地域の人材の方々にもですねお手伝いをいただかないと効果が上がらないというところからですね、全部の地域ではありませんけれども今年、本年度は健康づくり婦人会さんとか健康づくり推進員さんにもお手伝いをいただきました。ただ、全地域でこれが回れるほどまだ協力体制がとれない実態もありますので、今後そういったお手伝いいただける方がおられましたらですね、手を取り合ってですね進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今回研修に佐久市に行かしていただき、また、県内でいうと栲原町のほうにも研修に行かせていただきました。どちらとも健康づくりの取り組みを積極的にされてまして、地域にいるその健康推進員さんとか保健指導員さんが大変活躍をされていまして、生き生きとされてるように伺いました。また、地元の担当課の方からも、推進員さんたちが自分自身の健康にすごく関心を持つようになって、また家族の健康、そして地域へという目を向けてくれるようになった。それが地域づくりになるんじゃないかというようなことを行政の担当課の方からお聞きをいたしました。元気なうちの健康づくりのために、その健康づくりそして介護予防のためにも今後もボランティアを養成するとか、やっぱりリーダー、健康のリーダーをやっぱり育成していくことが今後高齢社会に向けてなり手が無い、民生委員さんもちよっと問題になってましたように、やっぱり次に担っていく後継者をやっぱりつくっていくためにも日ごろからそういう活動のできる方を育成していくっていうことは大事だと思いますが、ちょうど来年はまた健康づくり推進員さん、これは物部と香北ですけれども、ちょうど2年の任期が終えてまた来年から2年間の任期ということで再スタートをするわけでございます。でもう高齢だから引きたいという方もいらっしゃると思いますが、担い手がいなかったらだれかしなければならないしということで続けていらっしゃる方もいると思います。やはり地域の健康づくりのために人材養成をしていく。そして、健診の勧奨もしていくというようなことで、なお一層そういうところに力を入れていってほしいと思いますが、その辺の見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） それぞれの組織の活動につきましては、やはり主体的な活動というものが大切でございますので今後これまでの活動に加えまして、やはりこちら、行政からのお願いの活動じゃなく、また自分たちで自分たちの組織が何ができるか、受診勧奨、健康づくりに何ができるかというようなことも出し合ってお話し合いを持ちながら、自分たちが生きがいを持ってできる活動に幅を広げていってほしいと、またそういう形で話し合いの場も持っていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それでは、次に、2番の質問のほうに移りたいと思います。生涯学習活動についてお伺いいたします。

平成23年度の本市の生涯学習のしおりには、生涯学習の理念、そして生涯学習社会についてさまざま掲載されています。「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない」と規定されております。生涯学習を実現するために学習環境を整備し、そして市民の主体的な学習活動を支援することが教育行政の大きな役割であると明記されているわけでございます。

それについて質問に入っていきます。

このしおりにはたくさんのメニューが掲載されています。香美市民の皆さんの参加状況はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

この生涯学習のしおりにつきましては、たくさんのメニュー、事業がたくさん網羅されておるところでございます。その中で参加人数とかそういったものを把握できる部分につきましては、その事業ごとに掲載をしております。余りたくさんメニューがございますので一つ一つ参加人数をここで申し上げるには物すごい時間がかかりますので、またご一読願いたいとこのように思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 何か質問の仕方が大ざっぱで申しわけございません。たくさんのメニューがあつてそれぞれに市民が10人、20人と参加されています。これの中でいつも継続して参加されている方もいると思います、もちろん。でも、初めてこう参加する方もいるのかどうか。その辺、実際その住民個々のそのライフステージに応じたニーズ調査っていいですか、どういうことを地域でやってみたい、こういうのがあったら参加してみたいってというような、そのニーズに応じた、ライフステージに応じた要求を知るためのニーズ検査というか調査ですね、ごめんなさい。ニーズ調査を行ってる

かどうかをお伺いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

事業ごとにいろいろなアンケートということもできるかとは思いますが、余りにもメニューがありすぎて、それをまた統計的に分析するという時間もございませんので、限られた事業につきましてはそういったアンケート調査とか、今回の事業についてのご意見、提言なんかも書いていただくような、そういった機会のある事業も実施をしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 済みません。ニーズ調査は、限られたところでのニーズ調査を実施してるということで、ごめんなさい、ちょっとどの部分に対してのニーズ調査をしてるのか、再度済みません。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） ご質問にお答えします。

全般的な生涯学習の活動に対するそういったアンケートとか分析ということではなくて、このメニューの中にございます事業について、そのいついつこういった事業を行った、そのときに参加された方のご意見をいただいと、こういう状況でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） なかなかたくさん、市民全員にというのは難しいかもしれませんが、その参加した人に対してこれでよかったのかというそのことの調査ではなくってですね、今実際そのメニューがあってそれに参加してる方はそこでの集いの場があって、また次へのステップになろうかなとは思いますが、実際参加してない方がまだまだたくさんいると思うんですけど、そういう方が年齢層に分けてでも何かこうその地域にどんなやりたい、どんな学習意欲を持ってる方がいるんだろうかというようなところのニーズ調査をしていく方向が今後の方向性としてあるのかどうか。同じメニューではないかとは思いますが、人気のあるメニューはずっと続いてやりますし、人気があれば自然にそのメニューはなくなっていくかと思いますが、そのときに新たなメニューを提案するときに資料にもなりますし、そして世代もこういう世代ではどういうメニューがあったらいいとかいうような、住民が意識的に生涯学習に参加していくというような意識づけにもなろうかと思いますが、また、そのニーズ調査について今後視野に入れていくという方向はできますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

市民全体のアンケートというのは予算をいただいてやれば実施可能かと思えます。また、そういったこともできるかとは思いますが、各文化、スポーツ、いろいろのものにおきましてはそれぞれの委員さんがいろいろ、公民館にしても館長さん、主事さん

とか、大きなそういった委員さんがございますのでそういった市民の代表といいますか、地区へ入った方々のご意見をいただきながら、こういった生涯学習の事業を検討をしながら年間スケジュールも決めているところでございます。全般にわたって市民各年代、男女のアンケートをとるといふには、なかなかそこまでは実際問題として生涯学習振興課とは取り組めないようなと思っているところでございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。このメニューの中でたくさんのメニューがありますけれども、20代、30代とかの若い世代の方がこのメニューの中で参加、どれだけの方が参加してるのかなど。若者の参加状況なんかがおわかりならお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 年代に応じて参加者がどれくらいおったかという、そういった比率の分析はしておりません。ただ、スポーツ関係は比較的若い方、そして文化活動は年輩の方が参加するといったことの傾向が強いです。そして、仕事の関係とかがございますのでその年はできなくても翌年に参加するとか、そういった人気のあるメニューにつきましてはそういった入れかわりもございますし、新しく学生から社会人になったらそういったスポーツのほうへも加入されて活動されると。それから、文化につきましてもそういったある程度仕事が多忙な方が終わればそういった、60歳過ぎればそういった文化的なサークルへも入って活動しようとか、そういった形で順次参加者が変動しながらある一定の人数で1年間の行事が進められていると、こういった状況でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 私が地域をちょっと回ってたときにですね、若い人、20代、30代の方でも家にいらっしゃる、農家の手伝いをしてる方もいますし、何もとりたてて仕事を今してない方もいらっしゃるわけです。こういう生涯学習のメニューの中に若者がこうたまり場って言うたら言葉が余りよくないかもしれませんが、こう学習活動の一環としてそういう若者サロンのようなたまり場があって、そこで何かをやろうと、何がやりたいかまだはつきりわからないけれども何かこう集ってする中で次へのステップになるんじゃないかなといえるような、そういう場所の提供みたいなことはよく、学校なんかでは学校に行けない子どもたちはカウンセラーのもとで別のところでおったりもしますけれども、若者のこうそういう居場所みたいなことをこのメニュー、生涯学習としてのメニューにはなかなか入れることは難しいでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

そういった若者向けの事業ということでございますが、そういった若者に限らず全般に、こちらといたしましてはポスターとかチラシとか車での街宣、香北地区におきまし

ては放送設備もございますので、そういったことで全体に呼びかけてその中でそれに合ったそれぞれメニューがたくさんございますので、それに参加される方が集っていただくと、こういった状況でございます。そして、若者のそういった活力といいますかものにつきましては、公民館活動の中に青年団の活動というのが香北に唯一存在しておりますので、そういった今後やるとすれば、そういった青年団との連携をより一層深めまして地域へ入っていく、そういった活動も必要ではないかと。限定するとすれば、そういった活動で延長上に活動できるのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。②のほうに行きますけれども、こういったいろんな生涯学習活動を通して住民同士がつながり、そして生きる力とか次へのほかの部門へもこう活動意欲につながっているというふうに市として思っているかどうか。今後こういうことについて積極的にメニューを厳選しながら、委員さんとも相談をしながら続けていくということをしていく意向なのか。来て、そのメニューの中に参加して、それで普段はもうつながりがないというのではなくって、日ごろからのこう住民同士のつながりができているかということについてどう思われるか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

生涯学習課といたしましては、いろいろな事業を実施しているところでございます。それで、そのメニューの中には同じ目的を持った方が集うこともございますし、また一方知らない方同士が会うということもございます。このようにさまざまな活動をしておりますので、人と人の触れ合いやまた地域間の交流が図られております。そして、住民同士のつながりも結びついているものと、このように考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

3、地域医療の視点についてお伺いいたします。

今年の10月に地域医療研究会全国大会が高知市で開催されました。そこに、長野県の諏訪中央病院の名誉院長が「地域医療の心をどう伝えるか」と題して講演をされました。その講演では、地域医療とは生活に密着した医療であり、それぞれ地域で診療を行っている医師には哲学がある。それは温かな心が原点になっている。もし自分がその立

場だったらどうしてほしいかを考えることが大切である。地域医療の心とは相手の身になって考えてみることで、そして地域医療の基本は命と健康、仕事や生活、きずな、この3点のバランスを保てないと地域で暮らす人々の健康は守れないと話されました。高度医療に携わる救急医や看護師は大災害には中心的な存在になります。しかし、声を上げられない弱い人は置き去りにされてしまうおそれもあります。弱い立場の人に支援の手を差し伸べることができるのは、日ごろから住民に寄り添い診療をしている地域の開業医だと思います。自治体がどういう地域づくりをしたいかによってその地域に合った医療が提供できていくんだと思います。地域医療についての見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。地域医療についての見解ということでございますが、自分のほうも地域医療という言葉は耳にしておりましたり、また耳にして、現在もしておるところですが、漠然としたイメージしか持っていなかったのが現状でございます。地域医療につきましても、病気の治療のみにとどまらず病気の予防、また健康増進のための活動、また治療後のリハビリテーションや在宅療養のサポートと、その地域で暮らす皆さんが健康で過ごしていくことへの支援だということだと思います。これまで言われてきています保健、医療、福祉の連携のとれたサービスというのがそれであると思いますし、それをまた医療が中心となって提供をしていくことではないかと思っております。そして、こうした活動を医療機関だけでなく、介護、福祉サービスを担当します行政やまたそれに関連しますサービスを担っていく関係機関が協力して進めていく社会を築いていくことが地域医療を目指すことだと理解しております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。その地域医療を進めていくためにやはり地域の住民にアンケート調査行ったり、また地域に開業してる開業医の方にも話を聞くというような立場を持っていかなければならないと思いますけれども、その健康づくりの一環として、この住民に対しての安心して地域で生活するためにどんな医療を望むかというような旨のアンケート調査を行ったらどうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。地域の住民はどんな医療を望むかということですが、やはり医療につきましても市内一円やはりサービスが受けれるといたしますか、医療にかかれる体制が大事だと思っております。そんなこともありまして、やはり物部地区には指定管理を行いました歯科診療所並びに大柝診療所というものも指定管理で実際医療の実施を行っておるところです。いろんな科の医療はあると思いますが、やはりその中でやはり地域の特性、また開業するに値する条件というものもいろいろあると思いますので、やはりその辺につきましても民間の、民間といいますか開業医の先生方のご意思にもよることと思っておりますので、やはり行政としましては今ある先生方と何でも相談のできる体制、また何かあったときに相談できる体制を築いていきたいというふ

うに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 少し先ほどの答弁にも出てきたかと思いますが、関係各課の連携についてできているかどうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。各課との連携につきましては、高齢者や要支援者等につきましては包括支援センターを中心として、また、障害者につきましては福祉事務所を中心としまして保健支援班また並びに推進班の保健師等が連携して支援に当たっております。集いの場の設定とか、それからそこでの健康づくり教室の開催とかにつきましても保健師等連携して当たっておりますが、そのほか何かありましたら、教育委員会などを含めました関係機関が集まりケース検討会を持ちながら、それぞれの部署がどのようにかかわりを持っていくかということについて話し合っておりまして、このような連携の中で地域密着型サービスの運営委員会とかにおきましては、医師もメンバーとして加わっていただいておりますのでご指導等も仰ぎながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。次に移ります。

南国、香南、香美での保健医療福祉推進会議が今年も行われました。今年で8回目になるのでしょうか、それぞれの団体とか組織の情報交換の場にはなっていると思っておりますが、本市がこの会議でどのような効果を得ているのか、今後どのような提案や課題を取り上げて参加をしていくつもりなのか、ご意向をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。先日開催されました第8回のほうに私のほうも参加をいたしておりました。中央東福祉保健所が事務局となりまして開催されておりますが、管内の医師会並びに薬剤師会、そして看護協会、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの代表者がそれぞれ取り組んでおりますことについて報告、また、連携を図ることなどについて報告がありました。本市に限りませず各市町村につきましては関係機関の取り組みがわかりますとともに、その中で地域で支え合う取り組みの広がりをつくっていきけるのではないかとこのように思っております。先日協定を結びました高知県薬剤師会香長土支部との災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定も、この会が組織されていたことが一つのスムーズな締結につながったのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 地域医療体制の充実ということについて、前から私のほうも何度か質問をしたことがございますが、小児科医が香美市にはおりません。この件に

関して病後児保育のことでも前回質問をいたしましたけれども、小児科医を確保してないということで乳児健診も今八王子プラザ1カ所の実施になっております。で、物部、香北の方は受けに行かないかんわけでございます。不便を感じているところでございます。病後児保育もまだ実現はしていませんし、地域づくりという観点からも小児科医の確保が急がれるようにも思います。前回の答弁では、医師会とか大学病院にも協力依頼をお願いするというをおっしゃったと思うんですけども、その辺のことを依頼してきたのかどうか、今後の見通しについて伺います。

○議長（西村芳成君） 休憩します。
（午後 2時51分 休憩）
（午後 2時51分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。地域医療の観点から、現在香美市内には小児科がないところがございます。自分が担当となつてからは小児科医の招聘と申しますか、香美市内への設置についてお話を進めてはきておらないところです。振興計画の策定の中でもご指摘を受けておりますが、やはりなかなか小児科医、また、なかなか限られた専門科というのの設置につきましてもは困難性もあると思っております。なお、医師会等にも相談を投げかけていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 11月の高知の紙上で、高知大学医学部家庭医療学講座の教授の話が出ておりました。地域医療を守る条例を設定した自治体があるということをお聞きしました。調べてみましたら、県内ではございませんけれども九州のほうと広島の方でまだ3カ所ですけれども条例として地域医療を守る条例ということをお制定している自治体がありました。ここの中に書かれてることは、自治体と住民と医療機関が連携をしてどういうふうな地域づくりをしたいかをこう理念として挙げているような条例でございました。それぞれの責務が明確にされておりました。また、そういうのもぜひ参考にされて、山間地域の多い香美市の現状を踏まえて地域包括ケア、そして健康づくり、ライフステージに応じたその健康への取り組みが必要かと思っております。また進めてほしいと思っております。

次の質問に移ります。

最後に、学童クラブ施設の耐震化についてお伺いします。

本市には8カ所の学童クラブがあります。香長は農山村コミュニティセンター、そしてめだかとかじらは元山田保育園、たけのこが宝町集会所、うぐいすは楠目小学校の校庭に独立して建設されているところです。かたじは多目的集会所にあり、大宮小は元老人憩いの家にあります。もんべえについては開発センターにそれぞれ設置をしています。今の学童クラブの設置場所は、はた目で見ても、あっ、耐震までできてないかなと思っ

てるところがありまして、児童の豊かな学びや遊びを保証するためにも安全で安心できる場所であることが非常に大事だと思っています。

そこで質問をいたします。

市内の学童クラブの施設には、老朽化している施設もあります。耐震診断はしているでしょうか。また、今後耐震対策はどのように進められていく意向ですか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 濱田議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり児童クラブは現在7校区8クラブございます。そのうち専用クラブはうぐいす児童クラブ1個だけです。その他につきましては、全部間借りとか保育園の跡地を施設を利用しておると。ご質問の耐震診断につきましては、現在どれもしておりません。それから、今後につきましてはこれからの課題というふうになってます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 耐震対策についてはこれからの課題ということでございます。けれども、私が外から見た分につきましては物部の開発センター、そして大宮小の元老人憩いの家と山田保育園、ここは山田保育園があったところが老朽化して耐震も必要だということで、そういうこともあってなかよし保育園に移動、移動といいますか新しくつくられたなかよし保育園に行ったんじゃないかなというふうに私の頭の中では思っていましたもので、この山田保育園のほうはもう早急に手当てを打ってもらいたいと思いますし、この大宮小につきましても老人憩いの家のほうも場所的にも狭くて修理の必要なところも何か所か以前にもありましたものでぜひお願いしたいと思いますが、開発センターにつきましても相当古い建物のように感じております。ぜひこれからの耐震をお願いをしたいと思います。

以上で私のすべての質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 答弁はえい？

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番の公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点についてお伺いをいたします。

初めに、学校教育についてでございますが、去る10月5日に起きた鏡野中学校での異臭発生事件については、11月8日の議員協議会で教育長から詳しく説明がありました。しかし、地域住民やまた多くの市民は当初何が起きたのかわからず、翌日の新聞報道でこのことの重要性を知ったことと思います。中学時代は本当に多感な時期であります。自分の目的をはっきり見出せないでいる子どもたちに担任教師は真正面から向き合い、個性を見きわめながら自立に向け手助けをしていただきたいと思います。こうした、しかしながら、こうした問題は小なり大なりどこの中学でも起きる可能性は十分にあります。教

師が本務以外に多くの時間をとられ精神的にも余裕がなくなり子どもたち一人一人に向き合う時間がとれない。そういった状態だとすれば、ますます事態は深刻の度をますのではないか、そのように思うわけですが、そこでお伺いをいたします。

①でございますが、ちょっと済みません。この異臭事件の検証により見えてきた課題及び現在の状況どうなったのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員のご質問にお答えをいたします。

10月5日に発生した異臭は、鑑定の結果、クロロフォルムによるものだったと香美警察署から連絡がありました。皆様に大変なご心配をおかけしましたことを本当に申しわけなく心よりおわびを申し上げます。

今回の事件の課題は、大きく分けて3つととらえています。1つ目は、危機管理対応の弱さです。2つ目は、日ごろの生徒の荒れに対する対応の不十分さ、特に組織としての取り組みが弱いことと予防的な取り組みが不足していたことです。3つ目は、生徒一人一人の特性に応じた指導が十分でなかったことです。事件後、鏡野中学校では、香美市消防署による危機管理研修や危機管理マニュアルの再検討、スクールカウンセラーによるカウンセリングの充実、学級担任による気になる生徒への個別面談、各学年団を中心とした生徒への指導の強化、PTA主催による人間関係づくり研修会の実施など取り組みを進めています。

現在の状況は、教育委員会もそうですし、私も学校のほうへ頻繁に行かしてもらわなければいけません。子どもたちが校舎の中に入ると大変明るくあいさつをしてくれます。以前より授業中学習に集中している生徒はふえたと感じます。学校だより、学級だよりによる情報発信も以前よりはふえました。教職員が生徒に積極的に声がけをしたり指導したりする場面にたくさん出会います。学級懇談を定期的に行っている学級も出てきています。個別支援の必要な生徒について、関係機関との連携による支援会議の回数もふえています。全体的にこう大きくこのように変わりましたというふうに、学校のほうがとても責任を感じていますので、強くはこう言えない部分がある先生方の中にはあるように思いますが、外から見たときに以前よりは変化が出てきているというふうなことを感じます。ただ、校舎の中に入って子どもたちを見るとそういうふうな状況ですけれども、校舎の中に入らなくて外で見ていると以前と余り変わった状況が見えないかもしれませんので、その辺は大変申しわけなく思っておりますし、私たちもこのこと伝えていかなければならないというふうには思っています。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。先ほど教育長のほうから詳しい説明がありました。この説明は11月の8日の議員協議会でも説明を受けた、そのように思っております。私が聞いたかったことは、県のほうからもですねいろいろ指導の手を差し伸べるとか、または地域ぐるみ、そして教育長しかり学校の校長、教職員がですね、やはり今まで細々

したことは鏡野中学いろいろ私も耳にしておりましたけど、今回のこの新聞報道、そういった形で大きく鏡野中学校自身が改善をされていっとると、そのように受けとめましたんで、今後ともですねさらなる改善に向け善処に向けですね、教職員一同また教育長もしっかり指導性を発揮していただいて、何とかまた頑張っていたきたいと、そんなに思っております。

はい。次、2点目に移らしていただきます。

これは1問目とダブるいいますか重なる点もありますが、本市には大規模、小規模合わせて9校の小学校があるわけですが、その6校が鏡野中学校区となります。入学と同時に学習や生活の変化になじめず不登校となったりいじめが急増する。このような現象を中1ギャップと言われていますが、本市の現状及び改善への取り組み、これをお聞きするわけですが、私はこの中1ギャップ、直接どこそこの学校で云々いうあれやないですけど、大小さまざま山小なんかであれば500、全校で520人前後の児童・生徒がおります。また、佐岡なんかやったら10人前後ぐらいですわね。そういう大小の学校がこの鏡野中学入学したときに、さまざまな先ほど述べましたように環境の変化によって、中には不登校であるとかいうそういう話もちらっと耳にしたという、そういうあれがありますので、その点について取り組みお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

最近、全国的に中1ギャップの現象がふえてきています。改善に向けてさまざまな取り組みが模索をされているところです。本市におきましても同じような状況がございまして、例えば今の鏡野中学校の中学校1年の状況はこの中1ギャップというふうに言えるというふうに思っています。このことがございまして、次のような取り組みを今しているところです。1つは、鏡野中学校と鏡野中学校区の小学校6校では、本年度から2年間不登校・いじめ対策小中連携事業に取り組んでいます。その取り組みは、Q-Uアンケートを活用した学級づくり、中学校入学当初に行う仲間づくり合宿、これは鏡野中は2回行いました。学級づくりリーダーの養成、中学校区連絡協議会、それから昨日比与森議員さんのご質問にお答えした中にありました、小学校6年生同士の連携を深める仲間づくりの活動などです。2つ目というか同じような内容で、ごめんなさい、ちょっと言い直します。2つ目として、先ほどのは鏡野中学校区の実践でしたけれども、香北中学校区と大栃中学校区でも中学校区連絡会を行って、こちらのほうは頻繁に先生方も集まったりして連絡会を行っているところです。3つ目として、香美市全体としては思春期における人間関係づくりプログラムの研修、香美市授業研究会、保幼小中合同研修会を行っています。小学校から中学校への接続は、大人が想像する以上に子どもたちにとっては重圧となっていますので、取り組みの効果を見きわめながら進めていく必要があると思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。細やかな丁寧な説明をいただきました。これは①、②と同質の答弁であったように思いますが、本当にしっかりとですね取り組みができていますと私はそのように認識しましたので、それでは、③のほうに移らしていただきます。

先日香長小学校での外国語活動の公開授業、これはALT、また外国語活動に対して非常に熱心な矢野議員とお二人で参加する機会をいただきました。私は初めてのこの外国語の授業を参観いたしました。子どもたちはALTの問いかけに対し何らおじることなく、この流暢にですね答えていました。そのそういった姿を本当にもう目の当たりにしてですね私自身驚きやらそういう感慨を覚えたわけですが、香長小学校では新学習指導要領が示され、この周知期間、移行期間からですね高知県小学校外国語活動推進事業に取り組んでこられた。そして、この研究の成果を各小学校で参考しながら香美市の小学校全体が取り組んでいた、そのようにお伺いしております。本当に初めということもありましたけど、授業中の子どもたちの生き生きとした、この真剣なまなざし、本当に先ほど言いましたように本当に感動したものでございますが、次世代を担う子どもたちにはしっかりと将来を見据え国際感覚を養うためにも頑張っていたいただきたいですが、そのような人づくりの素地を養うのがALTによるやはり正確なその発音いうんですかね、その点が非常に大事になってくるのではないかと私はそのように思っております。

きのう何かちらっとテレビの中、テレビでですね主要何カ国の中でやはり英語がしゃべれないいう、そういうようなアンケート調査のもとに何か放映しておりましたが、最下位はやはり日本やったです。そして、原因は何かいうたら、やはりこの日本語と英語の発音形態、そういったもんが根本的に違うというような、そういったことを指摘するような話もありましたけど、やはり大事なのはこのやはりこの正確な発音、そういったものでまた大きく語学、英語に対する、またそういう自信づけにもなるのではないかと思います。

こうしたことからお聞きしますが、現在皆さんもご存じのようにALTが3人香美市には配属されております。1名は鏡野中学の専属いう形で、そしたら、あとの小学5年、6年、そして中学と2人が対応しているような状態ですが、先ほども言いました、子どもたちのその真剣なまなざし、もう一生懸命そのALT、担当教師も交えてですけど、その姿を見てですねもっともっとALTとこう接触する、そういう時間もとれるのであればさらにまた大きく成長、そういったものの提供が子どもたちにできるんじゃないか。そういう観点から指導体制は十分なのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員さんのご質問にお答えをいたします。

小学校五、六年生で外国語活動は年間35時間ずつ行われます。どの学校も学級担任

がALTを活用しながら授業を行っています。小学校9校中全時間ALTとのチームティーチングができる学校は3校、あとの6校は全時間の半分から半分強という時間になっています。ALTと一緒にする時間が多いほど先ほど言われたように発音とかこう自然な形で英語が学んでいけますので、それは多いほうが良いと思っています。授業もそうですけれども、学校にいる時間が長いと休み時間とかいろんなところで直接ALTと触れ合うことができるので、それは体制的に多いほうが良いとは思っています。はい。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。教育長は多いほうが良い、そういう答弁をいただきました。中国の故事にですね、1年の計は穀物を育てなさいと、10年は樹木、木を育てなさい、100年の計は人を育てなさいという、そういった故事があります。これは人づくりは長いスパン、長いスパンで将来を見据え、見据えたその計画が必要になると。当然教育にはですねお金もかかるわけなんです。そして、私が言いたいことは、このALTをふやましていうことなんです。予算もかかります、うん。普通の臨時職員の報酬いうんですかね、倍額ぐらいやいうて以前聞いた記憶もありますが、どうか先ほど来のこういった話でも言うたようにですね、やはり発音によって大きくこの英語に対する取り組みとか成長過程が違ってくると。また、この100年の計これは人を育てるんですよいう、そういう観点からもですね人づくりは大事になってくると。市民の皆さんもこの教育に関する、またALTに対する予算の投入ということについてはですねご理解をいただけるのではないかと、私はそのように思っております。

明年当初予算、余り詳しく突っ込んだことは言えませんが、ヒアリング等がもう終わっとんかどうかわからんですけれど、どうかまた予算に組み込んでいただいてですね、ぜひともこのALTはふやせる方向で検討をしていただきたいと思います。その点お願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

ALTにつきましては、先ほど本当に多いほうが良いというふうなことで、高知県のアクションプランのほうに一応申し込んで2分の1補助のあるアクションプランのそういう制度がありますので、そちらのほうでお願いもしながらいっているところです。はい。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 来年の春からはALTさんも何名かふえそうである、そういう思いで私も見守っていきたい。そんなに思いますので、ええ、よろしくその点お願いをいたします。

はい。次に、④に移らしていただきます。

1999年8月、うん、国旗及び国歌に関する法律が成立いたしました。これは皆さんも記憶にある方もおいでになるんかと思いますが、広島県である小学校、学校の校長

がですね自殺をしたという、そういった背景の後で成立された法律であると、そのように私は認識しておりますが、同法は、国旗は日章旗、日の丸とすると、これが第1条であります。国歌は君が代とする、第2条、この2つから成っております。我々公明党は、憲法の思想及び良心の自由、この規定からですね一貫して国旗や国歌を敬う心情は国民各個人の良心の領域の問題であると、そのようにとらえております。

本市では、学校教育での教育活動の中で国旗・国歌に対する教育はどのように行っているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

国旗・国歌に対する指導につきましては、学習指導要領に示されておりますので、各学校がその学習指導要領に基づいて行っております。小学校では3年生以上に社会科の授業がありまして、3、4、5、6年生での社会科、それから全学年の音楽、特別活動で、中学校においては社会科の公民的分野、全学年の特別活動で指導するようになっております。各学校におきましては、学習指導要領に基づいて当該教科並びに特別活動の中で指導もしていますし、これも同じように学習指導要領に規定をされております国旗掲揚、国歌斉唱というふうなことを、それを卒業式、入学式にも行っています。実施は100%です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。模範解答的なですね答弁をいただきました。一步踏み込んだ形で質問させていただきますが、学校行事の中でですね特に大事であろう入学式、そして卒業式があるわけですが、以前にこの本市の小学校で、この式典で国歌斉唱時に起立しない、すなわち国歌を歌わない教師がおったわけです。式典に参加していた当時の教育長は、校長に対し父兄の前で声を荒げた、注意をした、そういった話を伺ったことがあります。こうした大事な式典で規律や秩序を乱す教師の行為は子どもたちは敏感に察知をします。時久教育長になってですね、まだ今年の春の卒業、入学、そういう時期を迎えたと思いますが、教育長としてこういった時代に事例はあったのか。また、起立をしないそういう教師がいた場合に教育長はどのような対応をされるのか、その点お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

国旗・国歌につきましては、長い議論をずっと行った上で今のような状況になっております。この春の卒業式、入学式につきましては、今申しましたように100%で起立をしていなかった者もいなかったと、これ調査とかをしていますのでいなかったです。多分教師個人にはさまざまな意見はあると思いますが、子どもたちにとって教育は学習指導要領に基づいて行われておりますので、その趣旨に従いながら学校教育は行われているというふうなことで、指導にしても入学式、卒業式の実施にしましてもそれに

基づいて行っているという今の状況です。多分起立をしないという人は出てこないと思います。子どもの育成の視点に立っていますので、多分そうだと思います。もしあったら、また話をするようにします。

○ 9 番（織田秀幸君） もしあったら？

○ 教育長（時久恵子君） えっ？

○ 9 番（織田秀幸君） もしあった場合にはどうしますか。

○ 教育長（時久恵子君） はい。もしあった場合は、そうですね、式典そのものは乱すわけにはいきませんので、その後で個人的にきちっと話をしようというふうなことは思います。

○ 議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○ 9 番（織田秀幸君） はい。わかりました。これは教育新聞のある識者がですね述べられた一節なんです、子どもたちは教師の姿を大人としてのあるべき人間のモデルとしての、モデルとして心の中に刻んでいくという、そういう箇所があったわけなんです。すなわち教師の言動、行動や行い、そういったものがいかにこの教育現場においては大事であるか、その 1 点がこの言葉の中にですねちりばめられていると、私はそのように思います。

そういうことで、教育長の答弁しっかりと承ったわけですので、次に行きます。

2 点目、この 2 問目は、先ほどの濱田議員との質問とかぶるところがありますが、内容は私は全然違うと思いますので、担当課長答弁のほどをよろしく願いをいたします。

今年の議員視察研修で長野県佐久市を訪れました。佐久市は世界最高健康都市を目指し、80 歳を過ぎても元気で健康的な生活を送る人が多く、ピン・ピン・コロリの里として全国にも注目されています。数々の取り組みの中でも特筆したいのは、保健補導員制度を着実に実施していることでもあります。この保健補導員の活動は、戦前、戦後を通じ、結核、赤痢などの伝染病や乳幼児の死亡が多かった劣悪な環境の中で、当時の保健婦が孤軍奮闘している姿を見ていた地域の主婦たちが、少しでもお手伝いをしようと自主的に呼びかけ活動を始めたのがきっかけとのことでもあります。佐久市では、保健補導員の任期は 2 年で、市長が委嘱するとのことです。こうした保健補導員の取り組みで市が行う市民の健康生活推進のための保健事業について理解を深めることができ、さらには保健補導員がみずから健康や生きがいについて学ぶことで健康意識を高め、自分の家庭や地域に広めることができます。また、保健補導員の経験者を各地域で拡大していることでもあります。市全体のこうした活動により市全体の健康意識を高めることにつながっています。現在佐久市では、男女ともに平均寿命が長く、介護が必要な高齢者が少ない、老人医療費が低い、健康優良高齢者が多いなどの結果が明確に数字で出ています。

以上からお伺いしますが、本市では 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者を民生・児童委員が把握調査や見守りを行っている。しかし、こうした単独行動にはさまざまな問題点も指摘されております。地域ぐるみで見守り、支え合うネットワークの構築を強化す

るためにも、上記で述べた長野県佐久市で行っているような保健補導員を民生委員同様に各地域主導で養成をし、高齢者への健康増進へとつなげてはどうかということをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） お答えをいたします。

佐久市の取り組みであります保健補導員につきましては、本市では健康づくり婦人会及び健康づくり推進員がこれに当たるのではないかとというふうに思います。この組織の方々に対しましては、年に数回の健康の維持増進等に関します研修会等を実施しながら健康に関する知識を深めていただいております。また、それを高齢者も含めた地域のほうへ広めてもらうように活動をお願いしておるところです。健康づくり推進員につきましては、佐久市と同じく任期2年で再任も可能で、地区から推薦をしていただいております。現在72名の方が推進員となって活動をしてくださっています。前回の任期の平成20年度、平成21年度にも地区推薦でございますので72名の方が活動をしてくれておりました。そのうち40名の方が再任ということで活動を引き続きして下さっておりますが、32名の方が前回とはかわっておるということで、その32名の経験されておる方がやはり引き続き活動ができるという体制を今後つくっていかなくてはならないというふうに思います。なかなか任を離れますと活動の継続がなかなか難しいと思いますので、また継続して活動しておる方もなかなか少ないんじゃないかというふうに思っております。今後は、引かれた方につきましても引き続き活動に携わってもらうようなことを研修の中で呼びかけていながら、健康づくりを応援してくれる人をふやしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。現在72名、これ今団塊の世代がですねあと10年もしたら俗に言う後期高齢者75歳のピーク、現在でも香美市には75歳以上が2割を超していると、そういった状況からかんがみてですねこの72名では私はちょっと少ないんじゃないかと思うし、私が先ほどでも質問したように地域の、いうたら自治会等で推薦とか要請とかしてる。当然専門の保健師さん、民生委員さんなんか毎月1回社協で協議、勉強会をとったりと色々な指導、そういったものをされておるそうなんです、そういったような専門の保健師さん等にも当然研修を行いながらですねこの輪をいかに広げていくかいう、これをやっとなが佐久市なわけですね。そして、先ほど言いますように、だんだんだんだんだまだそれぞれの地域では高齢化人口がまだふえていくいうそういう可能性が十分あるわけでございますが、その72名をもっともっと拡大させていくような方策、そういったものはとれないか。もう一遍その点について担当課長の答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。健康づくり推進員さんにつきましては7

2名という実数でございますが、経験者等を今後継続して活動していただくようなことを継続をお願いしていきたいというふうに思いますとともに、やはり健康づくり婦人会のほうもやはり同じ健康づくりを目的として活動しております。そちらのほうでも今後活動がさらに伸びていくようなことの研修等、またお話等をしながら広めていきたいというふうに思います。また、食生活改善推進員さんもおいでますので、やはり住民の健康づくりについては同じ活動ということになっておりますので、やはりこの3団体で今後活動についての交流を持つような話も出ておりますのでその中から輪を広げていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ぜひともですね、またふやす方向でまた協議をしていただきたいと、そのように思います。

はい。それで、以上であります。

予定では、きょうの最後の登壇となって最後の質問となりました。いい返事をいただきたいという思う反面、この3問目の質問は以前から私がちょっと気にかけてったいうんですかね、そういう思ったままありのままのことを質問をさせていただくわけなんです、旧庁舎時代からですね総合案内、受付業務は職員が交代で従事をしておりました。新庁舎になっても従来同様職員が任に当たっています。以前愛媛県の東温市へ調査の視察に行きそこで印象深かったことは、本当に東温市の庁舎はガラス張りいうんですかね、本当のもう日光がさんさんと降り注いでいるいうんか、全館が物すごく明るく感じたわけでありまして、その点ともう1点は、この総合案内の受付担当の方、当然女性でありましたが物すごく印象がよかったわけです。うん。帰りバスの中で同僚議員いろいろ話する中で多くの議員がそのことにも触れておりました。本市も念願の新庁舎ができ、この東温市にまさるともこの劣らない立派なその庁舎であります。そのことはだれもが認めるところであります、この受付、接待、受付、この第一印象、第一の印象は特に大事であるいうんですかね、その受付で印象は左右をされるわけなんです、私が思うには適材適所の人員配置、またこの人件費のコスト面からも不合理、理にかなってないんじゃないかとそのように思うわけなんです、経費等今後の対応いう形で課長も座られたりですね、そして、当然そらあ正規の正職員が担当についていると聞いております。いつだれとは言いません。マスクをしてジャンパーをかぶって縮かんどってですね総合受付案内、いろんな方がおいでるわけなんです。そういったことからいったら、当然市内はもとより市外、県外からもですね庁舎を見に来たりとかたくさんの方が来られます。そういったまず最初の接点、総合案内でですねちょっとこれは再考の余地があるんじゃないか、そのように思いました。ええ。答弁のほどお願いします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 織田議員の受付業務についてのご質問にお答えいたします。

総合案内につきましては、議員も申されたように合併前の旧土佐山田町のときから庁舎が分散しており住民にその所在地がわかりにくいことなどから、住民サービスの向上のために玄関に設置していたものです。新庁舎になりましてほとんどの課等が本庁舎に集約され利便性は向上いたしました。4月からの組織再編に伴い課等の名称が変更されたため、来庁者にはどの業務がどの課になったのかわかりづらいつらいと思われ継続して総合案内を設置したこととしたものです。窓口、案内業務はですね昼休み業務をしている課以外の職員が担当していますけれども、香美市庁舎総合案内窓口設置規程を設け業務の1つとして位置づけていますので、管理職も含めての配置としております。コスト面から不合理ではないかというご指摘ですが、私としたりら経験の長い職員ほど案内業務は適切にできるものと考えております。職員であるからには、どのような部署においても自分の課以外への適切な案内や連携ということは生じますので、全職員がすべき業務であると考えております。

ただ、その職員の接遇につきましては、日ごろから市民や議員の皆様からいろいろと総合窓口以外のところでもご指摘をいただいているところです。今年も職員対象の接遇研修を8月に開催いたしまして、一応86.8%という出席率を得まして接遇研修をいたしました。その接遇研修はですねその総合案内にちょっとターゲットを絞りまして、あいさつ、相手の目線に立った話し方であるとか具体的な案内の仕方というものを研修をいたしましたけれども、そしたらその成果が上がったかと言われたらですねなかなか十分でないというのが現状だと思っております。ただ、この接遇研修につきましては今後も継続して進めてまいりたいと思っておりますので、またこの質問をですね二度と受けることのないような、何とか頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これは市長にもむちゃぶりせんといかんかわからんですけれど、経験豊富な課長クラス、うん、私が思うにはですね、いろいろ案内が細やかにできるというそういう話がありました。こら総合案内いうたらですね余り専門的なそういったいろんな教育とかそういうもんじゃなしにですね、もう本当にもう若くて美人とかそんなことは言いません、それは、うん。やはり女性のほうがですねやはりもうこう会釈できるような、それはそういう形で再考することによってですね、このかなり印象的な面とかコスト面でもこう大きく変わってくるんじゃないかと思っております、うん。よその市町村、総合案内あるとこで職員が交代でやっとなかやっとなか、そんなことまで私は全然知らんわけなんですけど、その東温市の1つの例をとって見たらですねやはりやっぱもうちょっと変えたほうがえいんじゃないかと思っておりますが、市長はどのようにお思いでしょうか、うん。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 織田議員のご質問にお答えをします。

この総合案内、新庁舎になってからの総合案内を設置するに当たりましては、先ほど

課長から述べたとおりであります。当初総合案内、この設置するまでに若干議論もございましたが、先ほど課長から述べましたような理由の中で設置をするということになったわけであります。議員からはコスト面、あるいはまたさまざまな理由から不合理ではないかというふうなご質問でございますが、行政も1つのサービス業と言い切ってはどうかと思いますが、1つのそうした視点もあるわけでございます。また同時に、1人の者だけがこの業務に当たってそれを案内をするというよりも、やはりできる職員がきちっと行って、そこで自分の学習にもなるしやはり経験にもなるわけでありますので、私としましては現在のところこれを継続をするという思いが変わりはございません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。市長のご意見も承りました。総務課長と当然そらあもう一緒やなかったらおかしなわけなんです、一つですねやはりその派遣とか臨時とか、うん、そういうような選択肢もすると、段階になったらですけどそういう選択肢もあるし、ほいで私が最後に1点聞きたいのは、この業務についておる正職の、我々非常勤で毎日毎日その前を通るわけではないわけなんです、妙にこのモチベーションというかそういうもんがちょっと薄いんじゃないか、やる気いうんですかね、そのように感じるわけなんです、この職員が、私は本当に喜んであそこへ座つとるようなそういう思いがないわけです。これを続行するんであれば、踏襲するんであればですねもっともつと教育をしてですね、にこにこにこにこ、男性職員ににこにこしなさいとかそんなことは言いませんけど、そういうようなことが必要になってくるんじゃないかと思いますが、その点どうですか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 織田議員のご質問にお答えをしますが、確かにそういうご指摘もあろうかと思えます。これは私自身もそうですが、めっそう明るい人間ではございません、結構暗い人間でございますので、その辺は私自身も反省をいたしておりますが、職員には課長会などを通じながらやはり受付としての、どう言いましょう、真摯な姿勢を持って臨むようにということは常に申し上げております。これからもそうした指導はしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたい。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。
(午後 3時49分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 木曜日

平成23年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年12月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月15日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 3 年 第 4 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会 期 第 9 日 目 日 程 第 4 号)

平 成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 (木) 午 前 9 時 開 会

日 程 第 1 一 般 質 問

① 1 3 番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

1 5 番、竹平豊久君、1 6 番、島岡信彦君 (会 期 第 1 日 目 に 会 期 を 通 じ 指 名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告に従いまして順次質問を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。13番、大岸眞弓です。質問に先立ちまして、通告の訂正を1カ所お願いします。通告要旨の14ページですが、教育予算に関する質問の中で②のところですが「認定基準」と、就学援助の「認定基準」を「算定基準」と書きかえてください。

それでは、質問に移ります。

私は、住民こそが主人公の立場で一般質問を総括方式で行います。

まず、野田政権の動きとTPP問題についてです。

3月11日の大震災、原発事故という未曾有の体験は、国民の政治と社会への見方、生き方に変化をもたらし、新しい政治、経済のあり方を見つめ直す大きな契機となりました。大震災前にも不安定雇用や社会保障の相次ぐ後退で国民の貧困は深刻でした。派遣切りで仕事と住居を同時に失い、公園で野宿する若者や働いても生活できないワーキングプアと呼ばれる人々があられました。自己責任論が日本を席卷し、自殺者が11年連続3万人を越すなど、国民は今もきわめて厳しい状況に置かれています。その一方で、リーマンショック以降でも一握りの大企業は内部留保をため込み、日本の高額所得者上位1%に富が集中しています。こんな政治は変えてもらいたいと願う人々は、コンクリートから人へというスローガンを掲げた民主党に期待を寄せ、2009年に政権交代が起こりました。しかし、鳩山内閣、菅内閣は、沖縄県民や国民要求に背を向け、特に菅内閣は選挙での公約などなかったかのように消費税の増税や突然のTPP交渉参加検討を打ち出し、政権交代前の新自由主義路線をより強力に進めようとなりました。震災復興も遅々として進まない中、3代目の野田首相は国民の批判に一切耳をかさず、米軍基地の辺野古移設のスタートを開始し、APEC首脳会議でTPP交渉の参加を表明するなど暴走を始めています。民・自・公3党合意によって子ども手当の廃止、高校授業料無償化見直しなどの看板政策も投げ捨て、消費税の増税と社会保障の改悪をセットで行おうとしています。年金の支給開始年齢引き延ばしなど、本当にやっていることがむちゃくちゃです。自・公政権時代にもできなかった暴走です。こうした暴走の背景には財界とアメリカという2つの支配勢力の強い要求があり、それに国として立ち向かうのではなく、逆に沖縄県民や国民に無理難題を押しつけてきたのが歴代政府の最大の弱点ではなかったでしょうか。一般商業誌にでさえ、アメリカ、財界の使い走り内閣だとやゆされています。ここからの転換が求められています。

ここで資料の説明をしたいと思いますが、まず、1枚目の資料をごらんください。

年次改革要望書というのがあります。これはウィキペディアからとったものです。日本の政治、経済に大きく影響を与えた年次改革要望書に関する資料ですが、年次改革要望書は1993年に宮澤内閣とビル・クリントン大統領との間で会談で決まり、平成21年、鳩山内閣時代に廃止されました。郵政民営化や、これ上のほうにずっと列挙されてますが、それをわかりやすい図にしましたものが下の囲みの図です。それをごらんになりながらお聞きください。郵政民営化や大店舗法の廃止、労働法改正など、国民生活と日本経済に重大にかかわる問題がアメリカからの発端だったということです。この下の囲みの中のアメリカの要求ですが、アメリカの要求がまずありまして、それが日本の中で法制度として整備をされていったという図がこれでございます。左の端のアメリカ要求のところの2001年からのこの医療制度改革、混合診療、株式会社参入、これなどはTPPにも大きく道がついている問題ではないかと思います。

そして、財界を金持ち優遇を示す客観的な資料は、部分的ですが2枚目につけておりますのでごらんになってください。所得税の推移に関する表をつけてあります。これは所得税の最高税率の推移でございますけれども、わかりますように1974年には8,000万円以上の所得者に対しましては75%の税率が課せられておりました。そして、それが1984年には70%、1987年には8,000万円以上というのが5,000万円以上で頭打ちになっておりましてそれが60%に、そしてもう最後にはこれが2007年には1,800万円以上が40%と、こういうふうになっておりまして、そして、その下のAというのを、Aが住民税の所得割の税率でございます。それから右にありますのは、右のBとありますのは法人税率がどのように下がっていったかと、それから所得税率に関しましては先ほどの表をこう階段にあらわしたものです。法人税率は37.5%が一時42%、43%にまで行きましたけれども、これが現在30%、2005年の時点で30%にまで落ちているということでございます。

歴代の、歴代政権と今の政治の姿について、一端ですが象徴的なものを説明をさせていただきました。

3月11日の9カ月間を見たときに、3月11日以降の9カ月間を見たときに、こうした従来のアメリカと財界の影響を強く受ける従来の古い政治の枠組みでは、この未曾有の国民的危機に際しまともな対応ができないことが現在の状況ではっきりしてきました。今政治が最もしなければならないのは、まず震災復興と原発事故の収束です。そして、その次に、震災前からの深刻な不況の克服です。不況の原因は明確、明白であり、過剰生産に対する国民の購買力低下による消費の低迷です。この冷え込んだ景気を上向かせる決め手は、やはり雇用の安定です。非正規労働者や派遣労働者を正規雇用に変え、中小零細企業を応援し、農林漁業を再生させていくこと、社会保障を充実させ、貧困をなくし、国民が普通に人間らしい生活をできるような状態に取り戻すことではないでしょうか。政治がそのように機能してこそ、国民の購買力が高まり景気が回復し税収もふ

えていきます。地方も元気になる道です。

以上を述べてお聞きいたします。

大震災をきっかけに戦後政治のあり方が問われています。市長は、野田政権の動きと今政治がなすべき方向はどのようなものとお考えかお尋ねをいたします。

次に、②の質問に移ります。

T P P 交渉についてです。

T P P 交渉です。野田首相が国民にまともな説明もなく交渉参加を表明してから事態は進行しています。基本的に全品目が交渉の対象であることは明らかになりました。アメリカ通商代表部、U S T R の貿易政策文書によると、日本に対し50項目の、50項目もの要求が列挙されており、その主なものにB S E 対策として行っている米国産牛肉の輸入制限の緩和、米輸入の規制緩和、食品の関税引き下げ、日本の民間保険への参入、これは郵便保険や営利を目的としていない共済組合も標的とされております。医療への株式会社の参入、混合診療の解禁、エイズウイルス感染拡大の要因となった米国製血液製剤の輸入制限を控えよ、公共事業については高速道路や主要公共建築物、鉄道調達、都市開発、港湾拡張などの事業にアメリカの企業の参入を求めるなどというものです。

資料をごらんになっていただきますと食の安全、対日7要求というもの、これはほんの一部ですけれどもつけております。象徴的なものですので資料につけました。食の安全に係る対日7要求でございますが、こうして見ますと、例えば先ほども言いました牛肉・牛肉製品のB S E 対策、これをアメリカの基準に近づけよと。冷凍フライドポテトは、現在日本ではフライドポテトの輸入は大腸菌があると拒否をしておりますが、これを油で調理すれば危険は免除されるから受け入れをと。あと食品添加物、添加物の検討、認可が未完了、こうしたもの、そして使用していない80種類に関しても認可をせよと。あとカビ剤とかです。ね残留農薬基準とか、こういうものの規制緩和を迫ってきております。こうして見ると日本の経済市場丸ごとアメリカのルールと基準で動くようになり、国産の米や野菜、乳製品などもほとんどが米国産に置きかえられることとなります。私たち消費者は、産地表示や原材料の表示を確かめてできるだけ安全なものを買って、生産者はトレーサビリティなどで厳格に品質を守っています。対日要求は日本人の食の安全、品質へのこだわりなど、貿易の障壁としか見ていません。文字どおり国の形を変える亡国の政治だと言わなければなりません。仮に米国の企業が進出してきてまだ国内への優遇措置が残っていると思えば、日本政府を提訴して損害賠償を求めるという毒素条項もあるというところでもない交渉です。米国とF T A 交渉をしておりました韓国では、学校給食の地産地消運動が貿易の障壁とされたとの報道もありました。こうしたことを周知もせず、バスに乗りおくれるなど国民を焦らせ、世論形成していくのは大間違いです。

以上を述べてお聞きをいたします。

②のところですが、市長は既にT P P には強い反対の意を表明されていますが、改めてこうした内容を見たとき、この国と地方にもたらす影響についてどのように認識されて

いるでしょうか。

次に、③です。

鳥取県では、農業団体と自治体関係者、医師会や労働組合、消費者団体が共同歩調をとり、T P P交渉参加反対の1点で県民大会を開催し、北海道十勝地域でも市や議会、農協、漁協、森林組合、医師会など25の機関、団体が緊急アピールを採択し宣伝行動を行ったとのこと。T P Pは本市にとっても死活問題ですが、市長はT P P阻止に向けて市民とともに意思、意見表明や行動を行う準備があるでしょうか、お聞きをいたします。

続きまして、グリーンニューディール基金事業、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の活用についてお聞きします。以下「基金」と呼びます。

環境省では、来年度予算に向け再生可能エネルギー導入促進のために標記の基金事業を全国に展開するため234億円の概算要求をしています。環境省によれば、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを国を挙げての課題と位置づけ、東北地方のみならず地震や台風等による大規模な災害に備え再生可能エネルギー等の導入を支援し、全国的に展開することが必要だとの認識を示しています。これは大手の電力会社が電気を一手に握る従来のやり方でなく、分散、自立させて、災害時にも強く環境負荷が少ない、しかも安全なエネルギーを地域地域でつくろうとするものだと思います。基金対象事業は、公共施設における再生可能エネルギー等を導入する場合、また同様に民間施設へも導入する場合も対象となっております。

本市は、自然エネルギーの可能性は十分にありますので、その気になれば実現の可能性が非常に高いと思い質問に取り上げました。県の資料によると、2010年1月の時点で国の補正予算を受けて高知グリーンニューディール基金を創設し、地球温暖化対策や一般廃棄物の処理等に係る取り組みを事業化しておりました。施設園芸家運用の木質ペレットボイラーシステム事業もありました。100%が国の補助事業ではなかったかと思っております。今回の基金活用のメリットとして既に都道府県においてこのような基金条例が設置できておりますので、執行体制が確立していることから地域の主導で速やかな事業着手が可能である。また、複数年度の活用期間を設定しているのも、実情に応じた柔軟な対応が可能であることなどが挙げられています。平成24年度から新たに着手する基金事業は、今年の大震災を受けて災害時に強い自立、分散型のエネルギーの普及をという動機づけになったと推察されます。

そこでお聞きいたします。課長には先日資料をお渡ししておりますので、あわせよろしく申し上げます。

①ですが、再生可能エネルギーの普及に市民や地域の関心が高まっている今、こうした事業に手を挙げて、早期に市民と共同で進める研究をしたらどうでしょうか。地域防災の拠点となるコミュニティセンターとか公民館、集会所などの公共施設や民間施設も対象となっております。まず、手を挙げた地域との合意形成や適地の調査も要ることです

ので早期に取り組むことが肝心かと思いますが、その心構えはどうでしょうか、お聞きをいたします。

次に、②です。

先日自然エネルギーの学習会に参加をしました際、参加者の1人が「梶原ほど大がかりなものでなくても、隣近所四、五軒が出し合いでできるようなものはないだろうか」と言われました。また、別の会場では、「香美市は太陽光発電の補助はまだやりやせんかねえ」とも聞かれました。補助があれば思い切っとうちもと考えておられる様子でした。人の思いはさまざまですが、やはりエネルギーに対する認識が震災前とは全然違ってきています。

そこでお聞きいたします。

再生可能エネルギーに対する住民の意識調査をしてはどうでしょうか。資源は豊かにありますので、あとはそれに働きかけて有用なものにしていくことです。その主体となる市民の意識がどうあるのか、調査すればある程度本市の方向性も決まり、再生可能エネルギーの普及が一般論にとどまらず具体性を帯びてくると思います。

以上がグリーンニューディール基金活用に関する質問です。

教育問題に移ります。

今子どもたちにあらわれているさまざまな問題行動を見たとき、社会環境ももちろんですが家庭状況の悪化、つまり子どもたちの健全な成長発達に欠かせない良好な家庭環境を保つことが難しくなっているのではないかと思います。よく家庭の教育力低下ということが言われますが、そこまでも至らない養育力の低下が起っておりまして。その背景にはやはり常態化した親の貧困があるのではないのでしょうか。押しなべて子育て真っ最中の親たちの給与の低さ、非正規、パートなどの不安定雇用、シングルマザーはダブル、トリプルで仕事を持ち、幼い我が子と触れ合う時間もとれない。毎日を仕事と食べていくことで精いっぱいです。精神的に不安定な親も多く、ネグレクトや虐待も件数は減っておりません。学力低下が問題視されていますが、子どもたちは家庭で勉強できる環境にあるのでしょうか。食事をきちんと与えられているのでしょうか。清潔な体が保たれておりますでしょうか。暖かい布団で寝ることができているのでしょうか。本市の中学校では学校内がなかなか落ちつかず、先生や保護者、教育長初め職員の方々が非常に心痛み対応に奔走されていますが、私は周りの大人がまず子どもたちの衣食住を安定させることから始めなければと思っています。そして、子どもたちを落ちつかせるために、今生活の基本的な部分への集中的なケアが必要ではないかと思っていますところでは。

そこで順次お聞きします。

まず、①ですが、本年9月に四国弁護士会連合会、高知弁護士会の主催で人権擁護大会のプレ企画として、「子どもにふさわしい社会になるために～子どものための社会保障を考える」と題したシンポジウムが開かれました。その中で公立中学校のスクールソーシャルワーカーの報告があり、子どもの課題として、次の資料をごらんになりながら

お聞きください。子どもの課題として、資料ですが、子どもの課題という囲みがあると思いますが、この中に子どもの訴えと子どもの課題の関係も示されているところですが、その課題に無気力や学習意欲の低下、自己肯定感の低下、生活リズムの乱れなどがありました。そして、その子どもの家庭環境ですが、クロスして右下にあります。課題を抱えた子どもの家庭環境ですが、経済的困難とかひとり親家庭とか、こういうふうに図にされておりますけれども、平成22年の支援ケースから見たところ非正規やパートなどの不安定就労、無職の家庭が多く経済基盤が脆弱で、7割の家庭にネグレクト、育児放棄が見られるとのこと。不登校児童の50%が生活保護家庭で、87%が就学援助を受けているとの報告がありました。保護者にうつ病の疾患が非常に多いと報告もされました。そうした家庭は地域から孤立し、子どもは交友関係も遮断されがちだとのことでした。なお、児童虐待と経済的困難との関係が資料の下段に掲載をされておりますので、なおらんください。

そこでお聞きします。

周囲の大人が課題を抱える子どもの背景を日ごろからきちんと理解、周知して対応しておれば、問題が起きたときの収束も早いのではないかと思います。教育長は、教育現場でたくさん子どもたち、学校にかかわってこられました。子どもたちを取り巻く状況をどのようにとらえられていますでしょうか、お聞きをいたします。

次に、②です。就学援助に関してです。

親の経済的困難のひずみが子どもにしわ寄せされていることは明らかです。子どもの貧困が社会問題化して数年たちました。2010年の子どもの相対的貧困率は15.7%とOECDから警告を受けるほど高い割合ですが、さらにさっきの資料を見ていただきたいのですが、高知市では要保護、準要保護の子どもの高知市内の公立中学校ですが、率が示されております。小学校で28.97%、中学校では40.65%になっています。全国平均よりずっと貧困率が高く、一概に言えませんが、この経済的困難が低学力や高知県少年の非行率などと合致しています。これは県警の資料だと思うんですが、高知県の少年犯罪の現状、6歳から19歳まで、非行率が平成21年も平成22年もワースト1というふうになっております。あともワースト1というふうな状況でございます。こういうふうに合致をしております。今本市の学校での困難を見るとき、やはり家庭で賄えない教育費を補う必要があります。もとより香美市就学援助事務取扱要領の第1条ではそのことが規定されまして、学校教育法に基づき、経済的困難な保護者に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資するとされています。

そこでお聞きいたします。

本市の就学援助の、特に準要保護に対する算定基準が要保護の1.0倍と低過ぎです。これでは準要保護家庭を制度の入り口で閉ざすものです。第1条のように必要な援助を与えるという学校教育法の趣旨に足る算定基準、せめてもとの1.3倍に戻すように求めます。給付のほうですが、例えば医療費支援は本市は事務取扱要領でう歯、つまり

虫歯だけに限定されていますが、他市では学校指定病に少なくとも指定をされておりますのでこのように適用すべきと、すべきではないでしょうか、お聞きをいたします。

以上が②です。

次に、③でお聞きいたします。

教科書以外に授業で使う教材費など義務教育に係る私費負担は低所得世帯、特に準要保護に至らなくてもそれに近い世帯もあるわけですが、そうした層の保護者にもとてもつらいものです。子どもが2人、3人という世帯ではなおのことです。公立小学校の経費は市の負担する公費と保護者が負担する私費で賄われていますが、その区分を決めるのは市町村と学校の判断とされています。国が教育予算を削り続ける中で、市町村も悩みます。次の資料をごらんになっていただきましたら、今現在学校で教科書以外にどんなものにお金がかかっているかが示されております。体操服から通学帽から水泳着、水泳着ですね、そしてドリルやプリント、リコーダー、卒業アルバムや修学旅行、こうしたものがあるわけですが、このように義務教育は無償とされておりますけれども保護者の負担なしに成り立たない状況になっているわけです。

以上のことからお聞きします。

必要な教育予算は責任持つよう議会としましてもこれまで意見書等で国に要望してきましたが、市としても強く国に要望し、同時に義務教育に係る私費負担を軽減する措置や、例えばここにあります算数セットとか理科のキット、実験キットなどは学校の備え付けにしておくなど、生徒に貸して授業に使うなど、そういう工夫ができないものなのか、少しでも私費負担を軽減する工夫ができないか、お尋ねをいたします。

次に、④です。

温かい食事をとれてない子どもがたくさんいます。朝ご飯がお菓子やコーラなどの炭酸飲料という子もいます。何か食べられる子どもはまだましかもしれないという状態です。朝ご飯を食べていない子どもの80%が、虐待の危険がある子たちだと弁護士も指摘をしています。

そこで、質問の教育予算に関して最後の項目ですが、鏡野中学校で朝食を復活させることはできないでしょうか。お腹を満たして落ちついて授業に臨めるならば子どもたちの様子も変わってくると考え、質問をいたします。もちろん衣食住、特に食は保護者の責任において与えられるべきものですが、育児放棄、ネグレクトなどのされている子どもの親にはなかなかそれが伝わりません。伝わらないからこういう状況になっているわけです。お伺いをいたします。

続きまして、香北、物部支所庁舎の件でお伺いをいたします。香北、物部支所庁舎の震災対策と支所機能充実についてお聞きいたします。

11月8日に議員協議会において、政策企画財政課より香北、物部支所庁舎に係る震災対策についての説明がありました。説明では、平成22年度の3回と4回の香北町の審議会でも新しい支所庁舎建設を要望する意見が出され、市は耐震改修を実施するとの回

答に至ったとのこと。それ以降の平成23年度第1回の審議会で、耐震改修をしても維持経費や耐用年数の課題があり、また合併に伴うシンボリックなものを望むという意見が出され、支所庁舎の新築を望むと結論づけられたということでした。

そこで①の質問ですが、議員協議会に提出されました資料に、経過の説明とともに香北庁舎新築工事費や現在ある施設の解体費用など支所庁舎建築にかかる工事費の概算が示されておりました。これは香北の地域審議会で既に同じものが提出をされておりました。費用は合併特例債を充てるとのことですが、地域審議会で支所庁舎の建築を望むと位置づけられてから本市の市長部局などでどのような議論を経て、工事費の概算を示し議会に説明ということになったのか。地域審議会の結論は見えますが、執行部側の結論、政策的な意図がはっきり見えませんのでお聞きします。

次に、②です。

支所庁舎建設に係る話は少なくとも香北町の方々の合意形成ができているか、お聞きいたします。

次に、③です。

香美市のまちづくり計画の中にどのように位置づけられるでしょうか、お聞きします。

次に、④です。

もとより私たちも支所機能の充実を図るべきとの立場ですが、建設に当たって懸念される規模です。本庁の新庁舎建設に伴い行革を断行するため、合併時香北町に置いた健康づくり推進課や物部町の林政課も本庁に引き上げられました。今後退職不補充、2人の退職に対し1人しか雇わない方法で、一本算定になるまでに職員を100人減らす計画です。現在香北支所に置かれている26人の職員さんをそのまま残すことが可能でしょうか。残して住民の利便性や耐震対策も強化するという方向でしょうか、構想をお聞きします。

次に、⑤です。

合併特例債を充てるとしてはありますが、返済計画はどうなるでしょうか。先日の補正予算の質疑において、臨時財政対策債の約4億円の減額補正の説明では有利な起債には違いないが、借金はできるだけせずに将来負担を小さくしておきたいとの説明もありました。本市は合併後、本庁舎建設、なかよし保育園、あけぼの保育園の新設、学校給食センターも老朽化して建設されることになっています。提案の支所庁舎も合併特例債を充てるとしており、そうした後年度に長期にわたる償還払いの時期とそのピーク時はいつなのか、一本算定になる時期との兼ね合いはどうなっているのか、お聞きをいたします。

次に、⑥です。

住民合意を得て建設に至るとすれば、災害時の福祉避難所としての機能を備え、保護者や児童の長年の願望である学童クラブの併設、あるいは専用スペースを設けることを求めます。そのような構想があるかどうか、お聞きいたします。

次に、⑦です。

物部支所庁舎については、耐震診断を実施するとして診断の業務委託見積額が示されているのですが、今後どのような展開になっていくのでしょうか。物部町の方々は支所機能、支所庁舎についてはどのような意向を示されているか、お聞きいたします。

次に、⑧です。

本庁から遠く離れており、物部支所機能の充実は災害時の備えとしても非常に重要です。香北町同様に福祉避難所、学童クラブの専用スペースの確保についてはどのようにお考えか、お聞きをいたします。

質問の最後に、国保の問題でお聞きをいたします。国保税の申請減免についてお聞きをいたします。

私は実例に沿って質問をいたしますので、最後の端の資料をごらんになりながらお聞きください。

前年度の総収入がおよそ123万5,000円というAさんから国保税が払えなくて困っているとの相談を受けました。その資料の下段ですが、個人情報伏せて源泉徴収票をつけてあります。Aさんの源泉徴収票です。総収入からして応益部分の5割減額が適用になるはずだと思ひまして、Aさんを伴って担当課に行きました。上段の真ん中がこれ7割、5割、2割の減額の基準表ですが、その真ん中が5割減額の基準ですが、基準よりAさんの場合、下を見ていただいたらわかるように57万5,000円がその5割減額の2人世帯ですと基準です。Aさんの場合2人世帯で58万4,800円の所得となっております。わずか9,000円年間所得が上回りまして2割減額の、右っかわの103万円の適用にしかありませんでした。1カ月10万円足らずの給与で、年間の国保税を計算しますと8万1,000円です。相当な負担で1人の幼児を養い保育料も払って家賃も払ってしてもしましたら、児童扶養手当があっても生活が成り立ちません。負担能力をはるかに超えています。申請減免を一たん受けつけていただきましたが、それも基準には該当しなかったということでその場で帰りに却下となりました。Aさんの場合、手取りの半分弱が家賃に消えるため、シングルマザーになった30代のこの女性には目下払えるめどが立ちません。収納課で事情を説明しましたが、相談には乗っていただきましたが徴収猶予もききません。支出を減らすため家賃のもう少し安いところを探しておりますが、現在の賃貸マンションは半年以上住まないと違約金が取られ、引っ越しにも敷金、権利金がかかります。生活保護の対象にもあるいはなる世帯だと思いますが、本人は自立したいと願っております。また、市外に勤めており、車の使用に制限がかけられると仕事を続けることができません。

そこでお聞きをいたします。

本市の申請減免の基準がどうなっているのでしょうか。ボーダーラインすれすれで58万4,000円の所得の人が、数字上で言えば103万円所得があった人と同列の課税になってしまう、生活保護にもなれない、こんな方のために申請減額制度があるのではないのでしょうか。市町村によっては、一般的な収入減だけでなくAさんのような恒常的

な低所得者にも適用しているところもあります。私は、今大事なのは滞納世帯に陥らせ
ない、生活保護世帯にさせない手だてを一緒に考えること、とることが必要だと思いま
すので申請減免の緩和ができないものかお聞きをいたしまして、私の1回目の質問を終
わります。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の質問に、私、野田政権あるいはT P Pの関係につ
いて答弁をさせていただきます。

この日本の国を背負って立っております野田政権に対して、この香美市をようよう運
営しております市長がなかなかそれにコメントをすることは難しいわけでございます
が、大岸議員が言われたようにこの民主党政権、野田政権というものが大変な状況にあ
るということは同じ思いがいたしております。特に2年前に民主党政権にかわってから
の国の状況というものが、いわゆるさまざまな面でさま変わりをしてくれております。

まず、思いが1つだけあるのは、政権交代へ向けて打ち出したマニフェストというも
のが大変いわゆる国民受けをする、そうしたものが多く出されておりました。その後
にある財政問題、財源問題というものが余りにも不確定な中で出したわけでありまして、
そうしたことが今日の国政の混乱にもつながっておるのではないかと。また同時に、国難
と言われるほどのあの3月11日の大震災を初めさまざまな大きな災害等も起きてきて
いるわけでありますので、反面、気の毒だなあと、この国難のときに政権を担っておる
大変なご苦労があるだろうというふうな思いをいたしております。方向性につきましては
大変今の現状では不透明であるし、また、私もこの職につくまでは自民党の党员で
ございました。今は離れておりますけれども受け皿となれるのが、今またかわりでやれる
政党があるのかということも心配もされておられますので、大変な日本の状況だとい
うふうに思います。

また、あのT P Pの問題につきましてもいろいろと出されました。野田政権、菅政
権のときから野田、移り野田政権になって新たにこのT P Pへの参加交渉へ入っていく
というふうな表明もされたわけでありますが、前回もお話ししたと思っておりますが、私はもう
反対という意思表示から何ら変わっておりません。理由としましては、これは端的で
ございます。日本の国土から見て、この中山間の多い日本国土の中で農業形成がまだまだ
続いている。また同時に今の農業形態も家族農業からなかなかそれ以上のことができる
ような形態ではない。そうした中で大きな国との太刀打ちができるのか。単純的に考
えてもなかなかこれは無理ではないか。そして、さまざまな自給率の問題とかそうした
ものもございまして、やはり野田政権が打ち出しております農業を断固として守って
いくとか、あるいは農業、農村の持ついわゆる文化、伝統、そうしたものからをも守
っていくというふうな表明をされておりますが何ら具体的な表明もないわけであり
ますので、私自身そのことについては反対の意思を持っております。

また、この阻止へ向けての意見表明あるいは行動ということでございまして、10月

20日に高知文化プラザかるぽーとにおきましてJAグループ、そして森林組合、また町村会、あるいは議長会、高知県医師会、歯科医師会等々の皆さん方によりまして高知県民集会が開催をされました。私ちょうど日程の都合上副市長に出席をしていただきましたが、こうした場を通じ、またせんだって行われました四国の市長会の中でも決議等もして、反対、慎重な対応を求めるという決議もしております。機会あるごとにそうしたことにも意見表明、また意見も申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。大岸議員の再生可能エネルギー等導入推進事業、グリーンニューディール基金の活用をとということで、1番目の再生可能エネルギーへ関心が高まっている今こうした事業に手を挙げ、市民と共同で進める研究をすべきだ、心構えをとということで答弁をさせていただきます。

グリーンニューディール基金につきましては、都道府県等に基金を造成し指定された期間内に都道府県等が基金を取り崩し事業を行うものというふうに認識をしております。来年度予算に環境省が再生可能エネルギー等導入推進事業として236億円の基金を概算要求しているということで、予算が成立すれば高知県もこの基金を活用した事業を計画するという事になるかというふうに思います。高知県が基金を活用してどのような事業を展開していくのかまだ現時点ではわかりませんが、その中で本市でも活用できる事業が創設されるようであれば検討はしていきたいというふうに思っております。

再生可能エネルギーにつきましては、本年11月11日に再生可能エネルギー事業の立ち上げを促進する目的でこうち再生可能エネルギー事業化検討協議会が設立をされました。この協議会には太陽光、風力、小水力の3つの部会が設けられておりまして、本市は小水力の部会に属しまして、12月12日に第1回の小水力発電検討部会が開催されました。ちょうど議会開催中でしたので係長のほうに参加をお願いしたところでございますが、今後はそれぞれの部会で検討がなされまして事業実施に向け具体的な協議を進めていくこととなります。今後高知県におきまして再生可能エネルギー導入の仕組みが完成しまして、それぞれの市町村で導入に向け事業を進めるようになれば事業の過程で住民意識調査も必要になるかとも思いますし、事業の内容によっては市民との共同で進めなければならないこともあるかとも思います。まずはこの協議会を通しまして本県の再生可能エネルギー事業の方向性を見きわめる必要も重要であるというふうにも思っております。

それから、2番目の再生エネルギーへの意識調査を実施してはどうかということでございますけれども、まず、現時点では意識調査の実施までは検討をしてないところでございますけれども、大岸議員からのお話がありましたように地域で取り組みたいという事例があるということで、こういった地域の取り組みにつきましては支援はしていく必要があるかとも思います。再生可能エネルギーの調査を、研究を行う場合につきましては

は、既存の事業の中でもですねまちづくりの視点という形でとらえれば対応可能な事業もあるのではないかと思います。要望があれば県などにも照会をしていきたいというふうに思います。また、本市の地域づくり振興助成事業の中ですれまちづくりという視点でとらえればですね対応も可能だと思いますので、またぜひご相談いただければと思いますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、教育予算の増額をの中で①子どもたちを取り巻く状況をどのようにとらえているかということですが、まず、シンポジウムの資料を提供していただき本当にありがとうございました。本市の状況も高知市スクールソーシャルワーカーの報告と同様です。家庭状況の不安定さが子どもの心身の不安定さにつながっている事例はたくさんあります。子どもの問題行動、学習意欲のなさ、対人関係の未熟さ、生活リズムの乱れなど、かかわっていくと背景にある深刻な家庭状況に唖然とさせられることが多くあります。事態はとても深刻です。大岸議員が言われるように子どもの背景を日ごろからきちんと理解、周知して、家庭も含めてかかわっていくことは大変重要でありますし、学校だけでなく関係機関が連携して総合的な支援を考えなければならないと思っています。子どもの姿に見える貧困を解消し貧困の連鎖を断ち切ることは、現代社会の最大の課題だと思っています。

次に、④鏡野中学校での朝食を復活させることはできないかというご質問についてお答えします。

学校での朝食提供は効果が大きいと考えます。効果の1つは朝食で元気が出ること、もう1つは朝食をとることを通してさまざまな課題を持つ生徒との和やかな触れ合いができることです。朝食を給食化するというふうなことではなく、生徒指導上の課題を解決する視点で鏡野中学校と相談をしてみます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 私のほうから大岸議員の教育予算の増額を、その中のですね②と③についてお答えいたします。

教育委員会にて勤務する者としましては、教育予算の増額というご質問はありがたいことだと思います。

まず、1点目のですね親の経済的困難のひずみに子どもがしわ寄せされているという就学援助の関係でございますが、この件につきましては香美市就学援助事務取扱要領という部分ののっとして現在支給しております。参考に言いますと、平成19年度以降ですれ就学援助認定者数という部分につきましてはですね、平成19年度認定者数213で、平成20年度221、それから平成21年度226、平成22年度235、平成23年度237と、これは人数でございます。そのうちですね今この率の引き上げ、引き下げで問題になります否認定、申請ありながら認定されていないという部分につきましては

は、平成19年度が2世帯、平成20年度1世帯、それからこの平成21年度にですね1.3が1.0に変更になっております。ここでですね否認定が5世帯、それから平成22年度が4世帯、平成23年度が4世帯というような。ただ、否認定者数もふえておりますが認定者数もですね増加になっておるといふふうになります。これは背景にはいわゆる経済的な貧困、いろいろな部分が要素が絡んできておるんじゃないかというふうにご考えております。

そこでご質問の件でございますが、就学援助を必要とする者につきましてはですね適切な支援が行えるよう算定基準やですね見直しや給付水準の引き上げについては今後の検討が必要であるのではないかというふうには考えております。

次にですね、3番目の公費負担の件でございますが、これにも1つの基準が、ある程度の基準がございまして、それに基づいて公費負担をしております。基本的に個人で負担するものの範囲としましては、通常家庭にある品物、あるいはなくても家庭教育上必要な品物で学校における指導上必要な場合は個人の所有物として学校に持参し得るものというふうになってます。それからもう1つは、その利益が個人に還元されるものというふうな基準がございまして。それから、いわゆる国の基準で公費負担が望ましいとされている品物につきましては公費負担が基本であると考えております。ただ、今後負担状況につきましてはですね保護者負担の軽減等引き続き検討していきたいというふうにご考えております。

以上です。

済みません。医療費支援のことにつきましては、先ほど申し上げました要領どおりですね、医療費につきましては今香美市では歯の治療というだけというふうになっておりますので、これも今後の検討とさせていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大岸眞弓議員の11月8日の議員協議会における香北、物部支所庁舎の震災対策についての説明に関する質問のうちですね、①から⑤についてお答えをいたしたいと思っております。

質問で言われたことと重複する答弁になりますけれども、まず、①の地域審議会の要望を受けましてですね香北支所庁舎に係る経過についてのお尋ねにつきましては、新建築基準法以前に建築された支所庁舎でありますことから、地域審議会の委員の方々にとって平時はもとより、支所庁舎は特に地域の災害時における行政機能等の拠点施設であることから何らかの対策が講じられるべきであるとの認識から、平成22年度の第3回及び第4回審議会の議題とされ、意見集約の結果として、新庁舎建設とそれに係る建設場所や規模等に関する市の考え方を示すようにとの要望がなされたところでございました。

その要望に対して市としましても想定される震災における地域の災害対策等の拠点機

能を確保することは当然必要でありますし、支所庁舎初め現有施設の活用等も含め基本的な方針について協議を進める中で、原則的には耐震改修によること、それは一つには仮に新築ということになりますと必要最小限度を基本とした施設ということになり、必然として現有施設の面積からは小さくなるということもあります。こうしてその市としての方針について、本年7月22日に開催をしました第1回地域審議会に対して、市の考え方として災害対策用備蓄物品の保管スペースとしての利用が図れるという観点からも耐震改修としたい旨の回答をいたしました。審議委員さんからは築41年経過の建物を改修しても維持あるいは管理経費がかさむことや建物自体の耐用年数から見ても改修工事はいかななものか、また、合併に伴うシンボリックなものにしてほしいとの意見が出されました。そうした審議会の結論といたしまして支所庁舎の新築を望むとされ、改めての検討が求められたところでございます。

それを受けまして、8月31日開催の本年度第2回の地域審議会におきましては、新築を前提とした場合、財源には合併特例債を、そして規模については現段階で配置されております正職員数26人をベースに、建築位置を旧中央公民館と封印はされているもののアスベストが使用されているカントリーコアを解体した跡に木造平屋建てでという想定案をお示ししたところ、審議会にあってはこの案を了とされたところでございます。なお、審議会におきましては建築検討組織に関することについての言及もされましたけれども、具体的な作業工程を含め今後の検討課題である旨を説明し、この点につきましてはこちらに引き取らせていただいたという状況でございます。

なお、その審議会と執行部の間でその受け答えをどう調整したかというご質問ですが、執行部内では市長、副市長との協議、あるいはその政策会議におきましてですね協議を行いました。こうしたことを踏まえて市の方針については確認をしてきたところですが、いずれにしても確定をしたものではなく、あくまで審議会とのキャッチボール状態にあるということで、そうしたことにつきましてはその結果としてではなくプロセスも議会に説明をしていく必要があるんじゃないかということから、11月8日にあくまで経過報告ということでの位置づけで説明をさせていただいたということでございますのでその点をご理解をいただきたいと思います。

次に、②の香北町の方々の合意は得ているかとの点につきましては、いずれ震災への対策をしっかりと講ずべきことではありますけれども、現段階では地域審議会の意見具申について、あくまでも地域審議会との関係において市の方向性を示したものでございます。なお、年明けて1月22日（後に「1月19日」と訂正あり）に開催が予定をされております香北地区自治会長会には、これまでの経過について議会に説明をしたと同じような形でご説明をしたいという予定をしておりますので、この点申し添えておきたいと思っております。

次に、③の香美市のまちづくりの中にどのように位置づけられるかというお尋ねですが、市としての大きな課題でありますことから、現在策定中の後期基本計画へより

具体的に位置づける必要があると認識をしております。

次に、④の規模についてのお尋ねの点につきましては、試算をするに当たっての基本条件として、事務所でありますので人員想定は必須であると考えます。そうした意味から現行の配置職員数の26人を前提としておるところであります。しかし、新市まちづくり計画におきましては、合併後20年間で類似団体規模の職員数とするということで20年間で約100名の職員数の削減が、そして、質問でも触れられましたように行政改革においても退職補充は2分の1を基準としておりますことから、職員全体数が減少していく中で現在の配置人員数が確保されるものかは不明というほかはございません。現実的には、実際に設計に取りかかる段階での職員数が反映されるものと考えております。

次に、⑤の合併特例債と返済計画に関するお尋ねですけれども、資金調達の方法、これは民間資金を利用するか、あるいは地方公共団体金融機構から借りれるか。すなわち借り方によりまして償還期間に幅がありますし、最長30年も選択肢としてはありますけれども、金利負担や公債比率なども含め、また返済計画を見通しつつ、言われましたように非常に大きな事業も控えております。こういったことも勘案しながらですね、全体の財政運営を見て判断をするということになるかと考えます。仮にその10年償還とした場合でも、普通交付税は平成28年度から5年間で段階的に削減をされた後、平成33年度から一本算定へ完全に移行となることから、仮にですね最短来年度平成24年度の借り入れといたしましても償還期間と一本算定になる期間が重複することにはなりません。しかし、合併特例債が有利な起債であることから一般財源の充当による事業実施は考えにくいところであり、選択肢としては得策である起債事業となるものと考えております。なお、起債償還のピークについてですけれども、それぞれの事業年度が確定しておりませんので明確にお示しすることができません。今後この起債の部分につきましては、過疎債につきましては現段階では平成27年度までということになっておりますし、一方、その合併特例債につきましては東日本大震災の絡みで延長というような話もちらほら聞こえてきたりもしております。このあたりもですね注視をしながら事業実施年度も考えていかなければならないというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 13番、大岸議員の香北、物部支所の支所庁舎の震災対策と支所機能の充実についての⑥のご質問にお答えいたします。

災害時の福祉避難所、学童クラブの併設の構想は持っているかでございますが、持っておりません。ただ、香北町にございます基幹集落センターが現在災害時の避難施設として指定されておりますので、耐震診断を行い必要な耐震補強等を実施いたしたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君） おはようございます。大岸議員の物部支所庁舎の震災対策と支所機能充実についてのご質問にお答えいたします。

物部支所庁舎につきましては、昭和53年6月に着工し昭和54年3月に完成しており、現在建築後32年を経過しております。構造は鉄筋コンクリート3階建てで一部4階建てとなっており、面積は敷地が831平米、延べ床面積は1,821.66平米で、うち1階部分が562.062平米、2階は558.461平米、3階は555.461平米、4階は135.676平米となっております。事業費につきましては、庁舎本体工事、設計委託料、備品等含め2億4,009万2,000円を要しております。

7番目の耐震診断を実施するとして今後の展開でございますが、支所庁舎の建築年度が昭和54年でございますので、建築基準法改正以前の建物ということで強度等の現状を把握するため、平成24年度に設計事務所にお願ひし耐震診断を実施したいと考えております。そのための予算につきましては、平成24年度の当初予算で予算要求をしていきたいと考えております。

物部町の方々は支所機能、支所庁舎についてはどのような意向を示されているかということのご質問でございますが、これにつきましては10月4日に行われました物部地域審議会におきまして物部支所庁舎の南海地震等への対策についてという内容で協議をしておきまして、出席された委員の総意といたしまして、支所庁舎につきましては耐震診断を実施していただき、その結果を見て今後の展開を図っていくということの意見統一がされております。

次に、8番目の福祉避難所、学童クラブの専用スペースの確保についてはどのように考えているかということのご質問でございますが、支所庁舎につきましては、1階部分は市民生活班、教育班の事務所があり、また郵便局株式会社が入っております。2階部分につきましては、地域振興班と林業事務所が事務所を構えております。3階につきましては、美術作品保管庫、事務倉庫、書類置き場等となっておりますので、福祉避難所、学童クラブの専用スペースを確保することは困難な状況となっております。現在学童クラブにつきましては、少し離れたところにあります開発センター物部の1室を借りてそちらのほうで放課後の活動を行っております。また、福祉避難所につきましては、現在のところ確保できておりませんが身体障害者の方、また精神障害者等の方が被災された場合は健常者との共同生活が困難と思われまますので、個室等を構えた施設を確保する必要があるのではないかと考えております。このため福祉事務所、健康介護支援課等関係各課と連携を図りながら対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 大岸議員の国保の申請免除についてお答えいたしま

す。

国保税は所得に応じて額が定められており、所得の低い方々に対しましては所得に応じて被保険者均等割額、世帯別平等割額の部分で7割、5割、2割の軽減措置があります。また、所得割につきましてもリストラ、倒産などで職を失った失業者が国保に加入した場合、給与所得の100分の30として国保税を算出する軽減措置がとられております。減免の申請につきましては、香美市国民健康保険税条例第24条の規定に基づきまして天災、その他災害を受けた者、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者もしくはこれに準じる者などの条件に該当する方は申請により減免を受けることとなります。これらが適用されれば相当額の軽減が見込まれることから、現在のところ現行の制度で対応していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩します。
（午前10時10分 休憩）
（午前10時25分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。

13番、大岸眞弓君。

- 13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。私の2回目の質問を行います。

まず、市長からご答弁をいただきました野田政権の動きについてですが、余り再質問をするようなことではないかもしれませんが、少し答弁をお聞きいたしまして私が申し上げたかったことは、その3月11日のあの大地震を受けましていろんな矛盾が噴出をいたしまして、この国の政治の。それで、今やはり政治と経済のあり方に対して、これまで続けてきたことに対して立ちどまって考えることが必要ではないかということでお聞きをいたしました。市長も香美市のトップとして政治を預かっておられます。その立場においてやはり立ちどまって考えてみる、このままでいいかと考えてみる必要があるのではないかということです。その民主党のマニフェストに関しても言及をされまして、国民受けするマニフェストを掲げたけれども財政の裏づけがなかったために国民との矛盾が噴き出しているというふうにおっしゃったわけですが、この民主党の掲げましたマニフェストというのはそれまでの構造改革路線に対してその国民生活が大変厳しくなったというふうな、それから雇用破壊の問題もありますが、そういうことがありましていろんな国民から声や強い要望があつて、それをマニフェスト化したことによって民主党が政権についたわけですね。そういう国民の裏には強い要望がありました。財源の問題も当然あるわけですが、少なくともこれに向かって努力をしなければならなかったと私は思います。

それで、今の政治を見ましても、幾ら税負担がふえて社会保障制度が切り捨てられましてもちっとも国の税金も減っておりませんし、暮らしが大変になる一方です。それで、

今までのようなその大企業、財界それからアメリカの利益は何としても守るといふような政治を転換してですね、このままこういう状態が続きますと本当にまだ借金が膨らんでいく一方だと思います。やはり雇用を回復して、きちんと大企業に対して経済ルールも確立をしてやっていかなければ、なかなか明るい方向が見出せないのではないかと思います。最近欧米各国の青年などが一握りの富裕層中心の社会の変革を求めまして、我々は99%だということで大規模なデモを行い、それが世界的な広がりを見せています。それに対してアメリカ、ドイツ、イギリスなど富裕層、大企業への増税、金融企業の不正取引への罰則強化などを求める動きが強まっています。こうしたゆがみを正していく、こういうふうに世界も変わり始めておりますので、やはり日本のこれから向かっていく方向というのはこういう方向に向かうべきではないかと思うのですが、それへの見解をちょっとお聞きをいたします。

グリーンニューディール事業に関しましてですが、国が今概算要求をしている段階ですので、予算が決まれば県のほうで事業化されるでしょうから手を挙げる準備をしていくというふうに課長おっしゃいました。それで、小水力発電というのは、私は香美市にとってなかなか着眼点がいいなと思いました。いろんなところに、物部川もありますけれどもかんがい用水用の水路が張りめぐらされておまして段差のあるところもありますので、今、この前テレビでもやっておりましたけれど、そういう調査から入っていくんだろーと思います。これなどはいいと思います。そして、やはり地域とともにという、この国も予算化する時点でそれを分散することを強調しておりますので、地域とともにという最初からそういうスタイルで取り組みを強めてもらいたいと思います。それで、事業の内容によっては共同でとのおっしゃったわけですが、私はそうではなくてですね計画の段階から、事業化する段階から市民とともに進めてもらいたいと思うがです。そのための調査費なども、専門家が入って地域へ入って調査をしますよという調査費も別枠で概算要求されてるんですよ。そういうこともありますので、そういう観点から取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと南国市の例をご紹介しますけれども、ご存じのように南国市も太陽光パネル施設への補助を行っております。それで、だんだんとやはり関心が高まっておりますね、大震災以降は特に申請が多くて7月20日の時点で補助枠80件が満杯になっております、平成23年度が。それで、市内の業者を有利にという計らいから、市外に注文した場合より補助額を1万円多くするなどそういう工夫も同時にしてるわけですね、こういう観点が大事かと思います。それで、平成24年度事業は、もう南国市は既に希望する議員にこういう説明会もしておりますねやっておるわけですが、平成24年度事業についてはモニユメント的な小水力発電の設置の検討、避難所に太陽光システムとバッテリーを設置して災害対策も進めるとかいうふうな具体的に随分進んでおります。県にも窓口ができておりますので、こういう構想を練っておいてですね地域と一緒に考えてやる準備をされたらどうかと思うところです。それと、地域と一緒にやります

とですね、いつもその国の補助事業で県と市がこればあお金出してという話になりますが、そうではなくてこれからは市民ファンドの可能性も随分広がってきて、こういう方法もあるかと思いますのでご紹介もしておきます。

教育予算の関連ですが、子どもの状況の認識については教育長も全く同じ認識を持っておられるということで、その貧困の連鎖を断ち切ることが最大の課題というふうにとらえてくださいました。本当にそうだと思うんですが、今考えられる本市のその子どもたちの支援の方向ですね、こういう困難な子どもたちへの、それはひょっと具体的に何か教育長の中で、現状を見ていてこういうところが足りなくなっていてこういうところは支援できるんじゃないかというふうなものがありでしたらお聞きをいたします。子どもが安心して生きることが今保障されておりません。成長、発達の機会を奪われています。困難な子どもへの早期支援とケアは生きるための底力をつけ、ケアした分の何倍もの、何倍にもなって社会に戻ってくると専門家も言っております。学校がどうかかわるか、学校が子どもの置かれている状況に関心を払って、福祉的な観点までもが学校に求められているのが現状ではないかというふうに思うわけですが、その点についての見解もよければお願いをいたします。

就学援助ですが、今回教育予算をふやしてですね、せめて一般財源化されまして1.0になったものを1.3にさせていただきたいと。高知市、南国市はもう1.3でずっと継続しております。1.0は考えられんと、それやったら生活保護世帯と同様の基準なのでこの制度の意味がないのではないかというふうに担当課の方がおっしゃっておいりましたので、市長よろしくお願ひいたします。

それから、中学校の朝食については検討していただくということでありがたいと思いますが、もちろん本当に衣食住の特に食の部分は親の責任ですけれども、親を責めても解決しないんですね。親を責めるばかりだと周囲は何もしなくてよくなりますので、前回のような形ででも復活をさせていただければと思います。

支所庁舎の件に関してです。

現在その地域審議会と市との間でキャッチボールだからまだ決まってないというふうに課長ご答弁されたところですが、予算までこう示して説明を受けますと、もう建てるものというふうに地域の方は期待をされるんじゃないかと思うんですが、市長も副市長も新築の方向でよいだろうというふうなその確認のもとにこれを進めているわけでしょうか。それから、1月22日に自治会で説明をするということですので、ぜひいろんな意見が出るでしょうから聞いていただきたいと思います。

それから、香北支所庁舎のその定数のことですが、26人を想定して建てるということですが、当然その維持費もかかりますし、その将来26人から減るかもしれないとかいうふうなご答弁だったと思うんですが、それであればやはりその建物の規模というのはどうなりますか。その大きいものを建てておいて後から減したら後そのスペースができるんじゃないかとかいうふうに思うんですが。それから、やはり100人削減の計画

ういうふうに決められてるとかありますけれども、国保というのは地方分権一括法で自治事務になっておりますよね。地方の裁量、市町村の裁量でできる部分というのはたくさんあるわけです。そして、本市は比較的基金にも余裕があります。なぜこれぐらいのことができないのか、市民を救う立場になぜ立てないのか、課長にそのことをお伺いをいたします。低所得者に対して支払い能力を超える保険税を課しておいて、払えなければ税の公平性を持ち出して督促する、高い延滞金をかける、資格者証で追いつめるというのは、私は市役所の仕事ではないと思います。何とか払えるようにしてやることこそ窓口の仕事ではないのでしょうか。このことを再度ご答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをします。

野田政権の中での話を2回目質問をいただいたわけでありまして。立ちどまって考えるべきではないかというふうなお話をいただきました。手元に、実は高知新聞の切り抜きを私自身の思いも、今回の質問に対しての思いも含めて参考にしながらと思ってちょうど持っておりますが、これは作家の五木寛之さんが高知新聞にずっと連載しておりました「親鸞」という新聞での連載小説がございました。この方が最後、連載を終えて書かれています。今年、大変な災害が起きたわけでありまして、こうしたことを体験をして、しかしながら、戦後60年間の間にも大きな出来事があったけれどもあしたを信じてやっぱり生きてきたと、また頑張ってきたという経過がございました。しかし、そうした中で、今その3月の大震災を体験したときに自分たちの心も含めて前に広がっているのは荒涼とした本当に悲惨な風景とまた不安である。そのことから感じることは末世、要は世の末よというふうな言葉でくくっています。

このような過去が、いや、このような時代が過去にもあったのかということ、五木さんの頭の中に浮かび上がってくるのは12世紀から13世紀にかけて、いわゆる平安時代から鎌倉幕府へのいわゆる政権交代の時期であった。それが重なっているというふうな言われ、書かれています。そうした時期とちょうど今が、いろいろな当時の内乱とかあるいは飢餓とか疫病とかそういうこととは違いますが、違った意味で本当にこの世の末のような状況、また政治もしかりであろうし、経済もそうであろう。そうしたときに立ちどまってもう一度考えてみる余裕が必要ではないかというふうなことにもつながるのではないかというふうな、ご質問を聞きながらそんなふうな思ったわけでありまして、日々毎日のいわゆる多くの仕事、あるいはまた出来事に追われておる国政であるわけですので、また、私の身に振りかえましても市政の中にも数多くの課題、問題がある中で、やはりきょうの国会の質問にもございました国民の幸せとは何なのか、やっぱり市民の幸せとは何なのか、そのことを切実に考えて行政に臨む姿勢をきちっとしていくことが大事ではないかということをお願いしながら答弁とかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

再生可能エネルギー等の部分でございますけれども、まず、計画段階からやはりその地域の声を聞きながら進めていくべきではないかということでございますけれども、先ほど紹介をいたしました小水力発電検討部会ですが、香美市、香南市で4カ所を具体的にですね場所を示されてですね今後事業化につなげていく計画となっているようでございます。そして、その計画の中でですね次年度以降についてはですね部会自体をですねモデル地域で開催し、地域住民に対して事業化のプレゼンするなどの形でですね勉強会を開催し、地域住民、自治体との意見交換によりですね地域との合意形成を図っていくというような流れになっておりますので、事業を実施するに当たっては地域の声をですね十分反映させていくということになってこようかと思っております。

また、先ほど香南市、失礼しました、南国市の例が出ましたけれども、それぞれの市でのですね取り組みについてでございますけれども、非常にですね本来うちのほうもですね地域と一緒にですね手を取り合っただけでなくそういった事業を進めていきたいというのは、それはもう山々でございますが、一緒になかなか計画づくりができないということで、現時点で環境対策班という班がございますけれども、昨年まではやはりもう環境課という課がありまして5名の専任体制で実施しておりましたけれども現在は2名という状況でございます。また本議会でもですね墓地等の条例案を出させていただいておりますけれども、県からの権限委譲の事務がおりてくるというようなこともございまして、なかなか現時点ではですね積極的にやれますといったお返事ができるような状況ではないということでご理解をいただいたらと思っております。なおですね、職員数につきましては香南市のほうは6人の専任がおいでということで、やはりその人力的なハンディキャップはあると思っております。ただ、先ほど申しましたように少ないながらもですねできることはですねやっていきたいという考えでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員さんの今考えられる子どもへの支援策ということでお答えをします。

子どもを取り巻く状況を分析し、あらゆる方法を探りながら方策を考えて取り組むというふうなことに尽きると思うのですけれども、現在この子どもへの支援ということで行っていることの中に、主に学校とかそれから小中の連携とかいうふうなことで取り組んでいることとしては、まずは学校の担任の先生とか先生方が子どもの状況とか背景を本当にしっかり見つめて、それを学校の中できちっと周知をして学校独自っていうか学校でのありとあらゆる方策を考えて取り組むというふうなことがまず大きく1つありま

す。それから、特別に支援を要する子どもにつきましては、今支援会議が非常にふえていまして、やはり学校でこ教育の中だけでは解決しにくいというふうなことがありますので、福祉事務所とか児童相談所とかおうちの人も入っていただき、学校の先生も入っていただきというふうなことで、教育委員会も一緒になって支援会議を行うという件数が大変ふえています。こういうふうに総合的にやっていくと子どものいろんなところから解決が図られていくというふうなことがありますして、この支援会議をととても大事にしているところです。あと、その保護者とのいい関係で話をこう、子どもの話ができるようにしていくことだったり、今保育所とか小学校の先生方がやっぱりだんだんこ育っていく子どもたちを上手に次の段階に渡していくというか、連絡をとっていい育ちにつなげていかなければならないいうことで非常に意識高く持ってくれていますので、それぞれのところでキャッチした子どもの状況を次の学校っていうか次の段階へ引き継ぐあり方をどうすればいいかというふうなことを今検討して、もっときめ細かくやろうというふうにしているところがあります。それから、教職員の研修もとにかくたくさんしながら、理解をするっていうふうなことをふやしていくというふうなことをしていています。

教育委員会はそういうふうなことを全部こ全体的に支援をするというふうなことで今行っていますけれども、支援員さんの数もこふやしていただきながら個別の支援、それからこ本当に支援の必要な子どもに手厚く指導、支援ができるようにというふうなことでやっているところです。その子どもたちが温かい人間関係、そして落ちついた教育環境の中でしっかりとした基礎学力をつけるということがこれからの社会を本当にこ幸せに乗り切っていくのにととても大事なことです。どうしてもこれからの社会を生き抜いていく力の1つに学力をしっかりつけていかなければならないというふうなことを思っています。

それから、鏡野中学校での朝食のことですが、この復活につきましてはまず2つ基本的な考え方で思っていますのは、1つは朝食が大事だということを子どもとか保護者とか地域の方にどうしてもそれを啓発していくというのがまず1つで、ここの子どもへの教育、家庭への啓発ということがまず大前提にあると思います。2つ目に、そういうふうにしてもやはりその指導してもできにくい子どもとか家庭についての支援というふうなことで朝食の実践については考えたいというふうに思っておりまして、復活につきましてはその体制もあるし手だても必要ですので、学校のほうと方法も探りながら相談を試みようというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

就学援助の部分につきましてはですね、既に一般財源化されておるということにつきまして、これにつき、一般財源化ということはですね市町村の判断にある程度ゆだねら

れておりますので、これはもう政策的な見解になってきます。ただ、教育委員会としては近隣、その他県内の動向を見てですねまたデータなりそろえながら市長さんに判断をゆだねたいと思います。

よろしく。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、最初にお断りをさせていただきますけども、1回目のご質問のときに香北地区の自治会長会の日程を「1月22日」と申し上げましたけども、「1月19日」の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

2回目のご質問に対しての答えですけども、まずもう数字が出ておる、そのことに対するもう地域の期待があるというおっしゃられ方をされましたけども、何かこう話をする、協議をするときにですねやっぱり数字あるいはデータというものがそこないと話が進まないということもあってお示しをしたものであって、その数字がもう既に固まったものとしてひとり歩きをされると非常に危ないということがあるんですけども、まず、その基本的な考え方にそういうものがなければ話が前に進まないんだという、そのためのあくまで説明資料としての数字であったということをご理解をいただきたいというふうに思っております。これからですね具体的に平成24年度の予算要望に対して予算査定作業が始まるわけですけども、この中ではとりあえずしなければならないことについての作業もだんだんこう見えてきておる部分もありますから、ここについてはそれなりに必要な対応をしていきたいというふうに思っておりますが、あくまで資料で示しました数字については協議のあるいは検討のための資料であるというふうにご認識をいただきたいというふうに思います。それと、やはりその地域審議会との協議の場で使ったものでありまして、これが議員がおっしゃられるようにいまだ地域住民との合意形成を踏まえた部分のところによって立つ数字ではございませんので、そこはもとへ戻りますけども、そうしたあくまで資料的数字であるというふうにご認識をいただければというふうに思います。

次に、その人数によって規模が変わる部分については、人数が細ろうともやっぱり大きいものを建てておいたほうがいいんじゃないかという多分ご意見じゃなかったかと思っておりますけども、26人規模で想定をした今はその面積とか、あるいはそれに伴う経費とかいうものを割り出しとるわけですけども、先ほどの1回目のご質問にお答えいたしましたように今後ですねその職員数が動くことによってその段階段階の数字を押さえて設計に入らざるを得ないということがございますので、ここはやはり基本的な考え方としては、そこに依拠をしてこれからの作業が進んでいくだろうというふうに思っております。それから、それにあわせてその人事といいますか人員配置についてのことも出ましたけども、これは合併協議の段階から類団比較で100人を減と、それから補充についても退職について2分の1補充ということの確認もされてきております。で、このことにつ

いて、大岸議員のご意見にございましたように本当にこうその限られた中できちっとした適材、必要なところに必要な人数を配置というのは当然のことだろうと思えますけれども、その前にですね、今その100人減を言いながら仕事が非常に権限委譲を含めてどんどんおりにきておるといふ片側で、事情があつてなかなか減すといふことの困難性といふのが理論上はあるわけですが、それは言いつつもですね、やはり類似団体ではその人数で仕事をしておるといふことの部分の説明といふものを1つは自分たちが持たないかんといふことと、もう1つどうしてもこの財政的な部分を考えなければならぬと。今はおっしゃられるように、会計課長にお聞きをしたら財政安定的に運用されとるといふことですが、これは1つは想定外に国の経済対策もあつて交付税等が措置されとるといふこと、もう1つは合併効果があるといふこと。これはずっと言つてきておりますように合併10年たちますと段階的に一本算定に移つていく。そうすると、大きくその数字が減つてくるといふこともありますし、そういったその国の想定外の交付税なんていうのももう国の状態見たらこのまま果たしていけるものかといふのは、もうだれが考えても理解の範疇にあることだろうと思つてます。このあたりも織り込みながら、やはりこの町の生き方といふものを考えないかんといふところからすると、仕事がふえる片っ方で人は減せられん、それは言いながらといふことがどうしてもつきまとう。非常にこう悩ましい問題を行政として抱えておるといふことは、共通認識に立てる部分じゃなかろうかといふふうに考えております。大変私たちも今のこの動きの中では悩ましいといふ認識であります。

地域の住民含めてですねそれぞれの思い、あるいはその地域の事情に寄り添う行政をせないかんといふことはもう当然そうながですが、片っ方でその行政はオールマイティーではないといふこともあつてですね、大変その行政運営する部分で難しいことがあります。しかしながら、やはりこう取捨選択をしながらしっかり香美市なりの行政を進めていく、そういったそのあり方に対して、私は担当課長としてですねしっかり向き合ふなければならぬといふふうに思つております。今後もですねいろいろご意見をいただきながら、今香美市にとってしなければならぬことについては、市長等とも相談しながら予算編成に当たつていきたいといふふうに思つておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、大岸議員の国保の申請減免についての2回目のご質問にお答えをいたします。

議員からは減免のあり方についてご指摘をいただきました。ただ、現行の制度は国保の制度維持のためにはやむを得ないものと私は考えております。ただ、該当基準にある生活が著しく困難になつた者の適用につきましても、他の自治体の運用状況も参考にしながら検討をしていきたいと思つております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました。3回目の質問を行います。

再生可能エネルギーの件ですが、やりたいんだけども悩みは人だというふうにお聞きを受けとめました。お聞きして受けとめました。本当はその自然エネルギーの普及というのは、本当に今最重要課題だと思うんですよね。ですので、これはプロジェクトを組んででもやるくらいの事業かと思うんですけれども、人の問題がネックになっておることですね。やはりそのさっきの100人削減を何とか考え直したほうがいいんじゃないかと思います。

それと、教育予算に関してですけれども、いろいろ教育長も考えてくださっております。で、人権擁護大会で示された例ではですね、例えば地域ということでは自宅でやっているKUMONの教室へその子どもさんの居場所を確保するとかですね、あったかふれあいセンターで高齢者の方々と一緒に、物部でやっておりましたようなああいう形とかですね、それから、学力に関しましては、高知市で生活保護世帯の子どもさんたちに無料塾を市が予算をつけてやっております。そういう方法もあるのではないかと思います。

それから、香北町のその支所の規模ですけれども、何かその中に何を入れるかきちんと決めてからでないとなんか形は決まらんのではないかと思うんですけど、規模が。それはどうですか、入れ物の形が最初から決まるというのはちょっと違うと思うんですけれども。

そして、国保に関しましては、制度の維持という観点から課長が答弁をされました。国保の制度というのは、一番の責任はやはり国保法第1条でもうたわれておりますように国が責任を持つべきものです。それで、この間のずっとやり方を見ておきますと、国庫負担を削減しましてですね責任を地方と国保加入者に押しかぶせてきております。そういう状態です。機関委任事務ではなく自治事務となりましたので、ここのところをきちんと見きわめてですね国にも要望するし、加入者にはできるだけ負担をかけないように救えるように、そういう制度にすることを心がけていただきたいと思います。

最後です。市長がおっしゃいました。本当に今の政治の方向が見直されてですね、市民が幸せになれるように私も願っております。市長とその辺は、そのあたりは気持ちと同じです。来年度予算を今つくっているところだと思うんですけども、新聞紙上では、この前新聞紙上で報道されましたけれども、香美市の場合は一般会計の財政調整基金や減債基金など県下でトップの額となりました。あとのことを考えて貯金というふうに言われるわけですけれども、積み上げるだけでなく、せめて教育や医療など安心の土台づくりのために、必要な人の配置も含めてですね必要な対策は講じていくことができるような予算であるように求めまして、私のすべての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君）

3 回目の大岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、100人減が何とかならんかというお話、本当にできればそうありがたいがですけども、限られたやっぱり財源ということはどうしてもその抜きに考えるわけにはまいりません。そうすると、100人を残すとなると何かを調整せないかんということになるんで、お金の面だけで言うてもいかんかもわかりませんが、本当にこう悩ましい問題を実際抱えておるというもう言葉しかございません。その規模ですけども、あくまで事務所のみ部分を考えております。ですから、支所庁舎ということですから、それに付随して何かの目的を持ったものをくっつけるというような想定をしておりませんで、あくまでその事務所機能を果たせるだけの施設規模として考えております。で、それに伴いまして、お金についても試算をしておるという状況であります。そのことに限って言いますと、その二宮支所長のほうから話がありましたでしょうか、その基幹集落センターの利活用についてもやっぱりあわせて考えていく必要があるという中で、このことは考えられることになるかもわかりません。あくまで先ほどのご質問で言いますと、事務所機能に限っての規模と試算であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君）

大岸眞弓君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに

決定しました。

本日の会議はこれで散会します。

（午前11時07分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日 金曜日

平成23年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年12月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月16日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課班長	吉本浩二
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里

市長提出議案の題目

- 議案第 81号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 82号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 84号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 85号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 88号 香美市学校適正配置等審議会条例の制定について
- 議案第 89号 香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 92号 市道の路線の認定について
- 議案第 93号 市道の路線の変更について
- 議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 98号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 99号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成23年12月16日（金） 午前9時開会

- 日程第1 議案第 81号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第2 議案第 82号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第 83号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第 84号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 85号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第 86号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 87号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 88号 香美市学校適正配置等審議会条例の制定について
- 日程第9 議案第 89号 香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 90号 香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 92号 市道の路線の認定について
- 日程第12 議案第 93号 市道の路線の変更について
- 日程第13 議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第 96号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 97号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 98号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 99号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

会議録署名議員

15番、竹平豊久君、16番、島岡信彦君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、13番、大岸眞弓君から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。13番、大岸眞弓です。議長の許可をいただきましたので、昨日の私の一般質問における発言の一部を取り消すことについて議会の皆様の承認をお願いします。

昨日の一般質問の香北支所庁舎問題の再質問で、皆様の憶測を呼ぶような発言がありました。事実は地方交付税の合併前と合併後の動向について意見交換をしたところです。したがって、「○○○○○○○○○○」から「○○○○○○○○○○○○○○○○」までを削除したいと思います。

課長初め執行部の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） ただいま大岸眞弓君から昨日の一般質問における発言の部分の取り消しの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、大岸眞弓君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第81号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第82号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第83号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第84号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業

勘定) 補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第85号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第86号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第87号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第88号、香美市学校適正配置等審議会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第89号、香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第90号、香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第92号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第93号、市道の路線の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 12番、山崎です。市道の路線の変更、整理番号2番、

八王子野寄線について少しお尋ねします。

図面を見させてもらいまして、点線の部分が終点が変更されるということになっていきますけれども、この点線のすぐ左、西のほうにマル八の私設の建物とトイレがあって、その図面上は東側を道が南へ行って突き当たって西へ行くということになってると思うんですが、まだ現在道の影も何もなくて、ここは民地ですわね、実際のところ。その部分で測量、それから購入なのかどうなのかわかりませんが、土地等の登記も含めてそういう事務的な手続はすべてもう完了してるという認識でいいのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをいたします。もう少し詳細な図面をつけてればよかったと思いますが反省をしております。

お尋ねの件につきましては、慣行で八王子参道を通して野寄地区のほうへ抜ける道路、これについては直近の通行の状態が現在ございます。その中にもう外寄り、境内地の外寄りに路線認定をお願いすると。それも権利者がございますので、相談の中で進めております。まずは境内地の中を路線認定をして、その権利については道路としての貸借の方向で今進んでおります。幅員は4メートルで通行整備をできるように今進めております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第94号、猪野々集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第95号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第96号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第97号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第98号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第99号、蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第81号から日程第18、議案第99号までの質疑はすべて終了しました。各案件は、お手元に配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月19日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月19日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前 9時11分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日 火曜日

平成23年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成23年12月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月20日火曜日（会期第14日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里

市長提出議案の題目

- 議案第 81号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 82号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 84号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 85号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 86号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 88号 香美市学校適正配置等審議会条例の制定について
- 議案第 89号 香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 92号 市道の路線の認定について
- 議案第 93号 市道の路線の変更について
- 議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 98号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 99号 蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 発議第 2号 香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第 3号 香美市議会議員期末手当支給規則を廃止する規則の制定について
- 決議案第 1号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議案について
- 決議案第 2号 議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について
- 意見書案第 14号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出について

- 意見書案第 15号 年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 16号 介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書の提出について
- 意見書案第 17号 政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の提出について
- 意見書案第 18号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 意見書案第 19号 J R 四国等の経営安定化に関する意見書の提出について
- 意見書案第 20号 消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書の提出について
- 意見書案第 21号 治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運営体制等の確保を求める意見書の提出について
- 意見書案第 22号 地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方になくてはならない国の出先機関の存続を求める意見書の提出について
- 意見書案第 23号 『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について

議事日程

平成23年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成23年12月20日(火) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 81号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第 82号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第 83号 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第 84号 平成23年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第 85号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第 86号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 87号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 88号 香美市学校適正配置等審議会条例の制定について

- 日程第9 議案第 89号 香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定
について
- 日程第10 議案第 90号 香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
の制定について
- 日程第11 議案第 92号 市道の路線の認定について
- 日程第12 議案第 93号 市道の路線の変更について
- 日程第13 議案第 94号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 95号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第 96号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 97号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 98号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 99号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 発議第 2号 香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定に
ついて
- 日程第20 発議第 3号 香美市議会議員期末手当支給規則を廃止する規則の制定に
ついて
- 日程第21 決議案第 1号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向
けた関係国との協議に関する決議案について
- 日程第22 決議案第 2号 議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案につ
いて
- 日程第23 意見書案第 14号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の4
5%に戻すことを求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第 15号 年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める
意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第 16号 介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書の
提出について
- 日程第26 意見書案第 17号 政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充て
ることを求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第 18号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第 19号 JR四国等の経営安定化に関する意見書の提出につい
て
- 日程第29 意見書案第 20号 消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援につ
いての意見書の提出について
- 日程第30 意見書案第 21号 治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強
固な管理運営体制等の確保を求める意見書の提出につ
いて

日程第31 意見書案第 22号 地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、
地方になくってはならない国の出先機関の存続を求める
意見書の提出について

日程第32 意見書案第 23号 『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保
育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める
意見書の提出について

日程第33 閉会中の所管事務調査について

会議録署名議員

15番、竹平豊久君、16番、島岡信彦君（会期第1日目に会期を通じ指名）

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第4回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けました案件は、議案第86号、議案第89号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号であります。

議案第86号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から補足説明もなく、質疑に入りましたが質疑もなく、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第89号、香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について、審査の経過としては、「説明書に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と書かれているがよくわからない。権限移譲になったのか、説明を願いたい。また、個人に適用したものなのか、業者に適用するものなのか、説明をお願いしたい」という質疑に、「国より平成23年8月30日に公布されている。これにより墓地・埋葬等に関する法律の第10条のところが改正が予定され、現在都道府県知事の事務となっているが、改正後は市長の事務となるために本条例を制定するものである。なお、本条例については個人墓地に対しても適用となる」との答弁。

「権限移譲されたが、事務費はどれだけ入ってくるのか」という質疑に、「事務費については交付税措置でされるというが、具体的にどれぐらい措置されるのかは不明である」。「どれだけの事務がふえると予測しているか」との質疑に、「中央東福祉保健所に尋ねたところ、平成19年度が13件、平成20年度が9件、平成21年度が9件、平成22年度は7件とおおむね年間10件程度申請があるようだ。具体的な事務については、まだ条例の整備を行ったところで、これから引き継ぎを受けることになるので現在のところ把握できていない」との答弁。「研修はこれからという、これからというが、一通りのマニュアル的なものはあるのか。また、業者や個人から手数料などは」との質疑に、「マニュアル等はいただいているが、権限が移譲されても市までの移譲ということで、中央東福祉保健所のほうにはまだ町村の事務が残っている。事務の執行に当たっては、今後相談しながら進めていきたいと思っている。また、市民からの手数料などは発生しない」。「現状では業者もかなり抜けでやっており摘発されるところもある。保健所の件数はかなり低く、個人的にはほとんど届けていない。そういった点で、市の条例ができるということかなり身近な問題として市民からの相談もあり、事務の量がふえるのではないかと思われるが」との質疑に、「業務自体はふえると思われる。今まで県から市町村のほうに意見書を求められ、それに応じて市町村が調査を行っていた。意見書については、職員が不在の場合は後日行うこともできるが、今後は市民が窓口に来ることが予想されるので窓口をあけることができないということもあり、そういったことから事務量はふえてくるとと思われる」との答弁の後、採決の結果、全員賛成をもつ

て議案第 89 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 94 号、猪野々集会所の指定管理者の指定について、審査の経過としましては、「議案第 94 号から議案第 99 号まで関連した議案であるが、それも含めて集会所、公会堂、施設名称が違うということであるが、指定期間が条例において 3 年とか 5 年に分かれている。この点についての説明をお願いしたい」という質疑に、「まちづくり推進課が提案しているのは、議案第 94 号と議案第 95 号である。この指定管理の指定期間は 3 年としている。期間については、事例を見るとほとんどが 3 年から 5 年が一般的な指定期間である。香美市においては指定管理者制度に関する運用指針はないが、高知県が定めているものによれば指定期間は 5 年以内を原則とし、施設の設置目的や業務の内容、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえて施設ごとに決定するとなっている。また、指定期間の目安として、施設の管理が主たる業務の施設については、指定期間が 3 年以内と定めている。本施設については、平成 19 年、平成 20 年に建てられた新しい施設であり、現在の管理者の管理期間も短いことから、県の指針も参考にして指定期間は 3 年として提案している」との答弁。「指定管理料は発生しないのか」との質疑に、「発生しない」。

以上、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第 89 号（後に「議案第 94 号」と訂正あり）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 95 号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、執行部からの補足説明もなく…。

「89」という声あり

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） えっ、もとへ。

○議長（西村芳成君） 89 号言うたろ。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） ごめん。もとへ。議案第 94 号（後に「議案第 95 号」と訂正あり）、三谷地区集会所の指定管理者の指定について…。

「違う、違う」という声あり

「猪野々」という声あり

○議長（西村芳成君） 猪野々。94 を 89 言うたろ。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 済みません。もとへ。もとへ。議案第 94 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 95 号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、執行部からの補足説明もなく、質疑に入りましたが質疑もなく、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 96 号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定について、執行部からの補足説明もなく、質疑もなく、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 97 号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、質疑に入りましたが質疑もなく、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、執行部からの補足説明もなく、質疑に入りましたが、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第99号、蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、審査の結果、経過としましては、「指定管理施設の利用料については、一般や自治体に施設を貸したりするとき料金格差が発生している。そういうことに対しての基準は市として示していないのか」という質疑に、「指定管理者に指定管理を依頼する際に、施設の使用料については条例で定められたものがある。それによって行っているので、法外な金額になることはない。条例で上限を定めている。その範囲内で各施設が適用している」との答弁。「何かの施設で1万円かかったと言っていたのを聞いたが、私の認識違いか」という質疑に、「施設の使用目的であるとか部屋の内容によって金額が変わる。1日当たりということでの金額については確かに高額なものもある。使用目的によっては減免の申請であるとか、それぞれの自治会長の判断によってできることもある。実際の使用に当たっては、規定の範囲において自治会長に任せている状態である」。「指定管理者のほうから条例に定めたものに基づいてどのように運用するのか。先に施設利用料金承認申請書が市長あてに出される。それを承認した上、指定管理者が使用者の申請を受けて料金をいただいているということになっている。例えば蕪生野コミュニティセンターであれば、条例に定めた1日当たり調理室などは2万円、1時間当たり2,000円。多目的ホールと調理室なら1日当たり1万3,000円、1時間当たり1万3,000円（後に「1,300円」と訂正あり）であると。これと同じような料金体系で運営していくということで申請が出ている」との答弁。「その場合の光熱費は上乘せになるのか」という質疑に、「冷暖房を使用する場合の冷暖房料は、各室の利用料の2割をいただいている」との答弁。

以上、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

先ほど蕪生野コミュニティセンターの使用料につきまして、「1時間当たり1万3,000円」と言いましたが「1,300円」とであると訂正させていただきます。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） おはようございます。8番、千頭でございます。

12月16日、出席委員は7人であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催し、付託されました審査事件は、議案第81号、議案第90号、議案第92号、議案第93号の議案4件で審査を慎重審議で行いましたので、その経過と結果についてを順次報告いたします。

議案第81号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を

議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、水道料金に今（今回の）農業集落排水事業の使用料金もシステムの中に組み入れられて、水道使用料イコール下水道量料とのシステムの改修の必要があることから今回の補正となったものである。81-8ページの1の2の1の19、水道事業、事務組合負担金は、上水道事業のシステムで運営しているので事務負担金として50万円、電気水道料の8万円の計上は、これから供用開始に向けて実際にバクテリアを注入し機器を作動していくためのものであるとの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「電気水道料は、使用していく上で毎年毎年予算化していくものになるのか」の問いに対し、「金額的にはこれ以上になるが、処理場の維持管理上必要なため毎年これから計上していくものです」と答弁。「市街化区域に比べて周辺は井戸も多いかと思うが、井戸使用時の計算の算定基準は市街化区域と同じか」の問いに対し、「そのとおりである」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第90号、香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、農業集落排水事業の平成24年4月1日の供用開始に向けて設置及び管理をするための基本的な条例であり、基本的に下水道条例及び特環の条例をもとに制定しているとの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「条例第17条、使用料の減免規定があるが、内容はどんなことを言うのか、実際にあるのか。また、条例第18条、罰則の5万円以下の過料に処するとあるが、公共下水道も5万円以下であり、香北町の特環は1万円以下となっているが、金額の相違の説明を」との問いに対し、「条例第17条、使用料の減免規定の、「市長は、公益上その他特別の事情のあると認めるときは、云々」、例えば今回の大震災により施設が使えなくなったときとかで、公益上その他特別な事情で減免すると理解していただければ。また、第18条、罰則の5万円以下の過料については、旧町村単位で定めたものの中で合併しそのまま残っているものであるが、罰則の過料については検察庁の審議が必要であり、勝手にこちらで決めることはできない。検察庁と協議し、上位法以上の過料をすることができない規定があり、公共下水道等については5万円で協議し了承されている。ただし、旧香北町時代は1万円という形で協議しオーケーをいただいているので、今回これを変えるとすれば4万円の増額する理由が必要となるが、今まで罰則規定を適用したものが1件、公共下水道であったのみであり、検察庁との協議はされていないので、旧香北町時代の過料はそのまま残っている」と答弁。「この罰則規定で罰則されたものが1件あったとのことですね」との問いに対し、「公共下水道で排水設備の業者が市に無届けで工事をしていたということで過去何年か前に1万円の過料で罰則規定

を適用したと聞いている」と答弁。「条例第17条、使用料の減免規定は、震災場所に公共施設がある場合も適用されるのか。また、第8条、除害施設の設置義務関連で、これはグリストラップ等と思うが、施設を設置しているのかしていないのか、上流に関係業者もおり何か問題があった場合の調査することになるのかと。また、その判断はどうか」の問いに対し、「まず、第17条関係は、公の施設があった場合は当然市長は減免を認め、特別に除いたりはしないで地域や区域の指定になる。第8条、除害施設の設置義務の除害施設であるが、事業所ごとにさまざまなものがあり、グリストラップ、金属トラップ、ヘアトラップ等で除害していくようになる。まず、排水設備の申請書の段階で当課のチェックがかかる。そこでどのような事業をされるのか、設備の必要性に応じてトラップの設置を指導していく。設置されているか否かは、完成検査時に市の職員により現実的に使用されているということをチェックし、次に最終処理場になるが、流入水質検査も行っており、異常な数値が出た場合はそれを追いかけてどっていきることが必要になり、例えば油であればどこの施設より排出されたかを調べていく。過去に浦戸湾東部流域であったのは、メッキ工場からトラップを越して流入してしまった事故があった。それにより微生物、バクテリアが死滅する危険性があり、流入水質の段階でチェックをかけていくと理解していただきたい」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第90号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号、市道の路線の認定についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、この路線については、旧土佐山田町時、高速道路の工事用道路として使用され、その後改良済み道路を譲渡され、本来ならばその譲渡されたその他の道路と同様に道路在籍を市道管理とされるべきところであったが、今回認定要件も現地調査をし、市道が連結し幅員4メートル以上、舗装、排水路も整備され、認定要件があるので提案した。場所については、土佐山田町新改奴田坪から南国市天行寺、国道32号への通過の途中、高速道路に隣接した道路であると提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「延長は何メートルか。また、市道と認定してもらうために舗装したのか、既に舗装していたのか」の問いに対し、「道路は整備済みである。当時本来ならば町道とすべき道路が抜かっていた道路と判断していただきたい。延長は約300メートルぐらいであると思う」と答弁。「場所は土佐山田町入野付近とあるが、場所がわからない。詳しく説明を」の問いに対し、「92-2ページの地図により説明をする。宗津ヶ谷線と書かれた文字、認定区間と書かれた文字、起点、終点とあり、起点、終点区間が本来整備されている道路である。（この）ところについては、地図の下方から道路形状があり、緩やかにカーブしている道路が高速道路である。高速道路の下を約3メートルのボックスカルバートで道路を抜けている。それが南国市天行寺、国道32号へ出ていく道路であり、位置的には高速道路の真下である。ここに隣接して高速道路の工事

用道路が側道の形で残っている。当時町道としての認定漏れとなったのは、道路公団の区域という判断の中で路線認定が抜かっていた」と答弁。「利用頻度はどうか」の問いに対し、「もうこちらは南国市区域になり、利用者は林業施業者か若干平場に農地が残っており、そのような状況しか利用されていない」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第92号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第93号、市道の路線の変更についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、整理番号1の白岩谷線については、議案第92号に関連して同様の認定済み市道白岩谷線との連結部を起点位置の変更により約60メートル延長し連結するものですので、起点は若干整備されているが連結部分の路線認定をどちらの路線で認定するかが問題であり、連結部分のある旧白岩谷線を起点とする起点の変更であると提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「整理番号2の八王子野寄線の現状は砂利道で幅員4メートルとの説明を受けたが、1車線か2車線か。舗装及び側溝整備の有無は。また、年2回ほどイベントの実施しているが影響はどうか」の問いに対し、「八王子野寄線は文字どおり八王子参道であるが、今境内地を慣行により使用されている。その境内地を通り楠目、伏原地区へつながっているが、あくまで慣行の形態は最短距離を使って利用形態ができあがっている。八王子宮と協議のもと一番外側へ通行の整備をする。今回予算計上されているが、あくまでも地権者同意のもと路線認定をし、道路整備する手法の中で今回の議案提案を路線整備ができることを見込んでの路線認定である。道路規制については、協議申請の内容により道路使用できる範囲内で許可可能と考えている。車線については1台が徐行もしくは停止での相互通行できる幅員4メートルである。また、規制の手法については八王子宮との協議、地域の利用形態の中で協議が受け入れられるものと考えている」と答弁。「けさ現地確認してきたが、トイレの後ろ東側は非常に狭く、民地にもかなり食い込むようで建物が削る必要もあると思うが、また、今後この八王子野寄線は今までのように境内の最短距離を車で通行はできなくなるか。境内と市道の境界は明確にするのか」の問いに対し、「延長は100メートルぐらいで一番境内地の外側を通り、今のトイレの前を幅員4メートルで通るようなルートとして計画している」と答弁。

「認定路線は90度に曲がっておりかなりの幅員が必要と考えるが、また、この土地は八王子宮のものか」の問いに対し、「カーブについては、一定ハンドル操作に楽で負担のかからないよう余幅部な曲線に関係者の同意の中で計画していく。もともとより今も八王子宮の境内地である」と答弁。「八王子宮の境内地を道路として使用するが、年間の使用料を支払い利用するのか」の問いに対し、「今までの慣行のことをお願いして、無償貸借ということの協議に関係者をお願いしている。道路構造の計画については、外側に排水路を設けており、その高さは道路と同じで境内地との高低差がない状況で、車

の乗り入れは可能か不可かと言われると可となる」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第93号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。11番、依光美代子。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第87号、議案第88号の6件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

最初に、議案第82号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし、質疑に入りました。

最初に、「負担金は9月補正では減額であったが、今回療養給付費、高額医療費の増額により補正で増額している。例年12月補正でこのように増加をするのか」については、「この時期の補正は、年間見込みの修正である。近年は給付費が増加傾向である」。次に、「給付費の増は、団塊の世代などの退職者が入ってきたからと考えてよいのか」については、「正確な分析はできていないが、近年高度医療による医療費の増と入院患者が多いのが原因である。特に高知県は入院患者が多く、全国でトップクラスの給付費である。本市も同じ傾向にある。今後は団塊の世代が入ってきたことが、給付費に影響が出てくることが予想される」。次に、「一般被保険者保険税還付金200万円は取りすぎていたものを返すものと思うが、いつごろ何カ月をさかのぼって何人ぐらいに還付するのか」については、「人数は手元に資料がないのでわからないが、社保になった方が知らずにそのまま国保を使い、その分を返還するものである。知らずに使ってしまうのは本人より被扶養者が多く、後で気がつくケースが多い。発見は1カ月から半年かかることもある。その期間がどのぐらいかはわかりづらい」。次に、「医療費の多い疾病の罹患率を下げするため、新たな検査を行い医療費の抑制をするなどの検討はしているか。以前医療費増大の原因は透析であると問題視をして、予防のためにクレアチニン検査をしたような検討はしているのか」については、「健康介護支援課と連携して事業を進めているので一定の話し合いはしているが、検査項目などの具体的な話し合いは今後の検討になる」。最後に、「高額療養費が昨年に比べ7,000万円ふえている。どの疾病が多いのか、分析を早急にすべきではないか」については、「今回の補正は上半期の一定の伸びを予想しての補正であり、昨年はこの時期よりインフルエンザがはやり、そういうことも予測しての補正である」。

以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予

算（第2号）を議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、質疑に入りました。

最初に、「介護予防サービス計画費の収入の減が見込まれる理由」については、「件数の減としているが、前年度繰越金が確定したので調整のための減である。また、一般会計繰入金で全額減額すると今後の状況により増額の必要が出ると困るので、ある程度の一般会計を確保しながら調整するものである」。また、質疑ではありませんが、「今回細部説明書、国保、介護ともに随分詳しく書いていただき、審議するのに助かった」との意見がありました。

以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、「例規集の2の1324ページの居住施設使用料の月額、階層AからNの入居状況と、どの階層が一番多く入居しているか」については、「現在の入居は単身者1人のみである。階層はA階層である」。次に、「部屋は何室あるのか」については、「単身用10室と2人用2室である」。次に、「今までの需要の状況」については、「昨年12月には5名入居、この施設は長期に入居する施設ではないので、養護老人ホームのあき待ちと冬季は凍結をするのでその間の利用などがある」。次に、「今までに2人部屋の利用はなかったのか」については、「今回初めてお2人ご夫婦での入居希望があり条例を改正するものですが、現在1人が入りたくないということで中断している」。最後に、「今後の見通しについては」に、「養護老人ホームの入居待ちなどである程度の人数は考えられる、考えられる」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第88号、香美市学校適正配置等審議会条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、「地域に学校がなくなると地域が寂れてくるので、子どもが少ないと学校運営ができなくなる観点だけでなく、学校の建物を残し何か教育的利用はできないか。例えば繁藤や物部で受け入れたように不登校や対人関係のうまくいかない児童を受け入れ

る特認校にして残すようなことはできないか」との問いに、ここに至る経過の説明がありました。最初に、「平成17年3月、高知県において小中学校適正規模検討委員会より適正定員が出されました。それを受け、香美市となり、香美市の教育を考える会を立ち上げ、生涯学習も含め2年ぐらいかけて学校の耐震化や学校の適正規模について検討を行い提言がありました。平成21年3月30日にその提言書が提出されました。それを受け、香美市小中学校適正規模検討委員会を立ち上げ2年間、平成21年、平成22年に検討し、平成22年11月9日に教育長が提言書を受け取った経過があります。それに基づき今回条例を制定するものです。学校には一定の基準があり、教職員の配置についてはどういう形でなければならないという基準があります。例えば小学校は1学年9名以上でないと複式学級となる。中学校は1学年5名以上という基準があります。これに事務員、養護教諭の配置を考えると1学校7人以上いるのが最低基準である。今回の高知新聞記事は、単にこの基準を本市の学校に当てはめ記載されたものでご理解をいただきたい。また、通学距離、スクールバス、クラブ活動など、ある程度の検討はあったが具体的な話には至っていない。幼・保、小・中、高、大学の連携、地域との連携や廃校施設の跡地利用などは出ているが、特別な支援の学校には触れていないのが現状である。しかし、教育長はそのことを心配しており、今後こういうことも含め考えなければならない」。次に、「児童数が1クラス三、四人では学級経営が成り立たないが、学校があることで地方交付税の算定基準、財政需要額に含まれると思う。そこで、学校を1つ残すような取り組みとして、物部で取り組んだような地域との触れ合いを大事にした福祉教育を中心にした学校を1つ残すことは諮問内容の中に含まれているかどうか」については、「そういう話になると市教委だけでなく県全域となるので、諮問事項に入れるかどうかは検討に至っていない。また、学校は交付税措置の算定の基準になるが、休校は入らない。繁藤小・中学校は小中学校連携があるから事務員、養護教諭も特別加配できるが、それがなければ2人の配置はできない。佐岡小学校では、校長が事務の仕事もしている。学校経営は生徒が少ないと成り立たないが、地域の大事な施設ですので、その施設を地域でどう使うか、どのように生かすかは地域の意見を優先するように考えている」。次に、「第3条の「審議会は、委員10人以内で組織する」となっている。地域の方が入るとなれば人数が少くないか」については、「地域住民とは、佐岡、繁藤の方でなく、香美市全域の将来構想についての会であり、物部、香北で各1人を考えている。審議内容は、早期は3年ないし5年で統廃合を考える地域と、長期は現在物部、香北は各1校ですが、将来子どもが少なくなったとき、そのときどうするのかも含め検討に入る予定である」。次に、「小規模の存続とあわせ校区の見直しも必要ではないか。山田小学校は、あけぼの街道ができ生徒数がふえている。香長、舟入、楠目も含め校区の見直しが必要と考えるが」については、「今回は校区の見直しは考えていない。校区の見直しは、山田小学校では昭和56年ごろに旭町5丁目と百石町1、2丁目を楠目小学校新築時に行った。200人規模が既に少なくなっている状況である。山田小学校に

においても500人を切る状況である。香美市全体の出生率もますます少なくなると想定している。その時期に見直しがあるかもしれないが、現時点での校区の見直しは難しい」。次に、「この審査会での審査や審議内容を地域住民にどのように知らせるのか」については、「説明は、この適正配置等審議会に今出されている提言書が基本となる。これと並行して、審議内容を対象地域へ年明けに市の教育委員会が説明に行く」。最後に、「地域住民の代表はどのような形で委嘱するのか」については、「今までの教育を考える会や適正規模検討委員会などに地域代表が出ているので、その傾向を見ながら新たに指名していく。公募はない」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 常任委員長の報告を終わります。

これから常任委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 総務の常任委員長さんにお尋ねをします。

議案の第94号からですね第99号にかけての件ですけれども、これ条例上は1つのその条例によってそれぞれそのものが位置づけられてますけれども、管理が2つになって、その指定の期間も違うということについての質疑はありましたでしょうか。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） はい。ありました。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） この報告は何かなかった。僕が聞き漏らしたんでしょうか、なかったような気もしましたが。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 報告行いました。

○議長（西村芳成君） ほかに。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 2 号、平成 2 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号、平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号、平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号、平成 2 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に關す

る条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、香美市学校適正配置等審議会条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、市道の路線の変更についてを採決します。あっ、認定について採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、猪野々集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号、菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採

決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第19、発議第2号、香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてから日程第32、意見書案第23号、『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第19、発議第2号から日程第32、意見書案第23号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから日程第19、発議第2号、香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番(小松紀夫君) 21番、小松でございます。

それでは、発議第2号、香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

香美市議会委員会傍聴規則(平成18年3月6日議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5人」を「10人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

【発議第2号 巻末に掲載】

改正につきましては、委員会における傍聴者の人数制限を「5人以内」から「10人以内」に変更するということでございます。よろしく申し上げます。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第20、発議第3号、香美市議会議員期末手当支給規則を廃止する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） それでは、発議第3号、香美市議会議員期末手当支給規則を廃止する規則の制定について

香美市議会議員期末手当支給規則（平成18年3月6日議会規則第4号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

【発議第3号 巻末に掲載】

市議会議員の期末手当支給につきましては、条例によって定められておりますため、この規則は廃止をするものでございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第21、決議案第1号、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議案についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 議長、字句の訂正がありますので休憩を。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時03分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

○21番（小松紀夫君） 提案理由の説明の前にですね、案文、本文の中ですね字句の訂正がございますのでお願いいたします。中ほどにですね、「医療、保険、金融、雇用などの」とありますが、「などに」に訂正をお願いをいたします。

それでは、決議案第1号、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

案文の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議（案）

本年11月11日、野田首相は、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明しました。しかしながら、TPPについては、政府からの情報提供及び、国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、各界各層から強い懸念が相次いで示されています。TPPは原則として、関税をすべて撤廃することとされており、このことは、農林水産業に壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあると同時に、食の安全が脅かされることも懸念されています。また、農林水産業だけでなく、関連産業や医療、保険、金融、雇用などに関しても国民生活に大きな影響を与えることが懸念されています。

よって、政府は、TPP交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、協議により収集した情報を国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うことが出来るよう措置するとともに、関係国との協議の際、国益を損なうことが明らかになった場合には、ただちに関係国との協議を中止し、TPP交渉を見送ることを強く求めるものです。

以上、決議します。

平成23年12月20日、高知県香美市議会

【決議案第1号 巻末に掲載】

以上よろしく申し上げます。

- 議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第22、決議案第2号、議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。2番、矢野公昭君。

- 2番（矢野公昭君） 決議案第2号、議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 矢野公昭、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 石川彰宏、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 前田泰祐、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 爲近初男、賛成者 同 有元和哉

以下、案文を朗読させていただきますして説明とさせていただきます。

議場に国旗及び市旗を掲揚する決議（案）

香美市は、核廃絶と世界平和を強く願い、国際交流を推進し、活力ある市を目指しています。

今後の、国際社会において、本市も諸外国との国際交流を充実し、友好を深め、平和を築くためには、相互の文化や伝統を尊重することはもとより、国民が国旗及び国歌に敬意を表することは当然のことです。

また、我々市議会議員は、郷土を愛し、郷土発展のため、市民の代表としての責務を果たす決意を込めて市旗を尊重します。

よって、本市議会は、その意思を明確に表すため、議場に国旗及び市旗を掲揚することを決議します。

平成23年12月20日、高知県香美市議会

【決議案第2号 巻末に掲載】

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡でございます。この案文の中に「国民が国旗及び国歌に敬意を表することは当然のこと」となっておりますが、では、あらわせない個人は国民にあるまじき行為をしているということでしょうか。

1999年に国旗国歌法を国会で議決をしました。このときの首相が小渕恵三さんでございましたが、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません。したがって、現行の運用に変更が生じることはないとは何度も答弁をしております。強制しないことを繰り返し答えています。まして議会は言論の府であり、民主主義の土台です。市民の中にある多様な意見を尊重して、それをくみ上げ、自由闊達に議論を闘わせる場所でもあります。その議会に、その議場に国旗掲揚をすることは一つの強制になるのではないかと思います。この2点についてお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 矢野。お答えをいたします。

この議場にどうして国旗が必要であるのかということ、そして、そのことに対してお答えをさせていただきます。

日本の刑法第92条、外国国旗損壊等、第1項では、「外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」、このようにございます。日本の国旗を侮辱しても罪にならないのに外国の国旗を侮辱をすれば罪になる。私はこれはおかしいとは思っておりますけれども、それはそれでおいておきまして、しかし、この刑法第92条の短い文言の中に国旗に対する非常に重要なことが問われておると、私はこのように認識をいたしております。外国国旗をこのように侮辱した罪で重い罪が、侮辱したことで重い罪が課せられる。こういうことは、諸外国におきましては国旗というものがいかに重要な位置づけがされているかということでございます。片や日本を振り返ってどうでしょう。国民にとって国旗とは何であるのかを認識する。そのために、議場に限らず公共の場には国旗は必要である。このように考えてお答えとさせていただきます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。5番、濱田です。提案者にお尋ねします。

「国際社会において」と明記されていますが、この中にアジアの国は入っていますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 入っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 先日韓国ソウルの日本大使館の前に従軍慰安婦の少女のブロンズ像が建てられました。まだアジアの国々との関係では、戦後処理は終わっていません。国際社会との友好を深める立場であるならば、明治憲法のもと国民を戦争に駆り立てた旗を議場に持ち込むのは逆に友好の妨げになるのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） お答えをいたします。

確かに過去の戦争におきましては日の丸、これが使われております。しかしながら、世界各国、こと戦争、争いとなりますと世界各国の国旗、国旗というものがその争いの先頭に立って、過去の歴史を見ましてもすべてがそのようになっております。ここで1つの紹介をさせていただきますとお答えとさせていただきます。

我々が日常生活をする上におきまして大事でありますところの食事、料理、これには包丁というものが使われることは皆様ご承知のことだと思っております。しかし、この包丁は使いようによっては犯罪、あるいは殺人の凶器ともなり得ます。しかしながら、危険だからといってそれを取りやめる、あるいは使うことをやめさせる、そのようなことにはなっておりません。それは一体なぜか。包丁が一人で犯罪を起こすわけではございません。それを使用する人間の問題であるからであります。ゆえに、この先ほど申しました国旗が戦争のということになりますと、私は、国旗が戦争をしたものではなく、それを行ったのは人間であります。それでもって日本の国旗にその責任を、戦争の責任を押しつけるのはいかなるものであろうか、このように思っております。ゆえに、私は戦争、いわゆる戦争に対して国旗が、日章旗が戦争あるいは軍国主義の象徴であるとは考えておりません。

以上。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。提出者に手続き上のことでお尋ねをいたします。

市民13団体の方々とお話もされたということでもあります。実際その中で、結論からいったら相入れないというところであった。そうであるのなら、そういう意見に配慮するのであるなら思いとどまるのが本来ではないのでしょうか。ましてや会派制がしかれて同じ会派の中にも反対の意思表示をされてる方もおられますが、違う意見の方々はどういう配慮をしたのか。また、どういう努力をされたのか。その点をまず確認させてくだ

さい。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） まず、市民の、市民の方々13団体から反対の要望書をいただいております。私もそれは承知をいたしておりますし、また、お話もさせていただきました経緯もございます。で、その反対があれば思いとどまるのが普通ではないかということでございますけれども、私議員人として5年目、議会議員をさせてもらっております。最初に、古い話になりますけれども、最初にこの議場に入ったときに、旧庁舎にありますけれども国旗、市旗がない。このことに少し違和感を感じたものでございます。それから後だんだんと人と話してまいりました。確かにこの件に対しましては、日本全国で反対あり賛成ありと、このようになっております。そのような状況の中で、私は先ほど申しましたように国旗というものはその国民的結束力の涵養、そして維持、強化、これにつながるものであると考えております。そういう状況から見ても、ぜひ今議場に国旗、そして郷土を愛する者といましての市旗が必要である。反対者に対する考え、思い、それは私も当然持っておりますが、今まで何回か議員同士でも協議会の中で話してまいりましたけれども、先ほど質問者の方も言われましたように妥協案がどうしても見つからないということで、今回この決議案としての提出をさせていただいた、このような経緯でございます。

それで、もう1点、会派の中でも反対者がいるがその配慮はということでございますけれども、私どもの会派はご承知のとおり自由クラブという、自由クラブという名称になっております。で、その中で確かに1名反対の方がおりますけれども、私どもの会派はすべての案件につきまして慎重に協議をし長い議論をし意思統一を図っておりますけれども、最終的に意思が統一できない、そういうときには、同じ会派の中でも賛成、反対が分かります。それをもって皆が納得の上で採決に臨んでおります。これが自由クラブのゆえんでもあろう、このように思っております。

質問に対してのお答えは、私も非常に市民団体の方々かれこれ反対者も多いことはわかっておりますけれども、どうしても私の気持ちといまして今出しておかなければ、そのような強い気持ちでもって今回提出をさせていただいた、このような思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。提出者のお話伺わせてもらいましたが、現実的に市民団体の方々と話された中でも、それから次へつなげるステップを努力されてないということが明確になりました。あわせまして、会派に対しての考え方自体が現実問題会派を立ち上げるときの考え方と違っているということをまず指摘しておきたいと思えます。

矢野議員が議場に国旗がないということに対して違和感を持たれたということは、それはよろしいでしょう。今後国旗があることに對して違和感を持たれる方もおられると

いうことに対しての認識はどうなのか。そして、国旗のもとに結束と言われましたが、それは個々の感情のありようで私はよろしいのであるというふうに思います。現実問題、今回のことは人の意見に耳を傾けてないということであると思います。端的に言えば、排除の論理が働いているのではないのかということをおもいますが、その点についての再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 人の意見に耳を傾けてないのではないかと、このような質問であろうと思います。しかし、この件につきましては、おっしゃるとおりでありましょうけれども、この件につきましては、私先ほども申しましたように確かに市民団体、そして市民全体の方々とのお話はさせてもらっておりません。がしかしながら、市民全体の方とお話をするということは非常に長い時間がかかろうと、このように思っております。それをもって長い時間をかけてこつこつとやっていって、それで何とかよい方向に向かえばいいんでありますけれども、私は今までの議員仲間、そして市民団体、あるいは市民の方々と私は個人的には話はしてきましたけれども、この件につきましては私はもう何と申しますか、なかなか平行線で、今までもお話をさせていただいた中では平行線をたどっておりますので、もう今回このように提出をさせていただいた、このようなことをご理解をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3回目、最後ですが、要望は9月議会の時点でお話を伺った。ほんで、矢野議員におかれる長い時間と言われるのは、確かにその前からも動きはあったというふうには承知はしておりますけど、表に出てきたのはその時点からだと思います。やはり相入れないと、そしていつまでたっても平行線だと、そうであるんやったら矢野議員が先ほど言われたもっと長い時間、逆に言うとそのことを公約にして選挙に打って出るばあのところがあってしかるべきの案件と私は思います。こういうことについては緊急性が求められてる決議の部分は別ですが、実際のところはもっともっと長い時間かけるのが私はこのことの本旨だと思いますが、最後にお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 私はこの間でも結構、私の時間的には結構話の期間を持っていただいたと、持ったと自分的にはこのように考えております。

以上。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 提案者にお尋ねをいたします。

大変大事な点ですので先ほどお答えにならなかったことをお聞きをしたいのですが、例えば教育の現場では今その国旗、国歌、国歌は斉唱、国旗に対して掲揚して敬意を払うというふうなことが行われておりますけれども、良心に、自分の良心に従ってそれを

行いたくないという方も当然いらっしゃるし、そのように行動をあらわす方もおられます。そういう方をやはり異端視をして、そういう人は国民ではないと、こういうふうにお感じになりますか。その1点、大変大事な点ですのでお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） お答えをさせていただきますが、その前に、国旗、国歌、そして起立、これが人権を侵すことという質問だと思っておりますけれども、思想、良心の自由に反するとか、こういうことだと思います。これは学校教育現場のことでありましようか、それとも世間一般、実は私が今回提出をいたしましたこの案件に対しましては、国旗と市旗を議場に掲揚するというごさいますけれども、それを教育現場のことでもありましようか。

（13番、大岸眞弓君、自席にてうなずく）

○2番（矢野公昭君） そしたらそれで、それに対してお答えをさせていただきます。

我々一般のこの生活の中におきまして、市民社会において活動する場合、そしてもう1つには組織体に入って活動する場合、この2つがあると認識をいたしております。学校現場となりますと公務員、地方公務員となります。地方公務員が国公立学校に勤務するとき、その階層構造にあつて公務員であるがゆえにその持っている市民的自由、これは当然制約を受けるものと考えます。公務員が組織に入ると一般的な市民自由をそこでは断念し、その組織にふさわしいその秩序の中で生活をすべきであるものと考えております。組織以外で我々が一般的な生活をしているときに、私は国旗、国歌は反対である、自由を主張するのはよいけれども、学校という組織に入りまして一つの役割を担った方々が市民社会における権利、主張をすることはいかなものかと考えております。国旗、国歌に対し嫌悪感を持つのはもちろん自由でありますけれども、それを不起立という行為によってあらわすのは内心の領域を超えてはいないか、このように思うものでございます。そして、平成19年6月20日、東京地方裁判所判決で国旗、国歌に対する起立は特定の思想を表明することにはならない、このようになっております。もう1点、地方公務員の職務命令服従義務、これについて法学者、竹之内一幸氏また橋本基弘氏、この両博士はお二人共同で出してしております、出版をいたしました著書でございますが、この著書の中で地方公務員は自分と考えが異なる命令であっても業務上においての上司の命令には服従しなければならない。したがって、国旗、国歌に嫌悪感を持っていようとも上司の命令には従わなければなりません。ただし、これには例外が3つございます。1つには命令が明らかに違法である場合、2つには公序良俗に反する場合、3つには物理的に不可能な場合、このように言っておられます。

説明が長くなりましたけれども、以上の観点から国旗、国歌に対する起立は人権を侵すことにも、良心、思想の自由に反することにもならない、このように私は考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 教育現場のことでお答えをいただきましたけれども、私が申しましたのは少し趣旨が違いまして、そういう良心に従ってそういうその国旗に敬意をあらわさないとか、歌を歌いたくないという人のことを国民ではないとお考えかと、そのことをお聞きしたかったんです。

それと、もう1点、先ほどご説明のありました教育現場の件に関しましては、これは国旗国歌法が法制化されましたときに、今片岡議員から言われましたように国旗掲揚は義務づけるものではない、何らその扱いに変わりはないというふうに法律上は見解を示されているにもかかわらず文部科学省、現在の文部科学省がですねその、そしてその上にはもう1つその、なぜその国旗国歌が法制化されるときにその義務づけができなかったと言いますと、上位法である憲法の思想、信条の自由、良心の自由を侵してはならないという制約があったからであります。教育現場ではその憲法にも、学習指導要領というものを憲法の上位法に凌駕させてそういうふうに教育現場で処分をちらつかせて今現在国旗、国歌への敬意を払うことを子どもたちにも従わせているというのが今の現状であると私たちはとらえております。

別の観点から質問を行います。

この日章旗がかつて軍旗と、戦前、戦中には軍旗と呼ばれていたのはご存じでしょうか。ドイツやイタリアは、その国旗を戦後に戦争でのその行いを反省して変えております。そういうこともご存じかどうか、ご存じの上でのこの今回の提案かどうかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 矢野。まず、国民ではないのかという質問でありますけれども、日本に住めば皆国民（後に「日本国籍があれば日本人」と訂正あり）であります。私はそのように考えております。

それと、次の軍旗、軍旗と言っておったことは、私もニュースとかを見てそれもわかっております。あとドイツ、イタリアでしたかね、ドイツ、イタリア？

○議長（西村芳成君） そう。

○2番（矢野公昭君） ドイツ、イタリアについては戦後国旗を変えたんじゃないか、このようなご質問であったと思います。

今のドイツ国旗、これちょっとまた長くなりますがよろしいでしょうか。今のドイツ国旗の絵柄、黒、赤、金、この横じまの3色旗となっております。この3色は1803年に起こりましたナポレオン戦争、これにおきましてプロイセン国王の義勇軍が着ていた軍服の色、これが由来になっております。それ以来ドイツ国の国旗として使われてまいりました。しかし、ドイツ国がナチス政権のときに限っては、社会主義ドイツ労働者党の党章であるところの皆様方ご承知のかぎ十字、これが国旗となっております。戦後西ドイツは再び3色旗を国旗とし、また、ベルリンの壁崩壊後もこの3色旗を国旗とし

ております。以上のことからかんがみてみますと、ドイツが戦後国旗を変えたというよりもナチス政権が使っておった国旗、かぎ十字からもとの伝統ある国旗に戻した、こういふことであると私は理解をいたします。ゆえにドイツ国の例は日本に当てはまることではないと、このように考えます。ちなみにドイツにおいて日章旗に当たる紋章、鉄十字でありますけれども、この鉄十字はナチスドイツが活用し戦後も廃止をされてない紋章であり、ナチス以前からある伝統的な紋章であります。

次に、イタリアについてお答えをいたします。

イタリアは、戦後国旗から王家の紋章を外しております。王家の紋章を外したのは、王制から共和制に変わったからであります。日本は共和制になっておりません。さらに緑、白、赤のこの3色の国旗、イタリアの国旗は戦後も変わっておりません。ゆえにイタリアの例も日本に当てはまることはできないと考えます。

以上のことからおわかりのように、その国が昔から使っておった伝統ある国旗というものは変えていないというのが現状である、私はそのように認識をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに、原案に反対の方の発言を許します。反対の発言を許します。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。決議案第2号、議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について、反対の立場で討論を行います。

本来決議とは市議会の意思を決定し、それを対外的に表明するものであります。ゆえに議会の総意、全員賛成を基本とすべきであり、この間の議論で日の丸について相入れない部分があるにもかかわらず、決議案として提出されたことはまことに残念でなりません。

国旗について多様な意見があることは、議場に国旗を掲揚しないよう求める要望書が市内13団体より議長あてに提出されたことにより明らかであります。また、提出者とも懇談を行い、その意思を明確にされたところでもあります。その声をも無視することは、数の力で押しつけたとして本市議会の将来に禍根を残すものであります。

また、香美市庁舎には、事の是非はともかく市庁舎敷地内、あつ、屋外に国旗、市旗は常時掲揚されております。庁舎は市民の財産であり、議場も庁舎の一部として財産管理権は市長に属しており、庁舎内2カ所に日の丸を常時掲揚しなければならない合理的理由は存在しないと考えます。

私はこの国、この町に生まれてよかった。そして、本市市民のために少しでも汗をかければと精進しております。そこには、人と人との結びつきがあります。そして、個々

の生き方、考え方を尊重する基本があります。日の丸のもと悲しい思いや大変な苦労をされた大先輩の方々の声を耳にすると、本決議案に強い憤りと反対の意思を表明し、討論とします。

(拍手)

○議長（西村芳成君） 傍聴の方は拍手しないでください。

次に、賛成の方の討論を許します。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉でございます。本日は大変傍聴の方も多く来られておりまして、この決議がどれほど皆様の興味がおありか、そして、重要な話なのかということをご真摯に受けとめて討論を行わさしていただきます。議員の皆様、ぜひとも耳を傾けて、また傍聴の方、これを聞いておられる市民の方々にも耳を傾けていただきましてこの討論を行わさしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの決議案第2号、議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について、私は賛成の立場で討論を行います。

この決議が当初提案されました議員からのお話を受けたとき、何の迷いもなく賛同をいたしました。自国の国旗と市旗に敬意を表するのは正しく社会性を身につけた者であれば当たり前の礼儀であり、もちろんのこと式典等において、自国であろうと他国であろうとその国旗に敬意を表することは国際的にも当たり前の礼儀であります。この国の政治家としてこの厳粛かつ神聖な議場において、みずからが住む国と市の旗を掲げるとは当たり前であり、これに反対することを主張される方がおられるとは考えられませんでした。しかしながら、刻々と時間のたつ中で、特に国旗に対する反対を主張される方がおられることを学ばさしていただきました。私たち戦争を知らない世代には当たり前の国旗、しかし、歴史のうねりの中で国旗に対する思いは人それぞれでございます。国旗の掲揚に反対されます方々の心境を察すると複雑な思いになるのは、私がまだ未熟な存在だからかもしれません。まず、冒頭に、真に心より反対され心を痛めておられる方々の心境を察し、おわびを申し上げた上で賛成の討論を行わさせていただきます。

日本の歴史は先人の多くの苦労、不幸の上に築かれてまいりました。そして、この日本の流れとともに国旗は存在しております。この日本の国旗の起源は、645年大化の改新のころと聞きます。現在では国際的な活動の場において掲げられる国旗は、感動と勇気の傍らに存在しているようにも映ります。また、海外での発展途上国での支援の場においては、日本の温かな支援の象徴として多く知られるようになっております。戦後も1949年に連合軍総司令部、通称GHQより日章旗の掲揚禁止が解かれたとき、敗戦国から戦争放棄の平和の国のシンボルとして再び日章旗は用いられました。しかし、戦時下においては軍を率いる国の旗印として存在した時代もありました。そのときに国旗は遠方で国家のために戦う日本兵士にとって故郷とのつながり、守るべき愛する故郷、

家族の象徴であり、またそれとは反対に、人によれば大切な家族を戦地へと赴かせ命を奪った国の象徴であったわけです。人により経験や考えで全く真逆に感じる日本のイメージが、まさに国旗に集約されております。しかし、国歌も国旗も、人と同じように善悪の両方のイメージを持たれながら存在していくことは仕方のないことかもしれません。

罪を憎んで人を憎まずという言葉がありますが、まず、国旗に反対される方々にいまして一度この言葉を考えていただきたいと思っております。皆様はこの国を愛しておられますでしょうか。この国は愛すべき故郷でしょうか。そうであるならば、私たちは忘れてはならない過去とともに生きてゆかねばなりません。この日本の国旗は、長い歴史とともに私たちのだれよりも長く日本とともに存在してきました。この日本の善悪両方の歴史を、私たち今の時代を生きる者は心に住まわせておかなければならないと思っております。ここに国旗が掲揚されることで掲揚に反対する方のお気持ち、今までの日本の歴史を私は見るたび心に刻むこととなるでしょう。そして、それは先人に対する私の敬意であり、忘れてはいけない人たちの思いをこの議場でいつも思い続けてゆくことができます。今を生きる方々、過去を生きられた方々とともに、私たち議員はこの議場において誠意ある発言を行って、香美市の未来を築いていく一員でなければなりません。そして、決して汚してはいけない議会やさまざまな式典においては自国の国旗、そして本市議会であれば、国旗とともに市旗を掲揚することは厳粛かつ神聖な場には必要なことであろうかと私は考えております。私は日本の歴史を決して否定したり封印したりせずに、先人の苦労を未来に生かすその誓いとしての国旗の掲揚、そして若い香美市の市旗は、過去に起こった同じような不幸で染まらないようにという誓い、そして市民とともに議会はあるという象徴としてこの場に国旗と市旗が存在するというこの意味をもって、誓いのあかしとして掲揚していただきたいと思っております。

よって、私は決議案第2号、議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案に賛成の意見を申し上げますとともに、諸先輩議員の皆様には本決議に賛成していただかずよう心よりお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論があれば許しますが。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。決議案第2号、戦場（後に「議場」と訂正あり）に国旗及び市旗を掲揚する決議案に…。

「議場」という声あり

○13番（大岸眞弓君） 議場に、この問題が起こってからですねどうしても戦場というふうに読めてしまって仕方ないんですね、わざとではありません。本当に「議場」を「戦場」と読んでしまうので、そういう思いがあります。議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案に反対の立場で討論します。

今の地方自治制度の中では、地方自治体は国から独立し、国と地方は対等、平等です。本議会も住民の福祉の向上を目指し、住民自治と団体自治の機能が発揮されるよう日々議論を重ねているところです。その場に国旗は何ら必要がありません。みずから治めることを憲法で規定された地方自治体のその議場に国家のシンボルである国旗を掲げ、議会全体で敬意をあらわすという行為は戦前の中央集権的な政治への回帰につながるものではないでしょうか。掲げるとしたらせめて市旗か、岡山の備前市議会場では、市議会の議場では備前焼で市民の顔をかたどったレリーフが議長席の後ろにありましたが、そのような市民をあらわすものを掲げてよしとするのが議場の良心ではないでしょうか。国家のシンボルに敬意をあらわすことや郷土愛などという人の心のありようの問題はだれに干渉されるものでもなく、決められるものでなく、まして多様な価値観が認められるべきである議場において無理に一つに集約されていい問題ではありません。

国旗国歌法が法制化されましたときに、先ほども言いましたが、政府は国旗、国歌が法制化されたとしても、それは国が公の行事などに公式に用いるためのものであって国旗掲揚を義務づけるものではないとの見解を何度も示しています。なぜなら、それは表現の自由を保障した憲法第19条や第21条に抵触するために、法律では強制をすることができなかつたからであります。それを教育現場では、学習指導要領を使って上位法である憲法の上にその学習指導要領を置き、あつという間に教育の現場に持ち込み、従わない教師を処分までするように、そういうことで国旗、国歌にあくまで敬意を払わせる。そういうことに執着をして徹底しているというのが現在の文部科学省の立場であります。これは先ほど、現在の文部科学省の立場であります。先ほど質疑の中で旗に罪はないというふうにおっしゃいましたけれども、私たちはこの決議案に接しましたときにそういうその文部科学省のような意図を、旗を使ってやろうとしている意図を感じるから強い反発を覚えるものであります。こういう動きや大阪市の維新の会のように、政治の行き詰まりを反動的に利用しようとする動きを看過できません。精神科医で関西学院大学教授の野田正彰氏は数々の著書において、右傾化していく社会に警鐘を鳴らしていますが、日の丸、君が代について、私たちの社会は踏み絵によって個人の良心を正か悪かに振り分け、完全な同質性を強いる傾向を温存していると警告しています。それはファシズムの危険性をはらんでいます。また、教育界での動きに対し、日の丸掲揚や国歌斉唱を阻止しようとする行為とみずからの思想及び良心にもとる行為をしないことは区別しなければならないと述べ、不起立などへの処分に対し、なぜもう少し寛容でないのか。国家の統合の手段である旗や歌は処分をちらつかせて強要するのではなく、おのずと敬愛されることを求めているのではないか。それならば、無数の人々を殺害してきた歴史を持つ旗と歌が浄化され、受け入れられるまで待たねばならない。例えほとんどの国民に受け入れられる旗や歌になったとしても、思想及び良心において拒む者を処罰することはシンボルを汚すことになる。これは教育現場についても同時に言えると思います。

本市議会は、治安維持法による犠牲者に対し国家賠償を求める意見書を全会一致で採

扱っており、議場への日の丸掲揚はそのことにも矛盾する行為です。国内において訴訟にまで発展している国旗、国歌の取り扱いの問題を数の力で押し通すことは、議会として余りに配慮の欠ける最も慎むべき行為であることを申し添え反対の討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、賛成の方の討論はありますか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平です。私は、議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について、国旗と市旗の持つそれぞれの位置づけと認識、そして意味と意義、そして意識と啓蒙の3点を挙げて賛成の討論を行います。

まず、国旗、市旗の持つ位置づけと認識についてであります。国旗は国旗国歌法により日章旗と定め、民主主義国日本の象徴として、また、市旗は本市の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を表現すべく広く市民から公募し認定された市を象徴するものであり、いずれも日章旗は国の象徴、市章旗は市の象徴として位置づけされているとともに、国においては平和と繁栄、そして市においては発展を願う思いを込めた旗でもあることを認識するものです。

次に、この位置づけとともに公式の場所でとり行う儀式、典礼における掲揚の意味と意義の考え方ですが、現在おおよその式典場では国旗とともにその式典を主催する公式機関や民間組織体はその主催者をあらわす旗が掲揚されております。本市の身近な例で言えば、市教育委員会の主催する学校の重要な行事の1つである入学式、卒業式の会場があります。一例を挙げて申しましたが、このように各種の公式の場所でとり行う儀式、典礼において国旗と主催者の旗が掲揚される、その意味と意義を考察した場合、先ほど申し上げました位置づけに加え、私どもが日常生活し生産活動を行う日本国、そして本市の状況があると考えるところです。つまり現在の日本国は主権在民の平和憲法を持つ民主主義国であり、あらゆる権利が保障される中で義務を果たすとともに法令を犯さない限りにおいては自由な言動や活動が認められておりますが、この点に関しましてはまことに住みよい国といえます。同様に本市においても、市と市民が協調し一緒になって本市の均衡ある発展を目指す理念を掲げ、日々行政事務をとり行っております。この民主主義国家である日本国の象徴が国旗であり、郷土の発展を掲げる本市を象徴するのが市旗であると認識するとき、この民主主義体制と平和行動、そして協調を旨とする日本国と本市において、改めて敬意を表す行為として国旗、市旗の掲揚を行うところにその意味と意義があると考えます。

そして、最後、3点目になりますが、この意味や意義に基づいた国際社会の中の日本国での国旗に対する意識と啓蒙についてでございますが、ご承知のとおり現在はもとより今後の世界はますます国際化が進み、物流のみならず人的交流も一層活発化していく中において、私ども日本国民も国際社会の一員であることを強く意識してその言動や行動をとっていくことが求められます。特に今後の日本国を背負う若い世代に平和と友好を進化させつないでいくためには、自国はもとより世界各国の文化と伝統、そして慣習

を尊重し、日本の常識、世界の非常識とならないよう常に国際社会の中において通用するルールの意識づけと啓蒙を行う必要があると考えますが、そのルールの中に国旗も重要な位置を占めているのは申すまでもありません。このことを如実にあらわす例として申し上げますと、時折国と国が反目し合い抗議活動を起こす場合がありますが、そうしたとき、まず行使するのが相手国の国旗を冒瀆する行為で意思を示す行動があります。こうした事象についても、その内容と意味について理解させるべく意識づけと啓蒙を行うことも大事であると考えるところです。また、かつて国際スポーツ大会の会場において国旗掲揚、国歌斉唱の折、着席のままや帽子を着用のままでひんしゆくを買ったことがありましたが、ルールを理解していないゆえの行動の事例と言えるでしょう。そうした観点からも、私ども議会人としてはでき得る範囲で国旗と市旗に対するその意味や意義について啓蒙を行うとともに、その姿勢を示していくことも大切なことではないでしょうか。

したがいまして、これまで述べてきた点を考え合わすとき、決議案にある本市の公式機関である香美市庁舎内の議場に国旗と市旗を掲揚し、議会人としてその認識を示すとともに常に国旗と市旗に敬意を払うことはごく自然な表現であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから決議案第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。起立多数であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩しょうか。

暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

意見書に入る前に、矢野議員から発言を求められておりますので許可します。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 先ほどの私の決議案第2号の質疑の中におきまして、「日本に住んでおれば日本人」とこのように言ったかと思いますが、
「日本国籍があれば日本人」というふうに訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 資料の訂正をしなくてはなりませんので、午後1時まで食事のため休憩いたします。

（午前11時14分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

これから日程第23、意見書案第14号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番(大岸眞弓君) 13番、大岸眞弓です。

意見書案第14号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読して提案理由の説明にかえます。

国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書(案)

国民皆保険制度がスタートして以来40数年を経て、現在国保には国民の約4割が加入しています。

近年、国保加入者の平均所得は低下し、それに伴い国保料(税)の滞納世帯が急増しており、2008年6月の厚生労働省の発表では全国で453万世帯・20.9%、となっています。滞納世帯の資格証明書や短期保険証の発行も増加し、病気になっても医療が受けられず手遅れで死に至る事例も増加しています。

このような事態を招いたのは、1984年からの国による国庫助成金を引き下げたことが決定的な要因となっています。国は同年、被保険者の保険料と保険者による拠出金のみを財源とする退職者医療制度を創設するとともに、国保財源の国庫補助を医療費ベースで45%から38.5%へと削減しました。このため市町村では国保財政の悪化を補うため国保料(税)を増額せざるを得なくなりました。また、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984年の49.8%から2005年の30.6%へと激減しました。

以上のような経過の中で、国庫負担の削減に伴う住民負担は増大し続け、「払いたくても払えない」国保料(税)となり、国保料(税)の値上げ、滞納世帯の増加、国保料(税)の収納率の低下、国の交付金削減、国保会計赤字の拡大という悪循環に陥り、自治体の国保財源は、自治体だけの努力では解決できない危機的状況にあります。

国保法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定されており、国が当然責任を持って援助し、国保料(税)が払えず、治療が受けられないような事態が生ずるなどあってはならない制度です。

このように、高すぎる国保料（税）を抜本的に解決し、国民皆保険制度を維持するためには、国民健康保険財政への国庫負担割合を1984年当時の医療費総額の45%に戻すことがどうしても必要です。

国は、国民の命を守るといってもっとも基本的な視点に立った政策を実行し、国民が安心して暮らせる制度確立こそ国の責務です。

よって、国民皆保険制度を維持するために、国民健康保険財政への国庫負担割合を1984年当時の医療費総額の45%に戻すよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、法務大臣 平岡秀夫殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第14号 巻末に掲載】

以上、同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから意見書案第14号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。起立少数であります。よって、意見書案第14号は、否決をされました。

これから日程第24、意見書案第15号、年金支給開始年齢引き上げなどの制度改悪に反対する意見書の提出について（後に「年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書の提出について」と訂正あり）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。

意見書案第15号、年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読をしまして説明にかえさせていただきます。

年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書（案）

厚生労働省は年金の受給開始年齢を68～70歳に引き上げる改革案を社会保障審議会年金部会に提示しました。また、少子化や高齢化の進展に併せて、年金額を自動的に削減するマクロ経済スライドを物価の下落時にも発動し、物価水準の下落以上に年金給付額を削減しようとしています。

2004年にマクロ経済スライドが導入されましたが、物価や賃金の上昇時に限るなど、手取りの額面は減らないルールを設けました。マクロ経済スライド導入後、物価や賃金は一貫して下落し続けたため、厚労省はマクロ経済スライドを発動することができず、年金を物価の下落水準以上には引き下げられませんでした。

年金支給の開始年齢の引き上げやマクロ経済スライドの導入による年金給付の削減は、高齢者の安心な生活を脅かすものです。

よって、政府におかれては、高齢者の生活基盤を保障するために、年金支給の開始年齢を引き上げないこと、また年金給付額を削減するマクロ経済スライドを中止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、法務大臣 平岡秀夫殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第15号 巻末に掲載】

同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 先ほど私のほうから、意見書案第15号について題名を差しかえと間違えもとので発言いたしましたので、訂正をいたしまして読み直します。

意見書案第15号、年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書の提出についてでありますので訂正をいたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、意見書案第16号、介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。

意見書案第16号、介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書（案）

平成21年の介護保険報酬改定では、深刻な人材不足と経営危機打開を目的に、初めて介護報酬の引き上げが行なわれました。さらに介護従事者の処遇を改善するために「臨時特例交付金制度」も作られました。

しかし現実には、介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が依然として続いています。同交付金は3年間の時限措置であり、現在、政府においてその後の対応等が検討されているところですが、高齢化社会の進行に対応するためにも、介護従事者の処遇改善は引き続き重要な課題です。

よって、政府におかれましては、介護職員処遇改善交付金を平成24年度以降も継続するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第16号 巻末に掲載】

以上です。ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第26、意見書案第17号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、片岡守春君。

○14番(片岡守春君) 14番、片岡です。

意見書案第17号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 片岡守春、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読して提案とします。

政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書(案)

政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景に「政治改革」関連法で小選挙区制とセットで、企業・団体献金も自粛する流れの中で導入され、1995年に実施されてから昨年までの16年間で5038億円の巨費に達しています。

ところが、現在、政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や団体からの献金を受け取るようになってきました。企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものです。

昨年1年間の政党助成金支給総額は、319億4200万円にのびります。民主党は171億516万円、自民党は102億6381万円で、党本部に占めるその割合は民主党83.8%、自民党70.9%となっています。政党の財政の主要な部分が公費によって賄われているような現状は、政党が国民から遊離し、政治家が国民視線を忘れて墮落し、国民の政治離れを作り出しているともいえます。

また、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残高を44億円(09年の残高)も貯めこみ、飲み食いや有力議員に分配されたという報道さえあります。国民の税金は、本来、教育や医療など国民のために使うべきです。国民の多くが貧困に苦しんでいる時に、政党が税金を食いつぶすのは犯罪的ですらあります。

3月11日発生した東日本大震災は、1万人を超える死者や津波による壊滅的な被害だけでなく、原発事故の収束見込みさえない状態の中で、塗炭の苦しみを強いられている多くの被災者を思うとき、ますますその念を強く持つものです。

施行後16年の節目を迎えている政党助成金制度について、きちんと検証するとともに、この際、廃止の方向を明確に打ち出してこそ、国民の政治への信頼を取り戻すこと

ができると思います。

よって、政府におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

1、違法性の高い残金基金は直ちに返納手続きを進めるとともに、平成23年度以降についてはこの制度を廃止すること。

2、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者救援に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、法務大臣 平岡秀夫殿、財務大臣 安住 淳殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第17号 巻末に掲載】

よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。15番、竹平です。提出者に1件だけお聞きしたいと思います。

これはですね端的に言いますと、政党助成金は政党助成金の法律によって定められたものであると。それから震災の関係については災害復興法案といった、それぞれ法律に基づいてこれは動かしているものです。したがって、この政党助成金をそのままこの意見書の提出者の言うようにですね助成金を復興の支援のほうへ回してはどうかと、こういうふうにはやはりこのそれぞれのある法律の関係からですねもう少し研究、調査して提出すべきであろうかと思いますが、そこなあたりの認識をお伺いしたいと思いません。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） お答えします。

政党助成金がつくられたときの姿勢が全く崩れてるというか、企業・団体からの献金をもらわないということを前提につくられたものであるということが1点です。それから、この新聞の投書欄を読ましていただきましても、やはりこれは災害に充てよという意見が大変強く投書欄にも出ております。あわせて奈良県大和郡山市でも同じような意見書が全会一致で採択されてると。それから同じく奈良県の上牧町といいますか、ここでもこういう意見書が採択されてるといことなので、とにかく税金ですので税金をやはり受け取らなくて被災者に渡すということは筋が通ってるのではないかと思います。また、これは国民1人当たり250円の税金が原資として使われているので、つまり今回の大震災で被災した人たちが納めた税金も含まれているというところからいっても、

人道的からな点から考えても、この政党助成金は早く廃止をして、やはり困っている人たちにこの税金が回っていくようにするのが正しい方向ではないかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。説明をありがとうございました。若干私の思いと提出者の考えとが違うようでございますが、心情的にはそのとおりだというふうに思っています。私が言いたいのは、それぞれこの2つのものにおいてはですねそれぞれ法律で定められておるということですので、こういった意見書を出すにはですね、そういったまずその政党助成金の法律関係、そして災害の関係ではその災害の法律、ここあたりをですねそれぞれ精査してそして出さないと、心情的には確かにそうです。ですが、やはり法律を建前としておる以上はですね、その法律のほうからやっていかないとどうもやみくもに右から左へというような、そういった論法では若干この意見書としてそぐわないのではないかということでお聞きしたところですが、もしよろしければその点について、いわゆる法律対法律といった面からですね見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 同じ財源ということが一つには言えるかと思えます。また、この意見書の中で第1点目にはっきりしているのはよね、残金基金を直ちに返せと、今年、2009年度は44億円を残金と基金としてよね各政党がもらって放しでためると、2010年度にはよね63億円の基金のため込みがあるというように、もう非常に大きな金がよね政党の懐にあるということはやっぱり国民としてはやっぱり納得しないと。だから、1回返納をして、その後の使い道については、私たちはこういう災害後の救済に充てよというこの意見書ですので、そこな点は理解をしていただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） どうも答弁と、質問と答弁がかみ合っておりません。要は私が言いたいことは、そういったことを実施しあるいは実現を要望していくためにはですね、まず前段にあるこうしたそれぞれの関係法律から整理してやっていかなければ、この香美市議会が出す意見書としてはそぐわないのではないかという思いで提出者にお聞きをしたわけです。どうも2回ともそういったことでちょっと歯車がかみ合っておりませんので、お答えはもう必要ありません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これに反対の方の討論があれば許します。

反対の方は討論ありませんか。

それでは、賛成の方は討論ありますか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第17号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

政党助成金は、赤ちゃんからお年寄りまで1人250円を強制的に負担させるものです。日本共産党は、思想・信条の自由を保障した憲法に違反するとして受け取っていません。政党は、本来みずから集めた資金で運営すべきです。しかも復興財源の確保が大変なときに、使い残した政党助成金は国庫に返還するのが原則ですが、2010年分の政党交付金使途等報告書によると基金残高は約63億7,000万円になっています。各党は政党基金という抜け道を使ってため込んでいます。今政党助成金を廃止すれば毎年約320億円という国民の税金を節約でき、復興財源としても大きな役割を發揮することは明らかです。国民から今求められていることは、将来が安心できる社会、そして被災地の復興にあります。国の政治に責任を負う政党という自覚があるのであれば、国民に増税を押しつけるのではなく、まずみずから身を切ることになる政党助成金を廃止し、財源を確保し、東日本大震災の被災者救援へ充てることではないでしょうか。

以上のことを述べまして、申し述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。起立少数であります。よって、意見書案第17号は、否決されました。

これから日程第27、意見書案第18号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、島岡信彦でございます。

意見書案第18号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

東日本大震災によって東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後

は、自治体を中心となった復興が求められます。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が地域のセーフティネットとして果たす役割は、ますます重要となっています。特に、地域経済の活性化と雇用対策の充実が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつく、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2011年度政府予算では、地方交付税について、総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が必要であると考えます。

よって、国におかれましては、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、次のとおり対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、防災・減災対策の拡充、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

3. 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、財務大臣 安住 淳殿、東日本大震災復興対策担当大臣 平野達男殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第18号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第18号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第28、意見書案第19号、JR四国等の経営安定化に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、島岡信彦です。

意見書案第19号、JR四国等の経営安定化に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

JR四国等の経営安定化に関する意見書（案）

昭和62年4月に国鉄が分割・民営化され、JR7社が誕生し、JR三島会社（四国旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から経営赤字は避けることができないとして、JR三島各社に経営安定化基金が設けられ、その運用益と固定資産税の特例措置等による負担軽減によって営業赤字を補てんする措置が行われてきました。

本市に大きく関係のあるJR四国及びJR四国バス等グループ企業（以下「JR四国など」と略す）は、これまでさまざまな増収策や経費削減策に取り組むなどの経営努力を行ってきているものの、四国島内の景気低迷や人口減少などの影響により、運輸収入が減少傾向にあるとともに、経営基盤を支える経営安定化基金についても、このたびの「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の一部改正により、新たな支援措置が図られたところですが、低金利の長期化により、運営益の確保が困難となるなど、依然として厳しい経営環境に置かれています。

このような中で、JR四国などのJR三島会社・貨物会社の経営安定のために行われている税制面での支援措置が、平成23年度末で期限切れを迎えようとしており、こうした措置が廃止されることになれば、経営が逼迫し、ひいては路線の廃止や便数の大幅な減少、運賃改定などによって利用者や地域住民への影響が懸念されます。

今後ともJR四国など及びJR貨物が利用者の期待に応じて、快適で安全・安心な地域の足として、また、重要な物流を担う運送機関として、現在の路線を維持・確保するとともに、運輸サービスの向上や安全対策を強化していくためには、経営基盤の安定が重要であります。

よって、国におかれましては、これらの現状を踏まえ、次の税制特別措置の継続について、次年度の税制改正において実現されるよう、強く要望します。

記

1. JR四国などの三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税の特例措置（承継

特例、三島特例)の適用期限を継続すること。

2. 第三セクター鉄道を含む鉄道事業者における列車の動力源に供する軽油の引き取りについて、軽油引取税を課税免除とする措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、国土交通大臣 前田武志殿、内閣官房長官 藤村 修殿、国家戦略担当大臣 古川元久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第19号 巻末に掲載】

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第19号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第29、意見書案第20号、消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番(島岡信彦君) 16番、島岡信彦です。

意見書案第20号、消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書(案)

消防救急無線は、地震や災害発生時に応援出動した緊急消防援助隊の配備や連絡調整するための情報手段として必要不可欠な通信設備となっています。

この消防救急無線は、平成28年5月末にアナログ波からデジタル波への移行の期限になっており、いつ起こるか分からない災害に備えての円滑な移行は当然行わなければ

なりません。しかし、そのためには各市町村において、新たな基地局の設置や無線機器の整備などに多額の費用負担が必要となります。

香美市は地形的にも中山間地を多く抱えており、周波数帯変更によって大幅に不感地帯が増えることから、現状レベルを維持するには、通常よりも多くの基地局を設置する必要があり、デジタル化に係る施設整備費用は高額となります。市町村は財政状況が厳しい中で、今後、南海地震対策などを加速して進める必要があり、財政負担の大幅な軽減をしなければデジタル化への円滑な移行が難しい状況が生まれています。

よって、国におかれましては、円滑な移行を推進するため、市町村に対して、次の財政支援を行うよう強く要望します。

記

1. 消防救急無線のデジタル化整備における財政支援については、予算枠の拡大や補助率の引き上げなど、地方の実情に応じた対応が可能となるような十分な財政措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、財務大臣 安住 淳殿、消防庁長官 久保信保殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第20号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第30、意見書案第21号、治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運営体制等の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、千頭洋一です。

意見書案第21号、治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運

営体制等の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子

案文の朗読をもちまして提案理由の説明といたします。

治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運営体制等の確保を求める意見書（案）

近年、台風や異常気象による局地的集中暴雨により、甚大な災害が発生しています。特に、本年は5月の台風2号、7月の台風6号、9月の台風9号、台風15号などは、四国東南部に相次いで上陸するなど、高知県東部や徳島県南部、紀伊半島南部の奈良県や和歌山県に極めて甚大な被害をもたらしました。そこで、1日も早い復旧、復興が望まれると同時に、これまで以上に計画的、かつ着実な治山対策が必要になっています。

また、「森林・林業再生プラン」の実現に向け、効率的な森林生産基盤を確立するため、森林経営計画の確実な推進とともに、一層の路網整備が必要となっています。そのためには、森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と拡充が強く求められています。

一方、国有林野事業については、一般会計化の方向性が示されていますが、この検討に当たっては、国有林が脊梁山脈や奥地水源林に広がっていること、またその9割が保安林となっている現状等（後に「状況等」と訂正あり）を踏まえ、今後とも森林の公益機能を十分発揮させるよう、管理、運営する必要があります。

よって、国におかれましては、次の事項について確保されるよう強く要望します。

記

1. 国民の安全・安心な暮らしを守る治山対策の推進のため、治山事業費について、平成23年度補正予算の十分な確保と平成24年度予算の大幅な増額を行うこと。

2. 「森林・林業再生プラン」の推進のための路網整備予算の十分な確保など、森林整備加速化・林業再生基金事業の拡充強化すること。

3. 国有林の国による一体的な管理運営と組織的実行体制を（後に「組織等実行体制の」と訂正あり）確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、農林水産大臣 鹿野道彦殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第21号 巻末に掲載】

以上でございます。慎重なご審議の上、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 千頭さん。

○ 8 番（千頭洋一君） 済みません。ちょっと読み違えがあったようでございますので、2 ページ目の上から 4 行目の「管理、運営する必要があります」というところを「管理、運営する必要があります」ということであると、それと、記の 3 番目の「組織等実行体制の」というところを「組織的実行体制を」と読んだようでございますので訂正させていただきます。

○ 議長（西村芳成君） 上じゃ、3 段目。

○ 8 番（千頭洋一君） どうも済みません。2 ページの 3 行目の「状況等」と読まなきゃいかんところを間違っただようでございまして、「保安林となっている状況等を踏まえ、今後とも森林の公益機能を」ということに訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○ 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○ 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第 2 1 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○ 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第 3 1、意見書案第 2 2 号、地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方になくはならない国の出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。1 6 番、島岡信彦君。

○ 1 6 番（島岡信彦君） 1 6 番、島岡信彦です。

意見書案第 2 2 号、地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方になくはならない国の出先機関の存続を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。

地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方になくはならない国の出先機関の存続を求める意見書（案）

3月11日の東日本大震災では、東北地方をはじめとする広範な地域に甚大な被害を及ぼしました。現在も、現地の復旧・復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。国は自治体の職員は自らも被災者でありながら、大震災発生直後から懸命の救援にあたり、燃料確保やインフラの復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、地域における国が果たすべき責任と役割の重要性が改めて明らかになりました。

国土交通省の地域整備局や事務所等の出先機関では、大震災からの復旧・復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、昨年12月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出しようとしています。

今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震は、四国の各地域に甚大な被害を及ぼすことが想定されています。そのようななか、国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と連携し、住民の生命を守り、安心・安全を確保する責任と役割を發揮することです。

国土交通省の地方整備局や事務所等の出先機関の廃止は、国民の生命や財産を守る政府の使命に反するとともに、地方において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、国民的要求に背くものです。復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすものと言わざるを得ません。特に地震・津波・台風などの大規模な自然災害に対する防災対策など、国としての行政責任を果たすため、地方整備局や事務所等の出先機関の廃止や移管に強く反対します。

よって、政府及び関連機関におかれましては、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 南海地震などの大規模地震への対策（道路の整備、深層崩壊による天然ダムの対応などの土砂災害対策や防波堤の整備など）や、被災した場合の迅速な復旧・復興など、広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、地方整備局及び事務所等の出先機関の廃止や移管を行わないこと。

2. 国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」などを再検証し、国と地方が協力して行政サービスを行っていくために、国と地方の責任と役割を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、総務大臣 川端達夫殿、国土交通大臣 前田武志殿

高知県香美市議会議員 西村芳成

【意見書案第22号 巻末に掲載】

補足としまして、出先機関の中には国の役人の天下り先であったり二重行政の弊害がある機関もあるわけで、すべての出先機関の廃止や移管に反対するものではありません。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第22号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第22号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第32、意見書案第23号、『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 意見書案第23号、『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年12月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 矢野公昭、賛成者 同 島岡信彦

案文を朗読しまして提案理由の説明といたします。

『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）

国は、少子化対策会議において、「子ども・子育て新システムの間とりまとめについて」を決定しました。今後、必要な検討を加えて、今年度内に法案を提出し、平成25年度から可能なものから実施を目指すとしています。

この「子ども・子育て新システム」は、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担等を柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化をすすめるものです。

現行保育制度は、国と地方自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、保育に欠ける子どもの保育を受ける権利を保障して

きました。しかし、新システムは国の責任を縮小し、児童福祉法の理念を大きく後退させるものです。施設面の効率性のみを優先し、全国の施設に画一的な制度移行を押し進めることによって、地域に根ざした子育て支援や就労支援が大きく後退してしまう地域も今後出てくる可能性があります。

それぞれの地域において、子育てに関する問題は異なっており、都市部では保育所の待機児童が増えています。山間部では保育所の存続そのものが困難になっています。このことから、全国一律の制度移行には無理があり、新システムのこども園に移行することによって待機児童が減り、良い方向に向かう地域もあれば、現行の保育所・幼稚園の仕組みを存続し、現行制度を拡充させていく方が良い地域もあります。

よって国におかれましては、多様な施設が存続できるよう、地域の実情に合わせた多くの裁量権を地方に委ねることをこども指針に盛り込み、国と地方自治体の責任のもとに現行保育制度の拡充を図るよう、以下の事項について強く要望します。

記

1. 児童福祉法第2条にある「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」を遵守した制度であること。

2. 低所得世帯の負担増や直接契約制度により保護者に混乱が生じないように、就労支援について充分考慮した制度設計であること。

3. 全国一律の制度（施設）移行ではなく、地方がそれぞれの実情を考慮した制度（施設）を選択できるようにすること。また、地方や私立保育園・幼稚園が選択した各制度（施設）の間で格差や不利益が生じないように充分考慮すること。

4. 制度設計に関しては、今の取組以上に地方自治体や保育・幼児教育関係団体、保護者等から意見聴取を行い、慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿
高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第23号 巻末に掲載】

以上どうぞよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、討論がありますので、反対の方の発言を許します。

反対の方の討論ありますか。

○議長（西村芳成君） 賛成の方の討論ありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。意見書案第23号、『子ども・子育て新システム』の導入により性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）に賛成の立場で討論します。

この意見書案は、野田内閣が社会保障と税の一体改革と同時に審議、検討を加え、2013年度からの新制度実施を目指していることに対し、児童福祉法に基づく現行保育制度の拡充を求める意見書です。ここ20年来、国の規制緩和路線の中で障害者福祉や高齢者医療などが次々と制度後退、負担増になっていく中で、公立保育は最低基準の弾力化や公立保育所運営費の一般財源化など問題は含みつつも児童福祉施設最低基準が曲がりなりにも守られ、親の就労支援や乳幼児の健全な成長に寄与してきました。言い換えれば、唯一社会保障らしい形を保持した制度です。今回その公的保育制度を解体し、国と自治体の責任を保護者と園との直接契約に移行させてしまうというのが子ども・子育ての新システムです。いわば介護保険のような制度に移行してしまうというもので、保護者の大変な負担増につながっていくおそれがあります。新システムでは、直接契約制度にするだけでなく、保育所に株式会社が参入することを許し保育がただ営利のために行われるようになることもあるのではと心配されています。施設最低基準の保持が保育所経営者の意向に添うようになり、子どもの安全が最も心配されています。国は待機児童の解消のためとしていますが、新システムでは親の経済力に合わせて保育内容を決めるようになりますので、別の意味で保育を受けられない子どもが出てきます。待機児童を減らすには、認可保育所をふやす以外にありません。このような国の動きに対し、現行の保育制度を守るだけでなく充実を求めるという趣旨の意見書が、全国の地方議会に提出願いがされています。保護者や子ども、保育士さんらの願いは切実です。本意見書案は、子ども・子育て新システムの導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書となっており、新システム導入を前提としている点には賛同できませんが、児童福祉法を遵守した制度をと求めている点や新制度が国の責任を縮小させるものであることの指摘、低所得者や就労支援への配慮も読み取れることなど考慮すれば、賛成すべきものとの判断に至りました。

以上をもって、本意見書案への賛成討論といたします。

- 議長（西村芳成君） 次に、反対の討論はありますか。
- 議長（西村芳成君） ないようですので、賛成の討論はありますか。
- 議長（西村芳成君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから意見書案第23号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました申出書のとおり、会議規則第 105 条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務の調査の申し出があつております。

お諮りします。議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から申し出のとおり、実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、実施することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

12月7日に開会されました平成23年第4回香美市議会定例会は、本日までの14日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。また、9月議会定例会より各常任委員会からの継続審査となっていました平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など、10件の歳入歳出決算の認定につきましてもそれぞれ認定をされました。

一般質問につきましても13名の議員が質問され、市行政全般にわたって真剣な質問がなされましたが、今後は総括方式、一問一答方式につきましてももう少し質問の要旨を具体的に通告していただき、質問に対する答弁の内容によって再質問されるようお願いをしておきたいと思ひます。また、執行部におかれましても、一般質問で議員が質問をしたことにつきましてもはすべてということではありませんが、市行政の運営に参考にすべきことは参考にさせていただき、生かしていただきたいと思ひます。

さて、今年は3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の大津波の被災や福島第一原発事故による放射線被害で多くの方が避難を余儀なくされ、いまだに復旧、復興のめどがはっきりしない状況であります。また、台風12号や15号によって西日本、紀伊半島周辺が集中豪雨によって河川がはんらんしたり、土砂崩れなどで住宅が崩壊するなどによって多くの死者や行方不明者が出るなど大きな災害が発生しました。この1年間本当に災害の多い年でありました。

また、政治につきましても、国民の生活がどうなっていくのか先行きが不透明な状態ではありますが、一日も早く国民が安心して暮らせるような政治に推進していただきたいと思ひます。

さて、本日で第4回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

今年も残すところ10日余りとなりましたが、寒さも一段と厳しくなつてまいります

ので、議員各位並びに執行部の皆様におかれましては健康に十分留意をせられ、来年こそ輝かしい新年を迎えられますことをご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会のあいさつ前にご報告を1件申し上げます。

本日新聞報道がありましたとおり、工業団地テクノパーク1号区画に中国企業、日本法人高知油研株式会社の進出が決定をし、今月22日に県庁で進出協定を結ぶ運びとなりました。事業計画内容といたしましては、業種につきましては生産用機械器具の製造業、具体的には建設用機械などの部品の開発、製造でございます。計画の投資額としましては約10億円。生産計画としましても、操業開始1年後までに約30億円ぐらいの生産高にという計画のようでございます。また、さらにその後伸ばしていくという計画がございます。また、雇用に関しましては当初20名、そしてフル操業時には新聞には180名というふうな計画で載っております。160から180人ぐらいというふうに聞いております。公害防止計画等でございますが、排水につきましては工場排水はなしで生活排水のみでございます。処理方法は、市の環境協定に基づきまして適切に処理をしていくということになっております。また、大気、騒音、振動は特になしということで、計画としましては、平成24年の2月に用地取得を行いまして、3月に工場の工事の着手、そして操業開始は10月の1日という予定でございますが、現在スケジュールが全体的におくれておりますので若干この計画はおくれるかもわかりません。そのような予想もされております。なお、今後特に地元での、市内での雇用に対しまして強く要請、要望をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、報告を終わらせていただきます。

続きまして、閉会に当たりまして一言ごあいさつを述べさせていただきます。

12月7日に開会をいたしました平成23年第4回香美市議会定例会も、議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして提案をいたしてございました議案に対しまして慎重なる審査を得て、ここに全議案とも全員賛成のもとで決定をいただきました。まことにありがとうございました。

今議会にも13名の議員が一般質問に立たれまして、行政運営に対しましてさまざまな見地からご質問をいただきました。執行部といたしましても議員各位の貴重な意見、提言を真剣に受けとめ、今後の市政に生かしてまいらなければならないと強く感じておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いをいたします。

さて、早いもので今年も残すところわずかとなってまいりました。振り返ってみますと、この1年大変な年でございます。3月の東北地方太平洋沖地震は大津波を発生をさせ、特に宮城、福島、岩手の東北3県に未曾有の被害をもたらす多くの人命を奪うなど、原発事故を含め想定外という言葉が示すように、近代まれに見る大惨事でありました。また、台風による集中豪雨災害も発生をし、国土は無論、身も心もともに大きく傷

ついた1年であり、今復旧、復興を前に国民の1人として何ができるかを問われているときでもあります。また、自然界の持つ壮烈な猛威にいかんともしがたい無力感を味わう1年でもありました。本市でも3日間にわたって燃え続けた船谷地区の山林火災などございましたが、ほかに大きな災害や事故もなく過ごせたことは幸いに思っております。

そして、今年特に記念すべきことは、新庁舎が完成いたしましたことでもあります。合併後の大きな懸案事項でありました本庁舎の建設には、議会を初め多くの市民の皆様方のご指導、ご協力をいただきました。また、こうして分散をいたしておりました事務所が1カ所に集結をでき、庁舎の利便性が向上いたしました。今後この庁舎の真価が問われるのも職員の日ごろの職務にかかっているとっております。利用していただく市民の皆様は建ててよかったと言われるよう、信頼をされる市行政として懸命に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

結びに当たり、今年1年のご指導、ご鞭撻に改めまして心から感謝を申し上げます。そして、新年が議員の皆様方にとりまして、ますますご健勝で輝かしい年となりますことをご祈念を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 市長のあいさつが終わりました。

これをもって平成23年第4回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午後 2時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成23年第4回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等
第1日	7日（水）	本会議 会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし議案第78号、第79号、第80号、第91号並びに諮問第3号、第4号、第5号、第6号、第7号は、本会議方式で採決まで。 議案第56号から第65号までの決算議案並びに陳情第1号は、報告から採決まで。（議員協議会）
第2日	8日（木）	休 会 【一般質問通告期限（午前10時）】 議案精査のため
第3日	9日（金）	休 会 ”
第4日	10日（土）	休 会 休日、議案精査のため
第5日	11日（日）	休 会 ” ”
第6日	12日（月）	休 会 議案精査のため
第7日	13日（火）	本会議 一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	14日（水）	本会議 一般質問②（議会改革推進特別委員会）
第9日	15日（木）	本会議 一般質問③
第10日	16日（金）	本会議 議案質疑～委員会付託 各常任委員会 総務常任委員会の審査（議案第86・89・94・95・96・97・98・99号） 教育厚生常任委員会の審査（議案第82・83・84・85・87・88号） 産業建設常任委員会の審査（議案第81・90・92・93号）
第11日	17日（土）	休 会 休日、議案審査整理のため
第12日	18日（日）	休 会 ” ”
第13日	19日（月）	休 会 議案審査整理のため
第14日	20日（火）	本会議 議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案（委員会付託を省略し、説明から採決まで）

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第81号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第82号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第83号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第84号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第85号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第86号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第87号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第88号	香美市学校適正配置等審議会条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第89号	香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第90号	香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第92号	市道の路線の認定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第93号	市道の路線の変更について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第94号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第95号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第96号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第97号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第98号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第99号	蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成

発議第2号 香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の
制定について

香美市議会委員会傍聴規則（平成18年3月6日議会規則第3号）の一部を
次のように改正する。

第2条中「5人」を「10人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年12月20日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 依光美代子

賛成者 " 千頭洋一

発議第3号 香美市議会議員期末手当支給規則を廃止する規則の
制定について

香美市議会議員期末手当支給規則（平成18年3月6日議会規則第4号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年12月20日提出

香美市議会議員長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 依光美代子

賛成者 " 千頭洋一

決議案第1号

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた
関係国との協議に関する決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次の
とおり決議案を提出します。

平成23年12月20日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 千頭洋一

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に向けた
関係国との協議に関する決議（案）

本年１１月１１日、野田首相は、「ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明しました。しかしながら、ＴＰＰについては、政府からの情報提供及び、国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、各界各層から強い懸念が相次いで示されています。ＴＰＰは原則として、関税をすべて撤廃することとされており、このことは、農林水産業に壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあるとともに、食の安全が脅かされることも懸念されています。また、農林水産業だけでなく、関連産業や医療、保険、金融、雇用などに関しても国民生活に大きな影響を与えることが懸念されています。

よって、政府は、ＴＰＰ交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、協議により収集した情報を国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うことが出来るよう措置するとともに、関係国との協議の際、国益を損なうことが明らかになった場合には、ただちに関係国との協議を中止し、ＴＰＰ交渉を見送ることを強く求めるものです。

以上、決議します。

平成２３年１２月２０日

高知県香美市議会

決議案第2号

議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成23年12月20日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 矢野公昭

賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫 賛成者 香美市議会議員 前田泰祐

賛成者 " 山本芳男 賛成者 " 小松紀夫

賛成者 " 石川彰宏 賛成者 " 千頭洋一

賛成者 " 山崎眞幹 賛成者 " 織田秀幸

賛成者 " 利根健二 賛成者 " 比与森光俊

賛成者 " 依光美代子 賛成者 " 爲近初男

賛成者 " 竹平豊久 賛成者 " 有元和哉

議場に国旗及び市旗を掲揚する決議（案）

香美市は、核廃絶と世界平和を強く願い、国際交流を推進し、活力ある市を目指しています。

今後の、国際社会において、本市も諸外国との国際交流を充実し、友好を深め、平和を築くためには、相互の文化や伝統を尊重することはもとより、国民が国旗及び国歌に敬意を表することは当然のことです。

また、我々市議会議員は、郷土を愛し、郷土発展のため、市民の代表としての責務を果たす決意を込めて市旗を尊重します。

よって、本市議会は、その意思を明確に表するため、議場に国旗及び市旗を掲揚することを決議します。

平成23年12月20日

高知県香美市議会

意見書案第 1 4 号

国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 4 5 % に
戻すことを求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣
並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 竹 平 豊 久

賛成者 " 山 崎 龍太郎

国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 4 5 % に
戻すことを求める意見書（案）

国民皆保険制度がスタートして以来 4 0 数年を経て、現在国保には国民
の約 4 割が加入しています。

近年、国保加入者の平均所得は低下し、それに伴い国保料（税）の滞納
世帯が急増しており、2 0 0 8 年 6 月の厚生労働省の発表では全国で 4 5
3 万世帯・2 0 . 9 %、となっています。滞納世帯の資格証明書や短期保
険証の発行も増加し、病気になっても医療が受けられず手遅れで死に至る
事例も増加しています。

このような事態を招いたのは、1 9 8 4 年からの国による国庫助成金を
引き下げたことが決定的な要因になっています。国は同年、被保険者の保
険料と保険者による拠出金のみを財源とする退職者医療制度を創設すると
ともに、国保財源の国庫補助を医療費ベースで 4 5 % から 3 8 . 5 % へと

削減しました。このため市町村では国保財政の悪化を補うため国保料（税）を増額せざるを得なくなりました。また、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984年の49.8%から2005年の30.6%へと激減しました。

以上のような経過の中で、国庫負担の削減に伴う住民負担は増大し続け、「払いたくても払えない」国保料（税）となり、国保料（税）の値上げ、滞納世帯の増加、国保料（税）の収納率の低下、国の交付金削減、国保会計赤字の拡大という悪循環に陥り、自治体の国保財源は、自治体だけの努力では解決できない危機的状況にあります。

国保法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定されており、国が当然責任を持って援助し、国保料（税）が払えず、治療が受けられないような事態が生ずるなどあってはならない制度です。

このように、高すぎる国保料（税）を抜本的に解決し、国民皆保険制度を維持するためには、国民健康保険財政への国庫負担割合を1984年当時の医療費総額の45%に戻すことがどうしても必要です。

国は、国民の命を守るというもっとも基本的な視点に立った政策を実行し、国民が安心して暮らせる制度確立こそ国の責務です。

よって、国民皆保険制度を維持するために、国民健康保険財政への国庫負担割合を1984年当時の医療費総額の45%に戻すよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
法務大臣	平岡秀夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
厚生労働大臣	小宮山洋子	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 15 号

年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 千頭洋一

年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書（案）

厚生労働省は年金の受給開始年齢を 68～70 歳に引き上げる改革案を社会保障審議会年金部会に提示しました。また、少子化や高齢化の進展に併せて、年金額を自動的に削減するマクロ経済スライドを物価の下落時にも発動し、物価水準の下落以上に年金給付額を削減しようとしています。

2004 年にマクロ経済スライドが導入されましたが、物価や賃金の上昇時に限るなど、手取りの額面は減らないルールを設けました。マクロ経済スライド導入後、物価や賃金は一貫して下落し続けたため、厚労省はマクロ経済スライドを発動することができず、年金を物価の下落水準以上には引き下げられないできました。

年金支給の開始年齢の引き上げやマクロ経済スライドの導入による年金給付の削減は、高齢者の安心な生活を脅かすものです。

よって、政府におかれては、高齢者の生活基盤を保障するために、年金支給の開始年齢を引き上げないこと、また年金給付額を削減するマクロ経済スライドを中止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
法務大臣	平岡秀夫殿
財務大臣	安住淳殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 16 号

介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 千頭洋一

介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書（案）

平成 21 年の介護保険報酬改定では、深刻な人材不足と経営危機打開を目的に、初めて介護報酬の引き上げが行なわれました。さらに介護従事者の処遇を改善するために「臨時特例交付金制度」も作られました。

しかし現実には、介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が依然として続いています。同交付金は 3 年間の時限措置であり、現在、政府においてその後の対応等が検討されているところですが、高齢化社会の進行に対応するためにも、介護従事者の処遇改善は引き続き重要な課題です。

よって、政府におかれましては、介護職員処遇改善交付金を平成 24 年度以降も継続するよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 17 号

政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを
求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣
並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 片岡守春

賛成者 " 濱田百合子

賛成者 " 山崎龍太郎

政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを
求める意見書（案）

政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景に「政治改革」関連
法で小選挙区制とセットで、企業・団体献金も自粛する流れの中で導入さ
れ、1995 年に実施されてから昨年までの 16 年間で 5038 億円の巨
費に達しています。

ところが、現在、政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や
団体からの献金を受け取るようになっています。企業・団体献金を受け取
りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものです。

昨年 1 年間の政党助成金支給総額は、319 億 4200 万円にのぼりま
す。民主党は 171 億 516 万円、自民党は 102 億 6381 万円で、党
本部に占めるその割合は民主党 83.8%、自民党 70.9% となってい
ます。政党の財政の主要な部分が公費によって賄われているような現状は、
政党が国民から遊離し、政治家が国民目線を忘れて墮落し、国民の政治離
れを作り出しているともいえます。

また、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残高を44億円（09年の残高）も貯めこみ、飲み食いや有力議員に分配されたという報道さえあります。国民の税金は、本来、教育や医療など国民のために使うべきです。国民の多くが貧困に苦しんでいる時に、政党が税金を食いつぶすのは犯罪的ですらあります。

3月11日発生した東日本大震災は、1万人を超える死者や津波による壊滅的な被害だけでなく、原発事故の収束見込みさえない状態の中で、塗炭の苦しみを強いられている多くの被災者を思うとき、ますますその念を強く持つものです。

施行後16年の節目を迎えている政党助成金制度について、きちんと検証するとともに、この際、廃止の方向を明確に打ち出してこそ、国民の政治への信頼を取り戻すことができると信じます。

よって、政府におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1、違法性の高い残金基金は直ちに返納手続きを進めるとともに、平成23年度以降についてはこの制度を廃止すること。
- 2、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者救援に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
法務大臣	平岡秀夫殿
財務大臣	安住淳殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 18 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡 信彦

賛成者 " 依光 美代子

賛成者 " 千頭 洋一

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

東日本大震災によって東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心とした復興が求められます。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が地域のセーフティネットとして果たす役割は、ますます重要となっています。特に、地域経済の活性化と雇用対策の充実が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつく、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2011 年度政府予算では、地方交付税について、総額 17.5 兆円を確保しており、2012 年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011 年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が必要であると考えます。

よって、国におかれましては、2012 年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、次のとおり対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、防災・減災対策の拡充、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
東日本大震災復興対策担当大臣	平野達男殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 19 号

J R 四国等の経営安定化に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡 信彦

賛成者 " 依光 美代子

賛成者 " 千頭 洋一

J R 四国等の経営安定化に関する意見書（案）

昭和 62 年 4 月に国鉄が分割・民営化され、J R 7 社が誕生し、J R 三島会社（四国旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から経営赤字は避けることができないとして、J R 三島各社に経営安定化基金が設けられ、その運用益と固定資産税の特例措置等による負担軽減によって営業赤字を補てんする措置が行われてきました。

本市に大きく関係のある J R 四国及び J R 四国バス等グループ企業（以下「J R 四国など」と略す）は、これまでさまざまな増収策や経費削減策に取り組むなどの経営努力を行ってきたものの、四国島内の景気低迷や人口減少などの影響により、運輸収入が減少傾向にあるとともに、経営基盤を支える経営安定化基金についても、このたびの「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の一部改正により、新たな支援措置が図られたと

ころですが、低金利の長期化により、運営益の確保が困難となるなど、依然として厳しい経営環境に置かれています。

このような中で、J R 四国などの J R 三島会社・貨物会社の経営安定のために行われている税制面での支援措置が、平成 23 年度末で期限切れを迎えようとしており、こうした措置が廃止されることになれば、経営が逼迫し、ひいては路線の廃止や便数の大幅な減少、運賃改定などによって利用者や地域住民への影響が懸念されます。

今後とも J R 四国など及び J R 貨物が利用者の期待に応えて、快適で安全・安心な地域の足として、また、重要な物流を担う運送機関として、現在の路線を維持・確保するとともに、運輸サービスの向上や安全対策を強化していくためには、経営基盤の安定が重要であります。

よって、国におかれましては、これらの現状を踏まえ、次の税制特別措置の継続について、次年度の税制改正において実現されるよう、強く要望します。

記

1. J R 四国などの三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税の特例措置（承継特例、三島特例）の適用期限を継続すること。
2. 第三セクター鉄道を含む鉄道事業者における列車の動力源に供する軽油の引き取りについて、軽油引取税を課税免除とする措置を継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
内閣官房長官	藤村修	殿
国家戦略担当大臣	古川元久	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 20 号

消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 千頭洋一

消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書（案）

消防救急無線は、地震や災害発生時に応援出動した緊急消防援助隊の配備や連絡調整するための情報手段として必要不可欠な通信設備となっています。

この消防救急無線は、平成 28 年 5 月末にアナログ波からデジタル波への移行の期限になっており、いつ起こるかわからない災害に備えての円滑な移行は当然行わなければなりません。しかし、そのためには各市町村において、新たな基地局の設置や無線機器の整備などに多額の費用負担が必要となります。

香美市は地形的にも中山間地を多く抱えており、周波数帯変更によって大幅に不感地帯が増えることから、現状レベルを維持するには、通常よりも多くの基地局を設置する必要があります。デジタル化に係る施設整備費用は高額となります。市町村は財政状況が厳しい中で、今後、南海地震対策などを加速

して進める必要があり、財政負担の大幅な軽減をしなければデジタル化への円滑な移行が難しい状況が生まれています。

よって、国におかれましては、円滑な移行を推進するため、市町村に対して、次の財政支援を行うよう強く要望します。

記

1. 消防救急無線のデジタル化整備における財政支援については、予算枠の拡大や補助率の引き上げなど、地方の実情に応じた対応が可能となるような十分な財政措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
消防庁長官	久保信保殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 2 1 号

治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運営体制等の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 千 頭 洋 一

賛成者 " 島 岡 信 彦

賛成者 " 依 光 美代子

治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運営体制等の確保を求める意見書（案）

近年、台風や異常気象による局地的集中暴雨により、甚大な災害が発生しています。特に、本年は 5 月の台風 2 号、7 月の台風 6 号、9 月の台風 9 号、台風 1 5 号などは、四国東南部に相次いで上陸するなど、高知県東部や徳島県南部、紀伊半島南部の奈良県や和歌山県に極めて甚大な被害をもたらしました。そこで、1 日も早い復旧、復興が望まれると同時に、これまで以上に計画的、かつ着実な治山対策が必要になっています。

また、「森林・林業再生プラン」の実現に向け、効率的な森林生産基盤を確立するため、森林経営計画の確実な推進とともに、一層の路網整備が必要となっています。そのためには、森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と拡充が強く求められています。

一方、国有林野事業については、一般会計化の方向性が示されていますが、この検討に当たっては、国有林が脊梁山脈や奥地水源林に広がっていること、またその9割が保安林となっている状況等を踏まえ、今後とも森林の公益機能を十分発揮させるよう、管理、運営する必要があります。

よって、国におかれましては、次の事項について確保されるよう強く要望します。

記

1. 国民の安全・安心な暮らしを守る治山対策の推進のため、治山事業費について、平成23年度補正予算の十分な確保と平成24年度予算の大幅な増額を行うこと。
2. 「森林・林業再生プラン」の推進のための路網整備予算の十分な確保など、森林整備加速化・林業再生基金事業の拡充強化すること。
3. 国有林の国による一体的な管理運営と組織等実行体制の確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 22 号

地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方になく
てはならない国の出先機関の存続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並
びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 千頭洋一

地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方に
なくてはならない国の出先機関の存続を求める意見書（案）

3 月 11 日の東日本大震災では、東北地方をはじめとする広範な地域に甚
大な被害を及ぼしました。現在も、現地の復旧・復興に向けた取り組みが懸
命に進められ、支援は全国各地に広がっています。国や自治体の職員は自ら
も被災者でありながら、大震災発生直後から懸命の救援にあたり、燃料確保
やインフラの復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支え
ています。今回の大震災では、地域における国が果たすべき責任と役割の重
要性が改めて明らかになりました。

国土交通省の地方整備局や事務所等の出先機関では、大震災からの復旧・
復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方出先機関が本省と
一体となって役割を発揮しています。しかし、政府は「地域主権改革」を声
高に主張し、昨年 12 月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、

来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出しようとしています。

今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震は、四国の各地域に甚大な被害を及ぼすことが想定されています。そのようななか、国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と連携し、住民の生命を守り、安心・安全を確保する責任と役割を發揮することです。

国土交通省の地方整備局や事務所等の出先機関の廃止は、国民の生命や財産を守る政府の使命に反するとともに、地方において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、国民的要求に背くものです。復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすものと言わざるを得ません。特に地震・津波・台風などの大規模な自然災害に対する防災対策など、国としての行政責任を果たすため、地方整備局や事務所等の出先機関の廃止や移管に強く反対します。

よって、政府及び関連機関におかれましては、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 南海地震などの大規模地震への対策（道路の整備、深層崩壊による天然ダムの対応などの土砂災害対策や防波堤の整備など）や、被災した場合の迅速な復旧・復興など、広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、地方整備局及び事務所等の出先機関の廃止や移管を行わないこと。
2. 国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」などを再検証し、国と地方が協力して行政サービスを行っていくために、国と地方の責任と役割を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	安住淳	殿
総務大臣	川端達夫	殿

国土交通大臣 前田 武志 殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第 23 号

『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 〃 矢野公昭

賛成者 〃 島岡信彦

『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）

国は、少子化対策会議において、「子ども・子育て新システムの間とりまとめについて」を決定しました。今後、必要な検討を加えて、今年度内に法案を提出し、平成 25 年度から可能なものから実施を目指すとしています。

この「子ども・子育て新システム」は、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担等を柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化をすすめるものです。

現行保育制度は、国と地方自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、保育に欠ける子どもの保育を受ける権利を保障してきました。しかし、新システムは国の責任を縮小し、児童福祉法の理念を大きく後退させるものです。施設面の効率性のみを優先し、全国の施設に画一的な

制度移行を押し進めることによって、地域に根ざした子育て支援や就労支援が大きく後退してしまう地域も今後出てくる可能性があります。

それぞれの地域において、子育てに関する問題は異なっており、都市部では保育所の待機児童が増えていますが、山間部では保育所の存続そのものが困難になっています。このことから、全国一律の制度移行には無理があり、新システムのこども園に移行することによって待機児童が減り、良い方向に向かう地域もあれば、現行の保育所・幼稚園の仕組みを存続し、現行制度を拡充させていく方が良い地域もあります。

よって国におかれましては、多様な施設が存続できるよう、地域の実情に合わせた多くの裁量権を地方に委ねることをこども指針に盛り込み、国と地方自治体の責任のもとに現行保育制度の拡充を図るよう、以下の事項について強く要望します。

記

1. 児童福祉法第2条にある「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」を遵守した制度であること。
2. 低所得世帯の負担増や直接契約制度により保護者に混乱が生じないように、就労支援について充分考慮した制度設計であること。
3. 全国一律の制度（施設）移行ではなく、地方がそれぞれの実情を考慮した制度（施設）を選択できるようにすること。また、地方や私立保育園・幼稚園が選択した各制度（施設）の間で格差や不利益が生じないように充分考慮すること。
4. 制度設計に関しては、今の取組以上に地方自治体や保育・幼児教育関係団体、保護者等から意見聴取を行い、慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月20日

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 平田健二 殿
内閣総理大臣 野田佳彦 殿

財 務 大 臣 安 住 淳 殿
厚 生 勞 働 大 臣 小 宮 山 洋 子 殿

高 知 県 香 美 市 議 会 議 長 西 村 芳 成

平成23年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第56号	平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第57号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第58号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第59号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第60号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第61号	平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第62号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第63号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第64号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第65号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	23.12.7
議案第78号	平成23年度香美市一般会計補正予算（第3号）	可決	23.12.7
議案第79号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	23.12.7
議案第80号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	23.12.7
議案第81号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決	23.12.20
議案第82号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	可決	23.12.20
議案第83号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	可決	23.12.20

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 84 号	平成 23 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）	可 決	23. 12. 20
議案 第 85 号	平成 23 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	可 決	23. 12. 20
議案 第 86 号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 87 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 88 号	香美市学校適正配置等審議会条例の制定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 89 号	香美市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例の制定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 90 号	香美市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 91 号	市有財産の無償貸付けについて	可 決	23. 12. 7
議案 第 92 号	市道の路線の認定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 93 号	市道の路線の変更について	可 決	23. 12. 20
議案 第 94 号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 95 号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 96 号	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 97 号	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 98 号	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可 決	23. 12. 20
議案 第 99 号	菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可 決	23. 12. 20
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適 任	23. 12. 7

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	23.12.7
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	23.12.7
諮問 第 6 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	23.12.7
諮問 第 7 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	23.12.7
発議 第 2 号	香美市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	可決	23.12.20
発議 第 3 号	香美市議会議員期末手当支給規則を廃止する規則の制定について	可決	23.12.20
決議案 第 1 号	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議案について	可決	23.12.20
決議案 第 2 号	議場に国旗及び市旗を掲揚することを求める決議案について	可決	23.12.20
意見書案 第 14 号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 45%に戻すことを求める意見書の提出について	否決	23.12.20
意見書案 第 15 号	年金支給開始年齢引き上げなどを行わないよう求める意見書の提出について	可決	23.12.20
意見書案 第 16 号	介護職員処遇改善交付金制度の継続を求める意見書の提出について	可決	23.12.20
意見書案 第 17 号	政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の提出について	否決	23.12.20
意見書案 第 18 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	可決	23.12.20
意見書案 第 19 号	J R 四国等の経営安定化に関する意見書の提出について	可決	23.12.20
意見書案 第 20 号	消防救急無線のデジタル化の整備に係る財政支援についての意見書の提出について	可決	23.12.20
意見書案 第 21 号	治山事業予算・森林整備加速化事業予算・国有林の強固な管理運営体制等の確保を求める意見書の提出について	可決	23.12.20
意見書案 第 22 号	地方整備局や事務所等のうち大規模災害への対応など、地方になくてはならない国の出先機関の存続を求める意見書の提出について	可決	23.12.20

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
意見書案 第 23 号	『子ども・子育て新システム』の導入による性急な保育制度の移行に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について	可 決	23. 12. 20

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
陳情 第 1 号	小学校バス通学費補助について	不採択	23. 12. 7